

平成24年第4回（12月）伊豆市議会定例会会議録目次

第 1 号 （11月27日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	2
○出席議員	2
○欠席議員	2
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	2
○職務のため出席した者の職氏名	2
○開会宣告	3
○開議宣告	3
○議事日程説明	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○諸般の報告	4
○行政報告	4
○議案第91号の上程、説明、質疑、討論、採決	6
○議案第92号の上程、説明、質疑、討論、採決	10
○議案第93号～議案第97号の上程、説明	13
○議案第98号～議案第107号の上程、説明	22
○議案第108号、議案第109号の上程、説明	31
○議案第110号の上程、説明、質疑、討論、採決	33
○散会宣告	35

第 2 号 （11月29日）

○議事日程	37
○本日の会議に付した事件	37
○出席議員	37
○欠席議員	37
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	37
○職務のため出席した者の職氏名	37
○開議宣告	38
○議事日程説明	38
○一般質問	38
木村建一君	38

杉山 誠 君	5 3
森 良 雄 君	6 4
西 島 信 也 君	8 2
小長谷 順 二 君	9 4
小長谷 朗 夫 君	1 0 2
山 下 尚 之 君	1 0 6
○延会宣告	1 1 9

第 3 号 (11月30日)

○議事日程	1 2 1
○本日の会議に付した事件	1 2 1
○出席議員	1 2 1
○欠席議員	1 2 1
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	1 2 1
○職務のため出席した者の職氏名	1 2 1
○開議宣告	1 2 2
○一般質問	1 2 2
大 川 明 芳 君	1 2 2
三 田 忠 男 君	1 3 0
永 岡 康 司 君	1 4 2
○散会宣告	1 5 6

第 4 号 (12月4日)

○議事日程	1 5 7
○本日の会議に付した事件	1 5 8
○出席議員	1 5 8
○欠席議員	1 5 8
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	1 5 8
○職務のため出席した者の職氏名	1 5 8
○開議宣告	1 5 9
○議事日程説明	1 5 9
○景観行政団体指定の報告	1 5 9
○議案第93号の質疑、委員会付託	1 5 9
○議案第94号～議案第97号の質疑、委員会付託	1 7 7
○議案第98号～議案第107号の質疑、委員会付託	1 7 9

○議案第108号及び議案第109号の質疑、委員会付託	187
○日程の追加	194
○議案第111号の上程、説明、質疑、討論、採決	194
○散会宣告	212

第 5 号 (12月14日)

○議事日程	215
○本日の会議に付した事件	216
○出席議員	216
○欠席議員	216
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	216
○職務のため出席した者の職氏名	216
○開議宣告	217
○議事日程説明	217
○議案第93号の委員長報告、質疑、討論、採決	217
○議案第94号～議案第97号の委員長報告、質疑、討論、採決	225
○議案第98号～議案第107号の委員長報告、質疑、討論、採決	228
○議案第108号及び議案第109号の委員長報告、質疑、討論、採決	235
○日程の追加	243
○発議第13号の上程、説明、質疑、討論、採決	243
○閉会宣告	244
○署名議員	245

平成24年第4回（12月）伊豆市議会定例会

議事日程（第1号）

平成24年11月27日（火曜日）午前9時30分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 議案第 91号 専決処分の報告及びその承認について（平成24年度伊豆市一般会計補正予算（第4回））
- 日程第 6 議案第 92号 伊豆市監査委員の選任について
- 日程第 7 議案第 93号 平成24年度伊豆市一般会計補正予算（第5回）
- 日程第 8 議案第 94号 平成24年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算（第2回）
- 日程第 9 議案第 95号 平成24年度伊豆市簡易水道事業特別会計補正予算（第2回）
- 日程第10 議案第 96号 平成24年度伊豆市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2回）
- 日程第11 議案第 97号 平成24年度伊豆市上水道事業会計補正予算（第2回）
- 日程第12 議案第 98号 伊豆市職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第13 議案第 99号 伊豆市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第100号 伊豆市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第101号 伊豆市債権管理条例の制定について
- 日程第16 議案第102号 伊豆市が管理する市道の構造の技術的基準等を定める条例の制定について
- 日程第17 議案第103号 伊豆市準用河川における管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について
- 日程第18 議案第104号 伊豆市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第19 議案第105号 伊豆市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について

- 日程第20 議案第106号 伊豆市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第21 議案第107号 伊豆市学校給食調理場条例の一部改正について
- 日程第22 議案第108号 公の施設の指定管理者の指定について（天城ふるさと広場）
- 日程第23 議案第109号 公の施設の指定管理者の指定について（修善寺体育館・修善寺グラウンド）
- 日程第24 議案第110号 友好都市の提携について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1番	永岡康司君	2番	三田忠男君
3番	小長谷朗夫君	4番	山下尚之君
5番	山田元康君	6番	青木靖君
7番	大川明芳君	8番	梅原正次君
9番	小長谷順二君	10番	西島信也君
11番	森島吉文君	12番	杉山誠君
13番	室野英子君	14番	森良雄君
15番	飯田正志君	16番	木村建一君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	菊地豊君	副市長	大石勝彦君
教育長	勝呂信正君	総務部長	鈴木伸二君
市民環境部長	河野英世君	健康福祉部長	大城栄一君
観光経済部長	杉山健太郎君	建設部長	佐藤喜好君
教育委員会 事務局 長	大川覚君	会計管理者	鈴木守正君

職務のため出席した者の職氏名

事務局 長	森修司	次 長	飯田勝久
主 幹	稲村栄一		

開会 午前 9時31分

◎開会宣告

○議長（飯田正志君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成24年第4回伊豆市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

◎開議宣告

○議長（飯田正志君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程説明

○議長（飯田正志君） 議案説明のため、地方自治法第121条の規定により、市長以下関係職員の出席を求めましたので、御報告申し上げます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（飯田正志君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、議長において指名いたします。7番、大川明芳議員、8番、梅原正次議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（飯田正志君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

今定例会の会期は、本日から12月14日までの18日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田正志君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月14日までの18日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付してあります日程表のとおりでございます。御了承願います。

次に、休会日についてお諮りします。

本定例会における休会日は、会期日程表に記されたとおりにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田正志君） 異議なしと認めます。

よって、休会日は会期日程表に記されたとおりとすることに決しました。

◎諸般の報告

○議長（飯田正志君） 日程第3、諸般の報告を行います。

まず、監査委員からの法に基づく例月出納検査結果報告の写し並びにその他議長等の会議・出張等につきましては、お手元に配付した資料のとおりであります。

次に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定による「平成23年度伊豆市教育委員会自己点検・評価報告書」につきましては、法に基づき教育委員会委員長から議長に提出がありましたので、お手元に配付いたしました。

次に、静岡県保険医協会から提出された「保険で良い歯科医療の実現を求める意見書採択に関する陳情のお願い」につきましては、議員控室に掲示させていただきましたので、御了承願います。

また、伊豆の国市議長から提出依頼のありました「伊豆中央道・修善寺道路の早期無料化と江間交差点のフルインターチェンジ化を求める意見書」及び新日本婦人の会中伊豆支部支部長河村千鶴子氏から依頼のありました「オスプレイ配備と低空飛行訓練の撤回を求める意見書採択に関する陳情」の2件につきましては、第1委員会に審査を付託いたします。

以上で報告を終わります。

続きまして、一部事務組合議会議員から議会報告の申し出がありましたので、これを許します。

伊豆市沼津市衛生施設組合議会について。

13番、室野英子議員。

〔13番 室野英子君登壇〕

○13番（室野英子君） 13番、室野です。

伊豆市沼津市衛生施設組合議会の平成24年第1回臨時議会が、去る11月19日午後3時より伊豆市役所当議場において開催されました。

議題は、副議長の選挙及び監査委員の選任についてでありました。

選挙により、副議長には永岡康司議員、また監査委員には小長谷朗夫議員が選任されたことを御報告いたします。

以上です。

○議長（飯田正志君） 以上で諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（飯田正志君） 日程第4、行政報告を行います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 皆さん、おはようございます。

平成24年第4回伊豆市議会定例会に臨み、行政報告を申し上げます。

まず、第36回全国育樹祭について。

11月10日、第36回全国育樹祭のお手入れ行事が西天城高原にて行われました。議員の皆様にも特別奉送迎に御列席いただきましたが、当日は秋晴れの天候に恵まれ、皇太子殿下には天皇、皇后両陛下がお手植えあそばされましたヒメシヤラ、ヤマボウシの両木をつつがなくお手入れ賜りました。また、昼食におかれては、湯ヶ島の5つの旅館の料理長合作によるお食事を差し上げ、同じく5旅館のおかみさんたちにおもてなしいただきました。両陛下がお手植えされた木を皇太子殿下がお手入れされるという、まさに我が国の森を世代を継いで大切に守っていくというすばらしい行事であったと思います。本大会の成功に向けて準備段階から御支援いただいた市民の皆様に、厚く感謝申し上げます。

なお、その後、皇太子殿下は、だるま山のレストハウスで休憩なさいました。そのとき、富士山が雲に隠れていて、お立ちのときに少し顔を出されたそうです。それを確認をしました市の職員が、その日の朝、撮影しました写真を後日、宮内庁にお送りしましたところ、侍従長を通じて皇太子殿下からお礼の御連絡をいただきました。あわせて御報告申し上げます。

次に、平塚市との友好都市協定について。

議案としても上程されていますが、このたび、平塚市と友好都市協定を締結することといたしました。天城湯ヶ島町の時分に、天城ふるさと広場の一部として山荘と体育館を建設していただいたときからのおつき合いが、平塚七夕まつりに天城連峰太鼓が招待されるという形で継続しておりました。私が市長に就任して以降、市議会や市民も含めた相互交流が再び活性化し、友好都市協定を締結するまでに至りました。この機会に、災害時相互応援協定も締結させていただく予定になっております。今後ますます、平塚市との市民交流、文化交流などを深めてまいりたいと考えています。

次に、コミュニティFM「FM・I S」について。

9月議会において、1億3,000万円の開設経費補助金を承認いただきました「FM・I S」について、発起人会において社長候補を公募したところ1名の応募があり、同会で面接した結果、株式会社ワーキング・ヘッズ・アドバンスの代表取締役桜田賢介氏に内定されました。桜田氏は御自分の会社を沼津市から伊豆市に移転するとともに、自身も御家族ともども梅木に移住された方です。

FM・I Sは、かつて伊豆中央農協が運営していた有線放送を電波によって復活させるとともに、同報無線の一部の機能を代替させ、地域コミュニティの活性化を目的とする事業でございます。年内に資本金2,000万円の出資者を募り、年明け早々に運営会社を設立、来年4月の開局を目指しています。議員の皆様にも、本事業の特質を御理解いただいた上で、御支援賜りますようよろしくお願い申し上げます。

次に、県道223号線、いわゆる県道富士山線について。

駿河湾フェリーの航路が、「県道223号線」として認定される運びとなりました。伊豆半島各市町の強い要望に県議会と知事がこたえていただいたもので、駿河湾にそびえ立つ富士山を望みながら1時間の海路をつなぐフェリーにまさにふさわしい県道番号だと思います。今後は、県と駿河湾周辺市町が力を合わせて利用促進に努めてまいります。まずは、中京圏及び関西圏に対する誘客プロモーションと富士山静岡空港を經由してのインバウンド推進に、伊豆半島の他の市町と力を合わせて取り組みます。

汚泥再生処理施設の建設について。

汚泥再生処理施設の建設について4社からの応募があり、21日に審査会を開催して応募内容を審査した結果、クボタ環境サービス株式会社に決定しました。今後は詳細な設計を行い、来年6月ころに着工し、平成27年3月までの完成を目指します。

最後に、中伊豆荘跡地の売却について。

中伊豆荘跡地売却を公募したところ、1件の応募がありました。提案者は、佐賀県の武雄市で武雄センチュリーホテルを経営されております株式会社ミロクリゾートで、提案内容も美術館を併設したリゾートホテルであり、万天の湯及びテニスコートを改修して活用する計画も含まれており、市の方針に合致したものになっています。あらかじめ地元地区である菅引、中原戸、原保、戸倉野の4地区の役員の方々にも御説明させていただき、また売却にかかわる審査会においても売却を承認する意見であったことから、今後、議会での議決をいただいた後、年度内に売却したいと考えております。

以上、報告申し上げます。

○議長（飯田正志君） 以上で行政報告を終わりました。

◎議案第91号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（飯田正志君） 日程第5、議案第91号 専決処分の報告及びその承認について（平成24年度伊豆市一般会計補正予算（第4回））を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第91号について提案理由を申し上げます。

一般会計予算を歳入歳出それぞれ2,500万円増額し、総額を162億1,810万円とする専決処分の報告とその承認を求めるものでございます。

平成24年11月16日に衆議院が急遽解散し、12月4日公示、16日執行される衆議院議員総選挙に向け、その準備に早期に取り組むため、専決にて補正予算を定めたものでございます。

詳細については、担当する部長に説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（飯田正志君） これをもって提案理由の説明を終わります。

提案理由の説明に関して、補足説明の申し出がありますので、これを許します。
総務部長。

〔総務部長 鈴木伸二君登壇〕

○総務部長（鈴木伸二君） おはようございます。

それでは、私のほうから議案第91号 専決処分の一般会計補正予算（第4回）につきまして、補足説明をさせていただきます。

ただいま、市長のほうからも申し上げましたとおり、16日投票、4日公示の16日投票。この日程が決まりまして、入場券、掲示板、備品等発注を早急に実施する必要がございましたので、専決処分とさせていただきます。

議案のほう、3ページをごらんいただきたいと思います。

専決処分書でございます。

ただいま、市長のほうからも御報告をさせていただいたとおり、2,500万円を増額して、歳入歳出予算の総額をそれぞれ162億1,810万円とするものでございます。

それでは、その内容につきまして説明をさせていただきます。

まず、歳入につきましては6ページ、7ページをごらんいただきたいと思います。

衆議院議員選挙の委託金、これは国のほうから参り、県のほうから経由してまいります、2,500万円全額がこの委託金で賄われるものとなっております。

続きまして、歳出でございます。

8ページ、9ページ、ここから御説明をさせていただきます。

まず、1款の報酬でございますが、こちらにつきましては、投票管理者、これは28カ所の投票所と期日前投票、これにかかわります総人数、54人分になります。64万2,000円でございます。

それから、01-04投票立会人の報酬、これにつきましては、28カ所ございます投票所3人ずつでございます。84人になります。これに期日前投票の52人を加えた人数となります。

それから、01-05開票立会人でございますが、こちらにつきましては、比例と小選挙区2つございますので、それぞれ10人ずつの2ということで20人になります。

それから時間外手当、98万8,000円、これが一番多くなっておりますが、投開票事務、延べ人数にしますと320人ぐらいになりますが、この職員にかかります時間外手当及び事務手続を進めるに当たっての時間外手当ということになっております。

それから7節の賃金、98万8,000円でございます。こちらにつきましては、期日前投票で事務をお願いしてございます臨時職員、これにかかわる賃金でございます。

それから8節の報償費、22万8,000円でございますが、こちらにつきましては、協力者謝礼といたしまして、掲示板の設置をお願いしてございます、協力をされた方に謝礼をお支払いするもの、あるいは明るい選挙推進協議会の謝礼としまして、選挙公報等を行っていただきますので、こういった方への謝礼を計上させていただいております。

それから12節役務費、271万9,000円ございます。この中で12-12調整手数料、94万円というのがございます。これは現在、機械、器具でございますけれども、枚数計算機、あるいは読み取り分類機、こういったものを使っておりますが、これらの機械の調整、そういったものに係る委託手数料でございます。

それから委託料の75万円でございますが、主なものといたしましては、選挙の看板を立てたり撤去したりする業務、これをシルバー人材センターのほうに委託をしてございます。65万円となっております。

それから使用料及び賃借料、93万7,000円ございます。14-42、一番下になります、ポスター掲示板借上料。今、ポスターの掲示板は、リサイクルといいますか、借りてまた返すという形で借り上げをしてございます。173枚予定をしております。このうち20枚は予備となっております。

次のページ、10ページ、11ページをごらんいただきたいと思います。

事務備品購入費463万2,000円となっております。これは、現在使用しております読み取り分類機、これが紙詰まり等のふぐあいが頻繁に生じますので、新しく買いかえたいということで予定をしております。また、当日投票システム、これはプログラムになりますが、こういったものを買入れ、購入を予定しておる経費でございます。合わせまして総額2,500万円ということで、これは県からの委託金の中で購入をさせていただきますが、最終的には選挙経費が決まってまいりますので、それによりまして若干の差異が生じることになると思います。

以上、衆議院選挙に伴います専決処分をさせていただいた予算の御説明をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（飯田正志君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑がありますので、これより暫時休憩をいたします。

この休憩中に質疑のある議員は、通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午前 9時49分

再開 午前 9時50分

○議長（飯田正志君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから議案第91号について質疑を行います。

14番、森良雄議員。

〔14番 森 良雄君登壇〕

○14番（森 良雄君） 14番、森良雄です。

議案第91号 専決処分の報告及びその承認について（平成24年度伊豆市一般会計補正予算（第4回））について質問させていただきます。

専決処分の報告及びその承認について、専決の理由、議会を開くことができなかつたのかどうかお伺いしたい。

また、ただいま説明がありましたけれども、調整手数料、ポスター掲示板借上料、事務備品購入費の内容の説明をお願いしたい。ポスター掲示板借り上げについては、既にどこから借り上げるのか決まっているものだと思いますので、お伺いをしたい。それから調整手数料と事務備品購入費、これ関連をするのかどうなのか。計数器、読み取り機ですか、これらを調整するために94万円かけているわけですね。ところが、また一方では、新規に何か読み取り機とか計数器、購入するのかどうなのか、その辺の関連についてお伺いいたします。

○議長（飯田正志君） 答弁願います。

総務部長。

〔総務部長 鈴木伸二君登壇〕

○総務部長（鈴木伸二君） まず、専決する理由ということで、これはあの4日の公示に入場券、あるいは掲示板等間に合わせる必要があった。また、そういった期間が16日の解散ということで、翌日から休みが入っております、期間的に発注するのに予算がないと発注もできない、依頼もできない、そういう状況がございましたので、専決処分ということでさせていただきます。

それから、まず調整手数料ということでございましたけれども、枚数計算器と読み取り分類機というものを使っております。現在1台あるわけでございますけれども、ライン等2レーンとか3レーンつくっていきます。そういったときに今回も2種類ございますので、二つ、2台必要とするということで、1台購入をさせていただくという形になります。それで、調整ということですので、いろんな名前をその都度読み込ませたりする、そういう手数、そういった調整が必要になるということで、調整は必要な経費ということでさせていただきます。

それから、ポスターの掲示板の借り上げということで、申しわけございません、今、業者名まではちょっと忘れてちょっと失念しておりますけれども、またそれは御報告したいと思いますが、現在は板そのものがベニヤといたしますか、合板ではございませんので、再利用できるものになっているということで、一説には特許のような形にもなっているということで、使い回しをしているということでございます。

よろしいですか、以上です。

○議長（飯田正志君） 再質疑ありますか。

森議員。

○14番（森 良雄君） 専決処分、これ一応2,500万円の専決処分ですね。全額県費で賄え

るということですので、よしとしたいと思いますけれども、しかし、この期間中は議員も決まっておりますので、できるだけ専決というのではなくて、議会を開いて審議していただきたいと思っております。

それと、1点だけ質問させていただきます。

事務備品購入費が463万2,000円ということですので、機械1台400万円ぐらいの機械を購入するということなんですけれども、これも既に業者が決まっているのでしょうかどうかお伺いをしたい。

○議長（飯田正志君） 総務部長。

○総務部長（鈴木伸二君） これは、読み取り分類機と投開票システムといたしまして、投票所で全部ではございませんけれども、投票所で投票した状況を集計する、そういったシステムのプログラム、これを含むものでございます。現在、読み取り分類機につきましては、ムサシという会社だったと思っておりますけれども、そこからの購入という形になります。ちょっとまた、それも正式にはまた確認をさせていただいて御報告をさせていただきたいと思っております。以上です。

○議長（飯田正志君） よろしいですか。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

本案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田正志君） 御異議なしと認めます。

よって、本案については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（飯田正志君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第91号について、原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（飯田正志君） 起立者全員。

よって、議案第91号は原案のとおり承認することに決しました。

◎議案第92号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（飯田正志君） 日程第6、議案第92号 伊豆市監査委員の選任についてを議題といたします。

ここで地方自治法第117条の規定により、三田忠男議員の退席を求めます。

〔2番 三田忠男君退場〕

○議長（飯田正志君） それでは、提出者から提案理由の説明を求めます。
市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第92号について提案理由を申し上げます。

本選任案は、地方自治法第196条に基づき、議員のうちから選任する監査委員の選任同意について議会にお諮りするものでございます。

三田忠男氏は、昭和50年から現在に至るまで社会福祉法人農協共済中伊豆リハビリテーションセンターに勤務され、施設長、法人理事等を歴任され、豊富な知識と経験を有しており、地域での信頼も厚く、監査委員として適任であると判断いたします。

よって、三田忠男氏を監査委員として選任いたしたく、議会に提案する次第でございます。よろしく御同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（飯田正志君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

14番、森良雄議員。

〔14番 森 良雄君登壇〕

○14番（森 良雄君） 14番、森良雄です。

議案第92号 伊豆市監査委員の選任についてお伺いします。

本監査委員の選考に当たって、市長はどのように選考したのか、議会への打診があったのかどうか伺いたいと思います。

それから、職業の欄に社会福祉施設職員となっておりますが、どのような職員なのか、どんな仕事をしているのかお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（飯田正志君） 答弁願います。

総務部長。

〔総務部長 鈴木伸二君登壇〕

○総務部長（鈴木伸二君） まず、議会への打診ということでございましたけれども、事前に議会のほうにも御相談をさせていただいて、何名か名前のほうは御推薦をいただいております。その中で一番適任ではないかということで、三田議員のほうにお願いをするということとなった次第でございます。

また、現在、嘱託職員ということで、今までの経験をもとにということになりますけれども、特に部長職、あるいはまた施設長というところの要職を経験されておりますので、そういった方での経験に基づく嘱託職員ということで理解をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（飯田正志君） 再質疑ありますか。

森良雄議員。

○14番（森 良雄君） 2点ほどお伺いをします。

議会へ打診しているということですが、議会のどこへ打診したのか。議運とかそういうところに打診しているのかどうかということが1点。それから嘱託職員といってもいろんな職種があると思いますけれども、どういう仕事をしているのかお伺いしたい。

○議長（飯田正志君） 答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（鈴木伸二君） 議運とかそういった組織はまだできておりませんでしたので、前議長等を通して御相談をさせていただいたというところがございます。また、嘱託職員ということで、現在は一般、これまで務められてきた介護、障害者の相談であるとか、また送迎等もされているという話は伺っております。一般の職員と同じような内容の職ということでお話は伺っております。詳細、ちょっと違っているかもしれませんが、そこはまた、議員本人に確認はしてみたいと思いますが、聞いているところだと、今までの施設の部長職等の経歴に基づきまして、障害者施設のほうですね、そういったものを担当されているということでお話は伺っております。

以上です。

○議長（飯田正志君） 森良雄議員。

○14番（森 良雄君） 議会というのではなくて、議長個人と相談したということですね。

○議長（飯田正志君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（鈴木伸二君） 個人といいますか、何人かの議員さんということで御理解いただければよろしいかと思えます。

○議長（飯田正志君） これにて質疑を終わります。

ほかに質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（飯田正志君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

本件は委員会付託、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思えますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田正志君） 異議なしと認めます。

よって、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決を行います。

議案第92号 伊豆市監査委員の選任は、同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（飯田正志君） 起立者多数。

よって、議案第92号はこれに同意することに決定いたしました。

三田忠男議員の入場を求めます。

〔2番 三田忠男君入場〕

○議長（飯田正志君） 三田忠男議員が戻られましたので、ただいまの審議の結果をお伝えいたします。

本案件は原案のとおり同意されました。

◎議案第93号～議案第97号の上程、説明

○議長（飯田正志君） 日程第7、議案第93号 平成24年度伊豆市一般会計補正予算（第5回）から日程第11、議案第97号 平成24年度伊豆市上水道事業会計補正予算（第2回）についてまでの5議案を一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第93号から97号まで提案理由を申し上げます。

議案第93号の一般会計補正予算（第5回）につきましては、中途退職等に伴います人件費の所要額調整のほか、早期優遇退職制度に基づく退職手当組合特別負担金、救急医療体制維持のための公的病院等への補助金、学校再編に伴う天城小学校の通学安全対策経費など3億1,200万円を増額し、歳入歳出予算額を165億3,010万円とするほか、繰越明許費1件、債務負担行為8件の追加をお願いする内容となっております。

議案第94号の国民健康保険特別会計補正予算（第2回）につきましては、介護保険納付金の決定に伴います不足額の追加及び前年度の国庫負担金等の清算に伴う返還のための所要額、議案第95号は、簡易水道事業特別会計補正予算（第2回）につきましては、八木沢地区簡易水道の追加工事のための所要額、議案第96号の農業集落排水事業特別会計補正予算（第2回）は、電気料金に不足が見込まれるための所要額について、それぞれ予算の増額をお願いする内容となっております。

議案第97号の上水道事業会計補正予算（第2回）に関しては、地方公営企業会計の基準見直しに伴う調査業務の債務負担行為をお願いするものでございます。それぞれ担当する部長から詳細について説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（飯田正志君） これをもって提案理由の説明を終わります。

提案理由の説明に関して補足説明の申し出がありますので、これを許します。

まず、議案第93号について、総務部長。

〔総務部長 鈴木伸二君登壇〕

○総務部長（鈴木伸二君） それでは、議案第93号 平成24年度伊豆市一般会計補正予算（第

5回)につままして、補足説明をさせていただきます。

お手元に平成24年度12月補正予算案資料というのが届いていると思います。こちらのほうもあわせてごらんいただきたいと思います。

まず、この資料のほう、2ページになります。

平成24年度12月補正予算の概要というところでございます。一般会計から上水道会計までそれぞれ債務負担行為まで金額を掲載してございます。補正の主な内容はここに記載のとおりでございますが、予算書に基づきまして御説明をさせていただきます。

まず、ページのほう、20ページ、21ページをごらんいただきたいと思います。

20ページ、歳入の補正予算でございます。

財源といたしまして、今回の補正では交付税8,000万円、それから国庫支出金3,687万9,000円、繰越金1億2,306万5,000円、こういったものが主な財源となっております。

歳出のほうで見ますと、21ページになりますが、総務費の総務管理費7,814万3,000円、こちらにつきましては、退職予定者の退職手当組合への特別負担金でございます。これが主な要因となっております。

それから3款の民生費、こちらにつきましては、1項の社会福祉費でございますが、こちらのほうが障害者の関係で8,377万2,000円、障害者自立支援事業の増額というようなことが主な内容となっております。

それから4款の衛生費でございます。保健衛生費、こちらのほうが8,740万8,000円の増額となっております。こちらにつきましては、主なものは医療体制の確保ということで、救急指定をしております病院のほう、日本赤十字病院とリハビリテーション中伊豆温泉病院、こちらの病院のほうに支援を行うということが主な内容となっております。

それから、教育費のほうが3,978万円となっております。こちらのほう、主なものは小学校のほうで3,760万円の増となっております。こちらにつきましては、天城地区の再編を受けての児童の待機場所の確保、こういった経費が主な要因となっております。

あとは災害復旧費1,886万円となっております。

続きまして、22ページ、23ページをごらんいただきたいと思います。

第2表の繰越明許費でございます。

3款2項児童福祉費の中で、事業名が放課後児童クラブ運営事業となっております。金額のほうは288万円でございます。これは天城地区の再編に伴いまして、天城地区の放課後児童クラブを現在の狩野小学校の体育館のミーティングルーム、こちらのほうを使って整備をするというものでございまして、こちらのほう、3月までに執行が終わらないという見込みでございますので、繰越明許ということで措置をさせていただきたいと思っております。

それから、23ページの債務負担行為、8件ございます。指定ごみ袋製造運搬、こちらのほうは、25年度に実際には予算の支出がございすけれども、発注等かける関係上、債務負担行為とさせていただきます。次の外国人の指導助手、ここにつきましても、25年から

の事業でございますが、あらかじめ入札等発注をかけるのに債務負担行為が必要となっております。

それから、3番目の修善寺体育館・グラウンド管理業務委託、こちらにつきましては、この後、議案のほうで御説明があると思いますが、議案第109号になります。指定管理者の指定に伴いまして支出が発生するものですから、事前に債務負担行為としてお願いをするものでございます。

給食センターの関係につきましては、いずれも業者の選定等をするのに事前に選定を進める必要があるために、債務負担行為をお願いするものでございます。

続きまして、24ページになります。

地方債の補正でございます。

合計の金額で申し上げますと、16億5,200万円を950万円増額をさせていただいて、16億6,170万円とさせていただく内容となっております。

こども園の一般事務事業、こちらにつきましては、避難タワー、既に完成をしてございますが、当初の予定が75%充当ということで予定をしておりましたが、借り入れを行うに当たって100%充当ということでございましたので、これを4,040万円に増額をさせていただいて借り入れ手続のほうを進めさせていただきたいと思っております。

それから、消防施設管理事業でございますが、こちらにつきましては青羽根消防団詰所、こちらのほうの設計業務を含めた事業費、こういったものが増額となっております、1,080万円を1,170万円に増額をさせていただきたいというものでございます。

それから、3番目の消防施設管理事業、こちらにつきましては、消防ポンプの更新を予定をしております事業でございます、こちらにつきましては、県費の補助対象となったものですから、地方債の借り入れ額を1,500万円から910万円ということで減額をさせていただきたいと思っております。

それから、災害復旧事業につきましては、今回の補正でお願いをしております経費の事業に充当するものでございます。510万円となっております。

それでは、28ページ、29ページから歳入の主な項目につきまして説明をしていきたいと思っております。

まず、先ほども申し上げました地方交付税でございます。

10款1項1目の地方交付税、これは先ほども言いましたように、公的病院、こちらへの補助を予定をしております、こちらのほうが特別交付税での算入という形になっておりまして、8,000万円を見込んでございます。

12款の分担金負担金でございますが、農林水産業費分担金でございます。こちらにつきましては、農地災害が発生をしております、この農地災に伴います受益者負担ということで10%相当になります。15万円を計上させていただいております。

14款の国庫支出金でございますが、民生費の国庫支出金でございます、障害者自立支援

法の介護給付費等の国庫負担ということでございまして、サービスの利用者の増並びにこれまで送迎加算というのがなかったのですが、こちらのほうがついてきたということで3,905万円の予算増額となっております。負担率は2分の1の負担でございます。

それから障害者の医療費国庫負担、こちらにつきましても利用者がふえたということで、335万円、こちらにつきましても2分の1の負担となっております。

それから2項の国庫補助金になります。1目の総務費国庫補助金でございますが、無線システム普及支援事業ということで、これは地デジ対策、こちらの対策でございまして、1,550万円の減額となっております。こちらにつきましては、当初、上船原地区を予定しておりましたけれども、組合の意向がまとまりませんで、今年度、執行できないということになりましたので、減額をさせていただきます。

それから、災害復旧費補助金でございます。1の農地・農業用施設災害復旧費75万円、こちらにつきましては、工事費の2分の1を予定してございます。それから公共土木災害復旧費、こちらにつきましては849万4,000円ということで、工事費と用地費の3分の2を計上させていただきます。

次の30ページ、31ページをごらんいただきたいと思います。

民生費の委託金でございますが、こちらにつきましては、また歳出のほうで説明をさせていただきますけれども、国民年金の事務委託の増額でございます。

それから民生費の負担金につきましては、先ほど国庫負担金の中で御説明したとおりの内容で、こちらのほうは4分の1の負担率となっております。それぞれ4分の1の負担率でございます。

県の補助金、農業費補助金がございます。123万3,000円でございます。こちらにつきましては、前の補正でお願いをしておりました森林整備加速化・森林再生事業補助金、間伐の機械等の購入に充てる経費ということでお願いしておりましたけれども、これよりもちょっと率のよい補助の枠がとれたということで、523万3,000円の新しい林業再生プロジェクト推進事業補助金というものに振りかえるものでございます。これに基づきまして、後ほど歳出のほうでは、この差額が追加支出になるという形になってございます。

それから18款の繰入金、こちらにつきましては、湯ヶ島財産区からの繰り入れということで、歳出のほうで説明いたしますけれども、旧天城営林署の跡地の購入ということで、文学の里づくり事業の一部として購入を予定しているものでございます。

次の32ページ、33ページになります。

19款の繰越金でございますが、こちらにつきましては1億2,306万5,000円の増ということで今年度の繰越調定額9億5,798万9,000円でございますので、残額が3,890万円ほどの残という形で、留保資金としてこちらのほうは残していきたいと考えてございます。

それから20款の諸収入でございます。新たな難視対策の補助事業助成金でございます。こちらのほうは、先ほどの国庫補助金と違いまして、新設をする分につきましては協議会をつ

くられておりました、そちらからの補助という形で雑入で受けるものでございます。こちらにつきましては、土肥の平石地区、それから中伊豆の伊豆スカイランド、それから湯ヶ島地区の吉奈新田、こちらのほうで加入者数が大幅にふえてきてございまして、その増加に伴います補助の増という形で3,120万円をお願いしてございます。

21款の市債でございます。こちらにつきましては、先ほど、市債の説明の中で御説明をさせていただいたところでございます。1の防災基盤整備事業につきましては、75%の充当ということで、県補助の増に伴います減額となっております。なお、30%相当が交付税算入をされる補助、地方債でございます。

次の緊急防災・減災事業につきましては、単独の事業に伴います緊急防災事業でございます。70%が交付税に算入されるということになっております。

災害復旧のほうにつきましては、対象事業から国庫補助分を差し引いて90%充当率を掛けてございます。こちらにつきましては100%交付税で算入されるという地方債でございます。

続きまして、歳出の主なものにつきまして御説明をさせていただきます。

ページのほう、34ページ、35ページをごらんいただきたいと思います。先ほど総務費の中でも若干触れましたが、職員手当が5,293万7,000円の増となっております。この中で03-43、総合事務組合退職手当特別負担金でございます。こちらにつきましては、市のほうで早期優遇退職制度という制度を設けておまして、次年度退職予定者14人分の特別負担が発生するということになっております。1名、中途退職がございましたが、その部分も含めて14名分ということでございます。5,134万円を計上させていただきました。

それから8目の企画費でございます。事業1の地域づくり推進事業、定住促進事業補助金、1,500万円でございます。これは延長を予定しておりますが、現在のところ、不足が発生するのが約10件分見込まれております。それからこれ、12月で切れるわけですが、12月以降3月までまた延長をしていきたいということで、その5件分を計上させていただきました。15件分で1,500万円になります。

次の市交流協会補助金でございますが、市長、前議長さんにカナダのネルソン、ホープ両姉妹都市のほうに、行っていただきました。そうしましたところ、カナダのネルソン市より交流団をぜひ派遣したいということで、3月までの受け入れが決まりましたので、追加の補助ということで35万円を計上させていただいたものです。

次の36ページ、37ページをごらんいただきたいと思います。

一番上のその他事務事業の無線システム、これにつきましては、先ほど歳入のほうで説明したとおりとなっております。加入者の増加等に伴います支出額の増加ということで御理解をいただきたいと思います。先ほどの差額になります、増額と減額の差額が1,514万5,000円という形になります。

それから電子計算費、10目になります。この中の電子計算事業のほうでございますが、地域公共ネットワークの改修委託料、735万円出ております。これは市の施設を結んでおりま

す公共ネットワークを持っておりますが、これを商工会、あるいは福祉協議会、こういったところで使いたいというふうな御希望がございますので、こういったところで使っていただくための改修委託ということで支出を予定しております。

次の三島市、伊豆市、伊豆の国市の電算センター協議会負担金1,000万円でございますが、これ前年度の負担金の清算組み入れというような形をとっております、1,000万円の今年度負担額が減額という形になってございます。

ページのほう、38ページ、39ページをごらんいただきたいと思います。

3款の民生費でございます。この中の1項3目の心身障害者福祉費でございます。こちらのほうが、補正額8,217万8,000円ということでございます。先ほど、歳入のほうでも説明をさせていただきましたけれども、1の障害者福祉事業が262万2,000円減額となっております。今まで委託料として、送迎加算等の部分を出しておりましたけれども、これにつきましては事業の3、自立支援事業のほうで見るという変更がされたということで減額になります。また、障害者自立支援事業のほうにつきましては、先ほどの加算分、送迎加算が加わったこと並びに利用者の増加ということで増額となっております。

次の国民年金の事務でございますが、今まで年金のデータのやりとりというのは、書面等旧式な方法でやっておりましたけれども、今後は電子データ化をするということで、これに伴いますプログラムの変更ということで、73万5,000円の改修委託料でございますが、全額国からの補助ということで予定しております。

それから、次の40ページ、41ページでございます。

児童福祉総務費、こちらのほうに放課後児童クラブ運営費、245万1,000円がございます。これは先ほど説明をいたしました天城地区の放課後児童クラブへの対応ということで、現在ほかの支出の残額がございますので、不足額の245万1,000円の補正をお願いするというものでございます。

それから、次の42ページ、43ページをごらんいただきたいと思います。

衛生費の1項保健衛生費、1目の保健衛生総務費でございます。50のその他事務事業、こちらのほうが8,610万円となっております。助産所の助成金、こちらのほうは10万円を追加させていただきます。もう1点は、先ほど、歳入、交付税の中でも御説明をいたしました公的病院等への補助ということで、救急医療体制の確保が必要との判断から補助を行っているものでございまして、日赤と中伊豆温泉病院、この二つの病院について8,600万円を計上させていただいております。

それから、44ページ、45ページをごらんいただきたいと思います。

農林水産業費の1項農業費の中の4、県営農道整備事業でございます。土肥中央農道、既に整備は終わってございますが、一部舗装の部分が追加の舗装ということで、316万円の負担が発生したということでございます。

それから、2項の林業費につきまして、林業振興費のほうで123万3,000円、こちらにつき

ましては、先ほど歳入のほうで説明をさせていただいた補助の財源の変更に伴いまして支出額がふえたということでございます。

それから、5の有害鳥獣の捕獲事業、こちらにつきましては、頭数が増加してきたということで、捕獲頭数の増に伴います報償費の増額ということでございます。

7款の商工費でございます。商工振興事業でございますが、住宅リフォーム事業費の事業の補助ということで、これは申請者の増加がございまして、100万円の増額をさせていただきたいというものでございます。

それから、その一番下の段にあります、伊豆トレイルランニングレース実行委員会助成金というのがございます。これは松崎町から修善寺温泉まで山稜線を使って走るといいますか、稜線上を走る競技があるんだそうです。そのトレイルランニングというものを行います実行委員会への助成ということで50万円を予定をさせていただいております。

46ページ、47ページをごらんいただきたいと思います。

商工費の中の観光施設整備事業費1,000万円でございます。先ほど、歳入のほうでも説明をいたしました、土地購入費といたしまして、天城文学の里づくり構想という中で旧営林署の跡地を購入するものでございます。

それから一番下になります、土木費の道路新設改良費1,230万円でございます。こちらにつきましては、市道の萩原線、大平にございます市道でございますが、ここの改良のための測量設計並びに土地の購入費といたしまして予算を計上させていただいております。

次の48ページ、49ページをごらんいただきたいと思います。

10款の教育費、2項の小学校費でございます。まず、7の土肥小学校管理事業でございますが、維持補修工事といたしまして280万円お願いをしております。これは、現在1階にございます特別支援学級、これを津波等のことを考慮しまして2階へ移すという措置をいたします。そのための施設の校舎、教室の補修工事でございます。280万円です。

それから、狩野小学校の管理事業、維持補修工事、これは、階段の手すりの設置ということで予算のほう80万円をお願いをしております。

それから、12の学校再編事業、こちらにつきましては、先ほども申し上げましたように、バス通学の児童のための待機場所の確保ということで、土地の購入費、建物の補償費ということで3,400万円をお願いをしております。

同じく4項の幼稚園費、こちらのほうにつきましては、入園園児数の増加ということで、負担金のほうが218万円の増となっております。

11款の災害復旧費、1目の農地災害復旧費でございますが、こちらにつきましては、中伊豆の菅引地区の農地150万円となっております。

次の50ページ、51ページをごらんいただきたいと思います。

道路橋梁災害復旧費でございます。道路災害復旧事業として、1,736万円を計上させていただいております。なお、ただいまの工事の箇所等につきましては、予算資料のほうに地図

を添付させていただいております。この中で延長であるとか面積、そういったものを記載させたものをつけてございます。この図面になります。こちらのほうを御参照いただければと思います。

それから最後に、給与費の明細ということで、52ページ、53ページでございます。

育児休業等に伴いまして、職員3名が減少となっております。これに伴います給与費が、職員のほうで1,454万円の減となっております。また、特別職のほうも議員等の定数の減少ということがございまして、合計で1,162万円の減となっております。なお、議員のほうの共済費につきましては、4月1日の定数で支払うというようなことになっているようでございまして、報酬・期末手当は減額になりますが、共済費のほうはそのままということでございます。

それから、先ほど申し上げましたように、職員のほうは退職手当組合への負担金が増額ということで、給料のほうは減額となりますが、職員手当総額となりますと5,186万5,000円の増となるものでございます。

なお、債務負担行為の補正につきまして、今年度以降に係る支出の状況、債務負担のもの、54ページのほうにつけさせていただいております。

以上で一般会計の補正予算の補足説明は終わらせていただきます。

以上でございます。

○議長（飯田正志君） 次に、議案第94号について。

市民環境部長。

〔市民環境部長 河野英世君登壇〕

○市民環境部長（河野英世君） それでは、議案第94号 平成24年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算（第2回）につきまして、補足して説明をさせていただきます。

55ページをお開きください。

既定の予算額に5,291万1,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ47億9,239万1,000円とするものです。

先に歳出のほうから説明させていただきます。

62ページをお開きください。

6款1項1目介護保険納付金でございますが、これにつきましては、一人当たりの負担額の確定に伴う不足額の補正をさせていただくものでございます。

11款諸支出金、1項償還金及び還付加算金でございますが、これにつきましては、前年度に交付を受けました療養給付費特定検診事業に対する国負担金及び県負担金について、清算により返還が生じたこと等による補正でございます。

続きまして、歳入のほうの説明をさせていただきます。

60ページのほうに戻っていただきたいと思っております。

3款1項1目につきましては、先ほどの歳出、6款1項1目介護保険納付金分の増加分に

対する国庫負担金の増額分としての補正でございます。

9款2項1目基金繰入金につきましては減額でございますが、当初予算調整時に予想された財源不足へ対応するために基金からの繰り入れ措置をしておりましたが、今後の療養給付費等の支出見込み額が前年度繰越金で賄えるものとの判断によりまして、これを減額補正することとしたものでございます。

10款1項1目繰越金につきましては、この基金繰り入れ取りやめによる財源の振りかえと先ほどの歳出の補正財源とあわせてこれを賄うために補正するものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（飯田正志君） 続いて、議案第95号から議案第97号までの3議案について。

建設部長。

〔建設部長 佐藤喜好君登壇〕

○建設部長（佐藤喜好君） それでは、議案第95号から議案第97号までの説明をさせていただきます。

私は常々、部長就任当初から、議員の皆さんに一番わかりやすい説明をするにはどうしたらいいかということで、常々いろいろな説明をさせていただいてきました。今回も本来でしたら議案書65ページ、ここから説明をするべきですけれども、予算資料4ページ、ここで説明をしたいと考えています。何で補正をするのか、そしてその補正で何をしたいのかあたりを説明して、皆さんの判断を仰ぎたいというふうに考えています。

それでは、議案第95号 簡易水道特別会計について説明させていただきます。

まず、これはちょうど4ページですけれども、簡易水道費、こここのところに下に説明がありますけれども、国庫補助金の追加がありました。この追加に対して何をすべきかということですので、当然25年度に予定しました八木沢・小下田の簡易水道を前倒しで導水管を布設するというものに対応させるということで、工事費ですけれども1,521万1,000円を補正するものです。

そして、それ以外に給料と公債費の利子の部分が不足が生じていますので、あわせて補正をお願いするものです。また、歳出が多くなるものですので、予算ですので、歳入歳出バランスをとるために市債繰越金を歳入へ入れてバランスをとっています。

そういうことで、ここで工事費の補正をとるものですので、当然今から年度末までに工事が終わる見込みがありませんので、あわせて繰り越しのお願いをするものです。ですので、この会計では増額補正と繰り越しのお願いをする議案になっています。

続きまして、議案第96号、議案書の79ページになります。

こここのところでは、4ページ見ていただきますとわかりますように、東電の電気が値上がりしました。8月に再生可能エネルギー発電促進賦課金、9月からは電気料金が値上げになったわけです。この9月からは低圧受電の電気料が値上げになりました。100ボルト、200ボルトのところは値上がりになったわけです。東電の発表では、平均8.4%の値上げですと

いうことを言われましたけれども、実際、我々が電気を使っている佐野・雲金の集落排水では23.2%の値上げということになりました。そこで年度末までに幾らのお金が不足するかということをシミュレーションしまして、200万円の補正をお願いするものです。歳出がふえますので、当然、歳入のほうでは繰越金を充ててバランスをとっています。

続きまして、議案第97号 上水道会計の補正予算について説明をさせていただきます。

これは、地方公営企業法、地方公営企業会計基準、これが改正になりました。一般の会社が株式を発行してお金を集めます。これ、資本金です。公営企業の場合、上水道が株式を発行するわけにはいきませんので、起債を起こしてお金をつくります。起債というのは借金ですけども、これは公営企業法で今まではこれを資本に入れるという、ちょっと一般の感覚とはちょっと違う会計になっていました。これが改正されまして、やはり借金は負債だろうということで、負債側のほうへと計上するというような改正がなされたわけです。そのために、その会計の固定資産を洗い直すわけですけども、一般の会社では、その会社のお金で負債なり物をつくったりするわけですけども、水道の場合には当然、補助金があったり、起債があったり、自己資金があります。これをすべて分けながらさらに減価償却までやるということで、相当の調べになろうかと思えます。そのために25年度の秋ごろまでにこの調査を終えて、26年度から新しい企業会計の改正された会計基準にのっとった予算をつくるという予定になっています。そのための補正、410万円の負担行為を補正をお願いするものです。よろしく御審議のほどお願いします。

以上です。

○議長（飯田正志君） 以上で提案理由及び補足説明が終わりました。

ただいま議題となっております議案第93号から議案第97号までの5議案に対する質疑は、12月4日開催予定の本会議において行います。

ここで少し時間が過ぎましたので、10分程度、55分まで休憩といたします。

休憩 午前10時45分

再開 午前10時54分

○議長（飯田正志君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

◎議案第98号～議案第107号の上程、説明

○議長（飯田正志君） 日程第12、議案第98号 伊豆市職員の給与に関する条例等の一部改正についてから日程第21、議案第107号 伊豆市学校給食調理場条例の一部改正についてまでの10議案を一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第98号から107号まで提案理由を申し上げます。

まず、議案第98号は、伊豆市職員の給与に関する条例等の一部改正について、平成23年度人事院勧告の内容のうち、平成18年度改正に伴う経過措置について廃止する改正を行うものでございます。

議案第99号は、一般職の非常勤職員の報酬等をあわせ規定することに伴う改正を行わせていただきます。

議案第100号は、特定任期付職員の期末手当について、国等の規定に準拠したものとする改正及び任期付職員について技能労務職員の採用についても適用できるようにするための改正を行うものです。

議案第101号は、市の債権について地方税等と同様に管理に関する統一的な処理基準を定めることで、公平な市民負担の確保と債権管理の適正化等を図るための条例を制定するためのものです。

議案第102号から106号につきましては、地域主権一括法の施行に伴い、市が管理する道路、河川についての技術的基準及び指定地域密着型サービスに係る基準について条例で定めるものとなっています。

議案第107号は、学校給食の調理及び配送計画の見直しに伴う必要な改正を行うものでございます。

詳細について、それぞれ担当する部局長に説明させますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（飯田正志君） これをもって提案理由の説明を終わります。

提案理由の説明に関して補足説明の申し出がありますので、これを許します。

まず、議案第98号から議案第101号までの4議案について。

総務部長。

〔総務部長 鈴木伸二君登壇〕

○総務部長（鈴木伸二君） それでは、まず議案第98号 伊豆市職員の給与に関する条例等の一部改正についてから補足説明をさせていただきます。

なお、お手元のほうに平成24年度第4回伊豆市議会条例議案説明資料というのが配られていると思います。こちらのほうもあわせてごらんいただければと思います。

まず、議案第98号でございますが、93ページをごらんいただきたいと思ひます。

第1条でまず、職員の給与に関する条例の一部を次のように改正するというで改正をさせていただきます。第33条にこれまで「臨時又は非常勤職員」を規定してございましたが、これを「臨時又は非常勤職員」という文言を「臨時職員」に改める改正を行います。

また、第2条のところ、同じく一部、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例と、この平成18年に改正する条例でございますが、この一部を改正するという条文になります。

附則の第7項、この関係でございますが、平成23年度の人事院勧告で、平成18年度の給与改定に伴う経過措置というのがございました。現給保障措置とありますが、これにつきましては、既に2分の1適用ということで改正をさせていただきましたが、さらに平成25年度から全面的に廃止するというので、この附則を削る改正という形になります。この改正を行う条例の改正でございます。

なお、附則の中で、先ほどの第1条でございます臨時職員の規定の非常勤の規定の中で「再任用短期時間勤務職員を除く。」という再任用短時間勤務職員というものを、育児休業法、それから一般職の任期付採用等に関する条例、こちらの二つの条例で読みかえ規定で引用してございましたので、あわせてこちらについても改正をするという改正でございます。

新旧対照表、資料として95ページからつけてございます。

まず、95ページのところで先ほど申し上げましたとおり、第33条の「臨時又は非常勤職員」の給与というものを「臨時職員」の給与というふうに改めます。また、33条の規定も「臨時又は非常勤の職員（再任用短時間勤務職員を除く。）」という部分につきましては、「臨時職員」という文言に訂正させていただくということでございます。

また、新旧対照表の附則につきましては、先ほど申し上げた平成18年の給与改定に伴う経過措置、現給保障分の廃止というものをするためにこの条文を削るという規定でございます。続きまして、議案の第99号になります。

ページのほうにつきましては、99ページになります。

伊豆市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてというものでございます。これまで、非常勤で特別職のものについて、条例規定をしてございました。今回の改正で、特別職に限らず、非常勤の一般職の職員についても報酬で支給するという改正をいたしまして、この中であわせて規定することといたしております。

恐れ入ります。新旧対照表のほうをごらんいただきたいと思っております。103ページからの新旧対照表になります。

条例の題名そのものを、「伊豆市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例」という規定を「伊豆市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例」ということで、非常勤職員に置きかえをいたします。

以下、条例上、条例中条文でございます文言につきましても同じ改正をさせていただきます。

また、第3条の報酬の支給基準のところ、第2項でございますように、今までは日額で定められているという規定でございましたが、報酬が日額又は時間額で定められている非常勤職員の報酬は、勤務の実績により支給するというので、後ほど説明いたします表の中で、時間額を基準に定めているものがございますので、こういう改正をさせていただきます。

それから、第4条の費用弁償の額でございます。これまでは表の中で、費用弁償の額は伊豆市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例第6条に規定する額というふうなことで規

定をされておりましたけれども、今回、この部分を条文として第2項といたしまして、「伊豆市職員等の旅費に関する条例（平成16年条例第45号。以下この項において）同じ」というふうな書き出しになりますが、この条例の中で規定してございます「市長等に支給する旅費の種類及び額に準じて弁償する。」と、これは今までの議会議員の報酬等の費用弁償の規定がここを引用してくることになっておりまして、ここの部分を整理して条文化させたものでございます。

また、3項といたしまして、非常勤職員のうち常勤の職員に準じて勤務するものについては、その通勤に係る経費を費用弁償として支給しますというような規定を設けさせていただいております。

それから、今まで第5条としまして、重複給与の禁止ということで、市長及び副市長が他の特別職を兼ねるときは、その報酬は支給しないというふうな規定がございました。当然、市長、副市長は、その職務として非常勤の特別職の職を兼ねる場合がございます。そういったときには当然、市長、副市長としての職として給料をもらっているわけでございますので、当然支給するものではございませんので、ここでの規定は削除させていただきました。

なお、これまでこの条例の施行に関しての必要な事項は、「市長が別に定める。」という規定でございましたけれども、今回改正で規則を設けまして、この規則で詳細については規定するという改正をさせていただきました。

また、それぞれの委員等の報酬につきまして、改正前はそれぞれ規定してございました。これを整理をさせていただきまして、自治法等で規定されております委員会等につきまして1、それから選挙の関係を2、そのほか介護認定審査会等の委員、規定が定額ではございませんので、これらについて3として個々に規定をさせていただいて、その他の附属機関の委員につきましては、委員長が日額6,000円、委員が5,500円ということで、今までそれぞれの委員会等を委員を列挙してございましたが、この中に包括をさせていただいて、規則でここに規定をするという改正をさせていただきます。

それから、4のところ、今まで8として産業医、学校医等を規定してございましたけれども、4のところでは学校医、保育所嘱託医、こういった形で保育所の部分につきましても規定をさせていただいております。同じように生活保護の嘱託医、こういったものも新たに規定をさせていただきました。

それから、5といたしまして顧問や専門員、あるいはまた指導主事、非常勤講師、相談員、そういった職員につきまして規定をさせていただいております。これまではその他の特別職の職員というようなことで、特に高度な専門的な知識経験を必要とするものにあつては、市長が定めるものにあつては2万3,000円というようなことがあったのですが、これらについてもこういうそれぞれに分類をさせていただきまして、顧問、専門員につきましては、日額2万円を超えない範囲と。指導主事、非常勤講師、支援員については、時間額3,000円を超えない範囲、相談員につきましても3,000円を超えない範囲、業務推進委員につきましては、

日額6,000円を超えない範囲ということでそれぞれ規定をさせていただいております。

なお、それぞれの5の個別の金額、職名等につきましては、規則で個々にうたっています。

また、同じように先ほどの附属機関の委員につきましても個々にうたうという改正をさせていただきます。

以上が議案第99号の補足説明でございます。

ページのほう、111ページになります。

議案第100号 伊豆市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてでございます。

こちらにつきましては、第8条の第3項、このところでございますように、特定任期付職員に対する給与条例第24条2項の規定の適用についてはということで、この24条2項が期末手当の支給率を規定してございます。この支給率を改正するものでございます。

113ページ、新旧対照表をごらんいただきたいと思っております。113ページでございます。

第3項といたしまして、これまで「給与条例第24条第3項の規定は、特定任期付職員について準用する。」という規定になっておりました。24条の第3項という規定は、再任用職員に対します期末手当の支給率ということで率が決まっております。この率を「特定任期付にあっては改正をさせていただいて、国の基準である「100分の122.5」とあるのは「100分の140」、「100分の137.5」とあるのは「100分の155」と」、こういう規定が国、県並びに近隣の市町の条例の中にもされているところがございますので、この改正をさせていただきたいというものでございます。この部分につきましては、再任用職員については期末手当のほかに勤勉手当が支給されております。特定任期付職員については勤勉手当の適用がございませんので、このように支給率が上乘せされているという解釈でございます。

現在、この特定任期付職員の採用ということで、市のほうで採用している職員は該当者おりませんが、今後いろんな職での適用というものが想定されますので、ここであわせて国の基準等に合わせて見直しをさせていただいているというところでございます。

それから第10条でございます。技能労務職給与条例の特例ということで、これまでは想定が一般行政職の職員しか想定をしてございませんでしたが、今後、技能労務職員についても任期を限った採用というものが想定をされるものですから、給与の特例を技能労務職員についても第10条で規定をするということでいたしましたものでございます。第10条として、任期付短時間勤務職員についても伊豆市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例第2条及び第3条の適用については、技能労務職員給与条例第2条中「地方公務員法第28条の5、第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員」とあるのはということで読みかえをして、改めて規定をするものでございます。

以上が議案第100号の補足説明でございました。

続きまして、115ページをごらんいただきたいと思っております。

議案第101号になります。伊豆市債権管理条例の制定についてということで、ここにつきましては、新規の条例の制定でございます。この条例の制定につきましては、さきに専決事項等の御承認を追加をさせていただきましたが、改めて債権管理について市民負担の公平とか、あとは債権の適正な管理ということを目的に、この条例化をさせていただくというものでございます。

第3条のところをごらんいただきたいと思います。市の債権の管理に関する事務処理については、法令、条例又はこれらに基づく規則に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。ということで、この条例で規定をするものを適用するというものを、まず3条でうたっております。

第4条として台帳の整備というものを規定をいたしました。市の債権を適正に管理するため、規則で定める事項を記載した台帳を整備しなければならないということで、規則で現在予定をしております記載事項につきましては、債権の名称、それからその対象となる者の氏名並びに住所から金額並びに徴収履歴、こういったものを規定をするということで、これは規則のほうで定めるということにしております。

それから、第5条といたしまして督促並びに滞納処分等でございますが、第5条第1項で市長は市の債権について履行期限までに履行しない者があるときは、法令の定めるところにより、期限を指定してこれを督促しなければならないということで、この期限についても規則で規定をすることとしておりまして、期限後20日ということで規則で改めて明示をいたします。

それから第6条になります。116ページの第6条になりますが、ここの中で債権の放棄というものを規定をしております。これは地方税法等に規定をされております不納欠損処分に該当する項目に当たります。

まず、1項の1号といたしまして、債務者が生活困窮状態の状況にあるということで生活保護法の規定による保護を受ける又はこれに準ずる状態ということで、この場合、資力の回復が困難で履行の見込みがないと認められるという条件が、まず1号で記載をしております。

それから第2号といたしまして、破産法253条の1項並びに会社更生法204条の1項その他の法令等により、債務者が当該債権についてのその責任を免れたときということで、これについても、破産宣告等をしますと債務を逃れるという規定がございますので、こういった場合にも、徴収することが困難ということで債権の放棄を規定をしております。

それから、施行令の171条の2の規定による強制執行等の措置又は施行令171条の4の規定による債権の申し出等の措置をとった場合において、なお完全に履行されなかった当該債権について債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、履行の見込みがないときという規定がございます。これらにつきましては、徴収処分、強制処分等を行ったとき、もう資力がないですよという状況になるわけではございますが、そういった場合にお

いても不納欠損処分と同じように債権の放棄をすることができるという規定でございます。

それから4号といたしまして、施行令171条の5の規定による徴収停止の措置をとった場合において、相当の期間を経過した後においても、なお履行させることが困難又は不相当ということで徴収停止でございますので、資力等の状況を調査した後、徴収処分等停止する措置をとりますが、その期間が経過した後においても回復等がされない状況、履行されることが困難という判断をされたときに不納欠損と同じような手続をとれるという規定でございます。

それから5号としまして、債務者が死亡した場合、その場合、債務について相続人全員が放棄するというような規定がございます。そういった場合につきましても財産そのものの放棄がございますので、債務についても放棄をするという規定になりますと、徴収が困難という形になりますので、これについても不納欠損をすることができるというような規定でございます。

それから6号といたしまして、当該債権のうち、民法の規定により時効の援用を要する債権で、消滅時効期間が満了し、債務者が失踪し、行方不明その他事情があり、徴収の見込みがないときということで、これにつきましては、税法等の規定以外に市の債権の中には民法の適用を受けるものがございます。そういったものにつきまして、消滅時効が消滅をさせるためには時効の援用というものを必要とするという規定になっております。そういった場合、消滅時効が成立するわけですが、失踪とか行方不明になっていると、そういった時効の援用そのものができないという規定になります。そうしますと、いつまでたってもその時効が成立しないという規定になってしまいます。こういった場合にも、行方不明、失踪、そういったものが明らかで住所が確認ができないというようなものについても、債権を放棄することができるという規定でございます。これらにつきましては、地方税法等の不納欠損の規定と同様の規定となっておりますのでございます。

第2項といたしまして、市長は、前項の規定により、その債権を放棄したときは、規則で定めるところにより、これを議会に報告しなければならないということで、議会への報告をここで義務づけております。この規則で定めるところという部分でございますが、債権の名称であるとか額、理由、そういったものを予定をしております。また議会への報告につきましては、決算期の報告ということで、決算書等の説明と同時に報告をするという規定とさせていただきます。この条例の施行に関し必要な事項は規則で定めるところということで、これらの不納欠損の内容を審査する管理委員会というようなものの設置についても、不納欠損の審査等もあわせて行うというような内容のものを規則で定めるところということで予定をしております。

以上が議案第101号の債権管理条例についての補足説明でございます。

以上で私からの補足説明は終わらせていただきます。

○議長（飯田正志君） 続いて、議案第102号及び議案第103号の2議案について。

建設部長。

〔建設部長 佐藤喜好君登壇〕

○建設部長（佐藤喜好君） それでは、議案第102号、103号について説明をさせていただきます。

議案書の117ページをお願いします。あわせて議案の説明資料、3ページをお願いします。この3ページで説明させていただきます。

まず、議案第102号ですけれども、制定理由、この3ページに載っています、このとおりです。一括法によりまして、市が管理する道路の構造基準を市の条例で定めるということになります。

内容といたしまして、第2条、市道の構造の技術的基準、これが今までの道路構造令に該当します。3条関係、標識ですけれども、これが道路標識令になります。立体交差をという4条ですけれども、これは自動車専用道路と道路との交差方法についてうたっているものです。5条、移動等円滑化ということで、これはバリア新法に該当するものです。

以上のものを県の指導を受けまして条例化するもので、この静岡県下でも隣の伊豆の国市も含めてですけれども、ほぼ同じ文言での条例ということで、平成25年4月1日までに制定が必要というものになります。

続きまして、議案第103号、議案書の119ページですけれども、今の説明資料3ページ下段のところで説明させていただきます。

制定理由、これも同じく一括法の関係で、河川の構造を条例で定めるものです。

まず、河川ですけれども、河川には1級河川、これが国が定めて国が管理し、一部県が管理します。2級河川、これが県が指定をして県で管理をします。準用河川、これが河川法を準用するということで準用河川ですけれども、これが市町が指定をして市町で管理をします。1級、2級、準用河川以外のものが普通河川ということで河川には4つありまして、準用河川と普通河川を伊豆市では管理しているわけです。

この河川法ですけれども、河川法が一括法で改正されまして、条例ではこの3条、このところが今までの河川管理施設等構造令というものでありましたけれども、これを伊豆市の条例で定めるということになっています。

また、この今回の河川法では準用河川を各地方自治体の基準で定めなさいということになっていますので、静岡県は2級河川を管理していますけれども、静岡県では条例化はされないとということになります。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（飯田正志君） 続いて、議案第104号から議案第106号までの3議案について。
健康福祉部長。

〔健康福祉部長 大城栄一君登壇〕

○健康福祉部長（大城栄一君） それでは、議案第104号、105号、106号につきまして、補足

説明をさせていただきます。

議案書のほうは121ページからとなります。また資料として配付されております条例議案説明資料の5ページ、6ページ、そちらのほうもあわせてごらんいただければと思います。

地域密着型サービスに係る基準につきましては、これまで厚生労働省令で定められておりました。地域主権一括法の施行に伴いまして、地方公共団体が条例で定めることとなりましたので、3つの条例を制定するものでございます。

それではまず、議案第104号 伊豆市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例でございますが、こちらは要介護1から5の方が利用する介護サービスを伊豆市で提供する事業者の基準を定める条例でございます。

第3条で一般原則をうたい、第4条から第12条で各介護サービスの基本方針をうたっております。各介護サービスにつきましては、条例議案説明資料の5ページから6ページにかけて①から⑨で御説明をさせていただいておりますので、ごらんいただければと思います。

次に、124ページになりますけれども、条例第13条で具体的な人員等については規則に委任すると定めております。

次に、議案書125ページをお願いいたします。

議案第105号 伊豆市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例でございますが、こちらは要支援1、2の方が利用する介護予防サービスを伊豆市で提供する事業者の基準を定める条例で、前の条例と同じように3条で一般原則、それから第4条から第6条で各介護予防サービスの基本方針、こちら資料のほうの6ページ①から③で御説明をさせていただいておりますので、ごらんいただければと思います。

次に、条例の第7条で同じように、具体的な人員を規則に委任するということになっております。

次に、議案書の127ページ、議案第106号 伊豆市地域密着型サービスの事業者等の指定に関する基準を定める条例ですが、第2条の地域密着型介護老人福祉施設、こちらにつきましては、小規模の特別養護老人ホームで、その定員を29人以下に、また第3条で申請者の資格を法人とすると定める条例となっております。

補足説明は以上でございます。

○議長（飯田正志君） 続いて、議案第107号について。

教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 大川 覚君登壇〕

○教育委員会事務局長（大川 覚君） それでは、議案第107号 伊豆市学校給食調理場条例の一部を改正する条例につきまして、補足説明をさせていただきます。

議案書につきましては129ページ、説明資料につきましては4ページを御参照ください。

現在、学校給食につきましては、天城給食センター及び中伊豆給食センターの2カ所の給

食センターと修善寺中学校及び修善寺南小学校の2校の自校式により調理を実施してございますが、児童生徒数の減少に伴いまして全体の調理数は年々減少しており、今後の見通しも同様でございます。このようなことから、給食センターと自校式による調理の計画を見直し、給食センターの有効活用と人件費の削減を図るため、平成25年4月から修善寺南小学校の自校式調理場を廃止し、中伊豆給食センターにおいて調理するために、条例の第2条の表を改正するものでございます。また、天城給食センターと中伊豆給食センターにおけるそれぞれの調理数を考慮し、現在、中伊豆給食センターにおいて調理しております修善寺東小学校分の調理を、天城給食センターで行うことと考えております。

議案の131ページを見ていただきたいと思います。

新旧対照表でございます。

改正前、修善寺南小学校の調理場、これは自校式ですので、ここを今回削ります。その分、中伊豆給食センターのところに改めて修善寺南小学校を加えます。改正前の中伊豆給食センター、ここに修善寺東小学校がございまして、これを改正後は天城給食センターへ移行いたします。いずれも、なるべく距離を短くするよということでの給食センターの変更を行う予定でございます。

また、第4条の改正でございますが、学校給食法の改正に伴いまして、引用している条項が変わりましたので、あわせて改正するものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（飯田正志君） 以上で提案理由及び補足説明を終わります。

議案第98号から議案第107号までの10議案に対する質疑は、12月4日開催予定の本会議において行います。

◎議案第108号、議案第109号の上程、説明

○議長（飯田正志君） 日程第22、議案第108号 公の施設の指定管理者の指定について（天城ふるさと広場）について及び日程第23、議案第109号 公の施設の指定管理者の指定について（修善寺体育館・修善寺グラウンド）の2議案を一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第108号及び109号については、平成25年3月31日をもって指定管理の期間が満了する「天城ふるさと広場」及び「修善寺体育館・修善寺グラウンド」について、伊豆市指定管理者審査会での審議結果を受け、特定非営利活動法人伊豆市体育協会を指定管理者として指定するものでございます。

詳細について各部局長に説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（飯田正志君） これをもって提案理由の説明を終わります。

提案理由の説明に関して補足説明の申し出がありましたので、これを許します。

まず、議案第108号について。

観光経済部長。

〔観光経済部長 杉山健太郎君登壇〕

○観光経済部長（杉山健太郎君） それでは、議案第108号 公の施設の指定管理者の指定について（天城ふるさと広場）についての補足説明をいたします。

議案書については133ページ、団体の概要については135ページとなります。

本件は、指定管理者の期間満了に伴う次期指定管理者の指定に係るものでございます。指定管理者を指定する公の施設の名称は、天城ふるさと広場、指定管理候補者となる団体は、特定非営利活動法人伊豆市体育協会、指定の期間は、平成25年4月1日から平成30年3月31日までの5カ年間で予定してございます。

提案に至る経緯でございますが、平成23年度に実施をされました指定管理審査会の業務実績に関する評価の結果、現在の指定管理者について、施設の維持管理や利用者の安全面、サービス向上等の改善と、今後は魅力（三力）プロジェクトとの連携も考慮した上で公募による選定を望むという答申をいただいております。

本年度に入りまして、市の施策として魅力（三力）プロジェクトを推進してございます特定非営利活動法人伊豆市体育協会、こちらのほうから市のスポーツ施設の有効活用を検討する中、天城ふるさと広場を中核施設として位置づけて事業成果の向上を図るため、本年度で指定管理期間の満了する当該施設についての管理運営に関する提案書というものが、私どものほうに提出をされました。

この提案内容について検討しました結果、審査会で指摘されました事項に対する改善が見込まれること、施設の適正な維持管理と利用者サービスの向上が期待できること、また天城ふるさと広場の条例設置目的でございます市民の健康増進及び観光振興を図るためという文言が魅力（三力）プロジェクトの目的でございますスポーツを通じた地域活性化及び健康なまちづくりを総合的に推進し、スポーツを核としてさまざまな連携を強化し、伊豆市ならではの魅力と地域ブランドの確立を目指すことという文言に相通じるものがあり、プロジェクトの拡充と市内運動施設の有効活用を将来の方向性として従来の受け身の姿勢から逆に攻めの提案をしていること、また地域団体として地元雇用のみならず地元業者、地元団体との協力体制の提案、これによる地域への波及効果が期待できることなどから、公募によらない指定管理者の選定を進めることが市にとっても有利であると判断をいたしました。

そこで、伊豆市公の施設の指定管理者の指定の手續に関する条例の公募によらない候補者の選定条文第5条第1項、これによりまして、指定管理者の候補者として選定のために審査会へ諮問をいたしました。その結果、指定管理者と指定することは適切としますとの答申をこのたび受けましたので、本条例第6条の規定によりまして、指定管理者の候補者、特定非営利活動法人伊豆市体育協会について、議会の議決を求めるものでございます。

団体の概要については、お手持ち資料135ページのとおりですので、説明は省略させていただきます。

以上で議案第108号に関する補足説明を終わらせていただきます。

○議長（飯田正志君） 続いて、議案第109号について。

教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 大川 覚君登壇〕

○教育委員会事務局長（大川 覚君） それでは、議案第109号 公の施設の指定管理者の指定について（修善寺体育館・修善寺グラウンド）の補足説明をさせていただきます。

議案書につきましては137ページ、団体の概要につきましては138ページでございます。

まず最初に、指定管理協定の期間満了に伴いまして、次期指定管理者の指定に係るものがございます。

指定管理者を指定する公の施設の名称は修善寺体育館・修善寺グラウンド、指定管理者となる団体は、特定非営利活動法人伊豆市体育協会。指定の期間は、平成25年4月1日から平成28年3月31日までの3年間でございます。

提案までの経緯ですが、平成23年度に実施されました運営状況の中間評価において、指定管理者の審査会の審査の結果、現指定管理者、特定非営利活動法人伊豆市体育協会については、おおむね健全な管理運営が行われているとの評価をいただきました。この答申を受け、伊豆市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の公募によらない候補者の選定条文第5条第1項第3号の規定に適合すると判断いたしました。このため、同条例5条の2に基づき、指定管理者の候補者として選定のために審査会への諮問をいたしました。その結果、引き続き指定管理者と指定することは適切としますとの答申を受けましたので、同条例の第6条の規定の指定の規定により、指定管理者の候補者、特定非営利活動法人伊豆市体育協会について、議会の議決を求めるものでございます。

会社の概要につきましては、先ほどのふるさと広場と同じ資料となっておりますので、省略させていただきます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（飯田正志君） 以上で提案理由及び補足説明を終わります。

議案第108号及び議案第109号の2議案に対する質疑は、12月4日開催予定の本会議において行います。

◎議案第110号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（飯田正志君） 日程第24、議案第110号 友好都市の提携についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第110号の提案理由を申し上げます。

昭和57年4月に旧天城湯ヶ島町と平塚市との間で「平塚市民休養の郷」の提携がなされ、以後さまざまな交流を通じながら相互理解と信頼関係を築いてまいりました。本年はその提携から30周年を迎えますことから、友好都市提携により、文化・スポーツ・産業など両市の特徴を生かした幅広い交流を進め、さらに両市のきずなを深めようというものでございます。御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（飯田正志君） これをもって提案理由の説明を終わります。

提案理由の説明に関して補足説明の申し出がありますので、これを許します。

観光経済部長。

〔観光経済部長 杉山健太郎君登壇〕

○観光経済部長（杉山健太郎君） それでは、議案第110号についての補足説明をさせていただきます。

平塚市とは、先ほど市長申しましたとおり、昭和57年、旧天城湯ヶ島町との間で「平塚市民休養の郷」の締結がなされ、平塚市民や学校のふるさと広場への来訪を初めとして、平塚七夕まつりへの天城連峰太鼓の出演、また毎年11月に、平塚市で開催される高山・花巻・伊豆3市合同物産展というものがございます。これにも天城地区の山葵・椎茸生産組合が出席し、物産PRを行うなどの相互交流を行ってまいりました。23年の7月に平塚市の落合市長、須藤議長と当市菊地市長、前議長でございます杉山議長の会談がございまして、交流の推進が確認され、24年6月の平塚市議会議員23名の方が伊豆市を来訪されまして、このたび、さらなる交流と両地域の活性化を図ることを目的に友好都市を結んでいこうというお話になってございます。

24年度は、平塚市のほうも市政80周年ということと節目の年でございまして、平塚市側からも同市が行っている、先ほど申しました岐阜県の高山市、岩手県の花巻市と同様の協定のレベルとしたいという意向を受けまして、このたび、友好都市の提携という本提案になった次第でございます。

以上で補足説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（飯田正志君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（飯田正志君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りします。

本件については、委員会付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田正志君） 異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（飯田正志君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第110号について原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（飯田正志君） 起立者全員。

よって、議案第110号は原案のとおり承認することに決しました。

◎散会宣告

○議長（飯田正志君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、11月29日午前9時半から開催し、一般質問を行います。

なお、当日は、発言順序1番の木村建一議員から発言順序7番の山下尚之議員までを行う予定であります。

また、本日提出されております各議案に対する質疑の通告期限は11月29日の正午となっておりますので、御承知ください。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

散会 午前11時46分

平成24年第4回(12月)伊豆市議会定例会

議事日程(第2号)

平成24年11月29日(木曜日)午前9時30分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(16名)

1番	永岡康司君	2番	三田忠男君
3番	小長谷朗夫君	4番	山下尚之君
5番	山田元康君	6番	青木靖君
7番	大川明芳君	8番	梅原正次君
9番	小長谷順二君	10番	西島信也君
11番	森島吉文君	12番	杉山誠君
13番	室野英子君	14番	森良雄君
15番	飯田正志君	16番	木村建一君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	菊地豊君	教育長	勝呂信正君
総務部長	鈴木伸二君	市民環境部長	河野英世君
健康福祉部長	大城栄一君	観光経済部長	杉山健太郎君
建設部長	佐藤喜好君	教育委員会 事務局長	大川覚君
会計管理者	鈴木守正君	選挙管理委員長	鈴木延尚君
選挙管理委員 会書記長	山口一範君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	森修司	次長	飯田勝久
主幹	稲村栄一		

開議 午前 9時30分

◎開議宣告

○議長（飯田正志君） 皆さん、おはようございます。

本日の出席議員は16名であります。出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これより平成24年第4回伊豆市議会定例会2日目の会議を開きます。

◎議事日程説明

○議長（飯田正志君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎一般質問

○議長（飯田正志君） 日程に基づき、一般質問を行います。

続いて、質問に先立ち、質問者と答弁者に御注意を申し上げます。

質問者は簡単明瞭に、また議題外にわたらないよう、答弁者にあっては質問の趣旨に沿い答弁をしていただくようお願いいたします。

今回は10名の議員より通告されております。質問の順序は、議長への通告順といたします。本日は、発言順序1番の木村建一議員から発言順序7番の山下尚之議員まで行います。

これより順次質問を許します。

◇ 木 村 建 一 君

○議長（飯田正志君） 最初に、16番、木村建一議員。

〔16番 木村建一君登壇〕

○16番（木村建一君） 木村建一です。市長及び教育長に大きく4点にわたって質問いたします。

第1は、平成22年12月に第1次伊豆市の総合計画、その中の後期基本計画がつけられました。その中に、年間出生数指標目標達成のためということですが、その対策についてお尋ねします。

伊豆市まちづくり指標、年間出生数平成27年度目標200人を達成、目指す取り組みについて伺います。

3点伺います。

1つ目、私は6月議会、そして9月議会で、教育費の軽減対策を取り上げ、市長、教育長と議論してきました。この軽減対策は、平成27年度目標達成のために私は必要と考えます。伊豆市の後期計画の中にあります子育ての経済的負担を軽減するための支援を充実させる内容にもなると思いますが、いかがですか。また、どんな経済的負担軽減策の方針を考えてい

るのか伺います。

2点目、9月議会以降、市長が政策として掲げております高校生の通学費の保護者負担軽減対策は進んでいるのでしょうか。

3点目、義務教育費の公費負担をどの範囲までとするのか、これも大いに今まで論議してきましたが、子育てに教育にお金がかかり過ぎるから、欲しい子供を数までふやさない、経済的理由によって出産、子育てをあきらめざるを得ない、子育てのつらさを解決する、この立場から、学級費、給食費など、いわゆる学習費と言われておりますが、それへの公費負担の検討を望みますが、市長、教育長の見解を求めます。

大きな2点目、来年4月に、天城地区は1つの学校になりまして、新しい学校名、天城小学校が開校されますが、それまでに通学手段、通学路の安全対策の整備を求めるものです。

児童の登下校の安全は、よりよい教育環境にとって私は必要不可欠だと考えております。6月議会に引き続き、必要不可欠な対策がどこまで進んでいるのか、今議会についてもお尋ねします。

具体的には2点です。通学路の安全対策の進行状況、2つ目にバスの増便及びバス停留帯の設置の進行状況を伺います。

大きな3点目、修善寺地区小学校再編・統合の発想、児童数が減ることを前提でいいのかということであります。重要な課題、通学手段は検討しているのでしょうか。

2点お尋ねします。

1つ目です。少子化傾向はこれからも続くことを前提にした学校の再編計画でしょうか。市当局と知恵と力を出して、少子化対策に取り組む考えはありますか。

今回の再編の動機というのは、1学級の人数がどうのこうのということではなくて、クラスがえがができる学校にするということが目的でしたが、このことが子供の人格発達に教育的に試され済みであるということでしょうか、お尋ねします。

2つ目です。学校再編計画の原則に、新しい学校は現存の施設を活用する、新しい学校は、したがってつくらないということであります。今ある1つの学校に児童が通学するということになります。何人の児童がバスなどの公共交通機関を利用すると予想していますか。お答え願いたいと思います。

最後です。

天城地区に建設予定の特別養護老人ホームの進行状況についてお尋ねします。

天城湯ヶ島地区への特別養護老人ホーム建設に当たって、応募のあった1法人の認可を県が決定することになりますけれども、建設までのスケジュールの説明を求めます。

懇話会から県に対しまして要望を出しておりますが、その内容と回答について、湯ヶ島地区に建設されるという話を聞いた市民から幾つかの素朴な質問や疑問や不安が上がっております。幾つかあったんですが、3つについてお尋ねします。

なぜ湯ヶ島地区の周辺部なのか。

2つ目、以前の特別養護老人ホームの場所選定と同じ感がある。現状はにぎわいのない場所です。施設入所者、通所する老人にとって孤独感を味わわないだろうか。

3点目に、他の施設にはないバス路線があることは承知しているんですが、雪や台風などの対策などについてお尋ねしますと同時に、これは極めて大事なことだと思うんですが、確かに県がやるんですが、利用するのはほとんどが市民ですから、市民からの意見や要望を聞く場が必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

以上、質問いたします。

○議長（飯田正志君） ただいまの木村建一議員の質問に対し、答弁を求めます。

初めに、市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 皆さん、おはようございます。

お答え申し上げます。

まず最初に、後期基本計画のうちの出生数、これは非常に、大変に大きな課題でございます。人口が減少しているのは全国どこも共通の問題、あるいは国の問題でございますけれども、出生数が極端に低いというのは伊豆市に特有な問題なんですね。これを何とかしなければいけないということで、子育て支援策というのが重要な課題になってくるわけです。現状において伊豆市では、ことし4月から医療費軽減のために中学生の通院まで助成の対象とさせていただきます。父子・母子家庭には、母子家庭等医療費助成を行っております。

また、私が市長になって、出産準備金制度というものをつくりましたけれども、出産祝い金と出産準備金を合算した形で、昨年度から出産準備手当、これは妊娠22週目で若いお母さんに差し上げているものですが、これを一律4万円とさせていただきます。また、妊婦健診の補助などで、妊娠中からの支援もさせていただいております。

さらに、社会福祉協議会を通じて、チャイルドシート貸し出し事業やチャイルドシート購入補助制度もございます。

市といたしましては、これからも地域の皆様との、ある意味ボランティア的な活動等もあわせて協力をしながら、子育て支援策をさらに拡充をしてみたいと考えております。

次に、高校生の通学費、これは今、大変悩んでおりまして、実現しておりません。

1つには、義務教育である小学校、中学校、これは私は、本来は国がすべきだと思っているんです。憲法にちゃんと義務教育は無償と書いてあるわけですから、本来は国がやるべきところを仕方なく、国も県もやらないので、伊豆市は2キロ以上の義務教育である小学生、中学生の通学費は公費負担をしていると。これ、理念上そうなんですね。

ところが高校生になると、今度は義務教育ではなくて、みずからの意思を持って、みずからの高校に通学している。となると、そこの通学費補助、したいんです、伊豆市の場合には。しかし、ここは憲法理念が根拠ではなく、政策判断になります。そうすると、そのために、例えば3,000万円、そこで予算措置するとすると、政策判断ですから、どこかで3,000万円削

らなければいけないわけですね。ここの優先順位のところで大変苦慮をして、まだ制度設計でお諮りするまでには至っておりません。

次に、私への御質問で、特別養護老人ホームについて、まず、スケジュールでございますけれども、ことし6月28日に、伊豆市老人福祉施設整備計画検討懇話会から社会福祉法人愛誠会を事業とした特別養護老人ホームの整備は妥当であるとの提言書をいただきました。

7月4日に、平成25年度社会福祉施設整備計画の概要調書を県に提出いたしました。

それから、9月に県調整会議の関係資料となる社会福祉整備計画に対する意見書を提出し、静岡県は10月19日に社会福祉法人設立計画及び施設整備計画の審査、調整のための会議を行い、平成25年度の施設整備を決定いたしました。

今後は、県による建物の基本設計審査を、これは12月5日の予定と聞いております。

それから、平成25年3月に実施計画の審査を受け、平成25年度に建設に着手し、平成26年4月開設の予定となっております。

次に、懇話会から県に対しての要望書があったのではないかとということですが、懇話会から要望書は提出していないそうです。

それから、場所についてですが、これは、この決定の時期と私の市長選挙の時期が重なりましたので、そのときに湯ヶ島地区を、皆さんのお話を伺っていく中で、湯ヶ島地区は昔は行政、観光の中心地でした。そこの地域が著しく疲弊し、また、住民の皆さんの気持ちも非常に弱っている、傷ついていることを痛感をいたしまして、そこで、たしか湯ヶ島小学校区という条件をつけたと思います。天城湯ヶ島地区の特別養護老人ホームについては、湯ヶ島小学校区を優先をすると。幾つか案が出てきた場合には、優先的にそちらを審査しますというような条件をつけさせていただきました。あわせて、天城湯ヶ島地区は、いずれの場所においても、ある程度敷地のとれる広い場所は下田街道に面しておりますので、純粋に福祉事業だけを進めるのではなくて、観光交流的な事業をあわせ、将来発展性のある提案をいただきたいという2つの条件をつけたわけでございます。その中で公募していただき、1件の応募があったわけです。

これから例えば雪が降ったときにどうするか等々は、これは、下田街道は国道ですし、優先的に除雪等の作業があると思います。あるいは愛誠会さんも大きな事業会社ですので、そういう対応はとられるとっております。

その上で申し上げますのは、今までのように、かつてのように福祉は福祉、まちづくりはまちづくり、ボランティアはボランティアではなくて、これを契機として、地域の皆様も含めた新たな事業、まちづくり事業の中の拠点として、ある意味、赤字で財政破綻とか経営破綻とかの可能性がほとんどない特別養護老人ホームを核にして、その周辺に新たな福祉事業なのか、新たな観光事業なのか、そういったものを地域の皆さんと話し合った上で、また、あそこが寂しくないような、いろんな市民も観光客も立ち寄るような、そのような事業に拡充していく、それは愛誠会さんと市と地域の皆さんと協力をしながら進めていく体制をとっ

ていきたいと、このように考えております。

○議長（飯田正志君） 次に、教育長。

〔教育長 勝呂信正君登壇〕

○教育長（勝呂信正君） おはようございます。それでは、木村議員の質問にお答えいたします。

まず、高校生の通学費の保護者負担軽減対策についてでございます。

伊豆市では、高校や大学においては、経済的理由により就学困難な生徒及び学生に対し、学費とそれから通学費について教育資金として奨学金の貸付制度を実施しております。就学についての経済的負担の軽減を図っているところでございます。高校生につきましては月額1万6,000円を修学の期間無利子でお貸しして、平成16年度以降につきましては、5人の高校生が利用している状況であります。

続きまして、義務教育費の公費負担をどこの範囲までとするかという御質問でございます。

9月議会でも御質問いただいた内容ですが、御承知のとおり、特に生活状況が厳しい御家庭に関しましては、要保護・準要保護の就学援助認定制度により、学用品、通学用品、校外活動や修学旅行費等について支援をしているところありますので、一定の支援は保たれているというふうに考えております。

伊豆市においては、居住地の違いによる通学費の格差を解消するため、支援について他の市町に比べ、手厚い援助をしていただいているところです。したがって、財政状況が今後厳しくなることが予想される段階で、学級費、それから給食費まで公費の負担とすることについて、市民の方の理解を得るといことが難しいのではないかと、そんな考えでおります。

今後、さらなる保護者の教育費負担軽減につきましては、財政的な面や近隣の市町の状況も考慮しながら検討するとともに、県や国に対して教育費の充実について継続して要望をしてまいりたいというふうに考えております。

続きまして、天城小学校開校までの通学手段、それから通学路の安全対策の整備についてお答えします。

1点目の通学路の安全対策進行状況についてですが、8月に実施しました県土木事務所と警察、教育委員会との合同点検の結果をもとに、3者で対応について協議いたしました。特に、狩野川右岸側の県道につきましては、3カ所について区画線の引き直し、標識の移設、ポールの設置等の安全対策について対応を進めていただいております。国道沿いの出口交差点からJA狩野支店までの間につきましては、3者協議の場で、県土木事務所に歩道の再整備などの対応をお願いいたしました。国道につきましては、道路や歩道への安全さくなど構造物の設置は、幅員が狭いため困難が予想されていますけれども、引き続き、安全対策を講じていただくようお願いしてまいります。

2点目のバスの増便とバス停留帯の設置の進行状況でございます。

バスの増便につきましては、長野地区と狩野ドーム前を起点、終点として、田沢・矢熊地

区を經由する狩野川右岸側を通行する便の増便を計画しております。この路線の計画につきましては、道路運送法の規定に基づき、乗合バスの運行について協議をしていただく伊豆市地域公共交通会議におきまして、既に承認をいただいているところでございます。

次に、バスの停留帯の設置でございます。

現在も引き続き地権者の方々に用地の協力をお願いしている状況であります。関係者の方々の御協力を得ながら、県による用地の境界測量、補償物件の調査を実施していただいているところであります。

続きまして、修善寺地区小学校再編、統合の発想、それから児童数が減ることが前提でいいのか、それから重要な課題、通学手段の検討はしていますかということについてお答えをいたします。

最初に、少子化傾向はこれからも続くことを前提にした学校の再編計画かということでございます。

伊豆市の学校再編は、平成21年1月、伊豆市教育振興協議会の伊豆市小中学校の適正規模と適正配置に関する答申を受けて進められています。その答申は、伊豆市の今後の児童生徒数の推移がその基本的な資料の1つになっております。

9月議会で木村議員の質問にもお答えをさせていただきましたけれども、修善寺地区小学校においても、児童数は減少傾向にあります。各学校の児童数の推移などの情報を提供させていただきながら、保護者や地域の方々と一緒に、小規模の学校のあり方などについて、保護者や地域住民、関係機関と活発な意見交換や議論を行っていき、子供にとってよりよい学校づくりを推進していきたいというふうに考えております。教育委員会は、再編はあくまでも子供が心身ともに健やかに育つことのできる環境づくりの1つの手段であるというふうにとらえております。少子化対策につきましては、今後さらに教育条件の充実、教育環境の整備など、教育面での対応において、市当局と知恵と力を出して取り組むことが必要だと考えております。

次に、再編の動機は1学級の人数ではなく、クラスがえができる学校にすることが、子供の人格発達に教育的に試され済みであるということかということでございます。

これにつきましては、私自身、試され済みであるという認識は持ち合わせてございません。しかし、子供の人格の発達には、集団生活を通して人とのかかわりの中で切磋琢磨、これ、切磋琢磨というのは競争主義ということではございません。あくまでもお互いにいいものを競い合っていくということです。切磋琢磨し、主体性や社会性、思いやりのある心をはぐくむことが重要であることは、教育に携わるだれもが認めることであるというふうに考えています。学校という場において、子供の人格の発達には、各学年複数学級が、もちろん単学級でもできる。でもよりよい教育環境にする、そのために複数学級は必要であるという観点のもとで、再編が進められてきているというふうに認識しております。

2点目の何人の児童がバスなどの公共交通を利用すると予測しているかということござ

います。

先ほど申し上げましたけれども、修善寺地区の小学校再編につきましては、今後、子供にとってのよりよい学校づくりに向け地域の方々と話し合い、地域の意見を聞きながら進めてまいりたいというふうに考えておりますので、現時点では、バスなどの公共交通を利用される児童の数の把握や予測はしてございません。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（飯田正志君） 再質問ありますか。

木村議員。

○16番（木村建一君） 冒頭お話ししたように、総合計画の後期計画というのは、平成22年12月に1年以上かけてやって、今現在2年が経過しているわけですね。それよりも前、こういう答弁が議会の中で市長のほうからやられています。平成20年の12月議会で、全体のさまざまな総合計画の中で、ただ単にこれをやれば人口減少がとまるというのではないんだという意味で私はとらえているんですが、人口減少というのは歯どめがかからないと、いろんなことをやらなくてはならない。できれば来年の予算編成というんですから、この時点から考えると平成21年までの予算編成が決まるまでには、出生数を300人までふやす施策を体系化していきたいと考えておりますというふうなお話も、この後期計画をつくる前の段階で市長は述べられていましたね。

それで、今お話をされましたように、私も今まで何をやってきたのかと調べました。市長が言われるとおり、出産準備手当、それから出産一時金を合算してやること、ちょっと述べられなかった不妊治療の助成の問題とか、さまざまなことをやってきたことについては、私は喜ばしいことなただけけれども、後期計画の中に書いてあって、課題としてやった子育ての経済的負担を軽減するための支援を充実させるんだというんだから、前議会でもこの辺論議したんですけれども、具体的に何なのかなと私思っ、今回質問しているんですよ。

前の議会では、私は子育ての経済的負担軽減させるためには、私は一例として、修学旅行費とか給食費とか学級費とか学年費等々の無償化を目指してでも、あのときもゼロにしるとは言っていません、軽減対策を公費としてやったらどうですかと、これが今、後期計画の中にある子育て経済的負担を軽減する、子育て世帯の方々への応援になるんじゃないですかというふうなお話をしたんですが、ちょっと具体的に、後期計画の中にある、繰り返しますが、子育ての経済的負担を軽減するための支援を充実させるという中身がちょっと見当たらないものですから、お話ししたい。

私はこのことが、市長が300人というのはまだ相当先ですよ。今140人か150人ぐらいに落ちこちてきているんだけれども、せめて後期計画の年間出生数、平成27年、あとわずかですよ。今140から150だから、さらに50人をふやしていくと。ふやしていくと云うたって、これは考えなくてはならない、強制的なものではなくて、あくまでも結婚するのか子育てを何人にするのかということは、これはそれぞれの市民の権利ですから、そのところを尊重

しながらも、やっぱり支援をしていくという立場に立たないと、強制的にやるべき問題じゃないというふうな前提条件のもとで、具体的に経済的負担は何なのということがちょっと見えなかったものですから、もう一度お答え願えますか。

○議長（飯田正志君） 答弁を求めます。

市長。

○市長（菊地 豊君） 本当にこれ、一番の課題でございます。

300人という数字は、私もかつて口に出したことがありまして、これは毎年の成人式、つまりおおむね20年前に生まれた数、伊豆市、伊豆の国市、函南町がほとんど同じなんです。大体成人式に招待する数が400人から450人くらい、参加される方が300人台の後半くらいだったでしょうか。20年前までは、函南町と伊豆の国市の旧3町と伊豆市の旧4町は同じエネルギーがあった。ほぼ同じ出生数があったわけです。今、函南町と伊豆の国市は出生数が300人を超えているんですね。伊豆市だけが150人前後になっている。この状況を何とかしなければいけない。

そこで、いろんな方の話を伺うと、やっぱりまずは雇用なんですね。つまり20代、30代の方々の子供さんのちょうど親になる年代の仕事が余りにもなさ過ぎる。したがって、若い世代の雇用を確保するためには、総合的な政策、あらゆる政策を動員しなければ、これだけ疲れ切ったところで雇用、それから所得の確保ができない。そういった意味で、総合計画はここに集中しますということをお願いしたわけです。ところが、事態は全く深刻であって、300人どころではなくて、200人に戻すことも今至難の業という。したがって、雇用の確保には数年、あるいはもっと長い時間かかるかもしれません。しかし、絶対やらなければいけない。ここであきらめてはいけないということとあわせて、今、議員から本質問にかかわります、じゃ、当面の子育ての経費はどうするんだということになってくるわけです。

そこで、医療費については、県が制度を拡充しましたので、今、全国市長会等では、とにかく子供の医療費はもう全国で合わせてくださいと。市町村ごと財政力によって違うのは余りにもひどいではありませんかということ、私だけではなく県の市長会、全国市長会で声を合わせて、子育てにかかわる医療費は合わせてくださいという行動をしております。

それから、私はちょっと民主党政権のときの高校生の学費無償化というのは、反対ではありませんけれども、順番が違うのではないかと思ったのは、幼稚園、保育園が先ではないではないでしょうか。働くことができない幼稚園、保育園からは学費、保育費をとっておいて、先に高校生ですかって思っていたんですが、今回、申しわけありません、全部の政党のは見ていないんですが、民主党の公約にはなかったように覚えております。自民党の公約の中には、3歳児から就学児までの無償化が入っていたように記憶をしております。ほかの政党の公約も見させていただきますけれども、やはり小学校入学前の国費負担についてはしっかり見きわめて、しかるべき国にもお願いをしてまいりたいと思っています。

最後に、すみません、ここまで時間がかかったんですが、今の義務教育の中の修学旅行、

それから給食費等々の、あるいは最近ある柔道着とか、そこをどうするのかというところがあります。そこで、これは通学費と違って、等しくかかる経費だものですから、それを親に払ってもらいか地域全体で払って負担するかというところは、まだ結論を出しておりません。私も逡巡しております、伊豆市全体で負担するものなのか、やはり親御さんに負担していただくものなのか、非常に悩ましいところです。

ただ、教育委員会にも前からちょっと申し上げているんですが、例えば教科書、多分、今でも毎年新しいんじゃないでしょうか。ドイツなんかはお古なんですよ。だから教科書をきれいに使って、次に引き継いでもらって、そこで経費を浮かせた分を別のほうに回せないだろうかとか、あるいは、実は私も柔道着は家にあるんですが、柔道着をみんなで出し合って、中学校の武道で使うところは、あえて親に買ってもらうなくても柔道着が人数分ありますよと、そういったことはまだできるだろうと思っています。教育委員会にもちょっとこういったことは申し上げているんですが、できることで、もう少し親御さんの直接負担を軽減することもできるのではないかと、そんなことを今考えている状況でございます。

○議長（飯田正志君） 再質問、どうぞ。

○16番（木村建一君） 以前にも何度かお話ししているんですけども、本当に今、何で子供がなかなか諸外国と比べて出生数がどんどん落ちているのと。前にもお話ししましたが、少子化について、2011年、内閣府の国際意識調査というのが出ましたよね。その中に、本当に深刻なんですよ。欲しい子供の数を2人、3人と答えた親が日本では8割以上いるんですよ。にもかかわらず、ここからです。欲しい子供の数までふやせないという人が5割以上いると。その理由は何なのと。だから私、繰り返しお話ししているんですが、一番言うのは、子育てや教育費にお金がかかり過ぎるから。そうしますと、子育てに教育にお金がかかり過ぎるから、それに対して何とかしたいよというのが後期計画の方針にあるものだから、別に教育費だけの、修学旅行費等々だけやれば私はすつといくとは思わないんだけど、重要な要素として、そこを提案している。

経済的理由によって出産をあきらめざるを得ないというのは、本当に日本社会が異常だと思うんですね。今、市長が所得の向上と言われました。以前もいろんな話をしていって、人口減少の問題、これは全般的な形で言われたんですが、住宅をふやし世帯を誘致することとか、所得をふやすこと等々言われていたんですね。でも、現実には所得をふやすとなると、それはそう簡単にはいかないと思うんです。でも、150億円か160億円の予算の中でどういふふうに分配するのかというところの今言われた政治的判断のもとで私は子育て支援をやったりやってみましょう、充実させる必要があるということで計画にあるんだから、少しでも後期計画の200人になりたいねというところに近づけるようなメッセージを出せるんじゃないかと思って、この問題を取り上げているんです。

それから、以前論議になった、無償化すると全部ただにするという条件が前の議会であったんですけども、いわゆる支払い能力があるのにその人たちにお金を、また公費をやると、

逆差別になるんじゃないかというお話をなされたんですけれども、私は逆の考えで、税制問題から考えるならば、基本的には累進課税でたくさんお金を稼いでいる人はお金を払うんですね。税金として払う、市民税として払う。そうすると、収入を得て課税されて、支払いを免れる以上の金銭を税としてまた徴収されるという、逆にいうならば、そういう逆差別になるもので、そんなにも私は問題ないと思う。

それから関連して、高校生についてどう考えるのかと。これは義務教育じゃない。確かに日本は、国の政策は本当に貧弱なんです。でも、この点はやっぱり私、目にとめておく必要があると思うのは、つい最近、国際人権A規約というのがある。これは何かというと、中高等教育の無償化を国際的にずっと責められていたんですよ。それでずっと留保してきた。締約国を調べたら160カ国あるんだけど、政府として無償化するような形でやりなさいと、それに対して留保しますと言っているんだけど、わかるけれども、やりませんと言わないんだけど、とどめおくとやったのがびっくりしたのは日本とマダガスカルだけだったんですよ。そうなんだけど、これは条約を発効しますよということで、あとは国家承認が要るんですけれども、これ閣議決定されて、中高等教育への無償化について、国際的な水準に基づいてちゃんとやれと、政府として、国としてやりなさいということで認めたという状況をやっぴり把握する必要があると思うんですよ。

だから高校は義務教育じゃないんだからだめだということ言っているのはだめだということ日本政府もやっぴり認めた。それはやっぱりいろんな方々の国民運動ですよ。ただ単に政府がああそうですかとやったわけじゃないんだから、その点も含めながら考えると同時に、土肥の方々から私いろいろ聞いていますよ。本当に1カ月で5万円か6万円かかるんですよ、修善寺駅まで行くのに。それからまた伊豆箱根に乗ると、またそれにかかっちゃうと。何とかしてほしいという要求も出てきているんですよ。以前も、市長は校長からもそんな話を聞いていますという答弁をいただいているわけですから、何も今までどおりの子育て支援策でちゅうちょしている、それが1年2年と進むならば、やっぱりますます子供たちが伊豆市にとって少なくなる。少なくなるということはどういうことかと。若者がここに住みたくても住めなくなるような状況で、どこに住みたいですかと。住みやすいんだけど、住みたくないという状況がやっぱりアンケート等々に出ているものですから、それについて、やっぱりきちっとやる必要があるんじゃないでしょうかというふうに思うんです。

以前、高福祉高負担、中福祉中負担の選択と市長は述べたんですが、これも調べてみたんだけど、確かにドイツが消費税が19%ですよ。しかしながら、日本の税率が今、今度上げようとしていますけれども、消費税が5%。そうすると、何を比較しなくてはならないか。税収全体に占める消費税収の割合を見ると、国に納めている税金の消費税率の割合を見ると、日本は約29%、ドイツは38%ですから、消費税率からいくと、約4倍の差があるんだけど、税収全体に占める消費税収の割合を見ると、そんなに差がないと。

御存じのように、ドイツは進んでいるからわかります。いろんな軽減税率をドイツはやっ

ている。それからイギリスなんかは食料品なんかはゼロ税率やっているということですから、消費税において、高いから社会保障費が充実させるという考え方では、これはまずいなと思うんです。これは国政の問題だから余り触れたくないんだけど、要は、国がやらないんだったら、やっぱり伊豆市が前向きに検討して、後期計画を少しでも、これをやれば到達できるとは思いませんよ。なんだけれども、少しでも近づけるような、本当に子育てしやすい伊豆市に方向性が向いているねというところぐらいをやっぱり私は向かうべきじゃないかと思うんですけれども、もう一度答弁願えますか。

○議長（飯田正志君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 2つのことについて御答弁申し上げます。

まず、義務教育のほうの親御さんの負担力に依拠してということは、私はちょっとそこは言った記憶がないのですが、高校の場合には、現行制度を前提にすれば、全部一律無償化よりもそれより厳しい方に支援するべきだと思うんですが、義務教育においては、親がどういう状況にあるかということは私は関係ないと思っているので、ですから、給食費とか修学旅行費とかその他の学費等々は、もし市がどこかで行政的支援をするのであれば、そこは義務教育の部分については公平にすべきだと思います。そこについては、これから現状をずっと継続するとは申し上げませんので、教育委員会と市のほうがどのような支援の拡充ができるのかは検討させていただきたいと思います。

それから、高校生については、確かに、ほとんどの先進国では高校まで無償化なんです。やっぱり気になるんです。ドイツがもう一つあるのは、消費税が19%、ほかの先進国ヨーロッパもみんな20%から25%、負担が高いということもあるけれども、それによってほぼ高校は全入ですから、教育レベルの維持が大事になるわけです。そこで、フランス、イギリスは私知らないんですけど、ドイツの場合は中学生でも留年するんです。ですから、ある学力まで行かない子は小学校、中学校でも同じ学年を繰り返させるということは、そんなに珍しい例ではないんですね。そうやって教育レベルを担保している。そういったことをやる。

それからもう一つは、東京の大学に集中しないんです。大学は均等、国土の中に文化も教育もほぼ均等に散らばっていますから、日本のように、とにかく教育も仕事も東京に行かなければならないということが起こっていないんですね。ですから、比較的同じ自分の州の中の大学で、そこで教育も受けるし、バイトしながら大学も出られるという、やっぱり社会状況が多少違いますので、同じように比較はできないと思いますけれども、できれば日本の場合、もしこれを進めるのであれば、高校に対する、あるいは高等教育に対する国の政策を一回整理整頓をして、その中で日本のあるべき姿、日本の社会に一番適した姿をしっかりと確立していただきたい。その上で、伊豆市もそれに従っていきますが、ただ、議員のおっしゃった、そんなことを言ったら毎月7万円かかっているじゃないかというところについては、もう少し財源を探させてください。申しわけありません。

○議長（飯田正志君） 再質問ありますか。

木村建一議員。

○16番（木村建一君） 負担の問題については前向きに、私は今回の議会の中で市長の答弁をいただいたなと思っています。というのは、前、通学費を全額公費負担するという問題と、修学旅行費等々考えたときに、通学費はどこにいたってやっぱり子育て支援で大事だということと無償化、でも修学旅行費というのはちょっと違うんだよという話をなされたので、今回はちょっとまた角度を変えて答弁されたので、ぜひ、どういう形で支援できるのか、子育ての経済的負担を軽減するための1つの対策として検討していただきたい。

それから、高校生の通学費問題、さまざまな課題が当然あるんですけども、この問題については、前の9月議会の答弁の中で、高校生の通学問題については、これらについて優先課題で検討してもらいたいということですから、ぜひこの点は検討していただきたい。ただ単に土肥高校がどうのこうのという問題、土肥の地区の方々の問題だけではない、伊豆市全体の問題として取り上げていただきたいというふうに思っています。

次に移ります。

ちょっとわからないのは、天城小学校ができるんだけれども、通学手段が本当に大丈夫なのという、何か検討、検討、検討で、対策をやりますと。え、まだですかということですよ。まだなんですか。本当に3月までに、見切り発車というのは私は大嫌いですから。これはなぜかという、子供たちの命にかかわる問題ですよ。それが、対バス会社の問題とか、それからもう一つ県、それから警察との兼ね合いは当然あるんだけれども、教育長も途中から引き継いで、教育委員会組織としては去年12月にこの議会で天城小学校にするんだよと、現狩野小学校にするんだよということで、もう1年ですよ。じゃ、一体全体この1年間何やってきたのということを私は聞きたいですよ。当然、その点はもう一度、教育委員会できちっと位置づけていただかないと。

右岸側の増便はほぼいいだろうと、これ、ちょっとわからない。お答え願いたい。何か伊豆市の交通何とかという組織でやったからということで、じゃ、これはスタートするという事によろしいですか。そうしますと、あと残る課題、持越、金山、茅野というのは、また同じように遠いですよ。その児童はどうするのという課題がある。ましてや、御存じのように、あそこは、あるところは朝1便、夜1便ですよ。どうやって子供が通うのと。そうすると、また結局、親が今でもやっているんです。さらに時間が朝は早く、下校時間は遅くなっちゃうと、それへの便はどうするんですか。結局、学校を1つにしたがために親の負担がますますふえるという環境だったら、私は子供たちによりよい環境というかもしれないんだけれども、それは大変な状況になる。親がさらに大変になるというところなもので、本当に安全対策をどうするのかなど。すごく私は今聞いていて、何がどこまで進んでいるのかよくわからない。

できるかどうかわからないけれども、1つさらに提案します。ちょっと古い資料ですけれ

ども、歩車分離信号、いわゆる歩行者と車道、よく東京なんかやっていますよね。スクランブル交差点。警察庁がこれをやった実験をしたと。そうしますと、交通人身事故の発生件数が42%減少して、中でも人対車両の事故は70%減少したという調査結果なんですね。残念ながらこの歩車分離というのは、日本全国見渡すと、何か資料によると7%しか進んでいないと。ただし、あそこの狩野というのは、前にもお話ししましたように、天城湯ヶ島学区の中で一番交通量が多いところですよ。下田から来る、土肥のほうから来る。特に朝、夕方あたりというのは大変な状況で、とりわけ私は登校時間中にすごく心配するんですけども、それへの対策というのは、1つの対策として歩車分離対策というのもやっぱり検討して提案して、このあたりは警察ですか、どうするのかということをお話していただければと思うんですが、ちょっともう一度、到達点はどこまで来ているのか。それから持越、金山、茅野の児童はどうするのかということでお答えください。

○議長（飯田正志君） 答弁願います。

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（大川 覚君） ただいまの子供たちの通学関係でございますが、先ほど教育長のほうから答弁いたしましたように、新しく長野から市山経由、田沢、矢熊を経由しまして、狩野ドームのところで終点、この道路の認可を市当局または県関係機関のほうにお願いをいたしまして、先日、協議会のほうで御了解をいただいたと。これにつきましては、この後、バス事業者である東海バスさんが正式に許認可申請をして、通常よりも早くその路線の認可がおりると聞いてございます。

このために、すべての上地区の子供たちが本線上のバスに乗るという最悪の事態は避けられたと思っております。子供たちがどのバスに乗るかということにつきましては、幾つか保護者の方にアンケートを行いまして、それぞれの子供がどのバス停で乗るかを把握いたしました。現行のバスダイヤを学校の始業時間、行事等に合わせてダイヤ改正することによって、指定されたバスに乗れば子供たちがバスで通学できるというシミュレーションまでいたしまして、これにつきましては、10月の頭に湯ヶ島、月ヶ瀬、狩野の小学校の校長先生並びに中学校の校長先生に集まってお話しまして、私どもの試案を説明させていただきました。

その後、この10月に、それぞれの学校でPTAの臨時総会を開いていただいた際に、私どもの考えを御説明させていただいておいたわけです。ただ、詳細につきましては、時間が前後しますが、あくまでも川東線の新規バス路線が認可されるという条件付きのシミュレーションですので、また、詳しいバスの時間等につきましては御説明させていただく予定でおります。

スクランブル交差点、歩行者、また、自動車の分離交差点の対策の関係でございますが、これについては、今回の合同調査の点検概要の中には上がってきてございません。ただ、検討すべき内容かとは思っております。

持越、桐山、湯ヶ島、この始発の3本と長野、田沢経由の狩野ドームの1本を増便し、計

4本で朝の便は対応するという考えで今進めてございます。帰りにつきましては、現行の路線と新規路線のところに2本、下級生の時間帯、上級生の時間帯に合わせた長野便を増設して対応する考えでございます。

以上です。

○議長（飯田正志君） 木村建一議員。

○16番（木村建一君） ほかの課題があるから少し。増設しますと。それについてはもうバス会社とオーケーになっているんですね。

それからもう一つ、用地交渉、境界を県の土木事務所と地権者と話し合いをしますというところはわかったんだけど、4月開校までにちゃんと子供たちがおり立って、安心して乗りおりにできる、そういうスペースというのは間に合うということがいいですね。

それから、前お話ししましたね。具体的提案をしました。ただ単にやれやれというのは私は、歩車道との区別をちゃんとやりましょうねと。全部じゃないけれども、ガードパイプをつけたらどうですかという提案をしました。それから、ここは通学区域で子供たちがたくさん来ますよという看板を出して、観光客にもわかるような、そういうゾーンですよと、子供がたくさん行き来しているんですよということわかるようにしましょうと。それから、道路に線を引かして、目を引いて、ちょっと視覚的に車道が狭くなるようにすれば、車を運転する人は少しスピードを緩めたりとかということもあるんじゃないですかということ提案しましたんですが、それについてはどうなっているんですか。別に必要ないというなら必要ないでいいです。やられたのかどうか。

それから、最後に、準備会の地域サポート部会がこの通学問題についてやることになっているんですね。でも、一番新しいナンバー14の準備会だよりを見ると、保護者、サポート部会からの報告はあったんだけど、通学問題については、今、事務局長がお話しされましたように、学校の先生とやりとりしてPTAに話をしたと。じゃ、地域サポート部会はどういう役割を果たしていたのか。お答え願います。

○議長（飯田正志君） 事務局長。

○教育委員会事務局長（大川 覚君） 1点目のバスの停車帯の関係でございますが、今の状況からいたしますと、4月開校までに完全なる停車帯の完成はちょっと無理があると考えております。具体的には、県の御協力をいただきまして、既に地権者の方と用地並びに補償のほうのお話をさせていただいているところでございます。ゾーンとかラインとかの関係につきましても、それに伴って一緒に考えていただくよう要望している、考えてございます。

準備会のサポート部会の関係でございますが、やはり先ほどPTAの臨時総会にお話しする内容と同じようにさせていただいて、御理解をいただいたところでございます。

以上です。

○議長（飯田正志君） どうぞ、木村議員。

○16番（木村建一君） 確認しますね。子供たちが車道、国道沿いの中で、歩道を歩かざる

を得ないところというのは、対策というのは具体的にこうしてほしいということは要求されましたか。それはなしですか。ただ狭いからだめだとか、いいとか悪いとかとなったんですか。

○議長（飯田正志君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（勝呂信正君） 6月の時点で、木村議員のほうから3点ありました。それにつきまして、警察、それから土木事務所、支所のほうも入りますけれども、いろいろお願いをしました。これは教育委員会だけでやる、可能だということではありませんので、今、そちらにもお願いする。その中で警察だとか土木事務所のほうで、ここはちょっと無理だという話も恐らく、まだ私の耳には入ってきませんが、ただその時点では、3者で教育委員会だけの問題ではないという話は伺っておりますので、まだ具体的にガードパイプの件については結論は出ていない状況でございます。

当然、安全については教育委員会としては最善を尽くしてまいります。それから先ほど、局長のほうで、子供が安全に乗りおろできる場所、恐らく狩野小、今度新しくなる学校の前あたりがその対象場所になるわけですが、それについては、もうできるだけ全力を尽くしていきたいというふうに思っています。今はそのことを言わせていただく限りでございます。

○議長（飯田正志君） 再質問ありますか。

木村建一議員。

○16番（木村建一君） 次に移ります。

今、バスの問題をちょっと取り上げてお話ししましたが、修善寺地区もこの方針でいくと同じ状況になっている。決まりましたと。どうしても4つある小学校を1校にしたいという方針で、なかなかそこは頑張っているようだけれども。そうすると、ちょっと調べたら、現状の4つある修善寺小学校の中のどれかと選ぶわけですね。そうすると、一番立地条件で、例えばそうなるかどうかかわからないけれども。一番面積的にちゃんと確保できるというのは南小学校ですよ。何年先にこれができるかどうかかわからない。予想して、3年後ぐらいに今の子供たちの数で一緒になったら、計算したら、450人の子供たちが南小学校にどんと来ちゃうんですよ。バスをどうするのという、そのあたりまでもひっくるめて、私は2クラスになったらいい教育環境だと、私はそんなしゃくし定期的な形でやってはまずいと思っているけれども、それは置いておいても、通学の手段の問題をどうするのと。

子供たちが学校へ通うための環境づくりをきちっとやっていかない限り、同時並行的にやっていかない限り、こういう問題は必ず出てくる。結果的にそうでしょう。天城湯ヶ島学区だって結局おくれるじゃないですか。本来ならば、また4月間に合いませんから、保護者の方々が朝、登下校時、人垣作戦でやってくださいということにするのかなと私は思う。それではまた保護者負担ですよ。何がいい教育環境だと私は思う。それらも含めて、保護者の人

たちと一緒に話をするというをやっていただきたい。

どう子供を育てていきたいのかは次回に回します。クラスがえが出来る学校にするということはいいい教育環境だと。今現在の子供たちの置かれている状況というのは、日本全国そうで、何なのというところから出発していかないと、いわゆる競争ですよ、今。何だかんだいいながら競争、競争でやられちゃっているから。

1つだけ、ユネスコもそうですけれども、それから経済開発協力機構加盟25カ国で15歳の子供たちに意識調査したら、日本の子供が孤独を感じるというのは約30%いるんです。ひとりぼっちなんです。なぜそうなるのと。やっぱり何だかんだいいながら、学習塾に行くのがこの5年10年の中で物すごくふえているんですよ。約4割が学習塾に行っていると。いろんなことを言っているんだけど、競争社会の中で1点でもいい点数をとるのが自分の人生だという、追い込まれていっちゃう。できない子はもう切り捨てられると。できる子はどうするのか。早く回答しろという社会状況ですよ。いわゆる自己責任論の問題が出ていますので、本当に大人も含めて子供たちがどんな子供に育ててほしいのかと。どんな人間になってほしいのかということを実際に前提条件にしながら、子供たちの今のクラスでどうなのということをお話していかないと、数合わせで集めればいい教育環境だとは私は絶対思わないんだよね。ただし、いろんな課題があるもので、その点については、きちっとまた後ほど、次の議会でまた話します。

最後の件はもう時間がないものですから、状況はわかりましたので、また後ほどやらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（飯田正志君） これで木村建一議員の質問を終了します。

ここで、1時間たちましたので、40分まで10分休憩します。

休憩 午前10時31分

再開 午前10時40分

○議長（飯田正志君） 休憩を閉じて会議を再開します。

◇ 杉 山 誠 君

○議長（飯田正志君） 次に、12番、杉山誠議員。

〔12番 杉山 誠君登壇〕

○12番（杉山 誠君） 12番、杉山誠です。通告に従い一般質問をいたします。

初めに、子育て環境の整備について市長に伺います。

伊豆市の抱える大きな課題として、人口の減少、とりわけ若年世代の減少が挙げられています。その対策として雇用の場の創出が求められることはもちろんですが、共働き世帯の増加に伴い、保育園や幼稚園などの環境整備も重要な施策と考えます。

国においては、さきの通常国会で、社会保障と税の一体改革の重要な柱の1つとして、子ども・子育て関連3法が成立しました。この法律は、保育所、幼稚園、認定こども園の拡充を図ることを目的としていますが、具体的な制度運用に当たっては現場の自治体が重要な役目を負うこととなります。当市としても国の動向を見きわめつつ、できる限り円滑かつ速やかに新制度を導入できるよう、万全の準備をしていくべきであると考えます。

そこで以下、具体的に質問をいたします。

まず、子ども・子育て支援法第77条において、市区町村において地方版子ども・子育て会議を設置することを努力義務化していますが、子育て家庭のニーズを把握して施策を行う仕組みは、国のみならず地方においても極めて重要と考えます。当市においても、子育て家庭のニーズがより一層反映できるよう、来年度から子育て当事者等をメンバーとする合議制機関を新たに設置することが必要と考えますが、いかがでしょうか。

また、今回の子ども・子育て支援法の制定により、すべての自治体が事業計画を策定しなければならないこととなっています。事業計画の期間は5年です。この事業計画策定に当たっては、国の基本指針に基づき、子育て家庭の状況及びニーズをしっかりと調査し、把握することが求められています。平成27年度からの本格施行に向け、事業計画を平成26年度半ばまでに策定するためには、平成25年度予算において、事業計画策定に向けたニーズ調査のための経費を計上することが必要だと考えますが、いかがでしょうか。

さらに、新たな制度への移行に向け、利用者の中には具体的にどのような制度となるのか、保育料はどうなるのか等々の不安の声が寄せられています。利用者に対して新たな制度についての情報を丁寧に提供するとともに、身近な場所で利用者の気軽な相談にも応じられる体制を整えていくことが必要と考えますが、いかがでしょうか。

次に、小型家電におけるレアメタル等の回収、リサイクルの取り組みについて伺います。

現在、小型家電に含まれるレアメタルや貴金属は多くを輸入に依存し、その大半はリサイクルされずに、ごみとして埋め立て処分されています。本年8月、小型家電リサイクル法が成立し、来年4月に施行されることになりました。この法律は、1つ目に、鉱物資源であるレアメタルなどの資源確保、2つ目に、鉛などの有害物質の環境リスク管理、3つ目に、最終処分場への埋め立ての減量化の3つの視点から、循環型社会形成の推進を目的としています。

また、新制度では、消費者や事業者に新たな負担や義務を果たすこれまでの各種リサイクル法とは異なり、自治体とリサイクル事業者が柔軟に連携して、地域の実態に合わせた形でリサイクルを推進することがねらいとなっています。回収業務の中心的役割を担う自治体がどれだけ参加できるかがリサイクル推進のかぎとなりますが、当市における取り組みはいかがでしょうか。

最後に、ジェネリック医薬品の普及促進について伺います。

ジェネリック医薬品は、新薬、先発医薬品と有効成分やその含有量は同じで、効き目や品

質、安全性が同等の医薬品です。先発医薬品の特許が切れた後に、厚生労働大臣の承認のもとに新たに他社から製造販売されるため、後発医薬品とも言われます。しかし、薬の価格は先発医薬品のおおむね7割以下で、中には5割以下の薬もあるなど、先発医薬品と比べて大幅に安いのが特徴です。新薬の開発には9年から17年程度の長い期間と数百億円もの投資が必要と言われており、研究開発にかかるコストが薬の価格にも反映されています。一方、ジェネリック医薬品の場合、有効性や安全性が既に確認されている先発医薬品の有効成分を利用するため、開発期間や経費を大幅に抑えることができます。そのため、薬の価格も安く設定することができるものです。

高齢社会の進展とともに年々増加している医療費の削減効果や患者負担の軽減のためにも、ジェネリック医薬品の普及が求められています。ジェネリック医薬品は、医師による処方が必要な医薬品であるため、患者が医師に対してジェネリック医薬品を使いたいとの意思表示をしやすいように、ジェネリック医薬品希望カードを配布するなど、市でも普及に力を入れてはいかがでしょうか。

以上です。

○議長（飯田正志君） ただいまの杉山誠議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） お答え申し上げます。

まず、初めの子育て環境の整備についてですが、子ども・子育て関連法においては、市民の皆さんの意見を聞くことは義務づけられているということで、合議機関を置く、置かないにかかわらず、そのような意見確認はさせていただきます。それで、条例の中で定めるところにより市議会その他の合議制機関を置くように努めるものとする。ここは努力義務と書かれているところですが、まだ、この内容について県から市への説明会が1回だけだそうで、そのような合議機関があったほうがいいのか、ないほうがむしろ効率的なのか、実はまだ詳細がよくわからない、そのような状況だと報告を受けておりまして、しっかりそのような中身を精査した上で、合議的機関を置くべきか、置かないほうがむしろ効率的なのか、判断をさせていただきたいと思っております。

それから、平成25年度に国の基本指針に基づき、子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた基礎調査というべきニーズ調査を実施する予定としております。この中では、保育需要と供給、次世代育成支援行動計画の検証・評価、今後の子ども・子育て支援に必要な施策立案に資する基礎データなどを収集することとしています。そしてそれを踏まえて、平成26年度に市としての子ども・子育て支援事業計画を策定いたします。

それから、平成27年度からの新制度にかかわる不安等については、現在、国のほうで制度の詳細にかかわる審議をしているところです。制度についての内容が確定しました折には、最新の情報を利用者の皆様へ情報公開し、周知徹底に努めてまいりたいと考えております。

また、身近な場所での相談に応じられる体制については、現在担当する課の中で、電話相談を含めて、24時間いつでも相談できる対応について検討しているところでございます。

それから、2つ目のレアメタル等の回収について、これは詳細について追質問があれば、担当の部長から答弁をさせますが、いわゆる小型家電リサイクル法は本年8月に既に制定され、平成25年、来年4月1日から施行されることとなっています。この法律の政令で指定されると思われる96品目のリストに該当するものについては、現状では缶以外の金属として収集しており、小型家電製品を市職員がピックアップ回収し、処理業者へ引き渡すことにより、資源のリサイクルを実施しております。

ただ、このリストの中には携帯電話やICレコーダーなど、個人情報に関係する可能性があるものも含まれていることから、個人情報保護の観点から、集積所への分別排出は現実的には難しいものと考えております。当面は、現状のまま市職員によるピックアップ回収を実施し、今後決定される認可事業者へ処理を委託することを計画しております。

今年度中には施行についてのガイドラインが示されることになっていきますので、これに基づき具体的な、必要であれば新たな対応を検討してまいります。

最後の医薬品につきましては、昨日だったでしょうか、テレビの討論会でも、不要な薬、病院で処方してもらったけれども、捨てている薬だけで1兆円前後あるんだそうで、あるいは、毎年1回、田方医師会の先生方と市長部局で意見交換会もする中で、ジェネリックについての御意見も伺っております。医療費の中での医薬品の扱いについては1つの大きな課題であろうと認識しております。

平成23年度の伊豆市の国保事業においては、調剤費が約6億3,200万円、療養給付費の16%余が調剤費となっております。このような状況の中で、ジェネリック医薬品の普及が医療費の削減に効果的であることはある程度ははっきりしておりますので、ジェネリック希望カードを作成し、窓口に来庁される市民の皆様への配布を行っているところでございます。

今後は、希望カードの個別配布や服用している薬をジェネリックに切りかえた場合との差額通知の送付を行うことなどで、引き続き、ジェネリックの普及を含めた医療費の削減に努めてまいりたいと考えております。

○議長（飯田正志君） 再質問ありますか。

杉山議員。

○12番（杉山 誠君） まず、子ども・子育て関連3法なんですけれども、一番大きな問題として、今までは保育園と幼稚園が管轄が違うということで、厚生労働省、そして文部科学省、その2つの管轄で縦割り行政であったものが、今度、国のほうでも統一されて、1つの機関を通じてそれらの施策が行われるということで、伊豆市においても今まで障害となっていた、よく保護者の方から言われることに、働きたいから保育園へ入れたいんだけど、働いているという証明がないと保育園へ入れてもらえないということで、まず保育園への入所要件が、保育に欠けるという項目があったんですけれども、今度、法改正によって、保育

を必要とするということに変わりました。単なる言葉の違いではなくて、やはり具体的に幾つかの点で変わってきていると思うんですけれども。いずれにしても、県のほうの説明がまだないということなんですけれども、これ、私いつも国の情報を得て質問させていただくと、まだよくわからないということをお答えいただくことが多いんですけれども、先進的な自治体においては、既にそういった国の情報をつかんで、例えば、大阪府の池田市というところなんですけれども、既に子ども・子育て会議というものを平成23年度、ことし1月30日から開催してまして、既に民主党政権が進めていた子ども・子育て新システム、これについての説明、あるいはいろいろな体制づくり、これらを進めていたそうでもあります。

そして、今回、3党合意によってそれらが改善されまして、子ども・子育ての関連3法ということになったんですけれども、そのことについてもこの7月31日、法律が制定されるより前に会議を開いて、この会議録はインターネットで出したものなんですけれども、既に子ども・子育て関連3法についての説明、趣旨、そういったものも会議の中で説明されています。

そういった取り組みというのは、やはり伊豆市としても、先ほどの木村議員の質問にもありましたように、子育て環境をよくしていくということは非常に重要な政策の1つでありますので、待ちの姿勢ではなくて、やはりその先を見据えてこちら準備をしていく、そういった対応を素早く整えることが必要だと思うんですけれども、情報としては入ってくるわけですので、そういう情報をキャッチして進めていく、そういうことは非常に大事だと思います。そういう1つの姿勢として求めたいわけなんですけれども、具体的に、今回の改正で、保育要件、入所要件とか、そういうものが具体的に変わることがあるのかどうか、ちょっと心配している人もいるものですから、わかる範囲でお願いしたいんですけれども。

○議長（飯田正志君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 最後の要件のところについては、後ほど部長から説明をさせます。

私が待ちの姿勢だと、今御指摘いただいたんですが、これは御質問にありました合議制の機関の設置が、本当にそれが伊豆市にとって必要で、かつつくらなければいけないのか。例えば大阪府の池田市は、大変前の市長さんは私、非常に尊敬しておりまして、まちづくり協議会とか非常に先進的な行政をされています。ただ、あそこの大きなまちと、伊豆市のように極端に言えば合議機関がなくても頻繁に親御さんと意見交換しているところで、あえてそういったものをつくる、もう一つ何かをつくる必要があるのだろうか。例えば、保育料の軽減率は伊豆市は県で一番大きい。つまり、保育料が一番下げている。あるいは幼稚園と保育園の柔軟運用というのも十分にしておりますし、お母さんが働いているから保育園、今度2人目が生まれたから、そっちはもう一回幼稚園へ行ってもう一回保育園へ戻せなどということをしていないように、柔軟な運用にも努めておりますし、今まで幼稚園がなかった中伊豆地区では、保育園の中で幼稚園教育もしているし、そういった運用については、かなり先行的にやっていると自負をしているところでございます。もちろん改善するべきところはまだ

多々あろうかと思っておりますけれども。

最後の入所の要件については、部長から答弁をさせます。

○議長（飯田正志君） それでは、健康福祉部長。

○健康福祉部長（大城栄一君） それでは、入所の要件ですが、先ほど御説明があった保育に欠ける児童から保育を必要とする児童に変更になります。これまで対象とならなかったパートタイムで働いている方、あるいは求職中である方、あるいは家族に介護者がいるなどの理由に基づく保育の希望者については、保育を必要とする児童に該当するというように改められてまいります。

それから、先ほどの池田市の例ですけれども、池田市については、子ども支援の条例というのがもともとございまして、池田市子ども見回り委員会というのがその中に設置されるようになっております。この委員会を子ども・子育て会議に改正するというところで進めているようです。

以上です。

○議長（飯田正志君） 再質問ありますか。

杉山議員。

○12番（杉山 誠君） 人口規模が違う、池田市は10万人規模なんですけれども、それだけではないと思いますので、やはり利用者の方の声、市長は常々聞いていると言われましたけれども、やはりそれを集約する手段としては、ある程度そういった組織的なものも必要ではないかと思います。

それから、この制度も改正によりまして、今まで幼保連携型の認定こども園、これが新しい形で指導監督が一本化されるわけなんですけれども、現存する幼保は、連携型の認定こども園、今現状、市内にあるものなんですけれども、ここに対する園児の受け入れ体制、あるいはまた施設の体制、そして国からの給付の体制、これらについてどのように変わるのか、ちょっと教えていただきたいんですけれども。

○議長（飯田正志君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大城栄一君） 今後、国において、基本指針というのが示されてきます。その内容を踏まえて計画を立てていくんですが、まずは来年度、ニーズ調査を行います。これは新年度予算に要求をさせていただきます。その結果を踏まえて、幼保連携型認定こども園の移行の検討ですとか、地域型保育給付の創設というのがございました。これは小規模の保育に対するものですが、その辺の検討、それから一時預かりの場をふやすなどの検討をニーズ調査、あるいは県の基本指針を踏まえまして策定をしていく予定でございます。

以上です。

○議長（飯田正志君） 杉山議員。

○12番（杉山 誠君） そうすると、やはり受け入れが幅広くなるというようなとらえ方をしているんですけれども、あとやはり要望が多いあゆのさとの施設ができて、非常に人気

あるんですけれども、やっぱり入りたくても入れない方、そういった声も聞きます。今後、市内の今ある現状の保育園、あるいは幼稚園をこのままの形でいくのか、それとも新しい制度が変わったことによって幼保連携型に導いていくのか、その辺のところを、計画というか考えをお持ちでしょうか。伺います。

○議長（飯田正志君） 市長、答弁願います。

○市長（菊地 豊君） いろんな御意見があるのは承知しています。しかし、今、あゆのさとが非常に人気が高いんですけれども、1つは立地ということもあろうかと思いますが、もう一つは、やはりあそこは民営ですので、非常に伊豆市のような財政力のところではいい施設をつくりやすいんですね。それからもう一つは、保育士さん、あるいは幼稚園の先生方が公務員がいいのか、民間がいいのかという議論、内容については私はよくわかりませんが、しかし、伊豆市の職員をさらに削減する必要、これは大分あちらこちらからいただいております、それを考えますと、こども園にして、民営にしていく。そしていい施設をつくっていく。これは1つの有力な方向ではないかと考えております。

まだ意見は集約しておりませんが、その中で一番判断基準は、やはり子供さんとそれから親御さんにとって、一番いいシステムはどれなのかということ、きょうあした詰める必要もないと思っておりますけれども、少しだけ時間をいただいて、その地域の子供さんと親御さんのニーズに合った最適な施設に、その方向で進めていきたいと、市長としては考えております。

○議長（飯田正志君） 再質問ありますか。

杉山議員。

○12番（杉山 誠君） よい形でシステムを変えていただきたいということは、多くの方が望んでいるところです。ただ、現状、園児の減少、これはかなり進んでおまして、中伊豆地区の原保保育園はもうかなり少ない人数で保育されているということで、いろんな意見がございます。具体的に原保保育園、今後どのようにされるおつもりか、伺いたいんですけれども。

○議長（飯田正志君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 大変厳しい状況でございまして、来年度の希望調査をとったところ、2名ということでございました。そこで、当分の間休園し、つまり原保保育園をお休みさせていただき、来年度の子供さんは、さくらこども園に通っていただくというようなことでお話をさせていただきました。

○議長（飯田正志君） 杉山議員。

○12番（杉山 誠君） 新しい制度が変わって、やはり今まで一番弊害となっていた縦割り行政の弊害が少しでもこれで緩和されて、子供たちにとってよりよい、また利用者にとってよい環境がつけられることが一番でありますので、市としてもできるだけ、そういった国の

動向を見ながらということもあるんですけども、積極的にこの制度を利用して、チャンスととらえて進めていただきたいと思います。

具体的には、消費税が10%になる平成27年度からになるんですけども、国で予算総額1兆円の予算ということがもう法律で決められておりますので、これを先取りするような形で計画を進めていただきたいと思います。

ちょっと施設の整備とは違うんですけども、年少扶養控除が廃止になって、幼稚園の就園費補助、これで子供さんが3人以上いる世帯への負担がふえたということで、いろいろな対応を迫られているわけなんですけれども、これを伊豆市の場合ほどのような対応をしていくおつもりでしょうか。お伺いしたいんですけども。

○議長（飯田正志君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 先ほど木村議員の御質問にお答えしたんでしょうか、私も休憩時間にほかの党の公約も見たんですが、いろんな新しい党で、まだ公約がどうも整理されていないところもあってよくわからない、ほかの政党であるかもしれません。でも現時点で私が確認しているのは、3歳児から就学前までを公費負担されると書いてあるのは1党だけのようなんですけども、やはり、私はそこにまず国策を向けていただきたいと思います。地方自治体ですべきはもう少し、現物給付という名前がいいのかどうかわかりませんが、もう少し実行の部分で市がニーズに合ったことをやるべきだと思いますけれども、いわゆる費用負担、経費負担のところというのは、やはりナショナルミニマムで、伊豆市だから幾ら、長泉町だから幾らということではなくて、国策として国が統一した支援策というものをおつくりいただくことが一番合理的なのではないかと。市は市に合ったその中のニーズというものをしっかり考えていくということが一番正しいのではないかと考えております。

現時点で、市として独自のその支援策というものは考えてはおりません。

○議長（飯田正志君） 杉山議員。

○12番（杉山 誠君） すみません、ちょっと質問の意味が伝わらなかったようで。今質問したのは、年少扶養控除が廃止になったことにより負担がふえた家庭があるということで、その対策について、救済措置が示されているんですけども、ここをつかんでおられなければ結構です。また具体的に聞きたいと思います。

次に移ります。

小型家電なんですけれども、今、国際情勢から、なかなかレアメタル等の希少金属、あるいはそういったものが手に入りづらくなっているというような貴重なものなんですけれども、私以前よく聞いた言葉に、都市鉱山ということで、現在使われている小型家電の中にレアメタル等が非常に含まれているということで、それが眠っているという言葉聞いて、実はそういった廃家電、携帯電話とかの使われなくなった機械の中にあるということを知っていたんですけども、どうもよくよく調べてみると、都市鉱山というのは埋め立てられた土地の中に埋まっているということで、捨てられてしまっている、そういう意味で使われている

そうでございます。そういう意味からも、貴重な金属、あるいは鉄、あるいはアルミ、そういったものをリサイクルするというのは、資源の少ない日本にとって非常に大事なことだと思います。

伊豆市の場合、対象となる量そのものは少ないかもしれませんが、やはりこういった小さな市町から率先して回収、あるいはリサイクルに取り組むことによって国を動かす、国で法律が成立しても、市町の協力とか積極的な姿勢がないと、やっぱりこういうものが生きてきませんので、小さなまちであるからこそできることもありますので、具体的に職員が回収したものを分けているという話でありましたけれども、なかなかそれも手間がかかる、人件費もかかることでございますので、分別の種類をふやして、ステーション回収のコンテナをふやせばいいことでもありますので、確かに携帯電話は個人情報が入っていますけれども、その他の小型家電というのはたくさんあるわけですので、市民の協力を得られることができれば、それほど経費のかかることではないと思うんですけれども、分別の種類をふやすというようなお考えはありませんでしょうか。

○議長（飯田正志君） 答弁願います。

市民環境部長。

○市民環境部長（河野英世君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

先ほど市長がお答えしましたように、現在は缶以外の金属として、各地区月に2回の割合で集積所から収集をしております。回収したものにつきましては処分業者に、現在のところでは有償にて引き渡しをしております。平成23年度の引き渡し量は約3万3,000キログラムとなっております。ただ、この中は、缶以外の金属として出されるものは、粗大ごみとして定義されているもの以下のものでございます。

それから、これはちょっと業者の話になりますが、引き渡した対象品からは、現在のところ鉄類、アルミ、銅といったものについては、かなりの割合で抽出、再資源としているところだけでも、御指摘のようなレアメタルについては極めて量的にも少ないこと等により、現時点では採算ベースに乗せることは難しいというようなお話を聞いております。

しかしながら、先ほどの市長のお答えの中にありましたように、来年の施行に向けて、現在ガイドラインが国によって策定されております。これにのっとりまして、伊豆市での現在の回収方法からすると、それほどの負担はないのかなというように思っております。新たにコンテナをふやす、あるいはボックス回収をする際には、国の財政支援もあるやに聞いておりますので、いずれにしましても、ガイドラインが示され次第、近隣の市町と協議の上、広域処理を含めて対応していきたいと思っております。

それから、先ほどの業者についてのことですが、この制度にのっとり認定を申請をする予定であるというようなことですから、そんなに大きな障害にはならないと思っております。

以上でございます。

○議長（飯田正志君） 杉山議員。

○12番（杉山 誠君） そのことについて、自治体における先進的取り組み事例というのが経産省から昨年5月に出されているんですけども、それをちょっと見てみますと、やはりかなり採算が合うような、量にもよるんでしょうけれども、今、部長言われましたように、広域的な取り組みを進めていけば、かなりそういったもので事業としても成り立つということが示されています。

そういった取り組み、回収業者も今、幾つかあるわけですけども、新たにそういうリサイクルを進めることによって回収業者の経営が成り立てば、また雇用の創出にもなりますし、繰り返しになりますけれども、希少金属をより有効に進めることができますので、ぜひ積極的にこの取り組みを進めていただきたいと思うんですけども、回収方法として、今、ごみステーションにおける回収、あと、イベント等における回収、そういったものも取り組まれているところがあります。やはり市民の意識を変えるということがまず必要になると思いますので、こういった普及活動、広報活動、そういった意味からも、イベントやあるいは各種の催し、イベントと同じになるかもしれませんが、そういった場所を利用して、小型家電、これが非常に資源であるということを普及させていくような取り組み、これも市としても進めてはいかがかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（飯田正志君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 全く御指摘のとおりだと思っております。

余り市だけの、行政だけですべてをやることもないと思っております、市がやると効率性がいつも問題になりますので、どこかに持ってきてくださいということになるんですが、そうすると、市民の皆さんにとっては当然不便になる。それであれば、大きなイベントのときにそういった啓発も兼ねて集めさせていただく、あるいは、よく使われるショッピングセンターと提携をして、そちらにも回収コーナーを置いていただくことも可能でしょうし、そこで行政の支援が必要であれば、それによってより効率的になるのであれば、そういったショッピングストアとの提携によるやり方というものもあるのかもしれませんが。回収ボックスをふやすこととあわせて、いろんな選択肢の中でぜひ取り組ませていただきたいと思います。

○議長（飯田正志君） 再質問ありますか。

杉山議員。

○12番（杉山 誠君） 最後のジェネリック医薬品の普及について伺います。

今、希望カードの個別配布、それから差額通知ということを検討しているというお話でありました。私もたまたま支所へ立ち寄ったときに、カウンターに置いてありましたので、希望カードというものを1枚いただきましたけれども、本当に保険証と一緒に持っていれば、気軽にそういうものが相談できるわけでありました。ただ、すべてジェネリック医薬品があるわけではないのでありますので、やはり医師との相談というか、薬効成分は同じでも、使われている成分の違いによってアレルギー体質が出る場合もあるということでございますので、やはり当然、ジェネリック医薬品の希望カードを出せば、薬局でそれを出してくれるわ

けですけれども、そういった個人の体質に合わないというか、そういう場合も出てくるということでもありますので、やはり市民の皆さんにただ伝えればいいということじゃなくて、そういったものを利用することに対する周知、以前に広報いずで少し載っていたのを私も拝見したんですけれども、そういったことを今後とも進めていただきたいと思いますと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（飯田正志君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 議会で市長として言っているのかどうか悩ましいところもあるんですが、先般、生きいきプラザでやった介護の勉強会だったか、ある方が在宅に戻って元気になって、どういう薬を飲んだんですかと聞かれたら、今まで飲んでいた薬をやめましたという、そういった話をある講師の方がされたんですが、これは当然、講話の中の一笑い話だと思いますけれども、先ほどの不要な薬も含めて、要するに私たちが健康を保つ医療、あるいはみずからの健康管理の中で薬とどうやって取り組んでいくかというところの意識の啓発というのは、これは病院や薬剤師さんとは別に、もう少し行政でやってもいいのかなと思っております。恥ずかしながら私もお薬ノートを持っているんですが、いつも新しくつけたことがなくて、いつも同じ回答を病院のお医者さんとか薬剤師の方に同じ質問をされて、同じようにわかりませんと答えているところが恥ずかしながらありまして、もう少し市民の皆さんそれぞれに自分はジェネリックが使えるのか、自分はこういったアレルギーがあるのかといったものを認識していただくことで、全体の薬剤の給付というのも減らせるのかなというようなことも考えたりしております。

去年の田方医師会との勉強会の中で、前の日赤の院長さんから実はジェネリックについての御提言があって、ただ、お医者様の話を聞いていると、同じなんですけれども、ほとんど変わらないという方と微妙に違うところがあるから気をつけなければいけないと、これは認識は同じだと思うんですが、表現によって患者さんはやっぱり、え、と思うこともあるでしょうから、やはりそういった客観的な情報というものを冷静に流しながら、そして、みずから判断いただく。強制できませんので、そういったことを着実に進めることが必要なのかなと考えております。

○議長（飯田正志君） 再質問ありますか。

杉山議員。

○12番（杉山 誠君） 先ほどの個別配布に戻りますけれども、具体的にはどんな形で検討していますか。

○議長（飯田正志君） 市民環境部長。

○市民環境部長（河野英世君） 具体的な配布につきましてでございますが、ジェネリック医薬品の活用につきましては、これまで福祉環境委員会及び国保運営協議会の席上においても、医療保険者の立場で医療費の削減策として導入を図るべきだというような御提言をいただいていたところでございます。平成20年には処方箋の様式が厚生労働省によって変更されてお

りまして、医師がジェネリックへの変更は不可という記載がない限り、ジェネリックへの変更が認められるようになっております。このため、他の保険者である健康保険組合等の医療保険では以前から普及促進が図られているというように聞いております。

医療保険者としての伊豆市国保における現在の取り組みといたしましては、先ほど議員さんのほうからお話がありましたように、まずは周知、ジェネリック医薬品とは何ぞやということの広報から始めようということで、これも田方の事務研究会共同歩調によりまして、それぞれの市町への市報への啓発記事の掲載、それから伊豆市におきましては、国保納税通知書発送時にジェネリック医薬品使用の啓発案内の文書の同封等を行ってきております。その後、窓口で希望カードを配布しているところでございます。

先ほど市長からもお話がありましたように、田方の医師会さんなんかといろいろお話をさせていただく中で、正直なところ、医師の方によっては多少温度差があることも事実ではございます。しかしながら、まず私たちは、使う場合には医師、薬剤師によく相談してくださいということを念押しをした広報をしております。これを発展的に、今後は保険証の更新時に同封、それから、先ほどもお答えの中にありましたように、切りかえた場合の自己負担額がどれだけ軽減されるかを示す差額通知、これももう県の国保連合会でシステムとして構築されております。利用する、しないの判断をするだけになっておりますので、今後もこの採用を検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（飯田正志君） これで杉山誠議員の質問を終了します。

暫時休憩して、答弁者を1人入れますので、よろしく申し上げます。

暫時休憩します。

休憩 午前11時21分

再開 午前11時22分

○議長（飯田正志君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

◇ 森 良 雄 君

○議長（飯田正志君） 次に、14番、森良雄議員。

〔14番 森 良雄君登壇〕

○14番（森 良雄君） 14番、森良雄です。

まず、世界ジオパークを目指して、箱根、大島と一緒にやりませんかと。

質問する前に、ジオパークとは何ぞやと。別に難しいことではないんですね。ジオというのは、一般には地球だとか地質だと言われております。ですから、今ある伊豆市の観光資源ですね。山や海や川、景観、自然、歴史、そういうものにプラスアルファしましょうという

のがジオパークだと思います。私はこの1年間で、箱根はいつも行っているんですけども、大島、それから糸魚川、福島の磐梯山、そして先日は四国の室戸を見てまいりました。そういう状況を見て、質問させていただきます。

伊豆半島ジオパーク構想は、2010年に伊豆半島の6市6町の首長会議で推進の合意を図られました。現在は7市6町と言われております。2011年に伊豆半島ジオパーク推進協議会を設立しました。本年9月に伊豆半島は日本ジオパークの認定が決定し、この11月2日に四国の高知県室戸市で行われた大会で、国内25のジオパークとして参加しました。そこで、伊豆半島ジオパークが認定を受領しました。伊豆半島ジオパーク推進協議会の次の目標は、世界ジオパークの認定を目指すものと思いますが、いかがでしょうか。

伊豆市も伊豆半島推進協議会へ参加しておりますね。予定では、3年後の2015年を目指していると思います。今までは、ジオサイトの決定や案内板の設置、ガイドの養成など、比較的軽微なものでしたが、世界ジオパークを目指すためにはどのようなことが必要でしょうか。伺います。

残念ながら、世界ジオパークを目指すには、伊豆半島には満足できるビジターセンターがありません。伊豆市につくろうとしているビジターセンターはどのようなものでしょうか。世界ジオパークに参加するには、伊豆半島には博物館などの施設はありません。建設する計画はありますか。専門的な学芸員はいますか。配置する計画はありますか。箱根や大島と一緒に世界ジオパークを目指すのが不足する施設や人員を補うためには最良と思いますが、いかがでしょうか。

放射能対策。

放射能対策といってもいろいろあるでしょうが、ここでは福島原子力発電所の爆発事故のような場合の事故が万が一浜岡原発で発生した場合の対策について伺います。伊豆市は浜岡原子力発電所からは一番近い土肥でも60キロメートル以上離れていますが、陸地と違い海上という条件があります。甲状腺被曝を防ぐには、安定ヨウ素剤の投与が最も有効とされるようです。

ヨウ素剤投与について伺います。備蓄状況はいかがですか。もちろん、備蓄はされていないと思いますが、いかがでしょうか。ヨウ素剤投与について、備蓄について、準備しているようでしたら、状況を伺いたい。

選挙違反について。

10年以上議員をしていますが、今度の市議会議員選挙ほど選挙違反がひどいと思ったことはありません。まさに伊豆市のマナーやモラルが地に落ちたというべきでしょう。ルールを守るというのは森良雄のいつもの言葉ですが、ルール、規則さえも守られませんでした。選挙管理委員会委員長として、今度の選挙についての感想を伺いたい。ポスターがはがされるという行為がありました。犯人の調査はされましたか。ポスターの写真が実物と著しく違うとの声がありましたが、選挙管理委員会としてはどのように考えていますか。ほかに、選挙

管理委員会として把握している事象がありましたら伺いたい。市長は特定の候補者の応援をしているという声もありましたが、事実でしょうか、伺います。

インフルエンザの予防について。

インフルエンザの季節がやってきました。私はこの11月に予防注射を受けてきました。他の治療と一緒になので予防注射は幾らになったのかわかりませんが、1,000円のように。以前は3,000円ぐらいのような気がします。インフルエンザ予防接種の補助の状況を伺います。老人とは言いたくないんですが、私のような、老人に対する補助はあるようですが、子供に対する補助はどのようになっていますか、伺います。子供に対する補助はないのでしょうか。ない場合はその理由を伺います。

予防注射には、メリットとデメリットがあるようでしたら伺いたい。教育上でも、集団発生などへの対策としては効果があると思いますが、いかがでしょうか。子供は国の宝です。インフルエンザで亡くなることは少ないでしょうが、その危険がないわけではありません。学級閉鎖などは教育上のマイナスもあります。子供への予防接種の補助は考えていませんか、伺います。

いじめについて。

4月から8月までのいじめのアンケート調査は行われましたか。調査結果はいかがでしょうか。いじめはありましたか、いじめの状況を伺います。対応状況はいかがですか、対応状況を伺います。対策はいかがですか、結果はいかがですか。新聞などによっては、学校によっては独自の対策をとる学校もあるようです。予防的な対策をとっている学校もあるようです。いじめに対する伊豆市の取り組み状況を伺います。

以上です。

○議長（飯田正志君） ただいまの森良雄議員の質問に対し、答弁を求めます。

初めに、市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） お答え申し上げます。

まず最初のジオパークですが、現在、伊豆半島ジオパーク推進協議会では、ビジターセンターのあり方やガイドの育成、案内板の整備を初め、新たな誘客の取り組みや地域間の交流促進等について、伊豆半島ならではの魅力が生かせるような活動に取り組んでおり、その活動の結果として、世界ジオパークに認定される可能性が開けると考えております。

次に、伊豆市のビジターセンターですけれども、個々のビジターセンターの運営は各市町で行うこととなっております。平成24年度、伊豆市では昭和の森にパンフレット配布や展示用パネルの設置を行い、平成25年度にはジオガイド等の協力を得ながら、ジオツアーの企画商品やジオサイトの案内、インターネット等による情報発信を進めてまいりたいと思います。

また、昭和の森会館の中にある森の情報館も天城の森や農林業の歴史など、伊豆市の貴重な資源であることから、ジオパークの普及啓発とあわせPRし、伊豆市のジオパーク推進の

活動拠点として活用してまいりたいと考えております。

博物館を建設する計画はありません。

それから、事務局ですが、学芸員さんはおりませんけれども、現在、専門研究員1名が配置され、調査研究や報告普及等に取り組んでいただいております。

箱根や大島と一緒にということですが、今ジオパークということでせつかく伊豆半島が1つになろうと、これまでにない動きになっておりますので、まずはジオパークという構想によって伊豆が1つになっていく、これが優先であろうかと考えております。

2つ目のヨウ素剤について、伊豆市では備蓄をしておりません。県は30キロ圏内にかかわる市町に配布することを対象としてヨウ素剤を整備し、該当する市町が管理する予定と聞いております。

選挙違反については、森議員から御質問いただけたとは思っていなかったんですが、私にかかわるところが1カ所ありまして、特定の候補者の応援をしたかどうかと、この御質問の趣旨もよくわからないのですが、通勤のときに市議会議員の候補者の方が立っておられれば、手を振り頑張ってくださいということをしたのかと言われれば、イエスであります。市長の地位を利用して特定の候補者への応援を投票を要請したかということであれば、ノーであります。

インフルエンザについては、1歳から6歳未満では接種の効果が20ないし30%と言われております。また、接種後のアナフィラキシーショック、発熱など、他の予防接種より副反応が起りやすく、近隣の市町でも同様の理由によって補助制度は設けておりません。このようにインフルエンザの効果や副反応などを考え、子供へのインフルエンザ予防接種の補助は現時点では考えておりません。

以上でございます。

○議長（飯田正志君） 次に、教育長。

〔教育長 勝呂信正君登壇〕

○教育長（勝呂信正君） それでは、森議員の質問にお答えさせていただきます。

まず、ヨウ素剤の備蓄、投与についてでございます。

教育委員会としましても、安定ヨウ素剤については、今答弁がありました市長と同様に考えておりますので、安定ヨウ素剤の備蓄はしてございません。今後につきましても、市長と同様に国、静岡県の動きを踏まえ、検討してまいりたいと考えております。

続きまして、インフルエンザの予防についてです。

教育委員会としましても、インフルエンザワクチン接種後の副反応やその因果関係が不明確であること、それから、予防接種が任意であり、個人の責任と意思による努力義務であることを考え、児童生徒へのインフルエンザ予防接種の補助は今のところ考えてございません。予防接種は、個人の発病防止や重症化防止の効果は認められているようですが、インフルエンザの蔓延防止の効果については難しいと判断され、平成6年には予防接種法の改正により

対象疾病から削除された経緯がございます。したがって、予防接種をすることにより、学校における集団発生を防止できるかについては、現在疑問というふうに考えております。

最後に、いじめについてお答えをさせていただきます。

過日の新聞にも大きく取り上げられていたいじめに関する児童生徒の実態把握並びに教育委員会及び学校の取り組み状況に係る緊急調査を行いました。伊豆市においては、教師の意識の高まり、または仲たがいやけんかの後の意地悪などもいじめととらえて報告がありました。いじめの掘り起こし、これが進んだというふうに理解をしております。

その結果として、市全体のいじめの報告件数は4月から7月時点で、前回の9月に報告をさせていただきましたその件数よりも件数としてはふえてございます。それにつきましては、そのいじめの内容で冷やかし、からかい、悪口やおどし文句、嫌なことを言われる、その割合がふえてきたというところであります。なお、いじめと報告のあった事案の解決率、これについては90.0%という数字があります。あと10%については、継続したものがありますが、ただ、生命または身体の安全が脅かされる、また、子供の学校生活に大きな影響を与えるという重大な事案につながるおそれのあるいじめの報告はございませんでした。

いじめの対応の状況ですが、学校においてはいじめの問題は起こり得るということを前提に、児童生徒を対象としたいじめに関するアンケートを実施し、その結果を受けて、必要に応じて個別の教育相談を行い、軽微なことであっても、より細かな把握をすることに努めております。また、いじめに特化しない教育相談を定期的に行い、その中からいじめにつながる可能性のあるケースを洗い出し、予防に努めているところでございます。

教育委員会では、いじめを認知した際の基本となる学校のいじめに関する対応マニュアル、これにつきましては、市教育委員会独自で、市の校長会と協議の上作成しております。そして、いじめの防止対応できるよう各学校に配布している状況でございます。

以上でございます。

○議長（飯田正志君） 続いて、選挙管理委員会委員長。

〔選挙管理委員長 鈴木延尚君登壇〕

○選挙管理委員長（鈴木延尚君） 選挙管理委員会の鈴木でございます。質問に対してお答えをいたします。

今度の選挙についての感想ということで、御質問がございました。立候補者が多く、激しい選挙であったと、こういうのが率直な感想でございます。

それから、選挙違反についてということで、ポスターがはがされるという行為についてですが、ポスター掲示場に張られた選挙運動用ポスターが故意に破られた可能性が高い案件が2件ありました。

1件は、近所の方から選挙管理委員会に通報をいただいた案件で、現地を確認したところ、故意に破られた可能性があるため、大仁警察署に通報いたしました。警察において、現場検証や鑑識作業等の捜査をしていただきました。

もう一件は、警察への通報があった案件で、警察からの連絡により、選挙管理委員会も現地を確認し、故意に破られた可能性があるため、先ほどの案件と同様に、継続的な捜査と今後の警戒強化をお願いしたところでございます。

次に、選挙運動用ポスターについてですが、選挙管理委員会では、立候補届け出書類とともに、事前審査の際に、ポスター掲示場に掲出するための選挙運動用ポスターの確認をさせていただいております。この際の確認は、公職選挙法に定められているポスターの規格と、ポスターに記載しなければならないとされているポスターの掲示責任者と印刷者の氏名及び住所について行っております。そのほかポスターの記載内容についての当否を審査することや、その取り消し、修正をすることは、公選法の規制の対象にはされていないものと解されます。

また、ほかに選挙管理委員会として把握している事案がありますかとのことですが、把握しているものはございません。

以上でございます。

○議長（飯田正志君） 再質問ありますか。

森議員。

○14番（森 良雄君） ちょっと、順番をかえさせていただきます。

まず、インフルエンザについて質問させていただきます。

市長は、たしか6歳未満については効果が疑問だと、問題があるというようなことをおっしゃってございました。これは、小学校や中学校については関係するんですかどうかをお伺いしたい。

○議長（飯田正志君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大城栄一君） 先ほどの市長の答弁につきましては、1歳から6歳未満の乳幼児期、これについては20%から30%の効果と言われてしていると申し上げたところです。

○議長（飯田正志君） どうぞ、森議員。

○14番（森 良雄君） やる気が全くないというふうに判断せざるを得ませんけれども、きょうはせっかく民生委員の方もいらっしゃるんですね。子供の健康、安全、大きな仕事じゃないかと思えます。それで、ほかがやっていないからやっていないと。さっきまで一生懸命、子供や子育てしやすいまちをつくるというのが僕は基本だと思いますけれども、子供をふやそうと皆さん一生懸命考えているわけですね。そういう中で、このインフルエンザの予防注射というのは、実際はできる人はやっているんでしょう、子供たち。そういうことは教育委員会では把握していませんか。

○議長（飯田正志君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大城栄一君） 市内の医療機関のほうに接種の状況の確認をさせていただきました。12歳以下のお子さんが1,085人、全体の39.1%の方がインフルエンザの接種をしております。ただ、市内の医療機関だけの調査ですので、市外で受けている方がどれぐらいい

るかは把握してございません。

○議長（飯田正志君） 森議員。

○14番（森 良雄君） 私は1,000円でできるということは事実ですよね。ちょっと確認したいですけども。子供たちは恐らく3,000円ぐらい負担しているんですね。どのくらい負担していると思いますか。わかっていますか。

○議長（飯田正志君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大城栄一君） 65歳以上の方につきましては自己負担1,000円で、残りを助成しております。一般的に、インフルエンザの予防接種の自費ですけども、医療機関によって若干異なります。2,500円ぐらいから高いところで2,675円というように伺っております。

○議長（飯田正志君） 森議員。

○14番（森 良雄君） 教育長はいわゆる蔓延の効果はないと、たしかおっしゃっていたと思いますけれども、効果あるんじゃないですか。その辺の情報は得ていませんか。

○議長（飯田正志君） 教育長。

○教育長（勝呂信正君） 蔓延の効果につきましては、平成6年度の予防接種法の改正の中で、やはりその中での判断で学校が運営されています。ただし、蔓延については、学校の中ではインフルエンザの予防については、うがいだとか手洗いだとか、それからいろんな殺菌というのか、ほかのところの菌が付着しそうなところについてはきれいにしたりとか、そういう対策はとっております。ただし、蔓延するという状況については、科学的には教育委員会としてはつかんではいけません。防止については全力を尽くしております。

○議長（飯田正志君） 森議員。

○14番（森 良雄君） 学者によっていろいろ意見があるんでしょうけれども、少なくとも蔓延をおくらせる効果はあると言われてるんですよね。私は1,000円で受けられるんですけども、子供たちは3,000円ぐらいとられているんじゃないかと私は思いますけれども、2,500円とおっしゃるんだったら2,500円でいいですよ。やはりこの予防接種は安くないんですよ。父兄は受けさせたいと思うんです。

だから、市長にぜひお答え願いたいんですけども、同じ市民で、受けたい人が2,500円もかかるわ、森みたいなのは1,000円で済むわと、ちょっと不公平じゃないかと思いたすけれども、いかがでしょうか。

○議長（飯田正志君） 答弁を求めます。

市長。

○市長（菊地 豊君） それぞれ教育委員会とそれから健康福祉部の中での検討を得て、市長としては判断をしたいと思いたす。

○議長（飯田正志君） 再質問ありますか。

森議員。

○14番（森 良雄君） それでは、ほかにも質問したいことがいっぱいありますので、ぜひ

教育長、それから健康福祉部長、子供にもいろいろ問題があるでしょうけれども、受けない人もいます。経済的な問題で受けられない人もいます。市長もああやって言っているんですから、ぜひ受けない人は受けられるようにしてやってほしいですね。また春になったら、あれどうなったというふうにお聞きしますので、ひとつよろしくお願ひします。

次、選管の委員長もせっかく来て来ておられますので、選挙違反について質問いたします。

ポスターの件は、委員長は承知しているということなんですけれども、今度の市議会議員選挙で、私はしょっぱなから度肝を抜かれたですよね。何と説明会で警察官が言った話ですね。議会を傍聴した人の話として警察官が言ったことは、反対ばかりで面白くない。もう傍聴には来ないと、こういう市民の意見もあるというようなことを警察官が言っていました、委員長はお聞きになりましたか。覚えておられますか。

○議長（飯田正志君） 答弁願ひします。

選挙管理委員長。

○選挙管理委員長（鈴木延尚君） その件については覚えておりません。

〔「事務局長はどうですか。発言するか」と言う人あり〕

○議長（飯田正志君） もう一度質問願ひします。

森議員。

○14番（森 良雄君） 委員長、あそこに座っていたことは事実ですよね。こんな大事な話はないと思いますよ。これ、だれかといったら恐らく私のことですよね。そうじゃないでしょうかね。もしよかったら選管の書記長、こういう話があったかどうかということを確認したいです。

○議長（飯田正志君） 答弁願ひします。

選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（山口一範君） 選挙管理委員会の書記長の山口です。よろしく願ひします。

先ほどの森議員の質問でございますが、警察が話をしたというところのその部分については、私もはっきり覚えている部分ではございませんということでお願ひします。

○議長（飯田正志君） 再質問ありますか。

森議員。

○14番（森 良雄君） 皆さん何のためにあそこにお座りになっていたのかよくわかりませんが、今度から録音ぐらいしておいてください。

今度の選挙でよく聞いたのは誹謗中傷、ありました。誹謗中傷について、選管へは何か抗議とか何かはありませんでしたか。

○議長（飯田正志君） 答弁願ひします。

選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員長（鈴木延尚君） 委員会の書記長から答弁させます。

○議長（飯田正志君） 選管書記長、山口君。

○選挙管理委員会書記長（山口一範君） 誹謗中傷ということがあったかというところですが、私どものほうには、誹謗中傷というところでの質問等、照会等特になかったと記憶しております。

以上です。

○議長（飯田正志君） 再質問ありますか。

森議員。

○14番（森 良雄君） なかったと言われたんじゃ後が続かないんですけれども、私はあったんじゃないかと思えますので、後で調べてください。そういう話がなかったのかどうか。

こういうこともなかったですか。例えば、暗くなってからの話ですけれども、住宅地でボリュームいっぱい上げたかどうか知りませんが、大音量で走っていた車なんかがありましたけれども、こんなクレームもありませんでしたか。

○議長（飯田正志君） 答弁願います。

選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（山口一範君） 住宅地でボリュームが大音量というところも、私は認識をしておりません。

以上です。

○議長（飯田正志君） 森議員。

○14番（森 良雄君） 2人もここへ出てきて認識しておりませんか、これも後で調べてくださいよ。あったんじゃないんですか。病院や学校、福祉施設などではボリュームを絞れという話がされているわけですね。これについてもクレームがなかったですか。

○議長（飯田正志君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（山口一範君） 確かに、規制の中には病院、学校等におきましてはボリューム等絞って、大音量というところの規制はございますが、私どものところへ、私のほうで認識して苦情があったというところはありません。

以上です。

○議長（飯田正志君） 森議員。

○14番（森 良雄君） これも調べてくださいよ。委員長や書記長のところへは届いていないかもしれないですけども、ほかの職員のところへは行っているかもしれませんものね。調べて、後でお話したいだと思います。

先ほど、委員長の御説明では、ポスターについては、要件さえ合っていればいいというようなことですね。私のポスターは、8年前のポスターを使ったんですよね。今でも若々しいからいいですけども、いいんじゃないかと思うんですけども、何十年とは言わないけれども、相当古いのをお使いになった方もいらっしゃるようで、それから修正を加えた方もいらっしゃる。こういうことについては、特に選管としては問題にしないということですか。

○議長（飯田正志君） 答弁願います。

委員長。

○選挙管理委員長（鈴木延尚君） 選挙管理規定に規制されているのは形式のみで、内容については審査対象から外すという形に解される事例がございまして、それをもって行っているということでございます。

○議長（飯田正志君） 再質問ありますか。

森議員。

○14番（森 良雄君） 選挙違反についてはもう一つだけ質問させていただきます。

そうしますと、委員長さん、例えばピカソの抽象画みたいなものをあそこへかいても、これが森良雄ですと張っても、問題にはしないというふうに理解してよろしいでしょうか。

○議長（飯田正志君） 委員長。

○選挙管理委員長（鈴木延尚君） もう少し詳しい内容につきましては、書記長のほうから答弁させます。

いわゆる写真ではなくて名前だけでもいいとか、あるいはいろんなイラスト的なものというようなことの過去の認定もございますので、もしそういう判断で、先ほど申し上げたように、内容についての細かなところまでそれを修正とか注意とかするということは、逆に選挙管理委員会が選挙の公正を縛ってしまうというように過去の事例でなっております。

形式的なサイズ、それから氏名、住所等についてのみということで、現在ではそういう事例でやっております。

○議長（飯田正志君） 補足説明、書記長。

○選挙管理委員会書記長（山口一範君） ただいまの質問の中で、例えばピカソとか、そういうものを載せていいかということにつきましては、やはり私どもで話をさせていただいているのは、例えば虚偽事項とか利害誘導関係とか、そういうものについてはまずいですよというのは話をさせてもらっているんですね。例えばピカソとか、そういうものをこれが私ですということは常識的にはないものと考えております。

以上です。

○議長（飯田正志君） 森議員。

○14番（森 良雄君） ピカソはどうもだめらしいですね。それじゃ、写真の修整なんかは許されるんですか。

○議長（飯田正志君） 書記長。

○選挙管理委員会書記長（山口一範君） 先ほど、委員長のほうから話がありましたように、公選法で決められているものにつきましては、ポスターの規格、大きさ、それからあとポスターにおける表面の掲示責任者、それから印刷者の住所氏名ということになっております。私どもは形式的な審査をさせていただくということになっております。

以上です。

○議長（飯田正志君） 森議員。

○14番（森 良雄君） はっきりわからないですね。抽象画はだめだよとまでは言っていないようですけども、じゃ、私が次の選挙にはどういう写真を、ことしの写真もよさそうだから、それでやっていきますけれども、へそ曲がりだから、下手をするとピカソの絵みたいのを出すかもしれないですよ。やっぱりこういうものは余り修正しちゃだめだよとか、何かある程度指針ぐらいは出したらどうなんですか。

次に移ります。

放射線対策についてお伺いしますけれども、ヨウ素剤なんていうのはそんなに高いものじゃないと思いますよね。国は30キロ圏内だとおっしゃっておりますけれども、現実にはどこへ飛んでいくかわからないわけですね。市長どう思いますか。30キロ圏内だけやっていればいいと思いますか、お伺いします。

○議長（飯田正志君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） このような極めて特異な高度な政治的案件に関する対応ですから、当然、第一義的には国がしっかり情報提供し、国がしっかり対応をとるべきであると思っています。

○議長（飯田正志君） ちょっと森議員、確認しますけれども、選挙違反のほうの再質問はもうありませんね。

〔「ないです」と言う人あり〕

○議長（飯田正志君） わかりました。では、再質問どうぞ。

○14番（森 良雄君） 国の指針は近々出るんですね。これは30キロ圏内というのは変わらないと思いますよ。市長さんは国の指針を待っているようですけども、指針どおりやりたいというようなことだと思いますけれども、現時点で福島では何があったかといえば、いわゆる県民の不安というのは30キロ圏内にとどまらなかったんじゃないかだと思いますけれども、市長はどう思いますか。

○議長（飯田正志君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） ヨウ素剤にかかわらず、一番の問題はそこなんです。福島原発で何が起こったのか。どういう原因で水素爆発があったのか。根本的な原因はどうだったのか。その後の対策はどうだったかというのが全くわからないまま、今、原発を進めるべきかやめるべきかなどという議論が起こっているわけですね。まず一番大切なことは、一体何が起こったのか、どういう対策をとったのかということをしつかり国は情報公開しなければ、だれであれ判断はできない。それが残念ながら現状だろうと思っています。

○議長（飯田正志君） 森議員、まだあと12分ちょっとありますけれども、ここで12時ですので、お昼の休憩にしたいと思いますので、よろしいでしょうか。

〔「嫌だといったらどうなるんですか」と言う人あり〕

○議長（飯田正志君） だって、30分以上かかるでしょう。だからここで昼の休憩とします。再開を1時とします。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 0時59分

○議長（飯田正志君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開します。

再質問、森議員。

○14番（森 良雄君） 放射線対策について再質問を続けさせていただきます。

午後からいらした傍聴の方は、何を言っているかわからないと思いますけれども、質問は、ヨウ素剤の準備をしてはどうですかという質問をしているところでございます。

市長は、事故原因の究明が行われてからだとおっしゃっておりますけれども、事故原因の究明ができるかどうかなんです。僕はこれから何十年もかからなければ事故原因の究明はできないんじゃないかと思っているんですけれども、何か近々そういう報告書が出るような情報は得ておるんでしょうかどうか、お伺いしたい。

○議長（飯田正志君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） そのような情報は得てはおりません。

○議長（飯田正志君） 再質問ありますか。

森議員。

○14番（森 良雄君） まだ時間あるでしょう。

○議長（飯田正志君） あります。あと11分。

○14番（森 良雄君） 新潟県の長岡市のある団体では、独自にヨウ素剤を準備しようというようなことを進めている団体があるようですけれども、それは御存じですか。

○議長（飯田正志君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 承知しておりません。

○議長（飯田正志君） 再質問、森議員。

○14番（森 良雄君） 結構ニュース性のあるあれですよ。長岡市のある地区の団体が独自にヨウ素剤を調達していると。それに対して、国はちょっと待ったと言っているようですが、承知していない人に質問を続けても余り意味がないようですけれども、福島県から逃げ出して他県へ行っている人もたくさんいらっしゃるわけですね。子供たちがこれから何だかわからない、いわゆる放射線を原因とする甲状腺がんなんかにおびえている現実もあるわけです。国がやらなければわからないでは余りに、市長さんは言っているときそのとき

そのときで変わってきちゃうんじゃないかと思うんですけれども、放射線対策についてはこれで終わりにします。

続いて、世界ジオパークについて質問させていただきます。

今のやり方で、2015年に世界ジオパークの認定を目指すということですがけれども、今のやり方ではこれは認定されないと、私は思います。だってそうでしょう。たしか学芸員は1人しかいないですね。博物館はつくらないと。先ほどそういうことを市長さんは言いましたね。ビジターセンターはどうも伊豆市独自につくるということのようですがけれども、どういうビジターセンターをつくるのか、もう少し詳しくお話しいただきたいんですが。

○議長（飯田正志君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 詳細についてはこれからの検討ですがけれども、今、昭和の森、市が管理している施設のところに、まず、昔の軽野船のミニチュアモデルとか、あるいはかつての林業とかそういったものを掲示しているエリアがあります。あれは残す。あの奥に近代文学館があります。あの近代文学館の部分を湯ヶ島のほうに持ってきて、そのスペースにジオパークのビジターセンターをつくりたいというような考えをしております。中の展示等については、まだこれから検討する段階でございます。

○議長（飯田正志君） 再質問ありますか。

森議員。

○14番（森 良雄君） 展示場所をつくと。それに対して、人員はどれぐらい配置するつもりでいらっしゃいますか。

○議長（飯田正志君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 繰り返しになりますけれども、詳細についてはまだこれからの検討でございます。

○議長（飯田正志君） 再質問、森議員。

○14番（森 良雄君） 市長さんのそういうお答えを聞いているだけでも、2015年に世界ジオパークの認定を受けられるとは到底思えませんね。受けるための要件というのを調査しておりますか。

○議長（飯田正志君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 議会の議論が進展しませんので、ここでもう一度繰り返しですが、前回の議会でも申し上げておりますけれども、ジオパークというのは、博物館をつくってその中に展示をしていてそれを見に行くものではなくて、伊豆半島そのものが博物館ということなんです。伊豆半島そのもの、滑沢溪谷そのもの、旭滝そのものが博物館の展示施設なんです。そこに箱物をつくって、昔失敗したような事業をやろうというようなことでは全くないんです。そして、そこで必要なことは、もちろん専門のガイドさんも必要ですがけれども、

我々住民自身がそのジオパークというコンセプトの中でいかに活動しているかを見るということですので、そこに専門が何人いるか、箱物ができたかということでは全くないということをおま前に御議論いただかなければ、今、前回と同じ繰り返しの議論をしているわけです。その前提に立って御議論いただきたいと思ひます。したがって、まだそのような些少なことについては、これから検討するところでございます。

○議長（飯田正志君） 再質問ありますか。

森議員。

○14番（森 良雄君） 些少じゃないんですよ。またちょっと戻りますけれども、市長は伊豆半島ジオパーク協議会、そのメンバーとして伊豆市は入っているわけですね。それを確認しますよ。いいですね。2015年に世界ジオパークを目指すことは事実ですね。ちょっとこの2点だけ確認します。

○議長（飯田正志君） 市長。

○市長（菊地 豊君） そのとおりです。

○議長（飯田正志君） 再質問。

森議員。

○14番（森 良雄君） それでは、今2012年でしょう。3年後に目指すんですよ。それで市長の理想論はそれで結構ですよ。すばらしい理想です。しかし、2015年に世界ジオパークに認定してくれと申請するときに、要件があるんじゃないですか。施設はこういうものをそろえなさいというような要件はないんですか。

○議長（飯田正志君） 観光経済部長。

○観光経済部長（杉山健太郎君） それでは、ただいまの要件について御説明をいたします。

平成24年10月29日付で、ジオパーク推進協議会のほうから私どものほうへ通達がございました。ビジターセンターに必要な機能、設備、その最低条件といたしまして、ジオパークとは何か、伊豆半島ジオパークの特徴を理解し、自分の市町のジオサイトを案内説明できる職員、これは観光案内所等の案内者による兼務も可ということになっております。2点目、ジオガイドやジオツアー、宿泊施設等を紹介できること。3点目、ジオパーク以外にも地域を紹介できる機能を有すること。4点目、展示パネルが3枚以上設置できるスペースを有すること。5点目、ジオパークビジターセンターの看板を掲げることができること。6点目、DVD等ジオパークの映像を放映できること。7点目、インターネットを接続できる環境にあること、8点目、パンフレット、マップ、チラシ等の配架ができること、以上が最低条件として提示をされております。

以上です。

○議長（飯田正志君） 再質問ありますか。

森議員。

○14番（森 良雄君） そういうことを、少なくとも協議会で本当だったら今まで話し合っ

てこなければ、今ここで初めてわかったじゃ困るんですよね。僕は、当然、2015年はもうだめだろうと思います。今おっしゃったことだけでも、ビジターセンターの広さとか展示物をどういふものを置くかとか、博物館ぐらいは必要なんじゃないですか。そう思いませんか。

○議長（飯田正志君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 全く同じことの繰り返しで議論が進まないんですけれども、今、部長が説明したとおり、巨大な施設を今からつくって専門家を何人も置くというような、そんなことでは全くないんです。あの空きスペースを御存じですか。相当なスペースがあって、パネル3枚、十分に入る余地をちゃんと確保した上で、しかもそこに説明員が1人とか2人ではなくて、じゃ、高校生に手伝ってもらうのかもならないのか、今いる地元のガイドさんがどの程度常在できるのか、これは別に何年もかけて検討するものではなくて、本当に今から詳細設計をすれば、それで済む話なんです。

一番問題なのは、伊豆半島という南洋から流れてきた大地そのものが展示物だということ、そして我々自身の活動が評価の対象になっているということ、そこが一番肝要なところなんです。それを広げるためには、市長が中心になって、おれについてこいというやり方ではうまくいかないことはわかり切っているじゃありませんか。その中で、幸いなことに伊豆市の場合には、伊豆総合高校の生徒さんがみずからクラブ活動として、県内のモデルのような形で頑張ってくれているわけです。そこをしっかりと支えていくのは行政の仕事であって、あそこにもう一度、昔型の博物館をつくる必要があるとは全く思っていないんです。

○議長（飯田正志君） 森議員。

○14番（森 良雄君） これでは、議論はかみ合わないですね。今、市長がおっしゃったようなことは、日本ジオパークの認定要件だと思いますよ。これから目指すのは世界なんです。それも2015年。私は協議会がもっとしっかりしてくれなければ困ると言いたいんです。学芸員が1人しかいないんでしょう。事務局長はだれがやっているんですか。県との折衝責任者はだれなんですか。

伊豆半島ジオパークを世界で認定してもらうには、もっと人も金も物も投入しなければ認定されませんよ。これははっきりしているんです。たった1人の学芸員です。箱根には学芸員クラスの人20人くらいいるはずですよ。要するに、県は金を全然出してない。ましてや今、伊豆市の市長さんもそうでしょう。今あるものでやるんだと。じゃ、今あるものの施設で、この間、大仁高校なんかを利用するというようなことをおっしゃっていましたが、あれは何をつくるつもりなんですか。お伺いします。

○議長（飯田正志君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 県が拠出されている金額については、ちょっと部長に調べさせております。それから大仁高校跡地の利用についてはいろいろありましたけれども、今、県のほうは伊豆半島の中で、1カ所かどうかはわかりませんが、一、二カ所、ジオパークの拠点をつくったらどうかと。その拠点は博物館をつくるということではなくて、そこに事務局

があり、そしてジオガイドさんが集まってきて、会議をやったり研修会をやったりするそのたぐいの施設は今県のほうで我々と協議をしています。しかしそこに、いいですか、展示物というのはそこにある自然そのものなんですよ。それをわざわざミニチュアの博物館をどこかにつくって、そこに人が来る。全くあり得ない。

ですからそこは、ぜひその本質的なことをしっかり考えていただいて、ただ私は、この伊豆半島のジオパークの協議会の中に入っていますけれども、最初から申し上げているのは、日本ジオパーク、世界ジオパークになったがゆえにお客様がどっと来て、またにぎわいがそこで生まれるとは思っていないんです、私は。それは地道な活動の結果としてのジオパークという新たな大地の公園なんです。それよりも、伊豆半島の場合には、既に来ているお客様方がたくさんいますから、その方々に八丁池とは、滑沢溪谷とは、白岩の地層とはということ新たに説明をして、今まであった伊豆の自然のよさをさらに付加価値を高める、そして少しずつリピーターがふえていく。それが私がこのジオパークの伊豆市の中で進めている基本的な考え方なんです。

ですから、そのために、我々はしっかり活動を広げていくことが大事であって、県にお願いしなければお金が来ないからというものでは全くない。本質的に違うということなんです。県の拠出金額は後ほど調べて、県からも拠出をいただいておりますので。

○議長（飯田正志君） 森議員。

○14番（森 良雄君） 話にならないですね。こんなガイドなんて、今までだってみんなやっていることなんですよ。観光振興のためにプラスアルファとしてジオパークをつくっていかうとしているんじゃないかと私は思っていますけれども、どうも全然そうじゃないと。今までのことを積み上げていけばいいんだと。人、物、金というのを投入しないと、これ失敗しますよ。理念だけで成功するものではないと思います。

議会を休んであちこち見てきましたけれども、どこへ行ったって立派な博物館はある、立派なビジターセンターはあると。その上でもってみんな活動しているんですよ。ガイドの教育だってどうするかと。ガイドを日々教育していかなければガイドだって育ちませんよ。博物館にいる学芸員がしっかり地元のガイドを教育していくと、そういうシステムが何もできていない。それはそうでしょう、たった1人の学芸員しかいないんだから。それで7市6町を見なければいけないと。それで地元の市長さんは世界ジオパークに認定されるにはどうしたらいいかというのは、どうも構想を余り持っていないような気がしますね。

議論を進めても進展しないようですから、これからこれも、また継続事項ですね。しっかり7市6町の首長さん、議員さん、市民の意識を向上させないと、世界ジオパークは認定されない。それと、やはり首長さん方は認定されるにはどうしたいいかと。もともと学芸員が1人しかいないんだから、ところが箱根あたりには20人からいると。それから設備は箱根町はこれからどんどんつくっているんですよ、今。言ってもわからなければしょうがないです。次に、いじめに移ります。

教育長さん、4月から9月までのいじめの調査はしなかったんですか。これは全国的にされているはずなんですけれども、もう一度確認します。

○議長（飯田正志君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（勝呂信正君） 行いました。

○議長（飯田正志君） 再質問。

森議員。

○14番（森 良雄君） 数字が発表されませんでしたけれども、全国的には14万件を超えるというような報道もありましたよね。我がまちではどうだったんですか。どのぐらいのいじめがあったのか。

○議長（飯田正志君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（勝呂信正君） 基本的には、県では報告しましたけれども、市町の公表はしないということで県の教育委員会は考えておると。したがって、マスコミ等での市町の公表はないというふうに御了承ください。

先ほども申しましたが、9月に申しあげましたけれども、そのときには数は数件ということで報告してありますが、4月から8月までの調査の中ではやはりふえていることはいます。ただし、その中で、こういう質問で出しました。いじめ調査の中で、冷やかしからい、嫌なことを言われる、この部分で数が非常にふえてきておりました。冷やかしからい、嫌なことを言われる、この部分で、先生方の調査するときの質問によってですが、ある学校、これは2校ですけれども、8月までの月例報告は、ほとんどなしという報告だったんですが、やはり冷やかしからい、嫌なことを1回言われたことはありますかというふうな質問ですと、あったよということで、そこには19件とか、それから20件というのがありました。

しかし、ここで10月、改めてその意味を問い直して、再度ここでまたアンケートをとっております。その結果としては、その2校の学校につきましても、いじめという認識、一たんある生活の場で言われたということで、いじめとの認知はないということの中で、ゼロの報告が今回は来ております。それは教育委員会もその数がうんと上がりましたので、その学校へ再調査に入りました。その結果として、今、ゼロという数字が出ております。

したがって、この結果ですが、今現在は小学校で7、それから中学校では4です。ただし、先ほどもお話をさせていただきましたけれども、重篤に至る、また不登校、学校生活に支障を来すような事態ということはないというふうに御理解ください。

以上です。

○議長（飯田正志君） 森議員。

○14番（森 良雄君） いじめがあるということで、内容は余り公表しないということのようなんですけれども、いじめ防止のためには定期的に調査することが重要だと思います。定期的

な調査はどういうスパンでやるか、お考えがありましたらお聞きしたい。

○議長（飯田正志君） 教育長。

○教育長（勝呂信正君） これは県の報告もございまして、月例報告というのがございます。ということは、月々の報告を教育委員会を通して、それから県のほうへ上げていくという調査が入っておりますので、月々というふうに御理解ください。

○議長（飯田正志君） 森議員。

○14番（森 良雄君） あと、いじめをなくすのには、先生方の関心というんですか、それが相当重要視されると思うんですけども、各学校でどういう取り組みをしているかどうか、例えば、毎月でも毎朝でもいいです。先生方に校長先生が、教育委員会からこういうことをやってくれとかそういう指導というか、そういうことをされているかどうか、お伺いしたい。

○議長（飯田正志君） 教育長。

○教育長（勝呂信正君） これにつきましては、今、県からの人間関係づくりプログラム、これは学級集団における人間関係を把握する、そういうプログラムの例として県から出ております。それを利用している学校もあります。それから中にはQ-Uという、これは市販ですが、やはり専門的な人間関係を把握する検査があります。それをやっている学校もあります。来年度、これまた予算をお願いをするところなんですけど、そのQ-Uという人間関係を把握することが、これは私も過去使っていたことがありますけど、それをできるならば予算化をして、来年、全学校で小中合わせてやっていただけるようお願いはしていきたいというふうに思っています。

それを学級担任、また学校が把握することによって、子供たちの今の現状が理解できます。それから例えば、10月もう一回、2回できれば一番いいんです。そうしますと、どういうふうに人間関係が変わったか。その子の生活様式がどういうふうに変化したかというのが見える、そういう検査がございまして、そんなことも考えております。

以上です。

○議長（飯田正志君） 再質問。

森議員。あと1分ちょっとです。

○14番（森 良雄君） いろいろ方策を講じていただいているということで、ただ、これはいじめというのは、前にも言ったかもしれないですけども、大東小学校でさえいじめがあったということを父兄がおっしゃっていたんですね。ですから、少人数クラスでもいじめを発見することは難しい。ですから、ただ、いじめが起きるといことは、子供たちは潜行して潜ってやっているわけですから、発見するのは難しいと思いますけれども、やはり基本的には、先生と子供たちの信頼関係というか人間関係というか、先生が子供たちを見守ってくれていることが必要だと思うんですけども、そういう先生の子供たちに対する見守り、もっと先生が子供を見ろというような、そういう指導というのはどうなんでしょうか。行われているかどうか。

○議長（飯田正志君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（勝呂信正君） 直接私どものほうからは各教員に指導というのはいないんですが、校長を通して、やはり一番いじめのものは人権感覚、教員がまず人権感覚を持つ。そういう目で子供たちを見ていかなければ、子供たちの人権そのものも育つことはできない、そんなことで、校長先生方には人権感覚ということでは話をさせていただいております。

○議長（飯田正志君） これで森良雄議員の質問を終了します。

◇ 西 島 信 也 君

○議長（飯田正志君） 次に、10番、西島信也議員。

〔10番 西島信也君登壇〕

○10番（西島信也君） 10番、西島信也でございます。

私は、発言通告書に基づきまして3点について質問をさせていただきます。

まず、最初に1番目、学校統廃合に正義はあるのかという問題であります。

この学校統廃合の問題につきましては、私、もう何回も、それこそ嫌になるほど質問をしてきたわけですが、どうも質問と答弁がかみ合わないという場面が数多く出てきたわけでございます。そこで、教育委員会の教育長さん、それから一部の教育委員の皆さんもここで変わったということで、その後どうなっているかということで質問させていただきます。

伊豆市の小学校統廃合でございますが、これにつきましては、市民の声を無視をして、強引あるいは拙速なやり方で土肥、中伊豆、天城と進んできたわけでありまして、本当に今まで問題点が多々あったのではないかと思うわけですが、最初に、市長に質問をさせていただきます。

1番目、学校統廃合が伊豆市に与える影響について、メリット、デメリットを挙げて説明いただきたい。市長は今までのいろんなことをおっしゃっていただきましたが、あくまでも市長という立場で、教育問題じゃなくて、市長という立場で説明をいただきたいと思いません。

次に、純粋な教育問題として、学校統廃合をどう考えているのか。やらなければならない状況、どういった状況になれば学校統廃合をしなければならないのかということ、以下、教育長にお伺いいたします。

次、3番目、今、土肥、中伊豆、天城と、こう来たわけですが、次は修善寺の番だと、こういうことだそうですが、修善寺地区小学校、それから中学校の統廃合もやるぞという、そういうような計画もあるようですが、教育委員会としての計画は今現在どういうふうになっているのかお伺いをいたします。

4番目、PTAや地域住民等にアンケートをとるなどして、民意を十分に把握した上で再編計画を見直す計画はないのか。先ほど来、教育長さんのお話を聞いていると、どうも見直

すような感もあるわけですが、この辺をどう考えていらっしゃるのかお伺いいたします。

次、大きな2番目、特別養護老人ホームの新設についてでございます。

これは先ほど、午前中、木村議員からも質問がありましたが、天城湯ヶ島圏域において、平成26年度開設に向けた特別養護老人ホーム70床の整備計画があるわけですが、現在どのように推移しているのか、次のとおり質問をいたします。

1番目、選定事業者及び開設予定地の位置並びに面積、2番目、開設地の選定理由、3番目、今後のスケジュールでございます。

今後のスケジュールにつきましては、お答えも一部あったように思いますが、その後、抜けているところがありましたらお願いします。

それから、大きな3番目、市道の適正な管理について。

電気、ガス、上下水道等の施設を道路に埋設することや道路上に電柱を設置する場合などを道路の占用といいます。道路を占用するためには道路管理者の許可を受ける必要があります。そして、道路において工事もしくは作業をしようとする場合は、道路交通法の規定により所轄警察署長から道路使用許可を受ける必要がありますが、道路を掘り返す場合等には当然、道路管理者に通報して、その指導を受けるということが必要となってくるはずであります。

しかしながら、その許可する、通報するということが守られていないという指摘が住民から寄せられております。その例として1つ挙げるわけですが、中伊豆地区のパールタウンを取り上げますが、同地区内の幹線道路は市道になっております。そして、その地下には、市がやっている水道ではなくて私営の水道管が縦横に埋設されております。この水道施設の道路占有についてお尋ねをいたします。

1番目、先ほど言いましたが、道路占用許可ですね。このパールタウンの道路占用許可はどうなっているのか。どうなっているかということは、占用許可の申請等許可がなされているかということです。

2番目、水道管修繕等のための道路工事、水道管修繕、パールタウンの水道は大変古いものですから、しょっちゅうパンクをして道路工事、水道管工事をしているわけですが、水道管工事をするためには、当然道路を掘り返さなければならないというわけですが、その道路工事等は市としてはどのように指導しているのか、お伺いいたします。

以上、3点伺います。よろしく申し上げます。

○議長（飯田正志君） ただいまの西島信也議員の質問に対し、答弁を求めます。

初めに、市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） お答えいたします。

学校再編成の正義はどこにあるのか。子供たちの元気な姿です。したがって、メリットは

子供の教育環境の改善であり、デメリットは学校がなくなった地域の新たなまちづくりの課題が残るということです。

そのほかの2つについては、それぞれ担当する部長から説明をさせます。

○議長（飯田正志君） 次に、健康福祉部長。

〔健康福祉部長 大城栄一君登壇〕

○健康福祉部長（大城栄一君） それでは、西島議員の特別養護老人ホームの新設についてお答えをいたします。

まず、1番目の選定事業者及び開設予定地の位置並びに面積についてでございますが、選定法人につきましては、静岡市に本部を置く社会福祉法人愛誠会です。開設予定地につきましては、伊豆市湯ヶ島939の41ほかで、1万1,250平方メートルです。旧いのしし村の園地として、使用していた場所となります。

次に、開設地の選定理由でございますが、公募により募集しました法人からの提案によるものです。

今後のスケジュールにつきましては、先ほども御説明いたしましたが、県による建物の基本設計審査を12月5日に行いまして、平成25年3月に実施計画、審査を受け、平成25年度建設、平成26年4月開設の予定となっております。

以上でございます。

○議長（飯田正志君） 次に、3番について、建設部長。

〔建設部長 佐藤喜好君登壇〕

○建設部長（佐藤喜好君） それでは、市道の適正な管理についてというところの①パールタウンの道路占用許可についてどうなっているのかということについてお答えします。

パールタウン内の道路占用ですけれども、道路占用の許可は出ておりません。パールタウン内の道路認定が水道管の埋設後であり、その道路の占用物について不確実な部分が多くあります。そのため、そのままでは困りますので、今現在では、水道・温泉管路図を提出いただいております。未確定な部分が多くあるものですので、これについては修繕等で提出された占用申請をいただくことになっております。

また、パールタウン内は、先ほど議員が言ったように、埋設管が相当老朽化しております。布設がえの時期となっているのも事実です。この布設がえに合わせて水道管・温泉管の占用許可を整理してまいります。

2番目の水道管の修理のための道路工事の指導どうなっているのかということですが、水道管修繕のために、通常ですと道路占用工事申請書、これを提出していただき、工事を行います。漏水等緊急な道路の掘削工事については、道路占用物緊急修繕等工事届を提出していただいております。

また、先ほど議員が御指摘のように、道路交通法第77条による道路使用許可についても警察署に提出いただいております。ただし、役所の閉庁時や夜間などで、断水を回避するために、

緊急に工事を行う必要がある場合があります。こういうときには事後報告となる場合もあります。これについては、伊豆市の上水道事業においても同様になっています。

また、埋め戻しについて、伊豆市の道路管理基準に基づき、適正な埋め戻し方法をとるよう指導しています。なお、パールタウン内で許可なしで工事が行われているということがありましたので、工事施工者には今後許可をとって工事を行うように指導してまいりました。

また、あわせて、パールタウン管理事務所にも、許可のない工事を行わないように指導してまいりました。

以上です。

○議長（飯田正志君） 次に、教育長。

〔教育長 勝呂信正君登壇〕

○教育長（勝呂信正君） 西島議員の学校統廃合に正義はあるかについてお答えをさせていただきます。

最初に、純粋な教育問題として、学校統廃合をどう考えているのですかということです。

学校教育が目指す子供の姿というのは、やはり集団生活を通して、人とのかかわりの中で切磋琢磨し、主体性や社会性、思いやりのある心をはぐくむこととらえております。児童数の減少の中で、目指す子供の姿を実現するために、子供たちによりよい学習環境、生活環境を整えることが学校再編であると考えております。

次に、やらなければならない状況はどうかということでございます。また、修善寺地区小学校及び伊豆市内中学校の再編について、教育委員会の計画はどうなっているのかについてです。

学校再編計画の推進は、第1次総合計画後期基本計画の基本事業として掲げられております。教育委員会は、この事業を推進することがやはり責務であるというふうに考えております。しかし、これからの学校づくりは、土肥地区、中伊豆地区、天城地区もそうであったというふうにとらえておりますが、保護者や地域の方々の願いに耳を傾け、子供が育つ教育をともにつくっていくことが求められております。再編の推進に当たっては、豊かな子供の育成、子供のよりよい学習環境を目指し、学校と家庭、地域が協働した学校づくりの視点に立つことが重要だというふうに考えております。

したがって、やらなければならない状況はどうか、また、修善寺地区小学校及び伊豆市内の中学校の再編については、伊豆市の新たな学校づくりの視点で、保護者や地域住民、関係機関と活発な意見交換や議論を行っていき、子供にとってのよりよい学校づくりを推進していきたいというふうに考えております。その結果として、教育委員会の再編計画を改めて見直すことも必要になると考えております。

最後に、アンケートの件でありますけれども、民意を把握する1つの方法としては考えますが、教育懇談会等を重ねていく中で、保護者や地域住民、関係機関と意見交換し、議論する中で、アンケートと同じ民意、思いを酌み取っていきたいというふうに考えております。

○議長（飯田正志君） 再質問ありますか。

西島議員。

○10番（西島信也君） それでは、再質問をさせていただきます。

質問の順番をちょっと変えさせていただきますして、市道の適正な管理、道路占用につきまして、最初に質問をさせていただきます。

パールタウンの道路占用についてなんですけれども、許可を出していないということですね。その理由として、下の中の水道管とかそれが、昔埋設しているから不確実な部分が多いからという、そういう説明だったんですけれども、この道路占用というのは、公益企業者が行ういわゆる企業占用というのと、そのほかの一般占用とあるわけなんですけれども、この道路を使っている業者は企業占用になるのかどうかちょっとわかりませんが、いずれにせよ企業占用の場合は10年で更新、一般の場合は5年で更新と、こういうふうになっているわけですね。

ですから、何十年か前に水道管を埋設したんでしょうけれども、いずれにせよ市道になっているわけですから、占用というのは5年ごと、あるいは10年ごとに更新しなければならないということですから、これはぜひ更新をさせていただきたいと思うんですよね。布設がえのときにと、本当に大体布設がえするかどうかわからないじゃないですか。何十年後に布設がえするか、そういう計画も今のところ耳に入っていないですから、とにかく道路占用について許可申請を出させるということは早急にやらなければいけないと思うんですよ。

これ、ちょっと言うては悪いかもしれませんが、この管理事務所というのがありまして、旭新という会社がやっているんだそうですけれども、これがあたかも自分たちの道路のように、昔はそうだったんでしょうけれども、今は市道ですから、市の道路ということになっていますから、あたかも昔のとおり自分のうちの道路のごとくに勝手にやっているという、そういう地域の住民の御意見もありますから、ぜひ道路占用の許可については5年、10年という規定があるわけですから、ぜひやっていただきたいと思いますと思いますが、この件についてどうでしょうか。やっていただけますか、どうですか。答弁をお願いします。

○議長（飯田正志君） 答弁願います。

建設部長。

○建設部長（佐藤喜好君） まず、実情をわかっていただきたいわけなんですけれども、当時でいう高度成長期時代に別荘地として開発されています。よく民間の手法ではないんでしょうけれども、開発をしてつくった会社がつぶれてしまって、新たに管理会社が管理をしているところが伊豆市内では多くあります。パールタウンについても、旭新が後から管理という部分で入ってきているということがあります。

そして、我々もこの状態がいいとは決して思っていないものですので、管路網図を出していただいてやっているわけなんですけれども、先ほど議員申されたように、いつ更新をするかわからない、不確定なものもあります。このままでいいとは思っていませんので、わかる範囲

で占用の許可をやっていこうという方向で、今動いているというのが事実です。

以上です。

○議長（飯田正志君） 再質問ありますか。

西島議員。

○10番（西島信也君） 今、部長さんの御説明でわかった部分もあるわけですが、とにかく、これは市の道路ですから、市の道路によその人のものが埋まっているわけですから、それが昔埋めたには埋めたわけですが、今度、今、市の道路管理者がちゃんと管理しなければ絶対ならないわけですね。ですから、ぜひ道路占用の申請許可はやっていただきたい。すぐにはできないかもしれないけれども、とにかく早急に、できればこの1年間ぐらいの間にやっていただきたいと思います。ぜひそれはお願いいたします。市長さんどうですか、その辺は。やっていただけそうですか。お伺いします。

○議長（飯田正志君） 答弁を求めます。

市長。

○市長（菊地 豊君） 伊豆市内にはこのように建設当時の状況によって、市が道路をつくって市の道路占用を正しい順序で付与するという、いわゆる通常モデルでないものがたくさんあるんですね。ですからその取り扱いについては、一義的にこうですと決められるものはなくて、なかなかケースバイケースとうことがあり得ると思うんです。このような状況においては、私は専門家ではありませんので、今、建設部長は過去の経緯と現状を周知しておりますから、その中でしっかり検討させて、その上で判断させていただきたいと思います。

○議長（飯田正志君） 再質問ありますか。

西島議員。

○10番（西島信也君） 市長さん、そんなことをおっしゃいましたけれども、ちゃんと道路管理者としての責任をちゃんとわきまえてくださいよ。市長は道路管理者ですよ。市道の道路管理者。ですから、しっかりと責任を持って、そんな過去の経緯がどうのこうのと、そういう問題じゃないですよ、この場合は。ぜひ、管理会社と共同で適切な対応をとるように求めるわけですね。

それから、道路の中に埋設している水道管が腐食、破裂するということは多々あるわけですね。これにつきましては、やっぱり警察署の署長の許可が、道路を掘り返す場合は必要なわけですね。これは道路交通法の第77条、ここに載っているわけですね。道路において工事もしくは作業をしようとする行為は、所轄警察署長から道路使用許可を受ける必要がある。ただし、それは市の道路管理者を経由してもいいよと、こういうふうになっているわけですね。

今までこういうことは、パールタウンにおきましてはほとんど行われていないと。住民の方は大変危険だと。勝手に道路に穴をあけるわ、ユンボはぶんぶん手を振り回すわというこ

とで、大変に危険なことが起きているわけですね。それは道路交通法の関係ですけれども、やっぱり道路管理者が自分の道路、市道を勝手に掘られていいわけないですから、ですからそこはちゃんとやっていただきたいと思います。

パールタウンも行けばわかりますけれども、パールタウンの道路は当てつきだらけなんですよ。こういう1メートルか2メートル四方ぐらいの、あるいはもっと小さい道路の埋め戻し部分がどれぐらいあると思いますか。300カ所ぐらいあるんですよ。あんな狭いところで。これはちゃんと道路管理者の許可を受けないで勝手にやるから、そういうことになっているんじゃないかなと思うんですけれども、そこら辺を今後どういうふうに指導するのか。道路を掘り返すときにはちゃんと市に届けて、あくまでも市道ですからね。市に届けてやるのかどうなのか、それをお伺いします。市長さん、そうやってあんた、目をつぶって寝てちゃだめですよ。市長に聞こうと思っているんですから。

○議長（飯田正志君） 答弁願います。

建設部長。

○建設部長（佐藤喜好君） 先ほど壇上のほうでもお話しさせていただきましたけれども、市道を行政として道路管理者として工事屋さん、また管理事務所のほうに指導していきます。その関係なんですけれども、今年度、パールタウン内でも緊急修繕については、もう届け出が出していただいています。件数にしては2件で、箇所にしては7カ所を出していただいています。また、布設がえについて、先ほど整理していきますという件ですけれども、これについては4月に水道が1件、そして同じく温泉が1件、布設がえが出ましたので、ここについては占用を出しているところです。

以上です。

○議長（飯田正志君） 西島議員。

○10番（西島信也君） 建設課のほうの道路パトロールというのをやっているんでしょうから、例のパールタウンも、ぜひまた何回か何遍でも行ってもらって、状況を把握してもらいたいと思うんですよね。ぜひそれはお願いしたいと思います。

それでは、次へ行きます。

特別養護老人ホームですけれども、選定事業者及び開設予定地というので質問いたしましたが、これにつきまして、選定事業者は愛誠会というところで、面積が1万1,250平方メートルということだと思います。そういう答弁があったわけですけれども、これにつきまして、1万1,250平米は、これは多分上の段だと思うんですよね。

それでは、次に伺いますが、この特別養護老人ホームですけれども、さっきの御説明ですと、平成26年4月に開所するというお話を伺ったと思うんですけれども、これはやるまでには相当いろんな工事とか、そういうのがあると思いますけれども、1つは事業費の総額、それからその内訳ですね。内訳というのは、用地費、造成費、設計費とか建物工事費とか、備品費とかありますけれども、これをちょっと御説明いただきたいと思います。

○議長（飯田正志君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（大城栄一君） それでは、事業費について御説明をさせていただきます。

まず、用地費でございますが、1億7,000万円、それから造成費につきましては3,375万円、基本設計費が246万円、建物の工事費が8億2,000万円、備品費が6,300万円、その他といたしまして、開設前の2カ月間の運営経費ということで3,690万円が事業費となっております、合計で11億2,611万円となっております。この財源の内訳でございますが、県の補助金が2億6,920万円、それから福祉医療機構からの借入れが7億7,120万円、銀行からの借入金8,571万円、11億2,611万円となっております。

以上です。

○議長（飯田正志君） 再質問ありますか。

西島議員。

○10番（西島信也君） ありがとうございます。

総額11億2,611万円ということで、これは大変高いと思うけれども、都会に比べれば安いかもしれないですね。ということで、ありがとうございました。

それから、2番目の開設地の選定理由ということですね。先ほど、部長から説明がありましたが、私がお聞きしたいのはそういうことではなくて、これはどなたもおっしゃっているわけですが、要するに天城湯ヶ島圏内に特養をつくるということは、これは旧3町にはありますから、天城だけないからつくるというのは、これはわかるわけですが、なぜああいう一番天城湯ヶ島の一番外れのほうにつくるのか。非常に寒いところ、あそこはたしか標高400メートルぐらいだと思いますけれども、寒いところ、道路が1本しかないところへ、非常に不便なところへなぜつくるかということですよ。今まで市長も答弁されてきましたが、湯ヶ島小学校区内が非常に疲弊しているから、私が市長としてこれを活性化するために湯ヶ島小学校区内につくるんだということで、それを条件にしたということですが、市長、そういうことでよろしいですか。答弁をお願いします。

○議長（飯田正志君） 市長。

○市長（菊地 豊君） ちゃんと論理的に何度も説明しているので、議員は前のころから小学校がなくなるから子供が減ると、こういうわけですよ。逆なんですよ。子供が減っていく、つまり雇用がなくなって子供が少なくなったから小学校を減らさざるを得なくなったわけです。そしてその結果、教育委員会のほうで学校の再編成を決めたわけです。さっき私が冒頭申し上げたように、デメリットとして、学校がなくなったところのまちづくりという課題が残るんです。そこで、狩野には小学校ができる、天城小学校が来ることになった。月ヶ瀬には月ヶ瀬インターができて、新たなまちづくりという1つの核ができると。湯ヶ島地区は今一番困っているんです。昔は役場があった、中学校もあった、営林署もあった。そこを私が一番、ここは行政として何とかしなければいけないと思ったので、しかし、応募がない可能

性だってあるわけです。市長が場所を決めるわけではありませんから。そこでもし応募がなかった場合には、当然、次善の選択肢もある。したがって、そこに限定するというのではなくて、湯ヶ島小学校区を優先するという条件をつくったわけです。その中で愛誠会という実績あるところに手を挙げていただき、事業計画を出していただいたということを何度も申し上げているわけですから、その上に立って、さらに御質問があれば御質問いただきたいと思います。

○議長（飯田正志君） 西島議員に申し上げますけれども、答弁中は発言をしないようにしてください。

○10番（西島信也君） わかりました。

○議長（飯田正志君） 再質問ありますか。
西島議員。

○10番（西島信也君） では、また再質問させていただきますけれども、今そういうことで、市長は湯ヶ島小学校区が非常に疲弊しているからということですよ。疲弊しているのは湯ヶ島小学校区だけじゃないんですよ。例えば月ヶ瀬小のところだって疲弊していると思うんですよ。月ヶ瀬小は天城北道路、あれが来るからいいということをおっしゃっていますけれども、そういうものじゃないと思いますよ。私が言いたいのは、市長はそうやって話をすりかえて、何か物事をやろうとしているわけですよ。話のすりかえなんですよ、そういうのは。

だれが考えたって、あんな山の奥のほうに、標高400メートルですよ。そんな寒いわ、雪が降るわ、道路は1本しかない、何でそんなところにつくるんですか。やっぱりそういうものを決めるには、福祉の観点から決めなければいけないですよ。市長は市の活性化という観点から決めて、そういうことで条件をつけているわけですけども、そういうんじゃないですよ。いいですか。地方自治法1条の2というのがありまして、地方公共団体の役割。地方公共団体は住民の福祉の増進を図ることを基本とすると、こう書いてあるわけですよ。そういう観点から、住民の福祉の観点から決めなければしょうがないじゃないですか。何もそんな特養が来たからその地域がうんと活性化するなんて、そんなことは到底考えられないけれども。

大体なぜいのしし村が悪いかということをちょっと言いますと、まず、御本人はわからないからあれかもしれませんけれども、御家族やボランティアの利便性に非常に欠けるということですよ。バスは通っているといったって、そうたびたび通っているわけではないから、余りたくさん通っていない。それから職員の通勤の問題だってそうですよ。大変ですよ。それから、事業者の愛誠会が、一番私は想像するに心配だと思うのは、デイサービスのお客さんのことなんですよ。デイサービスというのは、人は違いますけれども、毎日毎日行くわけですよ。市長は天城会館から4キロだか何キロだと言っていますけれども、天城会館からみんな行くわけじゃないんですよ。修善寺駅からだって行くわけですよ。遠くからだって、あ

るいは市外からだって行くかもしれないですよ。何でそういうことを考えないで、そういう条件をつくるんですかね。それは本末転倒も甚だしいんですよ。そこで条件をつけてここにするとすることは、何かほかの意図があるんじゃないかなという気がするわけですね。どうですか。

今度の特別養護老人ホームは70床の特養、ショートステイが20床、デイサービスが30人という予定ですよ。これは愛誠会がやることです。市が直接やるわけじゃないですから、それは愛誠会さんのあれなんでしょうけれども、お客さんのことについては愛誠会が考えるんでしょうけれども、やっぱり家族、ボランティアと地域の人、そういう人を考えたら、あんな山の中へつくるといって自体が大体おかしいと思いますけれども、私の考え方はあれですか。本末転倒でないということをちょっと市長、説明してください。

○議長（飯田正志君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 大変危ない議論ですね。2つ大きな間違いをしています。1つは、地方自治法にある住民の福祉、これは老人福祉とか障害者福祉ということではなくて、広義の福祉なんです。一番いい言いかえは、住民の幸福ということなんですね。法律の中に出てくる福祉ということは定義が非常に広いんです。まず、そこを完全に間違えられている。

もう一つは、いいですか。何度も先ほど部長からも説明しているように、かつての今までの事業もそうでしたけれども、関係者の意見を聞き、地元の住民の意見を聞きながら、今回も審査をし、市長は1回も審査の中に入っていないですよ。県も審査をし、そこですべて正しい行政手続に従って決めたことを、それを一議員が気に入らないから、もう一回その議論を覆して、ちゃんと民主的な手続に諮ったことの結果を否定するというのは、完全に民主主義に反しているわけです。その考え方を変えていただかなければ、それは私が市長をやって165億円の予算を執行したって、中には私が、えっと思うこともありますよ。でもそれは、正しい民主的手続にのっとって決めたことだから、市長でもそれは受け入れなければいけないんです。

議員さんも同じなんです。そこが遠いかもしれない、気に入らないかもしれない、しかし、それを実績のある法人がしっかり提案をして事業計画をつくって、市長が入らずに審査をして、県の審査を受けて、県の補助金を決めて、それを一議員が気に入らないから、それは受け入れないというのは、そういった考え方はやはり一度しっかり民主主義の物事の考え方について御理解いただきたい。ぜひお願いしたいと思います。

○議長（飯田正志君） 再質問ありますか。

西島議員。

○10番（西島信也君） 今、いろいろ市長さんから抗議を受けたわけですがけれども、考え方が間違っているなんて、よくそういうことを言いますね。私だって福祉の何たるかぐらいは知っていますよ。ただ、一部の人のための利益にやってもらっては困るという、こういうことなんですね。市長はいろいろちゃんと手続にのっとってやっとな。手続にのっとってやっ

たという、その一番最初のことを私は言っているんですよ。何で湯ヶ島小学校区域でなければだめかということ、それを言っているんですよ。だって、応募者は1社でしょう。ほかのところはもっといいところを選定しようとしたところもあるわけですよ。現実的に皆さんも御存じかもしれませんが。そういうところをそういう前提のところであれして、その後全部あれだからといったって、1社なんですから、そこに決まるしかないじゃないですか。どうもそこら辺が全然おかしいですよ。

もう時間も、今7分ですか。ではあと5分ね。

では、次に行きます。

次は、学校統廃合のことについてですけれども、先ほど市長に聞いて、市長の答弁だと、メリットは子供たちの教育環境をよくするためと、デメリットはまちづくりの課題が残るということをおっしゃいましたね。これは何も答えていないですよ。何のメリット、デメリットでもないじゃないですか。私は市長として聞いているんですよ。教育の中身を聞いているわけではないですね。何年か前の市長の答弁ですと、私が質問したのに対して、市長の言葉ですよ、学校再編により、地域の問題、人口減少も含めいろいろなデメリットがあるのは認めますが、今はその議論ではなく教育の議論をしていただきたいと。何か最近、市長は学校統廃合の問題が教育委員会の専権事項だからとか何とか言っていたそうですけれども、それは確かにそのとおりなんですよ。今まで何年か前から言ってきたこと自体が間違っているんですよ。

だから、市長が言わないんだったら私が言いますけれども、メリット、デメリットどういふのがあるか。メリットは、まず教職員数が減ると。したがって、先生の給料が助かると、あれは国・県が給料を出しているんですよ。それから校舎の建てかえ等、やらなくてもいいと、これがメリットになるかわからないですけども、あるいは運動場をほかのものに使えるとか、それぐらいしかメリットはないんですよ。デメリットはそれこそすごくあるんですよ。人口減少、先ほど、原保地区の保育園の問題もありましたけれども、人口がどんどん減っていくんですよ。若者がいなくなる。地域の活性化が失われる。それから、お金の点でいえば、児童の通学費の負担が多くなる。それから地方交付税だって、小学校1校なくなれば1,000万円ずつ減っていくんですよ。それとか先生がいなくなるから先生の雇用がだんだん少なくなってくると。まさに人口減少、さっき市長は人口減少の一番のあれは雇用の確保だとおっしゃったじゃないですか。何も確保していない。全然反対のことじゃないですか。

そういうことで、私はメリット、デメリット、メリットはほとんどない。デメリットばかり多いと、これは教育問題を抜かしてですよ。そういうことを言っているんです。このことについて、私の今言ったことについてどう思いますか、市長。

○議長（飯田正志君） 答弁を求めます。

市長。

○市長（菊地 豊君） まず、議員には、こういった問題は逃げないで、ちゃんと議論してい

ただきたいんですよ。私は前から言っているとおり、既に土肥地区と中伊豆地区は学校再編成は終わっているんです。一緒に行きましょうよ。一緒に行って、今までの子供たちに前がよかったか、今がよかったか聞きましょうと私は言っているんです。そのときに学校の先生方も来てもらえばいいじゃないですか。答えないじゃないですか、議員は。

私は私に批判もあるだろうし、通学が長くなった問題もあるだろう。それはデメリットはありますよ、通学のことはさっきいわなかったけれども。それも含めて今行って土肥はもう2年、3年たっているじゃないですか。その子供たちの笑顔を直接聞いてみればいいじゃないですか。一緒に行かないでしょう。

それからもう一つ、どうしてかつて伊豆市は12も小学校があって、人口比でいったら、東部で一番多い、それだけの学校の数があって、どうして子供が伊豆市だけ減ってきたんですか。私が何度伺ってもお答えいただけない。したがって、そういったこともしっかり考えていただいた上で、私さっき申し上げたとおり、子供の教育環境、もう一ついつも伺っていますよね。かつて小さな小学校で4人、5人しかいなかった。あなたが子供なら、そういった学校に行きたいですか。私はソフトボールができる学校、サッカーができる学校に私なら行きたい。でもそんなこともお答えいただけない。したがって、今の子供たちのために泣く泣くやむなく一定規模の学校にするというのは、教育振興審議会の答申であり、教育委員会の決定だったわけです。

その上で、当然のことながら通学の問題が1つ残る、これはわかります。デメリットとしてある。さっきは申し上げませんでした、教育の範疇だから。もう一つは、なくなった学校、そのためにほかのところも考えていますが、今は特養のところですから、したがって、そのために湯ヶ島小学校を文学館にする。地元から御同意いただいて、湯ヶ島財産区から1,000万円を拠出いただいて、営林署を買い取って再生する。そして、特養を、私が決めたわけじゃありません。だけれども、やっぱり今の天城湯ヶ島地区を考えると、湯ヶ島小学校区に市長として何か新しいことができるのであれば、優先的に考えるべきではないか。だから優先という条件をつけたんです。場所を決めたのは私ではありませんから、そこには答えることはできませんけれども、そのような考え方の中でしっかりと、議員、向き合って、ちゃんとした御議論いただきたい。ぜひよろしくお願いします。

○議長（飯田正志君） 西島議員、あと1分ちょっとですので、縮めてください。

○10番（西島信也君） わかりました。今、市長から何かお答えらしきものをいただいたんですけれども、市長は全く議論をすりかえている。私が言っているのは、教育問題はさておきと最初に言ったじゃないですか。そのほかでどういうメリット、デメリットがあるかということ言ったわけですよ。だってそれを私がちょっと言ったら、それに対して一緒に土肥に来ないからどうのこうのとか、そういう議論をすりかえるようなことを、それは前から市長の方式ですけれども、そういうことで大変非常に不満が残るわけですから、最後は教育長さんにお伺いいたします。

今の教育長さんの答弁ですと、前の教育委員会とは若干違うなという気がするわけですが、1つ例を出しますと、教育長さんはちょっと、私が言ったかもしれませんが、京都に大原小中学校という学校があるわけですが、その人口が3,000人ですね。非常に子供の数が少なくなってどうするかということで、全世帯のアンケートをとって、いいか悪いか、全世帯のあれで決めてもらったんですよね。そのようなこと、さっきアンケートはもうやらないようなことをちょっと言っていましたけれども、ぜひアンケートも含めて、住民の委員会をつくって、ただしこれは……

○議長（飯田正志君） 西島議員、質問してください。

○10番（西島信也君） わかりました。ただし、これは当局側の意を酌む必要はないと、そういう委員会をつくって検討するというようなことでしょうか、お伺いします。

○議長（飯田正志君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（勝呂信正君） 先ほど答弁させていただいたとおりでございます。

○議長（飯田正志君） これで西島信也議員の質問を終わります。

ここで10分間、25分まで休憩します。

休憩 午後 2時14分

再開 午後 2時24分

○議長（飯田正志君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開します。

◇ 小長谷 順 二 君

○議長（飯田正志君） 次に、9番、小長谷順二議員。

[9番 小長谷順二君登壇]

○9番（小長谷順二君） 9番、小長谷順二です。

通告してある3件について質問をいたします。答弁を市長に求めます。

1、海の県道223（ふじさん）号認定の観光事業、港湾整備について。

伊豆市が誕生して8年半が過ぎました。合併当時の人口は3万7,869人、ことし11月の人口は3万4,246人で、3,623人減少しています。高齢化率も高く、子供の人数も急激に減少しております。非常に深刻な状況です。経済を活性化して、食えるまち、稼げるまちにしなければこの状況は変わらず、衰退の一途をたどります。

伊豆半島は全国的にも有名な観光地です。国内はもちろん海外からの観光客にも人気があり、発展をしてきました。しかし、長引く景気低迷や旅行形態も変わり、大変苦戦をしております。観光業者はもちろん、商工業、農林水産業に従事している人たちも生き残るのに必死です。この危機を回避するためには、まちぐるみで誘客に努める必要があります。

ことし9月に伊豆半島ジオパークが日本認定されました。さらに世界認定に向けて進んでいます。また、来年7月、富士山世界文化遺産登録に向けて、富士山のごろ合わせで、海の県道223(ふじさん)号として、清水港と伊豆市土肥を結ぶ駿河湾横断ルートを県道として認定すると県が発表をいたしました。伊豆市にとっても大いに期待するところです。このチャンスをもどのようにとらえて観光事業、港湾整備事業を進めていきますか。

2、観光、商工業、農林水産業の連携、発展について。

今月14日にアグリツーリズムの講演会(新しい農業と観光のあり方)に参加をいたしました。これからの伊豆の観光は、今までの大型バスで大勢のお客さんが来る時代から、グループ、個人旅行が主となります。天城地区にある道の駅天城越え、修善寺地区にある農の駅、中伊豆地区にある大見の郷季多楽、土肥地区に現在建設中の土肥特産市ありがとうなど、観光と農作物、海産物などの販売を各地で推進しております。観光客のニーズに合わせながら観光経済構造改革をしなければいけないと思います。観光経済部、観光協会、商工会、農林水産業関係者で、市としてどのように、さらなる連携、発展をさせていきますか。

3、土肥地区の地震、津波対策について。

今月15日に土肥観光協会主催の土肥地区における防災の現状と課題と称し、会員と支所長、交番所長、田方消防西出張所所長を講師に講演会がありました。地震発生のメカニズム、東海地震、地震への備え、避難の3原則、想定にとらわれないこと、最善を尽くすこと、率先避難者たれ、津波てんでんこ、そして減災へがテーマでした。家具の固定、防潮堤、海拔表示、避難場所表示整備、避難ビル、備蓄品など、さまざまな問題が指摘されました。津波は5分以内に押し寄せてくるので、本当に難しい問題ではありますが、自助、共助、公助をキーワードに、住民、観光客の命を守る東海地震津波対策に全力で取り組まなければいけません。

各地で避難の方法も違います。昼間の訓練、夜間訓練などを通して問題点を見つけ、土肥、小土肥、八木沢、小下田それぞれの防災マニュアル等をつくる必要があります。市としてどのように取り組みますか。

○議長(飯田正志君) ただいまの小長谷順二議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

[市長 菊地 豊君登壇]

○市長(菊地 豊君) お答え申し上げます。

まず、最初の県道223(ふじさん)号等を活用した観光交流事業について、まさにその御指摘のとおりで、かつて最盛期、およそでしょうか、伊豆半島で9,000万人の観光交流人口があった中で、直近のデータでは3,000万人をとうとう切ってしまったようで、私は4,000万人というデータが脳みそにありましたので、大変にちょっと驚いています。

伊豆市では、現在、観光交流人口が300万人、宿泊人口が82万人ということで、これも最盛期から比べれば大分落ち込んでいる。その中であって、1つは伊豆縦貫道の工事の進捗、

それから、世界ジオパークに向けての伊豆半島が一丸となつての行動、それから、西伊豆地区の1市3町と静岡市、それから県に入らせていただきまして、フェリーの利用促進。このようなことが眼前にあるわけでございます。確かに、ただ厳しい厳しいと言っているだけでは仕方ありませんので、そういったいい環境をいかに私たち自身が活用していくか、そのような観点から、できることをなるべく速やかに、そして力を合わせてということにならうかと思っております。

特に、土肥地区の場合には、平成17年度、市が行った土肥みなとまちづくり調査をもとに、県のほうでこれの事業化を視野に入れた土肥港みなとまちづくり構想が平成21年に策定されております。これを足がかりにして、これからの道路整備やフェリーの利用促進とあわせてしっかり取り組んでまいりたいと思っております。

それから、2つ目のアグリツーリズムについてですが、現在、狩野川流域の3市町で取り組んでおりますアグリツーリズムは、先進地イタリアが取り組んでいる地域活性化の事例であって、伊豆半島には適していると思っておりますが、美しい農村で四季折々の田舎暮らしを経験すると、そのような事業だと聞いております。

日本の中でも、多くの地方ではわらぶき屋根の家や水車小屋など、こういったかつてはまさに身の回りにあったものを資源として、観光施設として見直していく、そのような動きの中で、狩野川流域のアグリツーリズムも始められたものと承知をしております。

現在、国のほうでは、TPPにかかわるいろんな議論がございますけれども、国策としてTPPを進めるにせよ、入らないにせよ、農林水産業の活性化というものは必ず必要だと思っております。我々住民であるにせよ、観光のお客様であるにせよ、駿河湾のおいしい魚を食べていただく。地元の安全でおいしい野菜、米を食べていただく。そのような中で、それを観光資源として活用していく、これは非常に可能性のあることだろうと思っております。現在でも、アイガモによる減農薬栽培コシヒカリや黒米を旅館のお食事や温泉場の食事どころで提供していただくなど、既に取り組みも始まっているところでございます。

このような、名前はアグリツーリズムもグリーンツーリズム、ブルーツーリズム、いろんな名前がございますけれども、我々が持っている資源を最大限活用する、そういった観点では、観光業をいわゆる宿泊業ではなく総合産業としてとらえて、一人でも多くの雇用を確保し所得につなげていく。このような取り組みを市としては全力で支援してまいりたいと、このように考えています。

最後に、土肥地区の防災ですけれども、3.11の前は、伊豆市の大きな災害対策においては、震度6とか7だと、室内の家具がやっぱり飛び交うんですね。これの固定というのはとりあえずできるし、一番効果的なのではないかと考えていて、議会でも何度か申し上げました。しかし、3.11の津波を見ると、特に西海岸においては、やはり相当なハード、ソフト含めた対策が必要だろうと改めて認識をいたしました。

これまで土肥地区の海岸沿いの旅館さん等を使った津波避難施設、それから先般工事いた

しました土肥こども園の津波避難タワー、そして土肥小学校の裏山に逃げる橋、距離にすればわずかなものですが、少なくとも土肥小学校も逃げ道はできた。土肥中学校、土肥高校は屋上が20メートル以上ございますので、一応子供さん対策は何とか第一歩は済んだ。これからは小土肥、土肥、小下田、八木沢地区の低地に住んでいらっしゃる方々の初動の安全確保をどうするかということに尽きようかと思っております。

来週12月6日だったでしょうか、私が土肥地区でタウンミーティングを計画していますが、恐らく、やはり旅館さんの2階まで10メートルの防潮堤というのは、なかなか賛同は得られないのではないかと。そうすると、今まで計画のあった6.3メートルとか、あるいは7メートルぐらい、何とか1階ぐらいで視界を遮ることが終わる防潮堤にあわせて、避難訓練等をどのように組み合わせていくか。そのようなことが必要になっていくだろうと思っておりますし、小土肥と八木沢地区については、小土肥は両わきに逃げればそんなに距離はないんですけれども、八木沢地区は特に海岸部から高台までかなりの距離がございます。

そのようなことも、基本的には地域の皆さんに避難計画とか避難訓練をしていただいて、市でなければできないようなハード整備とか、あるいは市でなければできないようなソフトの情報提供だとか、そのようなものをなるべく早期にやっていきたいと思っております。その意味で、小土肥と八木沢地区でのタウンミーティングもなるべく早く計画をさせていただきたいと考えています。

以上です。

○議長（飯田正志君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○9番（小長谷順二君） すみません、ちょっと昔の話になりますけれども、合併当時の建設計画というのは私もよくわからなくて、いろいろネットで調べたんですけれども、わからなかったんですけれども、先輩の議員さんからその辺の話はとにかく昔からの話だからということで、重要な課題であるということは言われておりますので、先ほどの市長のお話でもありましたけれども、平成21年には完成しているということで、それをもう一度見させていただきたくても。今現在、具体的な話なんですけれども、カーフェリー、年間の欠航日というのは20日ほどなんです。意外と僕も少なかったと思っているんですけれども、よく昔は西の風が吹くとフェリーが欠航するなんていう話はあったんですけれども、よく調べたら、去年は20日間ほどだったということで、それはフェリーの人に聞いたら、運転手の技術も上がったんじゃないかなんて言っていましたけれども、整備をしなれば、よその地区でも港整備をして、フェリーがそっちへ行っちゃうなんていうことになる、やはり大変なことになると思いますので、その辺はしっかりとやっていきたいと思っておりますけれども、今現在でも冬の西風のときには、車をとめていると波がぶつかって車に潮をかぶってしまうと。高級車に乗っているお客さんはやはりすごい文句を言うらしいんです。清水へ着いたときに車を水で流すようなことをしているらしいんですけれども、ちょっと波がかぶらないような、そ

ういうカバーみたいなものができればいいななんていう話はフェリーの人から聞きました。

そして、もう一つなんですけれども、今、補助事業で平成23年7月15日から来年3月31日まで伊豆市に住所のある方には値引きをしてくれていますよね。定価が2,200円なんですけれども、市が500円、事業者が200円で700円の値引きをしていると。このことを知っている人が意外と少ないです。私もホームページで見たら、ホームページの入り方がすごく難しいというか面倒なんですよね。市のホームページから市政とか値引きとか、お得情報みたいなところはなくて、そこに入っていくとこのページまでなかなか行かない。市政から補助、支援制度、地域づくり、地域活性化に関する支援と、そういうふうに入っていくと、そのページを開くものですから、もう少しわかりやすいようなホームページにしてもらったら、せっかく値引きをしているのに、お得な情報なのにもったいないなとは思いますが。軽自動車の場合には5,000円が2,500円になるので、半額になりますので、非常にもったいないので、もう少し地元の人がわかりやすくしたほうがいいと思います。その辺はどうでしょうか。

○議長（飯田正志君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 伊豆市の広報の仕方、ホームページを含めて、非常に扱いが利便性が高くないので、これはもう少し市だけではなくて、どのような情報発信の仕方が最も適切かについては、今、抜本的に見直そうと思っております。それを踏まえた上で申し上げたいんですけれども、今度は県のほうもしっかり前に出ていただき、それから静岡市も、私はまだ水面下ですけれども、沼津市さんにも声をかけて、戸田もやはり西伊豆ですから、皆さんでやっていきたいと思いますということを、改めて利用促進事業が進みつつあります。これはひょっとしたらラストチャンスかもしれません。この駿河湾フェリーがなくなったときに静岡市さんが受ける打撃よりも、伊豆半島の西海岸に受ける影響のほうが圧倒的に大きい。ある意味死活的な問題なんです。つまり私たちが第一当事者なんです。

そこで、市のほうもできる御支援の最大限のことはいたしますけれども、まずは地元の方々が、特に土肥の方々が、これ、なくなったら大変ですから、そういった地域住民の利用促進網、それから県の中中部、西部、それから中京圏、関西圏、インバウンドは市のほうで率先してやらせていただきますけれども、そのような地域に対する新たな取り組み、今までのように8割が関東だから、まずは関東ですではなくて、フェリーを使った新たな観光プロモーションをしっかりやりませんか、これ私、本当にひょっとしたらラストチャンスかなと思っております。これを失ってしまったら、これだけの事業を一回失ったら二度と復活は私はないと思います。ぜひ、私も何度でも出向きますので、土肥の皆さんで力を合わせて、駿河湾フェリーの利用促進を、何としても一、二年のうちには必ず大きな数字を上げていく、このような目標を持ってしっかり取り組んでいただきたい。また私たちもそれに向けて全力で応援していきたいと、このように思っています。

○議長（飯田正志君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○9番（小長谷順二君） すみません、今の続きなんですけれども、先日、市長の行政報告にもあったように、先ほど言われたとおりなんですけれども、中京圏及び関西圏に対する誘客プロモーションと富士山、静岡空港を經由してのインバウンド推進に伊豆半島の他の市町と一緒に力を合わせて取り組むということで、これはぜひやってもらいたいですけれども、平成23年7月15日からきょう今現在までどれぐらいの利用があったかというのはわかりますでしょうか。ちょっとそれは難しいですか。わからないですか。またちょっとその辺もまた教えてください。その数字を目標に上げていかなければならないと思いますので。やはりお客さんが来てもらうことは大事なんですけれども、やはりロコミで広がるというのが非常に大きいと思うので、土肥だけではなくて、近隣の皆さんが今はフェリーがこんなに安くて清水まで映画見て行って、帰ってこられるよというような、そんな形で地元の人も含めて利用してもらえればと思います。

次の質問をさせていただきます。

伊豆市の観光協会というのは入湯税がもとになっているそうです。平成23年度の見込みの入湯税は1億1,200万円余りということで、そのうちの45%、つまり4,700万円ぐらいが各観光協会の支部に振り分けられて、それでさらにまた修善寺、中伊豆、天城、土肥とそのような割合で観光協会の資金になっているということなんですよね。それで、観光振興とかまちおこしをするのに、伊豆市は観光立市宣言みたいなことは考えているのでしょうか。

○議長（飯田正志君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 既に市民の皆さんはそういった意識をお持ちだと思いますので、あえて宣言というものは現在考えてはおりません。

○議長（飯田正志君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○9番（小長谷順二君） 先ほども市長がフェリーもラストチャンスというお話をしましたけれども、やはり先ほどの県道のこととかジオパークのことも含めて、今がひょっとしたら宣言をするチャンスじゃないかなと思うものですから、その辺もひとつ御検討していただきたいと思います。

そしてもう一つ、伊豆市は大変予算がない中で振り分けが大変だと思うんですけれども、平成24年度の予算なんですけれども、観光振興費というのが1億5,000万円ぐらいですよ。観光施設の管理費が4億円、合計で5億6,000万円ぐらいということなんですけれども、実際に市の総額の予算が150億円あるうちの観光振興費と観光施設費の両方の金額で3.7%ぐらいで、振興費に至っては1%弱のような計算になったんですけれども、こういうチャンスにもう少し観光にお金をつぎ込んで、元気のあるまちづくりなんていうことはどうなんでしょうか。予算の中で回していくとは思いますが、今がそのチャンスだと思うんですけれども、いかがお考えでしょうか。

○議長（飯田正志君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 私も市長になったころは、150億円あれば市長もいろいろ振り回せるだろうと思ったんですが、実際には、その中で1億円を市長の意向で使うことも難しい。非常にやはり予算というのは、余り伊豆市の場合には、振り回す余地のない予算になっておりまして、1,000万円、2,000万円の事業も大変に難しいというのが正直なところなんです。その中であって、ゴルフ場利用税と並んで入湯税というのは大きな財源でして、1.1億円というのは、実は全国温泉所在地の中での16番目なんですね。ですから、かなり伊豆市の入湯税の金額というのは大きいほうなんです。

ただ、その中で、現在、観光が産業になっていないではないかと。1つは旅館の皆さんは大きな装置産業ですから、固定資産税が非常に負担が大きい。固定資産税をしっかりと負担していただくためには、現状では、シンボリックに言えば土日のお客様なんですね。普通のサラリーマンが週休2日の中で週労働2日では、やはり当然固定資産税の負担というのは非常に重く感じられるでしょうし、雇用という意味でも、土日以外にお客様が来ないのであれば、雇用の確保も難しい。

したがって、私は観光事業費をふやすというよりも、しっかりと役割を切り分けて、行政は月曜日から金曜日までの、あるいはオフシーズンでお客様が少ないときにいかにお客様に来ていただくかということに行政は集中をし、観光協会とか観光事業者の皆様には、来ていただいた方々に対するイベントやおもてなし、今実はそういったものにもかなりの職員が割かれているんですが、それはやはり役割をしっかりと分けたほうがいいのではないかと。これから市のほうは個々のイベント支援というよりも、弱いオフシーズンとか平日の誘客の促進のほうに事業をしっかりと取り組んでいきたい。それによって、事業費総額にこだわるよりも効果というものはしっかりとあらわれてくるのではないかと、現時点ではそのように考えています。

○議長（飯田正志君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○9番（小長谷順二君） 市の財政的なものとかもあるでしょうし、観光事業者もそれなりに考えて一生懸命やっているとしますけれども、現状がこういう状況であることは踏まえて、私たちが商工会でも、ずっと一緒に観光の方たちとは仕事をしてきましたので、何とか頑張っていきたいとしますので、ぜひその辺も含めて、観光のほうにももう少し力を入れたらと思います。

そして、次の質問なんですけれども、9月の土肥の津波避難訓練で、こういう黄色いアンケート用紙をいただいたんですけれども、津波から避難する方法を確認する手順みたいな形でこういうものをつくったんですけれどね。私がアンケートを、防災マニュアルみたいなものをなぜつくったらいいかということなんですけれども、以前自分が消防団のときに、土肥町時代なんですけれども、消防団にふんばる君という、先ほど市長が家具の固定が大事だという話をしましたけれども、そういうようなものを配布して、それをロールになっているものですから、切り分けて各家に3本ぐらい届けたような記憶があるんですけれども、やはりハ

一ドも必要なんですけれども、今すぐに防潮堤ができるわけではないので、今できることからやらなければならないと思っていますので、まずは、逃げるためには自分の家具で下敷きになって逃げられないでは困るので、家具の固定をしっかりするのが第一だと私は思います。

以前に商工会の建設部会で、ひとり暮らしのお年寄りだとかお年寄りの家族を対象に、民生委員だとか市の職員を借りて、家具の固定授業みたいなものを行った記憶があるんですね。1回きりで多分終わっちゃっていると思うんですけれども、まずは家具の固定の徹底という意味で、そのような事業を継続してやるような予定はあるでしょうか。

○議長（飯田正志君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） これ、去年の議会だったか、私、実は1回答弁申し上げた記憶があるんですが、建設部会だったと思うんですね。家具の固定の補助事業が伊豆市では締めきりだったかに記憶しております。しかし、これはまだ全家庭が終わっていないものですから、家具固定の補助事業については、すみません、今、私記憶が定かではないんですが、もし終わっていただければどこかで復活をさせて、やはり少しでも安全化のほうには尽力をしてみたいと思います。担当の部長がデータがあれば。ごめんなさい、すみません、今、手元に資料がないようで、そういう基本的にはそのような考え方を持っております。

○議長（飯田正志君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○9番（小長谷順二君） ではその辺は、近所の民生委員さんとか消防団なんかにも言うただけならば、針金でとめるぐらいはできると思うんですけれども、地域性もあるので、行政からと我々のサポートのほうと両方で、とにかく家具の固定だけは早急にしたいと思っております。

そして、緊急持ち出し袋に水とか食料とか懐中電灯等、必要なものを入れてすぐ逃げることがあるんですけれども、やはり津波に巻き込まれる心配は非常にあるので、ライフジャケットを我が家では用意をしまして、私も知り合いにはこれをつけて逃げたらひょっとしたら助かることもあるよなんていうことで、ヘルメットと一緒にさらにライフジャケットなんかを用意して、逃げる体制を整えたほうがいいということを自分では告知しております。

そして、避難路の確保なんですけれども、日ごろから自分がここにいたらここに逃げるとか、このビルに逃げるとかということを徹底をしてやらなければならないんですけれども、伊豆市の規定では、前は3階建て以上の建物が避難ビルだったようなんですけれども、今、ホームページで見ると、5階建て以上のビルが指定のビルになっているようなんですけれども、住民の声として、避難場所を誘導する地図だとか、整備がされていないという声が非常に多くて、先日の会議でも話をしたら、区のほうから上げていただければみたいな形があったんですけれども、それは行政のほうと住民のほうと両方でやったほうがいいと思うんです

けれども、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（飯田正志君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 津波避難施設は現在3階建ても3件含まれているようで、ただ、これもよくわからないんですけれども、東日本で東北で経験された話を伺うと、やっぱりより次に、逃げられる場所のほうがいいと。そうすると、例えば3階建てに避難してしまうと、より高くというのはないものですから、基本的には11メートルでいっぱいいっぱい。そうすると、今指定はさせていただいていますけれども、基本的には5階、6階のビルがより安全かなという気はいたします。

避難経路の表示等なんですけど、やはり行政の側が市役所という立場で、全部の避難経路を見てつくって表示するというのは、正直いって物すごく時間がかかり過ぎるんです。ですから、なるべく地元のほうで決めていただいて、自分たちが一番なれてわかりやすい、比較的安全な経路を指定していただいて、そこの表示について、あるいは逃げにくいところがあれば、そこの改良等についてはもちろん市のほうは積極的にやらせていただきますので、できれば避難経路等は地域の皆さんで話し合っただけで決めていただいたほうが結果として早いとおもっておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（飯田正志君） 小長谷順二議員。

○9番（小長谷順二君） すみません、ちょっとしつこくなりますけれども、私が最終的に言ひたいのは、例えば屋形地区だったら、屋形地区はこういうルートを通って逃げるとか、小土肥地区の場合にはこういうふうにするとかという防災マニュアルをつくりたいと思ひてゐるんですよ。それにはやはり、区民とか市民全員が参加をして、お年寄りのおばあちゃんもゐるわけですし子供もゐるわけですし、そんな中でしっかりと八木沢地区の防災マニュアルを、八木沢だって広いんで、西山と小池でも違ひと思ひますので、紙に書ひて残したようなものが一番安心かなとは思ひますけれども、防災マニュアルをつくるということで、非常に手間のかかる作業ではあると思ひますけれども、住民と行政が一緒になつてつくりたいと思ひてゐるんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（飯田正志君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 今、御提案のありました地図化については、今検討してゐるところでございますので、それはなるべく早く完成をさせたいと思ひますし、その普及と、それから訓練のほうの御支援、これもしっかりと進めていきたいと思ひます。

○議長（飯田正志君） 再質問ありますか。

○9番（小長谷順二君） ありがとうございます。よろしくお願ひします。

○議長（飯田正志君） これで、小長谷順二議員の質問を終了します。

◇ 小長谷 朗 夫 君

○議長（飯田正志君） 次に、3番、小長谷朗夫議員。

[3番 小長谷朗夫君登壇]

○3番（小長谷朗夫君） 議席番号3番、小長谷朗夫です。通告書に従って、ピンポイントの質問ではありますが、修善寺地区の4小学校のトイレの改修、整備について質問させていただきます。

トイレの話でまことに恐縮ですが、小学校の再編成で新しく生まれました土肥小学校、中伊豆小学校、また、来年4月より開校されます天城小学校については、普通教室並びに特別教室の増改築にあわせて、現場の声も配慮しつつ衛生的なトイレになったと思われます。また、なる予定と認識しております。先ほど来から修善寺地区の再編成の話もあったわけですが、来年4月、修善寺地区における4つの小学校は、現実にはあるわけですので、修善寺小学校、修善寺南小学校、修善寺東、熊坂の4小学校であります。このトイレの改修、整備について、まず第1点目ですが、小学校においては、トイレ指導は他の教育活動同様、大切な指導だと認識しております。たかがトイレではなく、されどトイレだと私自身は経験を踏まえて日ごろ感じておりました。特に、1年生を初め低学年の担任は、4月当初、生徒指導として気を遣うところだと考えております。そこで、特に低学年におけるトイレ指導と子供のあらわれをもし事例がありましたらどのように考えているか。これが1点目でございます。

それから、2点目に、自宅での生活環境や新しい幼稚園、保育園一体化の施設で育っている子供たちです。生活経験が洋式トイレになれている現状の中で、4小学校の洋式、和式トイレの現状のバランスをどうお考えになっていますか。

最後に、3点目ですが、各小学校の洋式トイレは調査したところによりますと、各階に1カ所ずつ配置されているのが実態です。トイレの改修、整備が1つ目、2つ目の質問と関連して必要だと思われますが、いかがでしょうか。

以上です。

○議長（飯田正志君） ただいまの小長谷朗夫議員の質問に対し、答弁を求めます。

教育長。

[教育長 勝呂信正君登壇]

○教育長（勝呂信正君） それでは、小長谷議員の修善寺地区の4小学校のトイレの改修、整備についてお答えさせていただきます。

まず、1点目の低学年のトイレ指導についてでございます。

小学校に入学して、生活時間帯や環境など子供たちの生活も大きく変化をしていくときです。トイレ指導は、子供の健康管理や精神面での安定の面からも重要な指導であると認識しておりますし、各学校においても、各学級担任や養護教諭が適切な指導を実施しているというふうに認識しております。また、トイレの中にも1年生、特に使い方の中で、具体的に掲示物を張るなどして、子供たちが困らないような工夫もしている学校がございます。

生活様式の変化により、トイレの形態についても当然変化をしてきております。現在の家

庭では洋式トイレを使用する家庭もふえていますが、公共機関や外出先においては、和式トイレも存在し、混在しているのが現状であるというふうに考えています。

したがって、学校においては子供たちが和式、洋式トイレのどちらでも使えるような指導を今後も続け、学校内だけでなく、外出先でも困らないような基本的な指導を心がけていきたいというふうに思っています。

また、精神的なストレスを感じないように、学校でトイレを我慢することがないような雰囲気づくりについて、再度各学校にお願いをしているところでございます。ただしでございますけれども、やはり基本的な指導におきましては、幼稚園や保育園、家庭との連携を図りながら、トイレの指導、子供たちのストレス、健康面も考慮しながら図っていく必要があるというふうに考えております。

それから、2点目の4小学校の洋式、和式トイレのバランスについてでございますが、小学校における和式、洋式トイレの数のバランスにつきましては、子供たちの現在の生活様式を考えますと、洋式トイレが多いほうが理想ではないか、そういうふうに考えております。

3点目の洋式トイレを4小学校も含めてですが、随時ふやしていく考えはないかとの御質問ですけれども、4小学校すべてに洋式トイレを随時ふやしていくことは、財政的な課題もありますけれども、すぐには困難なところもあるかと思いますが、子供たちの学校における生活環境などを考慮し、トイレの改修の検討を進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（飯田正志君） 再質問ありますか。

小長谷朗夫議員。

○3番（小長谷朗夫君） 本題の再質問に入る前に、1つ教育長にお尋ねいたしますが、修善寺地区ですので、保育園、その他あゆのさと等、一体化の認定こども園もあるわけですが、1つ例を挙げてみますと、認定こども園を教育委員会として施設設備を見学に行かれたことはございますか。

○議長（飯田正志君） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（勝呂信正君） こども園については見学をさせていただいております。

以上です。

○議長（飯田正志君） 再質問ありますか。

小長谷朗夫議員。

○3番（小長谷朗夫君） 私何を言いたいかといいますと、あの施設を見たときに、多分公立小学校の場合は、修善寺地区もそうだと思うんですが、昭和30年代の終わりから40年代の初めに校舎を建てて、大変古いという現実もございます。田方地区でも大体そのころ、どこも小学校を建てたわけですが、一般的には、小学校のトイレというのは3Kと言われるわけですよね。すなわち汚い、臭い、暗い。それで、あの認定こども園で育ってきた子供があんな環

境ですばらしいんですね。それが小学校へ入ったときのその落差というのは、やはり6歳児、7歳児には大変精神的不安をかけるんじゃないかなと思われませんが、いかがでしょうか。

○議長（飯田正志君） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（勝呂信正君） 実際に、子供の心は私自身も小学校に勤務した経験はございませんので、はっきりは答えられませんけれども、やはり学校におけるトイレというのは子供たちの生活を安定させる、そういう意味では大きな要素であるということは認識しております。

○議長（飯田正志君） 小長谷朗夫議員。

○3番（小長谷朗夫君） 決してくだいつもりでお話ししているわけではないんですが、人にとってやっぱり排尿、排便という欲求は大変重要な欲求だと思うんですね。その中で、教育長は中学校畑を歩いてきましたので、小学校の様子というのは正直いって余り御存じじゃないと思います。そういう中で、日常、1年生を初めとした低学年が的を外したり、それから流さなかったり、それからそのほかいろいろおしりを拭くための紙の引っ張り方だとか、それこそ低学年のトイレというのは、もう放課になったときに行くとかかなり汚いです。

そのことは何でそんなふうになるかという、やっぱり生活様式だと思うんですね、定着し切ってきている子供たちが上がってくるわけですから。その中で、これは私も実際に経験したわけですが、トイレに行くことがストレスになりまして、学校へ行くことの渋り。渋りならまだお母さんが勇気づければ、お父さんがちょっと後押ししてあげれば学校へ来るわけですが、事例的にもあるわけですが、拒否ということも全国的にはまたこの近隣の中でもそういう事例がございます。

先ほど、教育長のお話の中には出てこなかったわけですが、伊豆市の小学校の今の現状の中で、特に修善寺地区の中でそういう事例というのはないでしょうか。渋りだとか、子供が学校へ行きたくなかったというのは、トイレが直接的な原因ではないかもしれませんが、ただそれは大きなウェートを占めているということで今お尋ねしているわけですが、そういう事例を聞いたことはありませんか。

○議長（飯田正志君） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（勝呂信正君） 不登校ということは幾つか、何点か確認しておりますけれども、その背景としての、トイレがかかわるということは今のところ認識はしていません。

○議長（飯田正志君） 再質問ありますか。

小長谷朗夫議員。

○3番（小長谷朗夫君） 多分私が考えるには、大きくいいますと2つの理由があると思うんですね。というのは、そういう教育環境の中で、伊豆市各小学校に勤めている先生方の熱心な指導というのが1つはあると思います。したがって、他地域に見られない、伊豆市はそういう面では健全なかなという感じはいたします。それからもう一つ、大概が小学校入

学前に親としてやるべきことというのがありまして、その中に、今までですと、通学路の確認ということでよく親子が一緒に歩いております。最近はそれにプラスして、わざわざ和式のトイレを探して行って、そこで用足しの指導をしているという現状があるんですね。ぜひその辺も認識していただきたいなと思います。

次の質問に行くわけですが、今、手元に各4小学校区のトイレの現状が小学校別、それから階別、そしてその中の男女別ということで、今私も持っているんですが、これを見ますと、現実にはなかなか厳しいところがありますね。洋式が全くない、ゼロというところもありますね。そういう中で、ちょっと学校にお尋ねしたら、やはり学校現場は洋式があってほしいという願いがあるようですよね。それはなぜかという、簡易的な洋式トイレを買ってきて、和式の上にかぶせて洋式化しているというのがあるわけですが、やっぱりこういうことを考えますと、ぜひとも修善寺地区の4小学校におけるトイレの洋式化というのは急務じゃないかと思えますけれども。少なくともゼロというのはいかなるものかと思えますけれども、その点いかがですか。

○議長（飯田正志君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（勝呂信正君） 先ほど3点目で答弁させていただきましたけれども、今後につきましても、子供たちの生活環境を考慮して、トイレの改修を進めていくということを検討しておりますので、御了承ください。

○議長（飯田正志君） 再質問ありますか。

小長谷朗夫議員。

○3番（小長谷朗夫君） 来年4月、意気揚々と希望に満ちて入学してきた1年生にとって、学校は楽しいところだよと、そういうような思いをさせるためにも、ぜひともトイレの改修、整備は必要だと思います。また、ちょっと視点を変えると、行政の対応の仕方のスピード感というのは、市民の行政への信頼にもつながると思うんです。教育長の話の中にありましたように、可能な限り優先順位をつけて洋式化へぜひとも改修、整備をすることが急務だと考えておりますので、よろしくお願いします。

質問を終わります。

○議長（飯田正志君） これで小長谷朗夫議員の質問を終了します。

◇ 山下尚之君

○議長（飯田正志君） 次に、4番、山下尚之議員。

〔4番 山下尚之君登壇〕

○4番（山下尚之君） 4番、山下尚之です。通告に従い、市長に3件質問いたします。

1件目ですが、市道矢熊筏場線改良工事に向けての今後の見通しは。

旧町時代から20年近くにわたり要望続けてきた市道140029号矢熊筏場線改良工事の今後

の見通しについて伺います。

伊豆半島の背骨道路である伊豆縦貫自動車道、天城北道路の開通が着々と進んでいく中、東伊豆から西伊豆、また、西伊豆から東伊豆へと抜ける肋骨アクセス道路、伊豆横断道路内の矢熊筏場線改良工事の声が一向に聞こえてきません。伊豆市、また、伊豆半島として1本の縦軸を最大限に有効、効率よく活用するため横軸の建設、できれば同時開通が急務と思われるのですが、いかがですか。

新市建設計画、施策の方針（1）交通基盤の整備の中に、地域間を結ぶ矢熊筏場線の整備を促進し、東西南北の交通基軸の確立を図るとありますが、その具体案、具体策は策定されているのか。また、2市2町でつくる伊豆横断道路建設促進期成同盟会での当該道路への考え方と要望内容について伺います。

景気、経済、観光の低迷する中、伊豆市民の通勤、通学を含む生活道路として、東名、新東名、東西伊豆からの観光道路として、緊急時の災害防災道路として、どれをとっても主要路線、縦貫道を生かすための補助路線として、地域の活性化や観光ルートの多様化、道路渋滞の解消、企業誘致の可能性等、大変重要な路線となることが想定できますので、伊豆市の将来に向けての起爆剤となるよう、市長2期目の目玉事業として、より強力で強行に取り組む考えはあるのかないのか。また、何がネックとなって、支障となっているのか伺います。

2件目として、光ファイバー整備網事業構想はこれも急務であり、将来に向けてのまちづくりには不可欠な事業であり、いつだれがやるかを早急に判断し、決定していかなければ取り残されてしまう1つでもあります。若者の声として多く聞かれた人口の流出の原因でもある近隣雇用の確保ともう一つ、定住条件の確保の中に、光ファイバー網の整備要望が多くありました。これについても新市建設計画施策の方針（4）情報通信基盤の整備の中に、高速回線の整備など情報通信基盤を整備し、行政、医療、福祉、産業、文化等行政全般の情報ネットワークの形成を促進しとあります。4年前の一般質問に対し、民間業者から整備構想をお願いし、それを踏まえて今後の対応をとる答弁がありましたが、その後、伊豆市としての構想はお持ちですか。その具体案、具体策はどのようなものか、また、今後の見通しはどのようなものか伺います。

これら2つの問題は、どちらも莫大な費用と時間のかかる事業で、とても手を出せないことはわかりますが、今やらなければならない事業と位置づけ、最大限の調査研究により、市のハード面での一大事業となるよう決断いたしませんか。

3件目として、八岳小学校跡地利用について。

公共施設が遊休化していく中、市として周辺地域や公募での跡地利用について、いろいろな呼びかけは行ってきましたが、八岳小学校もこれといった地域が活性化するような提案もなく今日に至っております。施設も傷み、グラウンドも荒れていく中、地元わさび組合からわさび育苗施設の提案がありました。市の特産品であるわさびの生産の振興、消費の拡大、品質、所得の向上、付加価値事業への展開等さまざまな農業振興への利点があると思われま

すが、運営体制、多少ではございますが、施設の改築、設備工事等それぞれの条件整備が必要な中、事業推進に向けての市の大きなバックアップを期待いたしますが、経営形態も含め、援助の体制まで総合的な市のお考えをお伺いいたします。

○議長（飯田正志君） ただいまの山下尚之議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） お答え申し上げます。

実は、1つ目、2つ目、3つ目といずれもかなりリンクしているんですけども、市道矢熊筏場線、それから光ファイバー整備、これ、いずれも極めて大切な課題だと思っています。ですから、それ以上踏み込めないんですが、これがなぜ進まないかの背景について、私は御説明をしたいと思います。それが実は伊豆市長としての最大の課題でもあるんですね。今に至るまで、大手マスコミの中で公共事業悪玉論、それから出先機関改革、いわゆる九州と関西広域に。それからこれよりちょっとマスコミの頻度は低くなってきましたけれども、補助金の一括交付金化、これいずれも私は反対しているんですけども、極めて適切ではない世論形成だと私は思っています。

まず、公共事業費、かつては15兆円。ところが今先進国の中でも決して大きな数字ではない。かつては、極めて特殊な一時期は公共事業費は日本が突出して高かった時代が短期間ありますけれども、今は社会インフラが全く整備されていない中で、公共事業費が15兆円から4兆円。今の4兆円から本来来年予算編成のときに10%カットすれば、3兆6,000億円になるわけです。これだけ激減されて、しかも社会インフラが整っていればいいですよ。しかし、よく国交省は日本の高速道路とドイツのアウトバーンの比較をするんですが、アウトバーンはドイツの国内全域にあるんです。そして速度無制限ですね。日本の場合には高速道路でようやく100キロ、伊豆縦貫道ができたって時速80キロ。伊豆中央道に至っては時速50キロ制限で、矢熊筏場のようなあの程度の地域と地域間の道路、ドイツでは普通100キロです、あんな道路。それだけ社会インフラがない、光ファイバーもない。その中で都市部だけでも終わったから、あとはもう公共事業費削減、これは極めて不適切だと思うんです。

それと同じ論理の延長線上の中で、出先機関改革。都市部はいいですよ、首都圏、中京圏、関西圏は。しかし、それが終わったからあとは県にあとは広域に、私は全くそうは思わないんですね。国土形成は国土の防衛と並ぶ国の責任、国の責務なんです。それから国民の安全確保も国の責任なんです。それをまだ実態もない、合議体でしかない広域連合に渡すという議論は私は極めて不適切だと思って、その2つに実は大反対をしているわけです。

もう一つは、一括交付金化も実は私たちが問題視しているのは、都市部の社会インフラが終わったところは自由な交付金にして、あとは福祉でもどうぞ、教育でもどうぞ。私たちは公共事業がおくれていたときに、それよりプラスして福祉費、プラスした教育費なんかもらっていないですよ。今からようやく国の公共事業が地方にまで来るときになって、できた

ところから御自由にどうぞという議論は私は極めて不適切だと思うんです。このようなことが重なって、その結果として、今、県の事業費も前半マイナス20%ですから、何も進んでいません。

その中で伊豆市は今、伊豆縦貫道と土肥の136号を優先してくださいという願いを实はしているんです。そこで極めて大切な矢熊筏場線とか県道修善寺天城湯ヶ島線とか、その他のところを实は我慢している状況なんですね。まず、何としても136号の土肥新田の整備と伊豆縦貫道の完成。これはそれぞれ県の事業と国の事業なんですけど、実はこの事業費でさえ、今、危ないんです、来年。そうった背景があるんです。ですから、市長としてやらなければいけないことは、当然、伊豆半島横断道路の仲間の皆さんとともに県の部長、副知事、知事のところには行っていますが、しかし、それを実現させるためには、県内の市町長、それから全国市長会の仲間とともに、しっかり聞いてくださいね、全国の誤った改革と公共事業費の確保を訴えるということは、実は一番大切な課題だということなんです。それを踏まえた上で、地域の中で必要な生活道路、それから必要な社会インフラ、こういったものを個別にしっかりと要望してまいりたいと思っています。

それから、八岳小学校の跡地利用ですけれども、1件応募があって不採用ということになりました。先ほど、ほかの議員からありましたアグリツーリズム、あるいはグリーンツーリズムの拠点としてお使いいただくことを提案しようとして考えていたところですけども、実は今ある1件、事業提案がなされつつあります。きょう非常に申し上げられないのは大変残念なんですけど、少し幾つか明らかにしなければいけないところがあって、ここでは残念ながら申し上げられないんですが、なるべく1月末までの間に中伊豆地区の皆さんにも御相談をしたいという案件がございます。ただ、それがうまくいくか、幾つかの条件があるんですが、その中の条件の1つがやはり光ファイバーなんですね。そういったものが整備できれば、その話は少し進むかもしれない。しかし、光ファイバーが全く手当てできなければ、そういった進出の話もなくなるかもしれない。大変に厳しい状況でございます。

したがって、近々に八岳小学校の跡地利用、そして中伊豆地区を含む伊豆市内の光ファイバー整備の事業については、最終的に市長としての決心までいかどうかわかりませんが、相当確度の高いところまでの検討を経た上で、議会の皆さんと、それから地域の皆さんと御相談をさせていただきたいと思っております。はっきり言えないのは恐縮なんですけど、なるべく早いうちに議員も含めて御相談させていただきますので、そこは、きょうはその程度で御理解いただきたいと思います。

○議長（飯田正志君） 森議員に申し上げます。答弁中はしっかり聞いてください。発言を控えるように。

〔発言する人あり〕

○議長（飯田正志君） しっかり聞いてください。

〔発言する人あり〕

○議長（飯田正志君） 一般質問の答弁ですから、しっかり聞いてください。

[発言する人あり]

○議長（飯田正志君） 議長の権限で言います。いいですか。伊豆市議会会議規則第151条により議員は議会の品位を守らなければならないとなっております。よって、議会の品位を損なわないように発言には十分注意しなさい。答弁しているときはしっかり聞いて、発言しないように。

それでは、続いて、再質問ありますか。

山下尚之議員。

○4番（山下尚之君） それでは、まず、矢熊筏場線から再質問させていただきます。

矢熊筏場線につきましては、先輩議員のほうから何度も何度も一般質問がありまして、その都度、市長も答弁いただいておりますけれども、今、お話のとおりで、やはり国・県の姿勢を嘆く部分とか、大変前向きに熱く答弁していただいたんですけども、形としてはやはり先が見えてこない。嘆きの答弁という形になっているわけですけども、これも時代により仕方がないのかなという部分は思いますけれども、縦貫道の整備に伴いまして、ますます必要度、重要度が増した当路線でございますので、いま一步踏み込んだ要望活動をお伝えして再質問をいたします。

1つ目として、これは平成20年度ですけども、一般質問の中で平成21年度以降設計測量に着手する予定というような答弁がございました。これについては実施されたのかどうか、まだしていないのかどうか。実施されたようでしたら、ここに至るまでの間にその成果をどのように利用したのか、また活用したのか。また、していない場合につきましては、なぜしなかったのか、しない理由がわかりましたら、お伺いいたします。

○議長（飯田正志君） 答弁を求めます。

建設部長。

○建設部長（佐藤喜好君） 先ほどの平成20年の質問というものの回答のところを調べてみました。平成20年6月、杉山議員の質問に対して回答しています。そのときには、矢熊筏場線について、重要な路線です。今後現地踏査をし、図上で落として検討を進めておりますと。基本的には現道を使用し、待避所を設ける計画で進めていきたいと考えています。なお、平成21年度に大平のアクセス道路が完成するため、それ以降に予算配分を考え、国の補助事業の採択に向けて調査検討しますという回答をしてありました。

ここについてですけども、既に杉山議員が質問しているときには、建設課のほうでこの矢熊筏場線についての現地踏査と図上での計画は作業中でありました。その内容を調べたところ、矢熊筏場線については1案、2案、3案という3案の計画の中で検討を進めていきました。1案については、今、現道が4メートルの道路になっています。これを5メートルに拡幅するという案が1案です。2案は、今の現道をそのまま使って、余り改変というのか石積とか構造物のない待避所をつくりやすいところに待避所を設けるという案です。3案が、

2車線、これにトンネルという案を入れた計画の3案で検討をしています。あわせて、このときに通行量調査をやっています。

この事業をやるに当たりまして、この計画が市道の改良という観点での計画になっています。多分、山下議員とか自分もなんですけれども、伊豆横断とか伊豆半島の発展、伊豆市の発展、これを考えたときに、市道の改良程度のものでいいのかという疑問が残りました。ただ、この時点での決定としては、交通量の関係もあり、金額見合いなんですけれども、1案が8.2億円、2案が0.3億円、3案については42億円という金額になりまして、1案が妥当だろうという結論を見えています。その後、ちょうど私が建設課へ帰ってきたというんですか、異動でそこに来て、この結果と前任の課長からの引き継ぎを受けたわけなんですけれども、伊豆横断としてこの道路を、この1案を望んでいるわけではないものですので、これ以上の予算をつけて何かするというのは逆に無駄になるというふうに判断をさせてもらって、今に至っているということになります。

以上です。

○議長（飯田正志君） 再質問ありますか。

山下尚之議員。

○4番（山下尚之君） ただいまの質問と答弁につきましてですけれども、やはり建設部長の考えたとおりで正解なのかなと思っております。この段階で縦貫道がどんどん進んでいく中で、やはり峠越えを何とかして4から5にしてとか狭いところを広くして、余り効果的なものが生まれてこないのかなど。やっていただけるならやってもらうのでしたら、やはり隧道、トンネルを掘っていかなければという部分の中で、今42億円とおっしゃいましたので、ああ、そんなにかかるんだなと思っておりますけれども。このときに平成20年度の質問で、平成21年度以降、設計測量に着手するという答弁でしたから、何か動きがあって、見通しがあってそういうことをされたのかなという部分もどうかなとも思ったんですけれども、その動きというのは同盟会の要望に対する動きなのか、県から何かの動きがあったのかという部分があったものですから、質問させてもらいましたけれども、何か動きがあったかどうかはまた後でお伺いいたします。

それと次の質問で、次は平成22年度の一般質問になりますけれども、期成同盟会のほうでは、市独自でやるのはとても無理でしょうという部分の中で、県事業にシフトして要望していくと。そういう方向で向かっていくよというような答弁でしたけれども、そのためには、林道から市道に格上げして、また市道を県道に格上げして要望をしていかないと、県の事業としてはちょっとできないのかなという部分もあります。所管がえといいますか格上げ作業、要望みたいのは具体的にされているのかどうか。されているとすれば、そういう手順を、されていなくても、どういう手順を経て格上げ認定、所管がえ等に臨んでいくのか。

つい昨日、ネットで見たんですけれども、この9月の一般質問で、県道伊東西伊豆線の国士峠、この道路改良、これを県にお願いしていくというような答弁がありましたけれども、

2つの県道というわけにもいかないでしょうから、国土峠は今、県道になっているわけですが、こちらを優先するのか。国土峠を市道に格下げして、矢熊筏場線を県道に格上げした中で、伊豆横断道として市としては要望をしていくのか。一体伊豆横断道の中伊豆から湯ヶ島へ抜けるルートというのはどっちなのという部分の中で、どっちかであれば、どういふことでどうしていくかという部分と、矢熊筏場線だよという部分ならば、なぜ矢熊筏場線なのか、国土峠であればなぜ国土峠を優先するの、どっちのルートなのという部分がわかりましたらお願いいたします。

○議長（飯田正志君） 答弁を求めます。

建設部長。

○建設部長（佐藤喜好君） まず、伊東西伊豆線の現道、わさびの里という筏場地区のところがありますけれども、ここについては災害を受け、用地のほうも済んでいるところですので、ここの要望をしております。また、長野地区、天城地区の長野へ上がっていく県道とタッチしているところ、そこについても地元からの要望も出て、そのところで大型車がそこへ入れません。そのところの改良の要望をお願いをしているところです。

また、伊豆横断については、国土峠ではなく、矢熊筏場線となっております。その中で、今まで県道への動きはどういう動きをしていたかという話ですけれども、ちょっと話がそれで申しわけないですけれども、伊豆市の中では、まず達原線というものをつくりました。そこについての県道への移管という問題もあります。またもともと修善寺地区のところで虹の郷のところは県道ではありません。ここところが県道への移管という話も入っているわけです。あわせて、ここの矢熊筏場線ですけれども、もともとはそこを達原線が完了後、次は矢熊筏場線ということで、設計もでき、環境アセスまでいったところです。静岡県知事もこれをつくってくれるという約束まで取りつけたところだったわけです。ただし、ふるさと林道という事業そのものがなくなってしまったために、できなくなったということになっています。

それではどうしたらいいかということで、単独でやっていくという道もあるわけですが、県にやっていただいた、しかも総合計画にも載っている、ただし総合計画においても予算の配分は一切考えていなかったという中で、県道への移管というものが考えられたわけです。そのために、林道というのは私道で公道ではありません。それを道路法の道路ということで、矢熊筏場線という市道に認定をしたというのが県道への移管の動きというふうに御理解をいただきたいと思えます。

そして、伊豆横断の中で、矢熊筏場線も含めて要望をやっているわけですが、その中にはやはり優先順位があります。優先順位で先ほど市長が言われたように、土肥峠工区、136ですけれども、ここが伊豆市のみならず西伊豆、堂ヶ島、松崎方面にまで影響がある道路ですので、そこが伊豆横断としては優先順位1番で要望をさせてもらっているということになります。

以上です。

○議長（飯田正志君） 再質問ありますか。

山下議員。

○4番（山下尚之君） よくわかりました。優先順位、136号から当然インターとのという部分があるでしょうから、そちら優先でも仕方がない部分があるのかなとは思っております。今、1番目にその部分を優先順位をつけてと言っておりましたけれども、矢熊筏場線に順位ってあるのかなという部分の中で、じゃ、次はどこなの、次は伊東からの東伊豆からの絡みもあるんでしょうけれども、伊豆市としてみれば何番目に位置づけされているのかなという部分。まず、トンネルを抜かないとほかの道もできてこないような気もしているものですから、トンネルさえ抜いてしまえばあとは何となく道もついてくるのかなという、安易な考えなんですけれども、そんな部分で優先順位も高い順位にさせていただいて、なるべく早くといえますか、道筋をつけていただきたいと思っております。

特に、いろいろな費用の関係の部分の中で、なかなかものが大き過ぎて、この改良工事については手も足も出ないなという部分が、すべての私たちもそうでしょうし、行政側もそうでしょうし、承知はしているんでしょうけれども、何十年もの懸案事項でございましたから、じゃ、どうするのよという中で、どこかで道筋をつけて、火を消していかないという部分もあって質問もさせてもらっているんですけども、どこかでどうなるのという、実施に向けて努力していくよという部分だけではなくて、だめなら凍結になるのか廃止になるのか、ちょっと待ってよという凍結なのかという部分の中で、何か目安がないとということがあるんですけれども。これもすべてやり尽くしたよという話になってしまうのかもしれないけれども、徹底した要望活動をするために、最後の御奉公というような部分の中で、長年かわってきてくれました建設部長をリーダーあたりにしてもらって、県からお願いしています副市長あたりに顧問になっていただいて、要望のプロジェクトチームあたりでも編成して、伊豆市の、また伊豆半島の発展振興のために、これは政治も含めての話になるでしょうけれども、想定できるあらゆる手段を使っていただいて、実現に向けての最大限の努力を早急にスタートさせていただければ、少しは先が見えてくるのかなと。

42億円と聞くとどうなのかなという部分もありますし、今ここで決着はつかないでしょうけれども、目安をつけていかないと、何年後、多分どんどんしぼんでしまって、なくなってしまうのかなと。伊豆縦貫道ができて、やっぱり中が必要なんだよなと気がついたときには、余り効果がなくなってしまうのかなと。地域は地域で、もうそれには耐えられなくなっているのかなという部分もありますので、何かしらアタック、大きな力をつくっていただいてアタックの形を方向性を変えるとか、大きさを変えるとか、何かできませんでしょうか。伺います。

○議長（飯田正志君） 市長。

○市長（菊地 豊君） いい機会ですので、ぜひこれ、議員の皆さんに御理解いただきたいん

ですが、今、議員から提案があったような1つの市で完結をして要望に行くという、これは全く効果がないんです。これが今まで伊豆半島の道路がおくれてきた1つの理由なんです。知事は、単一の市の代表とは会いません。ですから、先ほど部長からありましたように、ここは伊豆横断道の一部だという位置づけをしているわけですね。これによりやく私も含む伊豆半島の市長、町長がみんなで声を上げなければ伊豆半島の社会インフラってよくなるんだということに、実は私たち自身も伊豆縦貫道に直面してわかってきたんです。ですから、伊豆中央道、修善寺道路の無料化なども伊東の佃市長が伊豆半島のリーダーとして要望して皆さんで行ったり、そういう動きになっているんですね。そういった形をしっかりとつくって、12人あるいは13人の市長、町長と一緒に要望して全力でやって、初めて少し動くんです。

さらに今、1つ大きないい動きが、伊豆半島の中でランドデザインをつくり始めているわけです。これは伊豆半島サミットの6市6町に、沼津市も入って7市6町だったと思いますが、この中で伊豆半島のランドデザイン、コンセプトは世界で一番美しい半島というコンセプトなんです。これが県の総合計画の伊豆半島の位置づけ、つまり世界レベルの自然を生かした観光交流圏、この県の総合計画における伊豆半島の位置づけと伊豆半島のランドデザイン、世界で一番美しい半島、このランドデザインの中にいろんな部会ができて、そこに道路というのが位置づけられるわけです。その位置づけの中で縦貫道、横断道というのが幾つか出てくる。今そういう動きになっていますので、市で単独で動くのではなくて、その中にしっかりと位置づけをしてもらって、伊豆縦貫道の後は幾つかの肋骨が必要ですから、そこにしっかりと位置づけてもらう。それによって、この矢熊筏場線の改良というものは、伊豆市でできるような何千万円単位の改良ではなくて、しっかりと肋骨になっていく。今そのような見通しを立てております。

○議長（飯田正志君） 再質問ありますか。

山下議員。

○4番（山下尚之君） ありがとうございます。確かにそうですね、市単独で行ってやってくれば一番こしたことはないんでしょうけれども。今の要望プロジェクトでもつくって見たらという部分の中でなんですけれども、これに向かつての市の組織を強化してもらって、例えば県に直接行ってちょうだいよという話ではなくて、その組織の中で同盟会へぶつけてください、また7市6町、そちらのほうへぶつけてください、そこからお願いしますよというルートもとれると思いますので、何かしらの動きを持っていただいて、横軸のトンネル、伊東と中伊豆間には冷川トンネルがございまして。天城と土肥の間には船原トンネル、この2つは開通しております。肝心の縦貫道を生かすための中央、中伊豆と天城間にはトンネルがございませぬので、ぜひこの横串のトンネル3兄弟、これで伊豆市の再生を期待いたしまして、この矢熊筏場線につきましては、質問を終わります。

続きまして、光ファイバーについてでございますが、なかなかこれも矢熊筏場線と同じというような答弁もありましたけれども、やはり費用もかかりますし期間もかかりますしとい

う部分の中で、今、八岳小学校がどうのこうのという部分もありましたけれども、これも今すぐにでもできれば将来に向けて必要な整備と思われるんですけども、なかなか決断できない部分が費用であるのか、民間企業の出方待ちなのか、国や県の出方待ちなのか、そこらの部分で決断できない理由となっているのかなと思います。

いつかはぶち当たるといいますか突き当たる課題かなと思っておりますので、これらのことにつきましても、日々変化、進展していく情報という関係の部分で、なかなか手のつけどころ、難しいところではあると思いますけれども、市のほうの建設計画にもありますように、行政全般の業務に利用できる市民サービス向上のための設備でありますので、いつだれがどのようにやっていくのが一番ベストなのかベターなのか、いろいろな調査や研究をお願いしたいと思います。

そんな中で、聞いた話ではございますが、光ファイバーの整備については、市がやる気であれば援助してもいいですよというような団体もあるように聞きましたけれども、それについては、そのような団体はありますかという部分と、もしあるようでしたら、その話に乗る気はありませんかということについてお伺いいたします。

○議長（飯田正志君） 答弁を求めます。

市長。

○市長（菊地 豊君） 光ファイバーの整備は、私が市長になってからずっと極めて優先度の高い課題だと考えておりました。もう企業誘致できないんですね。本当でしたら、光ファイバーを整備してから地デジに移行してもらえれば、そこは全体の流れがよかったです。残念ながら国策の順番が逆で、地デジのアンテナを立てちゃってから今から光ファイバーがないと。ところが県内で光ファイバーが引かれていないのはわずか15%なんです。うちはその引かれていないほうの15%に入ってしまったわけです。そこで3年半前の川勝知事が知事に立候補されたときの選挙公約が2年以内に光ファイバー全線整備だったものですから、そこは御期待申し上げたんですが、やはりいろんな事情でそれも実現されなかった。次、もうあと半年ですから、知事の1期目の間には無理だろうということで、やるのであれば、国と県の補助金を使った市の事業をやるかやらないかというのは、現時点での選択肢なんですね。

それで、今、私が承知しておりますのは、修善寺地区までは、全面ではありませんけれども、修善寺の駅前と温泉場まではあるところが光ファイバーを敷設しているようでございます。中伊豆地区と湯ヶ島地区を民間事業者のほうの光ファイバー整備をやっていただいたときに、伊豆市の負担はおおよそ2億円ぐらいという推計のようでございます。ただ、じゃ、2億円出したらそこは整備してすべていいのか、それだったら相当、皆さん議会にお諮りして、じゃ、お願いしますと言いたいところなんです。そのときに、湯ヶ島中伊豆地区で接続率が極めて低かったときの契約補てんみたいなやつ、つまり、一定値にいかなければ接続が足りないところを市が補てんしてくれという条件があるやなしやに聞いています。じゃ、

そこまで、私のほうでまだ議会に御提案するほどの判断がつかねるという状況なんですね。初期投資だけの2億円であれば、恐らく既にもう議会には提案させていただいているだろうと思っています。ただ、先ほど申しあげました今度はいろんな民間からの御提案がある中で、やはり光ファイバーがないと、どの企業誘致の話も進まないということをご数日私も直面しております、繰り返しになりますけれども、近々、市長としては判断した上で、皆さんに御相談をさせていただきたい。そんな状況で、光ファイバーの件もあわせて今、本当に最後の判断のタイミングに迫られているというところでございます。

○議長（飯田正志君） 再質問ありますか。

山下議員。

○4番（山下尚之君） 答弁いただきました。

大変、もう近々に考えなければいけない事項かなというような回答でしたので、どのような形になるのか、いつやってくれるのか、どういう形でやるのかという部分の期待を含めまして、最大限の調査研究の中で、一番ベターな回答をいただきたいと思います。

続きまして、わさび種苗施設についてでございますけれども、私のほうで情報にしておりますのは、わさび組合からの提案でございましたけれども、先ほどの市長の答弁の中では、ほかからも出ているよというような話なんですけれども、とりあえず今回、わさび種苗組合施設の提案がありましたので、このことについては、基幹産業であるわさびの保護とか育成、振興のために大変必要な施設と思われまますので、どちらか天秤にかけてどちらかやめもらうよというような話になってしまうのか、共有できるものなのか、そこらもひとつお伺いしたいところでもありますけれども、基幹産業、農業の振興もありますので、最大限市としてバックアップしていただいて、提案されている中伊豆のわさび組合、これ多分、今出ているのは中伊豆のわさび組合でしょうけれども、どこのわさびの団体、農家の方も、この種苗のことについては大変苦労されて、単価も高いですし、菌の問題もありますし、量の問題もありますので、ここが軌道に乗れば、伊豆市全体の特産わさびについては大変振興していくのではないかなと思われまますので、早急にそこらについても組合のほうと調整をお願いしたいわけですが、今提案されているわさび組合からの八岳小学校の建物については、とりあえずの話なんですけれども、試験的にという部分あるでしょうけれども、2教室お借りできれば、とりあえずは計画的には2つか3つあればいいのかなというような計画ですので、それらのスペースの中で、ほかから来ている要望が入れるのかどうかという部分もお伺いしたいと思われまますけれども、いかがでしょうか。

○議長（飯田正志君） 答弁を求めます。

市長。

○市長（菊地 豊君） 最近のある案件がうまくいくかいかないかにかかわらず、上大見地区というのは、私は非常にグリーンツーリズムの拠点として可能性の高いところだと思っています。中伊豆地区はグリーンツーリズムの実績もございまして、経験もございまして、それ

から、非常に美しい里山、しかも日本一のわさび田を控えた非常に美しい里山で、自転車専用道路はないけれども、安全にウォーキングやサイクリングができる地域でもありますし、いろんなことを今考えてまいりました。ただ、やはりグリーンツーリズムというものを安定させるためには、やっぱりコアが必要なんですね。そこで、できれば食品加工工場が進出いただけないかというお腹の中の期待をしながら、八岳小学校跡地の公募をしたところ、残念ながら、現時点でいい提案がいただけなかった。そこでずっと空き家にしていくのは一番好ましくありませんので、今回御提案をいただいた、まずはわさび組合で部分的にでも使おうというのは、私は大変ありがたい御提案だと思っております。

何かほかに事業がそこで行われるから、こちらはなしということにはなりません。ならないと思います。したがって、どんな組み合わせになるか、どのような施設の使い方のすみ分けになるかはわかりませんが、ぜひこのわさび組合のわさび種苗施設もこの構想を捨てずに、多少場所が変わってもやり方が変わっても、ぜひ御支援させていただきたいと思っておりますので、できましたら、もう一つの農業の基盤であるところのシイタケの皆さんにも何らかの御提案をいただき、わさびとシイタケが並び、また一般の野菜もそこに入り、できれば食品加工工場なんかも併設をして、そして、グリーンツーリズムの拠点としてあの上大見地区の将来設計をつくってまいりたいと、このように考えております。

○議長（飯田正志君） 再質問ありますか。

山下議員。

○4番（山下尚之君） ありがとうございます。大変いい施設と思われまますので、市長もそういう答弁をしてくださりましたので、わさび組合のほうから、これは観光経済部のほうでよろしいでしょうか。また、こういう絵がありますので、目的とか何かいろいろ書いた絵までありますので、それをもってのいろいろ調整の部分、また、お願いに行くかと思っておりますので、そちらのほうよろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、公共施設の空洞化、これも先ほど来よりの一般質問の中にもありましたけれども、学校の統合や幼保の統合、いろんな部分を含めて空洞化がどんどん進んでいくという中で、一応市のそういうところをどうするのというやり方が、地区とか地域への利用の呼びかけをしてから始まって、地区でそんな案が出てこなければ民間へ公募をかけて、なければ財産売却してしまうというような進め方、いい部分もあるでしょうし、これではという部分もあるでしょうけれども、見きわめながらやっているんですけれども、このような工程だけではなくて、逆に市のほうから地域のほうへと行政のほうのいろいろなこんな事業をやっているかどうかという、いろいろな知恵とか知識をノウハウを生かして、逆に事業提案してもらおうと。それで地域の活性化に結びつけていくような行政主導型のまちづくりをしていかないと、なかなか地区から何かやるものないとかいう部分が出てこない状況にはあると思ひます。

そうすれば、自然に空洞化もどんどん進んでいく一方と思ひますけれども、そんな中で、市民のほうもそういうのを貸してもらったらどうなるのという部分が余り見えており

ませんので、何かで周知の方法を図っていただきたい。公共施設の貸し出し要綱的なものとかマニュアル的なもの、何かわかりやすいものをつくっていただいて、何か市民にわかってもらわないと、地区からは話し合いをすると何か提案があるんですよね。でもそんなものをして、銭がかかるばかりだよとかという話になりますので、伊豆市がそんなマニュアルづくりの中で、提案に対して、経営まで含めて伊豆市がどこまでかかわってくるのか、またどれだけの面倒を見てくれるのかという、何か目安のあるようなものをつくっていただければ提案もしやすいのかなと。

このままですと、計画どおり学校の統廃合も進められていく中で、それに伴って、原保育園もそんなんですけれども、子供が2人になってしまったわけではないんですよね。学校が八幡に行ったために、保育園もさくらへ流れてしまった、園児も流れてしまったという部分の中で2人になってしまったんですけれども、学校がなくなるばかりが要因ではないんでしょうけれども、幼稚園、保育園もなくなって、商店もなくなって、人もいなくなってしまうというような、こういう現象が雪崩のように次々と襲いかかってくるというようなことは、目には見えていないまでも、だんだんそうなっていくのかなと思います。

こういう状態をそれでもしようがないな、こんな時代だからと思うのか、これは大変だとして何か手を打っていくのか。なくなったものを復活するのは大変なパワーも必要ですし、難しいことでしょうから、なくなったものをほかに加えて、何かのまちづくりに利用できないかなという部分、これを大事にしていかなければなと思っております。

そんな中で、まちづくりのために行政についても、今の行政組織でなくて、新たなそういう部分の組織づくりも必要になってくるのかなと。専門的にそればかり考えているのもいいと思いますけれども、何かそんな組織改革的なものも必要になってくる、地域のことは地域で考えるよではなくて、地域のことも地区のことも行政が提案していくようなことも必要になってくるのかなと思っておりますけれども、そこらの何かいい提案といいますか、お考えがありましたらお願いいたします。

○議長（飯田正志君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） せっかく当選された議員ですから、やっぱり将来をしっかりと夢をもって語っていただきたい。余り悲観的に、将来に対して過度に楽観視してもいけないけれども、しかし、私は現状の伊豆市を見て、そんなに悲観的に考えていただく必要はないと思うんです。これまで跡地利用でありました天城支所の跡地の東京ラスクも、それから八幡グラウンドの跡地のおうちコープのほうも、特におうちコープのほうは余り雇用がすぐに確保できているわけではないけれども、しかし、あのユーザーは多いですね。地域の皆さんで非常に買い物がしにくくなった方々に対する効果を考えると、あの八幡グラウンドの跡地利用というのはやっぱり非常に効果があったものだと思っております。

そして、その後、幾つかの市有施設、不用となった施設の転用、その中で現時点で完全に

提案がないのは、大東保育園とそれから土肥南小学校で、大東保育園のほうは残念ながら内々にお話のあったものが流れてしまったんですが、土肥南小学校のほうは立地的に津波の危険性を考えると、すぐに利用提案というのはやはり難しいんだろうと思います。そのほかを考えると、ふじみ幼稚園、それから八岳小学校、これ、近々また御相談しますけれども。それから、湯ヶ島小学校は文学館に当然考えられておりますし、月ヶ瀬小学校も幾つかの御提案があるだろうと思っています。

その中で、この観光交流人口を含めた伊豆市の中での新しい雇用の場の創出ということは、私は全く悲観的に考えておりませんので、ですから、したがって、そんなに今までのやり方が全くだめだから別の手法というものではなくて、今までのやり方を適宜改善しながら、改良しながら進めていけば十分に伊豆にふさわしいような新しい職場、産業の創出というものは可能だと思っています。ぜひ議員からも、いろんな議場以外でも議員活動はいろいろあると思いますので、ぜひいろんな御提案をいただきたいと思います。

○議長（飯田正志君） 再質問ありますか。

山下議員。

○4番（山下尚之君） 確かに、跡地につきましても、ラスクさんとかコープさんとか、大変よかったなという部分はあるでしょうけれども、やはり市長、最初にほかの質問に対して答弁されていまして、何かがなくなったために地域が疲弊したでは困るから、だめだから何かを、そこを有効に利用しなければという答弁もありましたけれども、やはり私もそのように考えておまして、なくなったなら次のことを考えてよというので、市民にそれはなかなか無理なのかなと。やはり公募して企業でも入ってくれば、ラスクさんやコープのような例もできてくるのかなと思うんですけども、そこが来てくれないところはどうなっちゃうのという部分もありますので、やはり行政にも、ある程度のノウハウを生かした、知識を持った提案も逆方向として、提案を受けるだけではなくて提案を差し出して、こんなものやってみたらということも大事なのかなと、必要なのかなと。それには、まちづくり的な行政組織も必要なのかなという部分で質問させていただきましたけれども、今までのやり方とそういう部分も含めた中で、よりよい組織づくりをまたよろしく願いまして、時間になりましたので、再質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（飯田正志君） これで山下尚之議員の質問を終了します。

◎延会宣告

○議長（飯田正志君） 残る一般質問については、明日11月30日の午前9時半から行います。

本日はこれにて延会といたします。

御苦労さまでした。

延会 午後 4時06分

平成24年第4回(12月)伊豆市議会定例会

議事日程(第3号)

平成24年11月30日(金曜日)午前9時30分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(16名)

1番	永岡康司君	2番	三田忠男君
3番	小長谷朗夫君	4番	山下尚之君
5番	山田元康君	6番	青木靖君
7番	大川明芳君	8番	梅原正次君
9番	小長谷順二君	10番	西島信也君
11番	森島吉文君	12番	杉山誠君
13番	室野英子君	14番	森良雄君
15番	飯田正志君	16番	木村建一君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	菊地豊君	副市長	大石勝彦君
教育長	勝呂信正君	総務部長	鈴木伸二君
市民環境部長	河野英世君	健康福祉部長	大城栄一君
観光経済部長	杉山健太郎君	建設部長	佐藤喜好君
教育委員会 事務局長	大川覚君	会計管理者	鈴木守正君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	森修司	次長	飯田勝久
主幹	稲村栄一		

開議 午前 9時30分

◎開議宣告

○議長（飯田正志君） 皆さん、おはようございます。

本日の出席議員は16名であります。出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これより平成24年第4回伊豆市議会定例会3日目の会議を開きます。

◎一般質問

○議長（飯田正志君） それでは、昨日の会議に引き続き一般質問を行います。

本日は、発言順序8番の大川明芳議員から発言順序10番の永岡康司議員まで行います。

これより順次質問を許します。

◇ 大 川 明 芳 君

○議長（飯田正志君） 最初に、7番、大川明芳議員。

〔7番 大川明芳君登壇〕

○7番（大川明芳君） 皆様、おはようございます。7番、大川明芳です。

ただいま議長より発言許可をいただきましたので、質問いたします。

中山間地域の誘客対策について、中山間地域における農家の複合経営の問題について質問いたします。

1点目は、農家に対して民宿やペンションなどの複合的経営を指導推奨することについて、市長はどう考えているか。各内容を補足していきます。

美しい景観、豊かな自然環境、個性あふれる伝統文化や歴史といった豊富な資源を有している中山間地域は、失われつつある田舎の魅力、都会に住む人々の心のふるさとを提供する地域として見直されつつあると言われます。しかし、中山間地域に住む私たちも生活していかなければなりません。そのためにどうすればよいのかということになりますが、私は複合的手法を導入することについて提言いたします。農家に対して民宿やペンションなどの複合的経営を指導することから始めなければなりません。行政はどう理解しており、農家に推奨することについてはどうお考えか。

2点目は、農家の増改築に低利で融資することに市で補助、支援する考えがあるか。また、この事業は6次産業ではないか。

農家の増改築には農村振興という観点に立つならば、低利で融資することに市は補助・支援する考えはあるか。また、この事業が農林水産省の6次産業総合推進事業に該当することで支援できないか。

3点目は、宿泊滞在周辺の散策路や川辺、グラウンドゴルフ場など施設を整備する考えは

ないか。

農家が民宿やペンションを施設整備しても、都会から人が来て楽しむ施設がなければ1泊で帰ってしまいます。数日から長期滞在してもらうには、それなりの施設が必要であります。農家周辺の山間に散策路を設備する、水遊びができるように川辺を整備する、グラウンドゴルフなどのできる広場の施設は行政がしなければなりません、こうした施設を整備することについていかがお考えか。

4点目は、空き家・廃屋、廃校となった小学校を宿舎として利用する考えがあるか。

農家の複合経営だけでなく、空き家・廃屋、廃校となった小学校の再利用について質問いたします。市内には空き家・廃屋が見られます。これは所有者の移転あるいは死亡によるものと、子供の住居として建築したが勤務の都合によるもので、大半は市内に所有者がいないものと思われ、こうした空き家・廃屋は今後も増えてくる状況にあると思います。また、少子化による学校再編を受け、統合で廃校となった小学校の校舎とグラウンドの未利用地があります。余暇を家族ぐるみで楽しむ施設として、空き家・廃屋、校舎を宿舎として、またグラウンドを再利用することについていかがお考えか。

以上4点について、市長にお伺いいたします。

○議長（飯田正志君） ただいまの大川明芳議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 皆さん、おはようございます。

お答え申し上げます。

まず、1つ目の農家を民宿やペンションとして活用する農家民宿、あるいは民間民宿と呼ばれるグリーンツーリズムの中の一つの事業の形態、これ、私は伊豆市は大変に可能性のあるものと考えております。九州やあるいは南信州あたりでも、少し広域のこのようなグリーンツーリズム農家民宿等をかなり組織的にやっている先例もございます。ぜひいい先例を勉強して伊豆の中でもしっかり伊豆らしい、このようなグリーンツーリズムを取り入れていければ将来の可能性は非常に高いと、このように考えております。

ただ、農家の増改築につきましては、これは条件次第ということになりますけれども、県の融資制度の活用などは考えられます。ただ、6次産業化と言われているものは、生産者であった農家の皆さんに対して加工したり、あるいはある程度流通の一部分まで広げていただくことによって農家の所得を上げるということでございますので、民宿に改造するために増改築費用まで6次産業の中で支援ができるかについては、少し検討をする余地があるかと思っております。

それから、周辺の環境整備につきましては、一般論として地域を総合的に整備する場合には、中山間地域総合整備事業や観光施設整備事業による整備は可能であろうかと思われ。ただ、その際には、地域の皆様の御負担も当然必要となってくる。それは経費的負担ではな

くて、例えば散策路整備は地域でできることはやっただき、市でなければできない事業については、市のほうで実施していくようなすみ分けが必要になってまいりますので、その地域の皆様の総意が前提条件になろうかと思っております。もし、具体的にそういった場所、あるいは検討されている事業があれば、ぜひ御提案をいただければと思います。

なお、グラウンドゴルフ等のスポーツが関係するものについては、現在魅力プロジェクトにおいても既存施設等を利活用してお客様の誘致を図っておりますので、さらにそちらの事業も進めてまいりたいと思います。

最後に、空き家等の活用ですが、空き家は個人財産であるために支援制度というものは難しくかろうかと。それから確かに御指摘のように別荘地等でここはいい場所だなと思いつつも残念ながら朽ちている、あるいは朽ち始めている物件が非常に多く散見をされます。

ある不動産屋さんに私も伺ったんですが、これは行政が支援しなくてもビジネスの中でかなり動ける物件はあるんだそうですが、ポスティングをしたり郵送で御提供いただけませんかというメールに対して、ほとんどこうレスポンスがないんだそうです。ですから、御両親が買われたものをそのお子さんが放置されているのか、あるいはもうどなたもわからないのかわかりませんが、そういった私有財産で、レスポンスがないものについてそのままになっている例が非常に多いんだそうです。そういったものをどのようにしていけばいいのか。これは一つはひょっとしたら景観整備事業の中で何らかの打開策があるのかもしれないけれども、現時点では非常に扱いが難しいというのが現状かと思われまます。

また、学校再編によって利用されなくなった小学校の利用については、これは今まで同様、地域の皆様といろいろ話し合いを進めさせていただき中で、もしそのような事業が御提案いただければ、それは具体的に個別にぜひ御相談をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（飯田正志君） 再質問ありますか。

大川明芳議員。

○7番（大川明芳君） 1点目ですけれども、バブル崩壊で大規模リゾート開発の期待ができなくなり、農山村地域の活性化には農村型リゾートが有効とし、お客様家族が数日間安く滞在でき、豊かな自然に触れ合い、ふるさととして毎年訪れることのできる民宿経営を農業の副業として考えます。

民宿ですから大規模なものでなく、3部屋とか4部屋で朝食つき、また人件費削減を考えて、各部屋に台所をつけ、宿泊客が自炊できるアパート形式のようにいたします。これは農産物価格の低下で規模の拡大が難しい農家が生き抜くための道として、観光と農業を結びつけたものであり、また自然に親しみ動植物と触れ合うことができ、都会の子供にも喜ばれ、需要と供給がとれます。農家が民宿やペンション経営のほか食事の材料費、地元の特産品を用い、農産物を加工、土産物として販売することで農外所得が増加しますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（飯田正志君） 答弁を求めます。

市長。

○市長（菊地 豊君） まさに御指摘のとおりで、またちょっと私も勉強しました先行例を御紹介しますと、飯田市を中心とする南信州はまさにそういうことで、ある農家民宿のところは、おばあちゃんお1人でされているそうです。しかし、それでお客様の相手ができるのかと我々は経験がないと思ってしまうのですけれども、野菜をとってきてもらうのもお客様に手伝ってもらう、夕御飯の料理もお客様に手伝ってもらう、布団の上げ下げもお客様にしてもらう、朝御飯の料理も、またお客様に手伝ってもらう。それだけお客様と一緒にやっていただいて、なおそれで6,000円か6,500円いただくんだそうです。ですから、まさにそういった今のお客様のニーズに合った新しい中山間地の農業地域として、グリーンツーリズム、農家民宿というのはやっぱり充実しているところもあるやに聞いています。ただ、問題は、そういったことをやっていただくやっぱり当事者の皆さんの、いや、わしはよそもんは泊めたくにゃあよと言う方はやっぱり難しいですし、そういったことを夜一緒にいろいろ端で話をしたり、そういったことがお好きで比較的得意な方はぜひ、施設整備まで市が直接関与できるかどうかは少し疑問が残りますけれども、PRとか、あるいは皆さんに、地域に声をかけさせていただくとか、そんな形では行政としても志ある方々を御支援する方法は幾らでもあろうかと、このように考えています。

○議長（飯田正志君） 再質問ありますか。

大川明芳議員。

○7番（大川明芳君） 今御指摘のように、問題は農家の方々のやる気であります。行政として推奨しようとするなら、受け入れる側の農山村地域の下水道整備、情報インフラ、教育機会など生活基盤が都市に近い施策を伴わなくては成功しないと思いますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（飯田正志君） ただいまの大川議員の質問に対して、答弁を求めます。

市長。

○市長（菊地 豊君） これも議員御指摘のとおりで、実は三、四年前だったでしょうか。私が市長になった直後にいろんなお宅を当時選挙前に回った経験から、たくさん空き家があるなど。これはあえて建てなくても移住していただく方に、あるいは短期的な、短期というのは1週間とか10日間という意味で御利用いただけるのではないかと思って、一時期、定住促進ツアーとか空き家情報とかやってみたんですが、都市の生活に近いインフラがないとやっぱり満足されないんです。まして、昨日小長谷議員から学校のトイレの話も出ましたけれども、実はこういったところでも、トイレが都市部とほとんど同じレベルのトイレがないと、田舎住まい、もうそれ自体がハードルになってしまうんです。前の静岡市長の小嶋市長に伺ったら、やはり静岡市の中の山のほうの中で伊豆市と同じような状況があって、静岡市は財力が伊豆市よりありますから、市で買い取ってリフォームしようかと。やはりそれくらい施

設整備をしないと、どうも都市部の住民の皆さん、十分に御活用いただく気にならないというようなことがあるようです。当然、そこは情報インフラも入ってくると思います。そこを伊豆市がどこまで入り込めるのか、実はまだ費用対効果のところでは判断がつかかねておまして、今現状ではそのようなところで逡巡している状況にあります。

○議長（飯田正志君） 再質問ありますか。

大川明芳議員。

○7番（大川明芳君） 4点目まで関連しますので、次に移らせていただきます。

2点目の農家の増改築には銀行などの金融機関で借りることができますが、市は低利で融資する制度や補助、支援をこの先導入することについてはいかがお考えですか。

○議長（飯田正志君） ただいまの大川明芳議員の質問に対して、答弁を求めます。

市長。

○市長（菊地 豊君） このような増改築は、耐震の場合には既に制度があるんですけども、農家民宿といえどもやはりビジネスの世界ですから、そこまでどこまで行政が支援できるかについては、まだ実は検討もしていないんですけども、少し慎重な検討が必要かなというような気がいたします。

○議長（飯田正志君） 再質問ありますか。

大川明芳議員。

○7番（大川明芳君） また、農家は栽培収穫した野菜や果物を加工し、民宿の食卓に出したり、昼食やハイキングの弁当に漬物や総菜を製造販売する。小規模経営であります。6次産業の生産から加工販売まで一貫した事業であると思いますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（飯田正志君） ただいまの質問に対して、答弁を求めます。

市長。

○市長（菊地 豊君） これもその地域に合った仕組みづくりをうまくできれば、可能性がどんどん広がっていくと思います。農家と直接の、農家の農家民宿のお客様との関連とは少し違いますけれども、今度土肥地区で、やはり直売所を整備しているようですけれども、旅館組合の皆さんが売れ残ったものは全量旅館で引き受けるからやってくださいと、農家の皆さんに野菜を出してくださいという仕組みをつくっているようなんです。そのように地域に合った最後まで品物が残らない、無駄が生じないような地域に合った仕組みをつくっていただくことで、より多くの農家の皆さんが野菜をそこに提供していくようなそんな仕組みができていくであろうと、これは大変大きな期待をしています。

○議長（飯田正志君） 再質問ありますか。

大川明芳議員。

○7番（大川明芳君） 今と同じようですが、6次産業総合推進事業の認定により国から補助金や賦課金など資金面での優遇措置を受けることができると、多くの農家の参加が望めますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（飯田正志君） ただいまの質問に対して、答弁を求めます。

市長。

○市長（菊地 豊君） これは大川議員が議員になられる前の9月か6月の議会でも私は申し上げたと思うんですが、6次産業が今非常に注目され、また農水省も非常に積極的に御支援いただいている。それはあのときは……、すみません。私、金額忘れちゃったんですが、ソバを1例にして、ソバを素材として生産すれば幾ら、それを加工してそばにすると幾ら、さらに料理してそばにすると一杯700円ということで付加価値が高まり、収益も上がり、それを農家自身でやっていただければ素材生産ですよね。食材の単純な生産よりも収益がずっと上がっていくという意味で6次産業が非常に注目しているわけです。

県の今6次産業の中では、柿木の奥にありますアマゴの養魚場が今県で指定されたと、国かな、指定されたとお思いますけれども、あのときにそれを支援していただいた経済アドバイザーが雪国まいたけの例を出して、雪国まいたけは最初は3人で家族で始めた事業だそうです。それが今は1,000人、2,000人の従業員ですか。そして、たしか売り上げが二千数百億円だったのでしょうか、ここまで拡大する。そういったものをやっばり夢に見ながら、3人で始まったああいった事業がこれだけになっていくんですという、こう一つの夢、モデルを追いながら、伊豆市の中で志のある6次産業を進める方についてはぜひ情報提供とか、もし行政でもう少し支援する必要があるれば、積極的に、より今まで以上に御支援を申し上げたいと、このように考えています。

○議長（飯田正志君） 再質問ありますか。

大川明芳議員。

○7番（大川明芳君） 次の3点目に移らせていただきます。

3点目の施設の問題ですが、確かに修善寺、中伊豆、天城湯ヶ島、土肥地区にグラウンド、体育館、プールなど数々のスポーツ施設があり、指定管理者制度の導入により民間のノウハウを生かした管理運営がされ、市民を初め多くの方に利用いただいております。スポーツ団体、クラブ、サークルなど各種団体で利用できますが、農家の民宿に滞在のお客様が1人で、また家族で利用するには大きな施設でなく、山や川、畑や原野など豊かな自然を利用した予約不要の農家周辺の山間の施設を整備することについて、どのようにお考えか伺います。

○議長（飯田正志君） ただいまの質問について、答弁を求めます。

市長。

○市長（菊地 豊君） これも議員の御指摘に私は大賛成ですので、ぜひ地域に合った散策路整備というものを進めていただければ。

例えば私はグリーンツーリズムの里としては上大見が最適だと思っているんですが、サイクリング、ウォーキングが非常に安全にできます。旧中伊豆町はホープ市と姉妹提携しておりましたので、ホープでは木彫りが盛んなんです。人より大きいような木彫りをいっぱいホープ市の中にこう置いてあるわけです。それを上大見の例えば1キロ置きに配置していくと

か、それだけで中伊豆らしい散策路ができていくと思うんです。

あるいは議員の御自宅の近くになりますけれども、松ヶ瀬のつり橋。あそこから狩野城を、あるいは将来は龍爪神社あたりまで、いわゆる歴史的な散策路に非常に人気の高いつり橋を組み合わせていく。

土肥であれば、夕日と花のまち恋人の里ですから、そういったその地域のストーリーに合ったような散策路整備というものをぜひ進めていきたいと思えますし、これはできれば地元から、こういうことをやるから市はぜひ応援してくれという御提案をいただくと、大変にありがたいと思っております。

○議長（飯田正志君） 再質問ありますか。

大川明芳議員。

○7番（大川明芳君） 伊豆市は自然に触れ合う条件は全くそろっております。

山道を整備して小高い山への山登り、川辺を整備し釣りや水遊び、宿泊農家の畑で作物の収穫体験、部屋の台所での調理、原野を整備し山菜とり、野原に寝転び読書など、行政の小規模設備と農家や地域市民、ボランティアの協力で都会の子供から大人まで自然を楽しむことができます。

グラウンドについてもありますので4点目に関連しますので、次に移らせていただきます。

4点目の1として、空き家・廃屋を宿に、2として、廃校になった小学校の校舎を宿舎に、グラウンドの再利用について、市内の空き家・廃屋を宿泊施設として、基本的には個人の財産、所有物であり、所有者が早急に取り壊すなど、管理の責任を果たしていかなければならないことであることは承知しておりますが、中には所有者が不明のものもあり、長年放置され傷みがひどくなり、窓や入り口が壊れ、簡単に建物の内部に入ることができるようになってしまっているものも見受けられ、不審者が侵入したり放火されるといった心配があります。屋根や壁が朽ちており、強風の日には、そのような屋根や外壁の一部が飛び散るといった非常に危険な状態で、付近の住民は危険な状況にあり、早急な措置が必要であると考えますが、市長のお考えを伺います。

○議長（飯田正志君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（菊地 豊君） 二つの意味で今大きな問題だと認識しています。一つは景観上の問題、もう一つは防犯上の問題です。

実は、私が市長になってからもう4年半、ずっとあるところで悩んでいるんですけれども、歩道整備をしてきて、そこからある方の敷地に入るわけです。そこは住んでもおられないし非常に危険な状況で、通学路でもあり、狩野川にもう直接壁になっているようなところなので、実はそこ家主さんがわかっているものですから、何度も何度も職員を派遣して土地を提供いただきたい、そうしたら市のほうで解体して歩道整備しますと、何度も何度も実は交渉申し上げたんですが、同意いただけないんです。そうすると、最終的には当時の知事にも御

相談申し上げたんですが、条例をつくって強制代執行というやり方はある。そのためには、安全上の観点からの条例がいいのか、あるいは景観整備の中での条例がいいのかというところはあるんですけども、まだ伊豆市は景観条例の検討に着手してまいりませんでしたので、そこはちょっと私は優先順位をあまり上げてこなかったんですけども。今担当課のほうに景観条例への着手も進めさせているんですが、その中で含められるのか、あるいは独立的に防犯の観点からの条例化をしたほうがいいのか、まだ検討している段階でございます。

○議長（飯田正志君） 再質問ありますか。

大川明芳議員。

○7番（大川明芳君） 廃屋の処分についてはその所有者が行うことが当然であります。所有者がみつからなかったり、所有者がわかっても費用を出さないといったことから、その対策は進んでいないと思います。このようなことから、今、市長のお話のとおり、ある県では廃屋の周辺住民からの要請により、知事が除去などの措置をとるよう勧告や命令を行い、命令に従わない場合は強制代執行も可能とする環境支障防止条例を制定しております。廃屋がふえつつ我が市でもそのような条例が必要でないかと考えますが、我が市でもそのような条例を制定する考えはあるか、市長はいかがお考えか伺いますが、今お答えいただきましたので次に移ります。

観光地の景観に合わない廃屋、火災防止上、不要な廃屋は、伊豆市から排除したいものと思っております。

4点目です。最後の質問です。

廃校となった小学校の教室を宿舎に、グラウンドはスポーツや健康づくりに、教室は読書やバンガローがわりに、グラウンドは石けり遊びからランニング、グラウンドゴルフなど、1人で家族でいろいろに御利用いただき、また中学生以上のお客様からは、例えば施設利用、教室を使った1泊1人1,000円、グラウンドのみ使用1人100円程度の協力金を徴収し、施設及び周辺の整備、清掃美化の費用に充て、過疎地から滞在型家族旅行タウンとして整備し、活力ある観光地づくりを農家、観光協会、行政等協議ですることについて、市長はいかがお考えか伺います。

○議長（飯田正志君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（菊地 豊君） 今、私は伊豆市内でそのような動きが始まりつつあると認識をしています。

校舎を利用することについては、全く今利用について検討されていない校舎というものは無いんです。きのう申し上げましたように、土肥南小学校以外ではほとんどいろんな案件が今耳に入っておりますので、校舎を使ってということは考えておりませんが、湯ヶ島の茅野宿とかあるいはアグリツーリズムとか、あるいは土肥も、実は旅館も多いですけども民宿も多いものですから、ブルーツーリズムを使ったり、あるいは丸山公園と連携させ

たりしてというようなスポーツ合宿が少しずつふえています。そういった中でそういった事業も、地域の中でそういった活動が芽吹き始めていますので、どのようなタイミングでどういう支援を行政がしたらいいのか、まだしっかり見ているところでございまして、今そういった地域の動きが始まりつつあることを、大変期待をして見ているというような現状でございまして。

○議長（飯田正志君） 再質問ありますか。

大川明芳議員。

○7番（大川明芳君） 以上で質問を終了いたします。

○議長（飯田正志君） これで大川明芳議員の質問を終了します。

◇ 三 田 忠 男 君

○議長（飯田正志君） 次に、2番、三田忠男議員。

〔2番 三田忠男君登壇〕

○2番（三田忠男君） 2番、三田忠男です。

発言通告に沿って質問いたします。

質問は、第1次伊豆市総合計画後期基本計画の各項目から抽出しました。

件名として3点です。

件名1、伊豆市で安心して住み続けるための各種施策について伺います。

件名2、安全・快適に暮らせるまちになるために伺います。

件名3、安心して子育てができる環境整備の推進について伺います。

まず初めに、件名1の答弁を市長に求めます。

誰もが健康で安心して暮らせるまちづくりの実現に世代に応じて各種施策が展開されていますが、地域医療、介護予防、介護事業、障害者支援、子育て支援等について伺います。

1) 地域医療の充実のために、市内医療機関に対する支援内容と医療機関に対する行政としての医療機関に対する要望です。行政としての要望について基本的な考えを伺います。

2) 医師、看護師、介護職員等の確保は、各医療機関、福祉施設とも苦慮しているところですが、人材確保のために市独自の奨学金制度の創設等の考えはありませんでしょうか。伺います。

3) 地域包括ケア体制の推進が国策として図られてきていますが、多様な専門職の連携協働による質の高いケアを展開するため、行政の職員としてリハビリ関係職を採用する考えはありませんでしょうか。

4) あるいは地域包括支援センターにリハビリ職員の配属を求め、行政支援する考えはありませんでしょうか。

5) 障害者の地域移行が推進されていますが、そのためには住宅確保と所得補償がなければ難しいと思われます。市営住宅を障害をお持ちの方で単身者でも借りられることができる

ように制度改正をする考えはありませんでしょうか。お伺いいたします。

6番、官公需の障害者優先調達が法制化されましたが、以前の取り組みの状況と今後の取り組み方針について伺います。

7) 虐待防止法の法律が、高齢者、児童、そして障害者と整備されましたが、伊豆市の取り組み状況の現状と課題についてお伺いいたします。

次に、件名2の答弁も市長に求めます。

質問内容です。便利で快適な交通基盤づくりの現状と課題について伺います。

1) 伊豆スカイラインの無料化の現状と今後の方向について伺います。平成16年9月定例会で、無料化陳情の提案、平成22年第4回定例会での決議というものがなされています。その結果の進捗状況と今後の方針を伺います。

2) 無料化が難しければ、近隣住民の利便性を考え、地域限定無料パス券などの発行ができるように関係機関との調整を図る考えはないか伺います。

すみません。3) ですね。修善寺駅あるいはスルガ銀行修善寺支店付近、伊東修善寺線修善寺橋の交通渋滞緩和についての改善策の内容と進捗状況、今後の方向性について伺います。

最後に件名3です。答弁は教育長に求めます。

安心して子育てができる環境整備の推進。

その中に1、スクールソーシャルワーカーの活用、スクールソーシャルワーカーの活用理由、活用の意義、活用の実績、活用により学校の先生方の負担軽減、子供の教育環境の改善、あるいは保護者の変化等、効果が出ているのか伺います。

2、私は効果があるという事業だと思っておりますが、今後の活用方針、採用等について伺います。

以上です。よろしくお伺いいたします。

○議長（飯田正志君） ただいまの三田議員の質問に対し、答弁を求めます。

初めに、市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） お答え申し上げます。

こういった福祉の事業は非常に幅が広くて、素人の私には非常に難しいところがあるので、具体的なことになりましたら後ほど健康福祉部長から答えさせますけれども、まず御質問については私のほうからお答え申し上げます。

まず、市内の公的病院に、医療機関伊豆赤十字病院と中伊豆温泉病院については、救急医療体制の充実として公的病院補助事業を行っております。これは特別交付税が裏づけされているという前提に立ってでございますけれども。

また、救護病院、救護所の協定が締結されている3医療機関には、災害用機器整備の補助や貸与などを行っております。医療機関に対する行政としての要望については、市民の皆様のための一次、二次救急病院などとして医療体制を確保していくと、少なくとも現状を確保

していくように行政としては全力で対応してまいりたいと思っております。

次に、2番目の人材確保のための支援についてですが、現在、市内のJAリハビリテーション中伊豆温泉病院や伊豆赤十字病院において、看護師などの奨学金制度を実施しています。そのほか、県においても、医師確保のための医学就学研修資金貸与制度を行っているところがございます。また、人材確保や育成のために伊豆市では、母子家庭等に高等技能訓練促進事業費として、看護師、介護福祉士等の就業支援手当の支給を実施しているところであります。現時点ではそれ以外については創設の予定はしておりません。

3番目と4番目の地域包括ケア体制については、これからの高齢者社会で非常に大切な事業であると認識しています。また、高齢者の方々の介護の予防事業、特に二次予防対象者が、要介護、要支援状態を予防するための支援体制の充実が一番大きな課題であろうと認識しています。

また、国においても現在、認知症のケアも含め、ケア体制を新たに検討していくことになっていると報告を受けておりまして、このような国、県の動向を見ながらリハビリ職の採用、配置等については検討してまいりたいと思います。

次に、市営住宅についてですが、伊豆市では既に伊豆市市営住宅管理条例で、身体、精神、知的障害をお持ちの方の、そして单身の方でも入居ができるよう既に措置を講じております。

次に、官公需の取り組み状況について、障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律が本年6月27日交付されました。県では平成19年から工賃水準向上のための取り組みがされており、市としても積極的に推進をしてまいりました。平成23年度実績を申し上げますと、封入、市の公用封筒への刻印押し作業、保育園の給食材料としてのパンの購入、資源ごみの回収、自主製品の購入、販売協力等を行っております。また、公共施設内に、こちらと生きプラの玄関のところにもございますけれども、展示販売コーナーを設けることや、各種イベントの記念品等への自主製品のあっせんなどを行っているところです。

次に、虐待防止ですが、高齢者に対する取り組みとしては、旧町の4地区に相談窓口として地域包括支援センターを配置し、困難なケースが生じた場合には、社会福祉課、保健所も含めケア会議等を開催して対応しております。児童への取り組みでは、家庭児童相談室を設置し、相談員が常時相談に対応できる体制をとっております。

また、障害者への取り組みとしては、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律が本年10月1日から施行されました。伊豆市では、健康福祉部社会福祉課の中に伊豆市障害者虐待防止センターを開設し、障害のある方々の虐待防止のPRに努めているところがございます。

さらに、健康福祉部では、高齢者、児童、障害者の担当者が相互に情報を共有する体制をとっております。部全体で連携をとりながら虐待防止に取り組んでいるところがございます。

次に、道路の問題ですけれども、まず伊豆スカイラインにつきましては、伊豆スカイライ

ンは箱根スカイラインと同じであったと思いますけれども、道路運送法に基づく専ら観光に供する一般自動車道ということで無料化というのが非常に難しい、ほとんど不可能な道路のステイタスとなっております、そこで県のほうには、一時期観光振興のために200円に下げさせていただいて、そのような割引実験をしていただいたんですが、このときに非常に実績が少なかったということで、改めて第一当事者である私ども、もちろん伊東市さん、東伊豆町さんとも連携をとりながら、さらにどのような施策を我々自身が必要とし、我々自身が取り組む意欲を持っているのか、再検討に迫られているところでございます。

しかしながら、他方で、沿線に住む地域住民の皆さん、天城高原の方々も含めてですけれども、観光客としてではなくて生活の道路としてほかに選択肢がなく使っているのではないかと、そのような声も十分承知はしております。そのような市民の皆さんの生活の足として使われる場合の対応については、これまでも県と協議しておりますし、引き続き、なるべく早く改善策がとれるように検討してまいりたいと思っております。

それから、修善寺駅近辺の道路状況ですが、これは修善寺橋から鮎見橋まで非常に渋滞が多くなりまして、私なんか湯ヶ島側に住んでいる人間にとっては、鮎見橋は非常にいい公共事業だなと思っているんですが、あれは中伊豆の皆さんは邪魔な橋と呼んでいて、こちらにとってはいい橋も、方向が違くと邪魔な橋になるのかなと考えたりもするんですが、もう一つ、これも地域の皆さんの安全と御要望があつてのことなんです、横瀬のほうから修善寺橋のところの三差路の押しボタンという御要望がありまして、その結果、状況によって少し渋滞がふえたところもございます。これを根本的に直すためには少し時間がかかります。というのは、やはり修善寺橋が今の片側一車線で、こちら三差路、向こうには信号が3つという状況で、これを抜本的に改善しないと大幅な改善はとれないだろうと。そうすると時間がかかるわけです。

そこで、現在市が進めております修善寺駅周辺整備事業のうち、駅北広場工事とあわせて市道新町線、これは駅の北側の道路の交差点改良計画、そこで少し改良をしていく。あるいは、将来は県の事業と伊豆市のほうの事業を組み合わせながら修善寺橋から駅前の交番があるところについて、可能であれば県のほうに3車線か4車線かわかりませんが拡幅工事をあわせ行っただき、そして右折車線を新設しながら、200メートルぐらいに4カ所信号があるという状況を少しでも改善してまいりたいと、現時点でこのように考えております。

○議長（飯田正志君） 次に、教育長。

〔教育長 勝呂信正君登壇〕

○教育長（勝呂信正君） おはようございます。

それでは、三田議員の安心して子育てができる環境整備の推進について、お答えをさせていただきます。

まず、1点目の御質問についてでございます。

不登校（ひきこもり）、児童虐待、いじめ問題等につきましては、学校や社会が抱えてい

る大きな問題であると認識しております。こうした問題の背景には、児童生徒が置かれている環境の問題が複雑に絡み合っているものもあり、学校だけでは解決が図れない問題がふえてきているということも事実でございます。

この解決のためには、社会福祉等の専門的な知識、技術を用いて児童生徒や保護者の相談に応じたり、福祉機関等の関係機関とのネットワークを活用して関係機関と調整、連携を図りながら子供を取り巻く環境の改善を図り、子供が抱える問題を解決していくことを専門とするスクールソーシャルワーカーが、伊豆市にとっては必要であるというふうに考えております。

プライバシー保護の関係で詳しくお話できないこともございますが、スクールソーシャルワーカーがかかわり、改善が見られた例を一つ紹介させていただきます。なかなか面談要請に応じていただけなかった保護者に、2カ月ほどかけて面談の場を設定いたしました。家庭状況や困っていること、支援が必要な部分を伺い、信頼される関係づくりをまず行いました。必要に応じて学校や保護者を学校以外の機関とつなぐなど積極的にかかわっていただいた結果、保護者の意識が変化していきまして、5カ月ほど後には、子供を取り巻く環境が大きく改善されたという実績がございます。

また、保護者だけではなく先生方への的確なアドバイスやケアをしていただくなど、その存在は学校にとっても非常に大きく、学校運営上大きな力となっているという声が現場からも聞かれております。

2点目でございます。今後の活用方針についてでございますが、学校だけでは解決できない問題について対応していただくだけでなく、ソーシャルワーク的視点についての研修を学校現場に深めていただくという先導的役割を担っていただく、そういう点においても活用させていただきたいというふうに考えております。

本事業は、2年間県負担で実施されてきております。ただし、本年度末をもって本事業が打ち切られてしまうという現状がございます。しかしながら、さきに申しましたとおりに大変意義のある事業であり、伊豆市の未来を担う子供たちがよりよい教育環境の中で健やかに学校生活を送っていくためには、今後ますます活躍していただきたい存在でございます。

つきましては、次年度も、県の費用ということではなくなりますけれども、本年度と体制上変わらない市の負担ということで、雇用をぜひともお願いをしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（飯田正志君） 再質問ありますか。

三田議員。

○2番（三田忠男君） わかりました。詳しくありがとうございました。

それでは、幾つか伺わせてください。

まず、1点目です。地域医療の充実の支援策として、そういった要綱等があるのはわかり

ました。今年度8,600万円の予算を計上して今後議論されるかと思いますが、過去何年ぐらいからこういうことが行われたのか。あるいは22年の12月の定例会ですか、委員会質問で補助金の趣旨は何かと問われ広報紙に書かれていましたけれども、温泉病院はレントゲン検診車の購入補助、日赤には医療体制の充実を図ると、決して赤字補てんではありませんよと、市民の医療サービスの充実をお願いするものですという答弁がされています。その結果の補助金の効果等がもしわかる範囲で説明願えたらありがたいと思います。

先ほども申しましたけれども、ただ補助金を支出するだけでなく、行政としてその支出先の医療機関に対する要望等もしっかり行う必要があるかと思っています。担当部長等で構いませんので、よろしく願いいたします。

○議長（飯田正志君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大城栄一君） まず、公的病院の補助を開始した年度になりますが、21年度から補助をしております。平成21年度につきましては、伊豆市赤十字病院に6,500万円、それから22年度につきましては、伊豆赤十字病院と中伊豆温泉病院、伊豆赤十字病院が7,700万円、それから中伊豆温泉病院に2,000万円、昨年度平成23年度ですが、伊豆赤十字病院に4,920万円、中伊豆温泉病院に2,000万円の補助をしております。今年度につきましては、補正予算でもお願いをしております伊豆赤十字病院並びに中伊豆温泉病院、金額につきましては、日赤に5,285万円、中伊豆温泉病院3,315万円となっております。

特別交付税の対象につきましては、不採算地区の病院に対しての特別交付税の措置ということになりますが、伊豆市においては特に救護病院に対しての助成としております。内容的につきましても、その中の救急医療の体制の充実等に基づいて、この金額を試算しております。

以上です。

○議長（飯田正志君） 再質問ありますか。

三田議員。

○2番（三田忠男君） 各医療機関とも非常に人材不足等で疲弊して、経営的にも困難だということが、全国統計でも約8割方がそういった実態があるかと思っています。引き続き、この伊豆市からそういった医療がいなくならないように、ぜひ御支援は続ける必要があるんじゃないかと思っています。

次に移らせてください。人材確保の問題です。

同じように、各医療機関とも非常に苦慮しています。そのため、ベッドがあるにもかかわらず重症患者さん等受け入れできない、あるいは閉鎖病棟等がなされています。国、県の奨学金だけではなく、伊豆市独自の上積みをして、この伊豆市で二、三年働いてもらって、その結果としてベッド等が回転し、伊豆市民の健康が守られ、かつ地元の若い人たちの雇用の対策、あるいは人口増にも結びつくと、いろいろな角度からこの奨学金を私は考えたんですけども、いかがでしょうか。伺います。

○議長（飯田正志君） 答弁を求めます。

市長。

○市長（菊地 豊君） こういった医療従事者の人材確保を何でうちみたいな小さな市が悩まなければいけないのかなど、実は思うんです。

ひょっとしたらこれは推測になってしまいますけれども、国は国という単位で都市部に人口を集めようとしているのかなどさえ思いたくなくなってしまうほど、都市部と地域との格差が大きい。去年の医療費は37.4兆円ですか。普通それだけ膨らめば医療従事者と介護従事者が増えるはずなのに、伊豆市の中では医療費がふえて、お医者さんと看護師さんの数は減っているわけです。明らかに不自然なわけです。

その中で伊豆市の立地とか伊豆市の環境を考えたときに、ここで病院がなくなる。市内で既に、残念ながら助産院さんは頑張っているんですが、既に産婦人科はなくなっている中で、さらに内科、外科までなくなったら伊豆市に住めということなのかということを見ると、国の責務ではあると思いたいけれども、しかし市長としてもこれは絶対にやらんといかんということで、先ほど申し上げました補助制度等はやらせていただいているんですが、人材確保でどこまで踏み込むかは、実はちょっと悩ましいところなんです。

ただ、だんだんそういったことも言っておられない状況なんです、一つ気になるのは看護師さんの場合には、お医者様よりも資格を持って自宅で仕事されてない方が多いんだそうです。そこがパートさんでも、あるいはフルタイムでも、どこまでもう一度社会に出てきていただくことが可能なのか、そこもしっかりこれから様子を見ながらどちらを市は応援していくほうがいいのか、少しここは検討の時間をちょうだいしたいと思います。

○議長（飯田正志君） 再質問ありますか。

三田議員。

○2番（三田忠男君） 看護師さんたちの働き方も、やはり夜勤ができないとというような声が各医療機関から聞こえるんですが、それではなかなか人が集まらないと。例えば、2時間でもいいから、1時間でもいいからお願いできないかというふうに、いろいろな多様な雇用形態があるみたいです。そんなことも各医療機関とも取り入れながら、行政と一緒に確保しないと、本当にこの伊豆のまちから病院がいなくなるなんてことがあり得る、あるいはそういった動きもあるように聞いていますので、順天堂がいい例だと思いますけれどもぜひ前向きに検討していただければと思います。

次に移らせていただきます。

同じように人材の一端ですが、地域医療包括ケアというのが、その地域で病院形態から在宅医療等の推進、あるいは住みなれたところで安心して住めるようにしようということで、地域の中で各専門職等が連携をとって、医療、福祉あるいは介護等が連携をとって、この伊豆の地で安心して生活できるようにしようという動きが、各自治体等で今後とも推進されてくるわけです。その結果としての医療費削減効果も生まれてくると。本来はそっちの狙いが

強いのかなと思わざるを得ないところがありますが、そんな中にリハビリ職員を配置することが非常に住民の医療サービス、あるいは介護サービス等の質を高めるのではないかという観点から、こういった職種の活用を本当に考えないかという提案でございます。しかも、それが今後、行政と民間活力等を一体として活用するのが包括ケアになりますので、この地はリハビリ先進地で、民間のリハビリ職員がいっぱいいるわけですけども、行政の中にそういう人がいない。同じように、専門職同士で行政と一体となってこの伊豆のために、住民のために頑張れるようなリハビリ職員がいるならば、さらに充実するんじゃないかという点から採用の件は提案しています。再度伺いますが、いかがでしょうか。

○議長（飯田正志君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大城栄一君） リハビリ職の配置でございますが、やはりメリットとしては介護予防、高齢者への定期的なリハビリの提言、助言を受けられるとか、あるいはケア会議における個別支援にかかるケアプランへの同じく指導、助言を受けられる、あるいはケアマネージャーへの指導、助言等があるかと思えます。

国のほうでは、認知症初期集中支援チームというようなものをつくって、それを地域包括支援センターに配置するというようなことを検討しているようです。この整備目標については、市町村の介護保険事業計画の中に盛り込むというようなことも言われておりますので、第6期の介護保険事業計画の策定に向けて、このリハビリ職の配置というのが検討されていくのではないかと考えております。

以上です。

○議長（飯田正志君） 三田議員。

○2番（三田忠男君） 検討を待ちたいと思います。

次に移らせてください。障害者施策に移ります。

私は地域医療、地域移行はすべきだと思っておりますが、その場合は、所得保障とやはり住まいがなければ難しいという声を多く聞きます。先ほど私、単身者はだめだという理解をしていたんですが、いつ条例等が変わったのか教えていただけませんか。何か制限があるように聞いておったんですが、また詳しくは個別には相談させていただきますが、以前は世帯じゃなきゃだめだとか、何ですか、介助者等がいなければだめみたいな条項があったと思ったんですが、いかがでしょうか。

○議長（飯田正志君） 答弁を求めます。

建設部長。

○建設部長（佐藤喜好君） 前議会のときに、一括法の関係がありまして住宅法が変わりまして、そのときの改正のときに、あわせてこの1回前の議会のときに、単身者の入居が可能な条例改正をさせていただきました。

そのときに単身者の入居、また障害者の入居が可能ということをやったわけですけども、ただし、やはり大前提がありまして、まずは市営住宅に入るには所得関係の入居条

件がありますので、それを満たした方で障害者の方で単身、そういう方が入居できるようにはなっています。

ただ、既存の住宅、市営住宅があって新たに建てるわけではないものですので、今現在伊豆市の中では、障害者用の対応の住宅というのが2戸あります。この2戸西平にあるわけですが、ここで目の悪い方が既に2戸入っているということになっています。ですので、障害者の方で、もし一般の市営住宅に入るのであれば、そのところがバリアフリー化されていけませんので、ちょっとそこは入るのに困難ではないのかなというふうな気はしているところです。ただ、条例上では障害者の方への門戸は開いているつもりです。

以上です。

○議長（飯田正志君） 再質問ありますか。

三田議員。

○2番（三田忠男君） 法律が変わったことは存じていないんですけれども、そこにおいて伊豆市の対応が遅かったのではないかというような認識だったものですから、質問させていただきました。

また、障害者の問題等については、一担当部署だけでなく、他の部署との関係も加味していかないとなかなか進まないですので、伊豆市を挙げて支援していけばと思います。

同じように今度は、障害者の雇用の問題をちょっと質問させていただいてよろしいでしょうか。ただ単に手当等でなく、やっぱり障害をお持ちの方も雇用の場を確保することが、非常にその方の人生にとっては重要と考えます。市内の企業の障害者の雇用促進法に基づく雇用率で足りてない事業所等の把握をしておいたらと思いましたが、あるいは伊豆市役所自身はどうなのか、あるいは教育委員会はどうなのか、あるいはそういった問題がもしクリアしてなければ、今後どのように雇用していくのかと。これは障害者の優先調達の前の前提として、雇用の確保があるだろうという観点から御質問させていただきます。

○議長（飯田正志君） ただいまの質問に対し、答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（大城栄一君） 一般企業の雇用率ですが、ちょっと手元に資料ございませんので申しわけございませんが、後ほどまたお知らせしたいと思います。あと、役所関係は総務部長のほうに。

○議長（飯田正志君） 総務部長。

○総務部長（鈴木伸二君） 市役所関係でございますが、法律のほうが変わりまして、カウントする対象が臨時職員まで含まれるという改正が行われてきております。そうした中で、伊豆市のほうをカウントすると、8から9必要になるというような数字が出ております。これは退職等の状況もあるんですが、なるべくそれをクリアするべく、障害者雇用ということで配慮させていただいております。来年度からの採用になりますけれども、そこでも人員の補充枠をつくりまして採用を行うように努めております。予定では充足率9をクリアできる

という状況になっております。

○議長（飯田正志君） 再質問ありますか。

三田議員。

○2番（三田忠男君） 市長との話し合いの中で、積極的に障害者を雇用したいんだと、市役所はしたいんだという意見をいただきまして、非常に前向きでよろしいなと私は感じていましたので、引き続きよろしくお願ひしたいなと思います。先ほどの優先調達については、以前から配慮していただいているという認識になりますが、さらに全庁挙げてそういったものを行ってくださることが、伊豆市の障害者のますますの自立促進に結びつくんじゃないかということでもよろしくお願ひしたいなと思います。

7番目にいきます。伊豆市の虐待防止の関係なんですけど、非常に虐待防止の担当者等は精神的に苦慮しているという認識にいます。そのためにも行政等で抱えるのではなく、専門家の集団のバックアップを受けたほうがよろしいんじゃないかと。その専門家というのはやはり弁護士さんであり、医師だと思ひます。あるいは社会福祉士等、あるいは保健師等のコアメンバーもいますが、やはり弁護士等の法律の専門家も加える必要があるような気がします。法律家ですと、なんか手当の問題とかいろいろ出るような気がしますが、今、法テラスですか、ああいう人たちの弁護士さん等についても積極的に支援に回りたいという声も聞いておりますので、あまりお金のことは考えなく、もっと専門性を發揮して、虐待等に職員の精神的なケアも含めて委員に加わってもらったらいかがかと思ひますがいかがでしょうか。

○議長（飯田正志君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（大城栄一君） 伊豆市におきましては、まず高齢者の関係ですけれども、虐待防止対策推進協議会というのを設置しております。

また、児童関係につきましては、要保護児童対策地域協議会を設置して、福祉関係、医療関係、警察などの関係機関に加わっていただきまして、ケースの管理、支援方法の検討の情報共有を行っているところです。

以上です。

○議長（飯田正志君） 再質問ありますか。

三田議員。

○2番（三田忠男君） 次にいかせてもらいます。交通基盤について伺います。

伊豆スカイラインの無料化については、2009年11月1日から2011年3月31日までの17カ月間ですか、先ほど市長の答弁がありましたけど、200円にするという料金割引があったと。135号の交通集中を緩和し、国道135号の渋滞緩和と伊豆地域の観光の振興を興すことを目的に行われた社会実験だということなんです。その結果の効果を伺いたいということなんですけど、新聞紙上等には出て、渋滞等に遭ったけれども観光等の効果はなかったというようなデータを私も拝見していますが、ちょっと詳しく伊豆市への効果についてはどの程度の効果しかなかった

のか伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（飯田正志君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（菊地 豊君） 確か1.17か1.14か、プラスで14か17%のどちらかだったと思いますが、135号と安くなった伊豆スカイラインとあわせても、全体としてふえなかったというようなことで、県のほうからは少し落胆の声が届けられている。私どものほうでも、伊豆スカイラインの200円への軽減によってお客様がふえたということは、すみません、数字は今手元にないんですけども、そのような実感は私のところには届きませんでした。

○議長（飯田正志君） 補足で説明で、建設部長。

○建設部長（佐藤喜好君） 伊豆スカイラインとの関連性が強い路線ということでの静岡県の分析があります。この伊豆スカイラインと関連性が強いのは国道135号、ここが関連が強いということで、414とか136は伊豆スカイラインとあまり関連がないという結果が出ました。

以上です。

○議長（飯田正志君） 再質問ありますか。

三田議員。

○2番（三田忠男君） そのようだと私も認識しました。

そのときのアンケートの中に、地域住民の68%の方が、今後とも伊豆スカイラインを使いたいという要望があると。それを踏まえて平成22年度のこの議会で、伊豆スカイライン冷川天城高原区間及び冷川沢口区間の一部無料化に関する決議の推進を諮った、それで県に出したということを伺っております。先ほどの取り組みもしているということですが、再度その推進を強くお願いしたいものです。

同じ住民でありながら、不便きわまりない生活環境を少しでも改善していくために行政支援をお願いしたい。先ほど同様に無料化等が難しいとは私も感じてはいるんですが、せめて他の地区にはそういった無料パス券等を幾らか配布しているようなことも聞いておりますが、天城高原の方にもそういったような制度、布石ができないか、あるいは市の制度でなければそれを道路公社等に要請していただけないかと、そんなようなことです。

先ほど経済効果を伺ったのは、そういった意味では、天城高原の方はみんな買い物等も伊東のほうに行ってしまうらしいんです。伊豆市のほうに来ないということらしいですので、そういった伊豆市のほうの買い物に誘導するためにも、何とかその住民の方が伊豆スカイラインの利便性が高まるのが大事じゃないかと思います。再度伺いますが、いかがでしょうか。

○議長（飯田正志君） 建設部長。

○建設部長（佐藤喜好君） 実際に、静岡県の道路公社に何とかありませんかということで確認をとってみました。そうしたところ道路公社からの回答ですけども、道路法の道路ではなくて運送法の道路であるため誰もが平等に利用できる、これが目的であるので、地域限定の割引のほうはできませんというような回答をいただいています。ただし、やはり伊豆スカ

イライン沿いの山林所有者、土地の所有者の関係の方にとっては土地の維持管理等がありますので、その辺で優遇措置をとっているというようなことは実際にやっているようです。

また、この道路が皆さん聞きなれないように運送法の道路って何ぞやと言うんですけども、取り扱いからいくと公道ではなくて私有道路というような取り扱いになっています。ですので、道路は当然土地自体に税金はかからないんですけども、この伊豆スカイラインについては私有道路で有料ですので、これについては固定資産税を伊豆市は取っているという状況にあります。

以上です。

○議長（飯田正志君） 再質問ありますか。

三田議員。

○2番（三田忠男君） そうなりますと、天城高原等の方は112号線と言うんですか、ろくろばまで冷川から向かうくねくねした道ですね、2.5キロぐらいで、何か30回ぐらいつづらになる道なんですけど、あそこを通らなければいけないと非常に危ないということで、そうすると、そちらの拡幅の要望等を出さざるを得ないかなみたいなことにもなるんですが、今の財政状況を考えるとなかなか難しいかと思います。そういった意味では、引き続き伊豆スカイラインの無料化等に対する伊豆市独自の制度ということよりは、もっともっと県に要望活動を強めていただくことを提案して、この件は終わりたいと思います。

次に、修善寺駅周辺道路、先ほども申したように鮎見橋ができたことによってかえって中伊豆方面は渋滞している。地域エゴととらないでいただきたいんですが、道ができればできるほど、どんどん渋滞していくというような感覚になっています。やっぱり一番修善寺橋の取りかえが一番いいのかなと思いますが、財政問題があるかと思いますが、ここも伊豆中央道のみならず積極的な施策の展開をお願いしたいなということで終わらせてもらいます。

スクールソーシャルワーカーについては非常に効果があったという答弁を聞いて、私も安心しました。ただ、本当に国の2年間の事業で、助成がなくなると。市町村も各困っているということは聞いておりますので、できれば伊豆市で独自に予算がつけてもらえれば最高なんですけど、それができなければ、やはり県に引き続きの要望を国に出すというようなことをやって、児童の家庭環境も含めた環境整備。本来ならば保育所あるいは幼稚園等にもそういった専門職が必要だと私認識をしておりますので、大人、高齢者のほうはそういった社会福祉士等の専門職がいますけれども、もっともっと学校教育、保育行政等にも必要な職種、あるいは必要な制度だと思っておりますので、財源がないならば要望活動を展開しようということで一体となってやらせていただければと思います。

以上をもちまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（飯田正志君） これで、三田忠男議員の質問を終了します。

ここで10分間休憩します。再開は50分とします。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時50分

○議長（飯田正志君） 会議を再開します。

◇ 永岡康司君

○議長（飯田正志君） 次に、1番、永岡康司議員。

〔1番 永岡康司君登壇〕

○1番（永岡康司君） 1番、永岡康司です。

通告に従い、質問いたします。

市長に伺います。この問題は多くの先輩議員が再三再四質問してまいりましたし、きのう、小長谷議員も質問いたしましたけれども、あえて私もこの問題に取り組みたいと思います。

大きな1番、南海トラフ大型地震に対する防災体制について伺います。

東日本大震災では、これまでの想定をはるかに超えた巨大津波が発生し、多くの死者、行方不明者が発生したことは、私たちの記憶の中に今でも鮮明に残っております。特に死者、行方不明者の6割以上を60歳以上が占めており、また市民の生命を守るべき消防団員や警察官、また民生委員などが数多く犠牲になっているなど、津波対策については早急に対応を求められております。津波からの避難は、強い揺れや長い揺れを感じたときは、迷うことなく逃げる、それも早く高く遠くへ避難することが基本と考えます。津波到達時間の短い地域では5分程度で避難が可能となるような対応、対策が必要です。

ここで、市民に周知徹底を図るために、防災体制について伺います。

①避難路や避難場所の整備、確保はどのようになっていますか。また、今後どのように進めていきますか。

②一般市民や観光客のための避難誘導道路マップ等の設置を考えていますか。

③津波避難タワーの設置予定や津波避難施設（ホテル等）の指定はどのようになっていますか。

④市設置の防災倉庫の防災器具、医療器具、医薬品等の整備はされていますか。

⑤高齢者、身障者などの災害時の要援護者は、徒歩を原則とする避難に対して困難と思われませんが、その対応はいかがですか。

⑥水門、陸閘閉鎖や避難誘導に当たる消防団員や警察官、災害対応職員の安全確保はどのようになっていますか、伺います。

大きな2番、津波対応型救命艇について質問します。

国際航海に従事する船舶のうち、すべての客船、旅客船及び総トン数500トン以上の船舶は、海難事故発生時に乗客や船員の安全を確保するために船舶用救命艇を備えなければならないと国際条約では定められていますが、この船舶用救命艇は海面に浮き、巨大な波な

ど外部からの衝撃にも強い設計がされていることから、津波からの避難に応用できないかというのが、津波対応型救命艇の考えです。この救命艇の活用が必要とされるのは、事故発生時に災害時要援護者の安全を確保するための有効な手段だと考えます。この津波対応型救命艇の基本構造は、定員が25名程度、安全性は時速約13キロメートルで、壁の衝突に耐え、高さ20メートル程度の高さから落下しても、その衝撃から乗員を守れることが確認されています。またその特徴は、津波の高さに影響されず小さなスペースで設置でき、設置場所を移動できる、また価格も安価、約数百万円と書いてありますけれども、500万円程度だと聞いておりますが、以上のことから今後検討する必要があると思われませんが、市長の考えを求めます。

大きな3番、大規模災害における救援体制について伺います。

南海トラフ巨大地震などの大規模災害が発生したとき、地域住民の救助や救援物資輸送など輸送ルートの確保が必要となるのは必至です。国道136号、県道27号線（沼津土肥線）が遮断されるおそれが高いと思われませんが、市長に伺います。

①主要幹線道路が遮断された場合の救援体制はどうなっていますか。

②陸路が遮断された場合、海上からの救助支援を考えていますか。

③①、②を考えたとき、離着陸可能なヘリポートの確保の考えはありますか。

以上お伺いします。よろしくお願ひします。

○議長（飯田正志君） ただいまの永岡康司議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） お答え申し上げます。

最初の津波避難路につきましてですが、まずその避難路の把握と訓練については、各自治会、自主防災会のほうで実際に避難訓練を行うことをお願いしております。

議員は今回初めてで、これからの議員活動をお願いするんですが、何度も申し上げているんですけども、土肥はかなり特性がはっきりしていて、真ん中の土肥、屋形、大藪のところではやはり相当山まで距離がありますので、ホテル、旅館を中心とする津波避難施設に逃げていくことが現実的であろうと。それから小土肥の場合には南側は公民館でしたっけ、浜からこちら側に、それから黒根のほうは山側に逃げさせていただくこと。

それから、非常に難しいのは実は八木沢でして、八木沢は国道から小池の海のところ、西浜でしたっけ、あそこはもともと海なんだそうですね。そして、津波の防潮堤が必ずしも最大の予測値より高くない。そこで、小池は御存じのとおり山の途中で切り崩したところを今整備し、訓練もしていただいている。ただ、正面から上がっていただくときには非常に長い階段がありますので、お年寄りの皆さんがどこまで上られるかというところ。それから、観光客がいっぱい入ったときに駐車場をどこに置いたらいいのかという問題。それから、西浜のところは丸山スポーツ公園の管理棟のところが高さが10メートルから11メートルでしたっけ、あそこにまず避難していただくことが現実的だと思っているんですが、それよりさらに

逃げる場合に、国道を越えなければいけないという問題をどうするかというところが残ります。

そして、真ん中の部分です。今地元からも御要望のあります136号に沿って場所のどこかに、海側に津波避難タワーをつくるのか、私は、それはそれでも、例えば少しゆがんでも、それが壊れなくて流されなければ、しっかり一番上まで上がった住民が落ちないのであれば、それも一つの選択肢なのかなと。5分でどこまでお年寄りが行けるかということなんです。それよりも、より陸地が安定している国道の山側にしかるべき高さの津波避難タワーをつかって、ふだんは観光用の展望台として使って千年間遊ばないようにしておいて、ふだんも使いながらその展望台がいいのか。

あるいは、そこまでもう逃げるのであれば、学校敷地を通してより高いところ高いところに逃げられる経路をつくったほうがいいのか。そこを地元の皆さんとこれから話し合いたいということを書いて、八木沢の皆さんにぜひその案件でタウンミーティングをお願いしたい。できればその前に、八木沢の皆さんの意見も集約しておいていただきたいということをお願いしております。

その上で、きのうも申し上げましたけれども、避難経路については、行政のほうが全部見て最良のものを選ぶということをやると、非常に時間もかかり、状況によっては現場を知らない者が決めるということにもなりかねませんので、やはり地域の皆さんが経路を選定し、そして市でなければできない避難経路整備については市のほうでしっかりやっていきたい、このような役割分担をぜひお願いをしたいと思います。

それから、自主防災会単位で白地図へのマップづくりは、これはお願いをしており、マップができた折には公民館等人が集まるところに掲示をしたり、各戸配付をしたりすることを考えております。

また、避難地誘導看板等の設置は今年度予定をしております。それから、避難タワーについては今申し上げたとおりです。

それから、防災機器、医療機器等は必ずしも十分ではないかもしれませんが、一定量現在整備をし、これも実は防災倉庫等に眠っている防災機器、実は医薬品も含めてなんです、できればいろんな場で使っていただきたい。これは大事にとっておいても仕方がないものですから、使って壊れたり、あるいは医薬品であれば、何年かに一度訓練、あるいはその子供がけがしたときに使って更新することは何ら問題ございませんので、ぜひふだんから使いなれておいていただきたい。そして、それがちゃんと機能するかどうか点検をしていただきたい、そのようにお願いをしております。

それから、5番目は高齢者の方、それから障害のある方、これは今、車を使わないで徒歩で逃げなさいということになっておりますので、地元の方々からは、例えば一番原始的だけれどもリヤカーのほうがいいではないかとか、あるいは最悪の場合にはおぶってでもということ、多々いろんな声を聞いております。先ほどの後ろで出てきた実は救命艇もそうなんですけれども、とにかくいざそういったことが起こった場合には、現実的に何ができるか

すから、救命艇のほうも新たな選択肢ですので、今後市の中でも情報をしっかり得ながら検討させていただきますが、通常のちょっと上り坂を逃げていく場合にも非常に混乱している中で、お年寄り、あるいは障害のある方、あるいは本当に小さな赤ちゃんを、むしろちょっと原始的な手段になるけれども、本当にリヤカーのようなものでふだんから準備しておくのがいいのか、そのような現実的な対応をぜひ地元の皆さんとも話し合ったいと思っています。

それから、防潮堤、陸閘については基本的にはふだんから閉めておいてくださいということなんです。あそこは中浜でしたっけ、土肥総合会館の横のところも、防潮堤の外側に駐車場とトイレがあって、あれを今度壊すということで、地元の皆さんとも、残してくれという御要望も今年の2月にはあったようですけども、やはりもう87%の確率で東海地震が起こるとということが想定されている中で、その防潮堤の外側に開けたままにしておいてトイレもつくる、駐車場もつくるということのリスクを考えると、やはりつくるのであれば、内側につくることはまた別途考えますけれども、基本的には閉鎖をしておいて、必要な都度開けるのであれば開けていただきたい。

八木沢のほうも車が入らないのであれば、はしご段か階段かで閉鎖しておいて、人の出入りはできればお願いをしたい。車の利用のときに開ける場合には必要最小限にさせていただきたいというお願いはしているんですが、あそこはかなり産業で使っているものですから、実際に消防団の皆さん、大きな地震の後で閉めに行くのがかなり怖いと、こうやっぱりおっしゃるんです。その現実的な対応というのはそういう状況がございます。できれば、なるべくふだんから閉めておいていただきたいし、開け閉めするものについては、地元の消防団のほうで機能点検をお願いをしているところです。

それから、最後の救援体制、これも議員御指摘のとおりで、西海岸は大変に陸からのアクセスが断絶されることを危惧しています。何にも、地震も雨がなくても、136のグリーンヒルの横が全部崩れるような、ああいった地形、地質ですし、今回も小土肥にいくところの県道が半分崩れて、しっかりテトラポットを積んで今まで予防措置をしておれば、ああいった被害も避けられたんですが、現状は橋梁も含めてなかなか予防の措置が十分にとられていない。それほど公共事業が少なくなっている。そのような状況の中で、戸田との間、船原との間、西伊豆との間が断絶されることは覚悟しておかなければいけない、そう思っています。

二つ方法があって、一つは海上自衛隊のホバークラフト、エルキャックというのがあるんですが、屋形海岸であれば入れるかもしれません。ただ、御承知のとおり、物すごい大量の流木等が、あるいは瓦れき等が海岸に集まっている可能性があるんです。そうしますと、唯一の手段はヘリコプターということになります。

そこで、県のほうにも再三申し上げているんですが、海上自衛隊のひゅうが、あるいは米軍にも出てもらって、空母も出てもらって、駿河湾に1隻、相模湾に1隻配置をして、そこからヘリコプターで支援に行く。これは土肥だけではなく、伊豆半島の海岸部はそういうこ

とになろうかと思っています。そのときに中型機と小型機はどこでもおريようと思えばおられるんです。中型機は10人ぐらゐ乗れるもので下にそりがついてはゐますけれども、パイロットは片足がただけでもちゃんと着地できますので、最悪の場合にはそういった実践のような運用もできるんですが、問題は土肥の人口を考えると、大型のヘリコプターがどこにおられるかとなると、金山の駐車場とか丸山グラウンドとかあるいは土肥高校のグラウンドとかということになるんですが、基本的に大型ヘリコプターは100メートル掛ける100メートルの空き地を必要とします。

ただし、状況によってはそんなことを言っていられないときもありますので、今自衛隊のヘリコプターのパイロットに実際に土肥も含む伊豆市内を見てもらって、どこならぎりぎりでも大型ヘリコプターがおられるのかを確認をしてもらおうと、今こんな調整を自衛隊とするように指示をしているところです。

その中で一つ気になるのがほとんどヘリポートのない小下田。八木沢は丸山スポーツ公園で何とかなるんですが、小下田はヘリポート適地がないんです。ですから、ふじみ幼稚園の跡地利用について御提案いただいた旅館もいゝけれども、ゲートボール場の代替措置をということで御要望はいただいているんですが、私は市長という立場では、ゲートボール場は平時において八木沢に移動することも可能でしょうから、むしろヘリポートを整備することのほうが小下田のお年寄りの皆さんにとっても利益にかなうのではないのでしょうかということをお今提案申し上げているんですが、そのような状況でございます。

○議長（飯田正志君） 再質問ありますか。

永岡議員。

○1番（永岡康司君） 質問します。

防災体制についてですけれども、伊豆市地域防災計画の中に平成24年度の津波対策編というのがありまして、これを見ましたところ、平成24年度津波対策編の総論の中に東海地震に予想される災害という項目がありますが、平成10年度から12年度の3カ年かけて実施した第3次地震被害想定では、本市、これは土肥地区のことを言っているんですけれども、小土肥浜地区、土肥港周辺、八木沢漁港周辺、地震発生直後から5分程度で津波の第1波が到達されると予想される。

また、地域の津波の最大津波高は小土肥浜では沿岸部で最大3.8メートル、内陸部で0から0.5メートルの浸水深、それから土肥港周辺では最大6.2メートルで、内陸でも1メートルから1.2メートルの浸水深があり、市役所土肥支所まで津波が遡上すると想定される。あと、八木沢漁港周辺では最大4.0メートルで、内陸では0.5メートルから1.0メートル程度の浸水深と想定され、沿岸の低地地域を中心に浸水被害が発生すると予想されているとなっておりますが、この第3次地震被害想定ですけれども、今はもう見直す時期にあるのではないかと考えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（飯田正志君） ただいまの永岡康司議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（鈴木伸二君） 今、議員おっしゃるとおりでございます。

これは静岡県の方で想定をしております見直しの途中の数字ということで御理解いただきたいんですが、ここに資料として持っているのは、津波対策の見直しということで県が報告をまとめたものなんですが、これはあくまでも23年度の報告ということで、これが本年の3月15日に示されたわけなんです、24年3月ということです。この中でもまだ第3次被害想定ということで、安政の地震のときの最大津波高をまだとっているわけです。

国のほうで最近発表した伊豆市で最大11メートルという数字があったかと思うんですが、これは最悪の場合のケースということで、これについての詳細な個々の数字というものは、まだ示されておられません。これについても、また県の方で独自の見直し作業を今進めている最中ということで、結果が出次第、防災計画のほうも数値を改めるということにしております。

以上でございます。

○議長（飯田正志君） 建設部長。

○建設部長（佐藤喜好君） 今の件ですけれども、3.11以降、国の中央防災会のほうで三連動という言葉で、最大が伊豆市で11メートルというのが発表になりました。これを受けて、今第4次想定を静岡県がつくっています。11メートルに対しての第4次想定、それはその海の海岸の地形、海の深さから浅くなるその地形、そういうものを全部加味して、個々の港での津波の高さを出します。

そして、その被害想定ですけれども、前倒しで一部整理したものは25年2月ごろ出すというような知事さんの話も出ています。正式には25年8月ごろ出るという情報を得ています。その中で津波の種類なんですけれども、L-1津波とL-2津波というように分けて被害想定を出すと。L-1津波とは発生頻度が高い津波ということで、100年以内に起きるような津波を想定しています。また、L-2津波については1,000年までぐらいの最大の津波の高さということで、その2種類を出して被害想定を出すと。それに対して防潮堤関係、避難地の位置とかそういうのが明確に決まってくるのではないかなというふうに考えています。

以上です。

○議長（飯田正志君） 再質問ありますか。

永岡議員。

○1番（永岡康司君） 1週間前ですか、インターネットに、静岡県伊豆市の大地震最大津波の被害想定が載ってましたんですけれども、小土肥地区では黒根・浜区の道路127号線下がほぼ津波で覆われる。それから、小土肥の大藪地区では、諏訪神社の下までが全滅されるというような地図が出ました。八木沢でも道路下は津波1メートルぐらいまでは来ると。南小学校跡地までは津波が入ってくるという地図が出ましたんですけれども、今この被害想定を見直すときに、第4次地震被害想定を早く見直して市民に周知徹底を図っていただきたい、このように考えます。

それで次に伺いますけれども、避難路、避難地の指定につきまして、近くに避難する高台があればいいんですけれども、ない場合は、津波避難施設の指定が必要となっておりますけれども、指定されている津波避難施設がありましたら御紹介いただきたいと思っておりますけれども。

○議長（飯田正志君） ただいまの永岡康司議員の質問に対して、答弁を求めます。

市長。

○市長（菊地 豊君） 八木沢地区ではございません。

〔「土肥地区」と言う人あり〕

○市長（菊地 豊君） 土肥地区にはあったけど…、ちょっと総務部長のほうから。

○議長（飯田正志君） 答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（鈴木伸二君） 現在、津波避難ビルということでお願いしてございます建物が16カ所ございます。そのうち13カ所につきましては5階建て以上の建物でございます。3階につきましても内陸にちょっと入ったところでございますので、津波の想定高を計算しますと十分耐えられるということになっております。現在は16カ所の津波避難ビルということでお願いをしております。

以上です。

○議長（飯田正志君） 再質問ありますか。

永岡議員。

○1番（永岡康司君） 津波避難施設が指定されている場合ですけれども、それは住民に周知徹底するために表示、または標識等を掲げることはいかがなものか伺いたいと思っておりますけれども。

○議長（飯田正志君） 総務部長。

○総務部長（鈴木伸二君） その件につきましても、ただいま市長のほうからも、先ほど冒頭の質問の中でお答えをさせていただいておりますが、当然共通のマークがございます。そういったものを使った避難ビルの指定の建物もそうですし、あと避難地への各地区ごとの避難地のマップ、そういったものにも当然落としていくということで、これについても配布をしていくということを考えています。

また、主な公民館等集会施設等には、そういったものをいつでも見られるような状況で配布、看板のような形で設置できればということで、それも作業を進めております。

以上でございます。

○議長（飯田正志君） 永岡議員。

○1番（永岡康司君） 次に移ります。津波避難誘導標識の設置についてですけれども、マップをつくと先ほど市長言われましたけれども、また災害地域に対して避難誘導標識というような形で今、電柱に避難地の方向、海拔表示をされておりますけれども、非常にわかりにくいというようなことを言われております。

参考までにですけれども、熱海市では、津波避難誘導標識は縦1メートル、幅が1.3メートルの大きな避難誘導標識を作成しています。津波避難場所の高台の方向を示す矢印、または避難場所の海拔表示、また英文でも表示し、津波浸水エリアなどを示す全国共通の絵文字、これはピクトグラムと言われているんですけれども表示してあり、ことし中には、熱海市の狭い海岸ですけれども100カ所程度設置する予定があるということを知っています。これもまた非常に見やすい標識なんです。私も参考にしたいと思うんですけれども、市民やホテル観光客に対しても安心・安全の確保に努めるようなこのような標識を設置していただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（飯田正志君） ただいまの質問に対し、答弁を願います。

総務部長。

○総務部長（鈴木伸二君） ただいま議員のほうからございましたお話、先ほど私のほうでも申し上げたマークというお話をしました、それがそうなんです。ピクトサインといいますか。伊豆市のほうでは現在平成23年度までに海拔表示については130カ所ございます。本年新たに20カ所を予定しております、本年末には150カ所になる予定でございます。また、津波避難の誘導看板につきましても、これまでは35カ所に設置があるんですが、本年50カ所新たに設置を予定しております。今年度末には大体85カ所、一次避難地——地区の避難地ですね、そういったものを記載した場所になります。これが大体85カ所予定しております。

それから、先ほどちょっと数を言いませんでしたけれども、津波避難ビルの誘導看板につきましても、20枚を設置する予定でございます。本年度末には16枚設置をふやしまして20枚になるということで、計画のほうは進めております。

以上でございます。

○議長（飯田正志君） 再質問ありますか。

永岡議員。

○1番（永岡康司君） 避難誘導標識についてはきめ細かい設置をお願いします。

次に、避難タワーの件ですけれども、先ほど市長さんも言われましたように、八木沢にも避難タワーを設置するような考えはあると言われてはいますが、八木沢の避難タワーにつきましても、大川がありまして右と左に分かれてどこに設置するか、連合区としても相当迷っているような状態です。西のほうに設置すれば東の人たちが困る、東のほうに設置すれば西のほうの人が困るということで、場所の選定には非常に苦慮しているわけなんですけれども。連合区からも要望が出ているとは思いますが、行政と一緒に早急に避難タワーの設置を進めていきたいと思っておりますけれども、市長のほうからいかがでしょうか。

○議長（飯田正志君） ただいまの質問に対して、答弁を求めます。

市長。

○市長（菊地 豊君） せっかくの機会ですので、少し現状を申し上げたいんですけれども、八木沢の妙蔵寺でしたっけ、佐治さん頑張っておられるところ。あそこの下までひっかかっ

た記録があるんだそうです。それから、お寺さんに、今いろいろあのときも妙心さんをお願いしたのは、お寺さんは畳を敷いてあるものですから非常に避難しやすいです。3.11の後土肥に伺ったときには、土肥の南小学校の体育館があまり寒いものだから、あそこを避難地として指定してあったんだけど校舎のほうに避難されて、そこも畳がないから、椅子に座ってこ毛布をかぶってずっと夜中までいらっしゃったんです。それを考えるとあまり適切ではないんですね、避難場所と今指定されているところが。ぜひいろんなお寺にお願いしたいと言ったところが、まさにさっき妙蔵寺で下までついた記録がありましたので、ぜひお堂を使ってくださいと。そして、どこか防災倉庫に毛布をちゃんと集積しておけば、すぐにそこで畳の上に横になることができるわけですから。

ただ、そこまでの距離があり過ぎるということが問題なんです。時間と体力に余裕のある方は小池の方向からじんでさんまで行き、その次に光月院までかなという段階で行けると思うんです。問題は先ほど申し上げたように、そこまで5分でとても行けない方々が国道の前後ぐらいになるだろうと。川で分断されていることも承知をしております。そこでそこにつくのがいいのか、あるいはもうとにかくそこじゃ上がったらもうとまる、そこでとまりですから、それでは怖いから、もっと山側に時間がかかっても避難路がいいのかということ、今土肥の皆さんと話をしたいということをお願いしているんです。それが効果があるのであれば、ふだんは非常に136そのものは観光客がたくさん流れているところですから、ちょっと高い展望台になるけれども、土肥のこども園に行ってみたら、意外なことに子供さん全然怖がらずに、そういう設計もしてあるようなんですが、もう16メートルどんどん駆け上がっていくんです。あの状況を見ますと、八木沢から海を見ながらブルーベリーをかじるようなふだんは展望台で使うような津波避難タワーもありなのかなというようなことで、土肥の皆さんと話をしたいということ、今、もうずっと提言申し上げているわけです。

○議長（飯田正志君） 再質問ありますか。

永岡議員。

○1番（永岡康司君） 今、市長さんが言われましたけれども、八木沢の浜区、または小土肥地区、屋形地区もそうなんですけれども、高齢化率が進んで、とても5分で避難できる状況ではないように私も考えています。そのために避難タワーは早急に必要ではないかなと考えております。市のほうでも積極的な対応をしていただきたいと思います。

防災倉庫についてお伺いします。

これは特定の地域なんですけれども、私の住んでいる八木沢地域の防災倉庫を見てみました。南小学校のプールの横の急傾斜地の真下にあり、人が入りにくいところに設置してありまして、倉庫の周りには本当に草が茂り、出入りが困難になるような状態になっております。内容的にも到底不十分であり、多くのけが人が出た場合の対応がとれないような状態になっております。投光器が3台あり引き込みコードが2台あっても、停電時それが本当に必要なかどうかということも考えますし、とても避難地に設置されている防災倉庫とは思えない

状態になっています。

これも連合区のほうからも高台移転をお願いしてあると思いますけれども、まだ返事が来っていない状態であります。けが人の場合でも、トリアージシートや神戸大震災で多くの人が亡くなったクラス症候群対策についても、そういう防災倉庫に医療器具のきめ細かい配慮が必要ではないかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（飯田正志君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長。

○市長（菊地 豊君） このような市が設置する、あるいは自主防災会で通常使うようなレベルの災害と、本当の大規模災害はやっぱり対応が全く変わってくるんです。こういった屋形海岸の136ぐらいまでずっと津波が来るような状況の中で、通常自主防災会が使っているような医療機器の備蓄、あるいは防災倉庫の備蓄、恐らく高い確率で使えないです。そういった本当の大規模災害のときの初期対応は、正直言ってやっぱり自衛隊以外にはなかなか難しいです。自衛隊の駐屯地、うちで言えば34連隊ですが、倉庫の中にもうきちっと整理整頓されていて、災害用の機材もびしっと整理整頓されていて、車は全部満タンで外向きになっていて、災害用の車も指定されていて、ドライバーも指定されていて、すぐに出られるような体制になっているんです。大規模災害のときにはそれだけの準備ができている組織は、自衛隊以外にはないんです。

ですから、いろんなところに防災倉庫とか防災機器、医療機器をお願いしているのは、そこまできかない、地域がまだある程度組織的に動ける状況が前提なんです。ですから、そういった災害のレベルに応じた対応が必要なのであって、自衛隊がすぐに出て、すぐにヘリコプターで医薬品とか食料を落とすような、そんなときはとにかく逃げることだけなんです。市民の皆さんは命だけを確保していただければ、あとは大規模組織で対応しますからというような対応なんです。

そこをぜひある程度は切り分けていただき、防災倉庫で移転が必要なところ、より機器の充実が必要なところはぜひ提言をいただいて改善をしてまいりますけれども、その前提としては、まず逃げ延びる、生き延びることだけが必要になってくる大規模もございまして、対応については、ある程度カテゴリーを分けてお考えいただきたいと思っております。

○議長（飯田正志君） 再質問ありますか。

永岡議員。

○1番（永岡康司君） 先ほどの防災倉庫の件ですけれども、また南小の隅のほうに置いてあるということ自体が不自然であって、いつでも使えるような状態に置くということは、もっと高台に移転しておいたほうがいいのではないかと思います。それはそれで終わります。

また、高齢者、身体障害者などの要支援対策についてですけれども、私常々考えているんですけれども、支援対策について個人情報との絡みもありますが、消防団から自主防災組織、それから担当地区の民生委員などが要援護者リスト、援護者台帳を作成して、共通のデータ、

共通の認識のもとに避難、救助に当たることができないものか。高齢者に関しては個人情報がありますもので大まかに広げられないということで、一つ消防団にしても地域防災にしてもデータがなかなか入りにくいということもございまして、民生委員の方たちは持っているんですけれども、それはなかなか公にできない。これは何とか消防団、自主防災組織、また担当地区の民生委員など3者全体が共通のデータを持って避難誘導に当たるといようなことはできないものか、市長、伺います。

○議長（飯田正志君） ただいまの質問に対し、答弁を願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 個人情報保護法がやっぱり初動が非常に悪過ぎて、最初の法律も非常に問題があったと私は思うんですが、本当はそうではなかったんですけれども、利用する側も非常に過剰に反応して、ほとんどすべてがだめのような感覚を持ってすべて出せない。PTAの連絡網もつけれないような状況だったんです。

そこは運用も法制度も少し改善をされてきましたし、一番大切なことは、支援を必要とされる方々、それから今腎友会の皆さんという人工透析をされている方々も、この情報は使ってくださいという同意のもとに名簿ができています。それは民生委員であれ、あるいは消防団であれ、使ってくださいという前提のリストはちゃんと使えるんです。ですから、そういったものをしっかり地域のほうで御理解をいただき、最初にあまりにも強烈にすべての連絡網つくってはいけないような感覚だったものですから、そういったことは、あの法の趣旨では全くないんです、本来もともと。

ただ、今そういったところで、少し現実的に改善をされている中で、特に被害時に支援を必要とされる方々は既にリストもございまして、それをしっかり使っていただいで、平素からできれば訓練もしていただければと思っております。実際にすみません。被支援援護者リストはございまして民生委員の皆さんにもお配りしていますし、あとはそこで消防団との地域のやりとりを、またうまくしっかり連携をとっていただければと思います。

○議長（飯田正志君） 再質問ありますか。

永岡議員。

○1番（永岡康司君） 今、市長が言われたとの考えなんですけれども、大藪地区から八木沢自主防災組織も、個人情報を収集しております。それは個人の承諾を得た中で地域の区長さん、それから連合区長さんが把握しているということで、民生委員さんも同じようなデータを持って、個人の承諾を得て皆さんに配布しているという状態でありますので、個人情報に過剰に反応し過ぎなくても、年配の方たちはいいよ、どんどん手助けになることだったら助けるようにお願いしますと言われておりますので、あまりにも個人情報に過敏にならないような、いざとなったら本当に自助共助じゃないんですけれども、お互いに助け合うためにも、そういう知識や情報が必要ではないかなと考えます。

次に、津波対応型救命艇について伺いますが、この津波対応型救命艇については国土交通

省の四国運輸局というところが、今開発に向けた検討委員会を設けておまして、そのデータを引用させていただきます。この津波対応型については、四国運輸局が行ったアンケートでは、314の自治体のうち、約8割の自治体から津波対策に関しては高齢者、幼児、体の不自由な方、病気の方など1人で避難するのが難しい災害要援護者の対策に困っているというような各自治体からの回答が寄せられたそうなんです。そこで、四国運輸局では、現在、津波から命を守るために船舶用の救命艇の技術を応用した津波対応型救命艇の開発を今進めています、第2回の会合が終わったところだと思います。

この救命艇のまず基本構造なんですけれども、楕円形の宇宙船のような形で25人乗りを想定して、艇内ではシートベルトの椅子がついて、トイレ、それから外部との通信機能、非常食を備えて外洋でも1週間程度の生活ができるという設計になっております。それから、安全性としては、先ほども言いましたけれども、時速13キロメートルで構造物にぶつかっても安全な強度であり、転覆しても自動的に戻る復元性能があり、また、東日本大震災でも海上火災が目に焼きついているんですけれども、火の粉を浴びても炎上しないような難燃性のある資材を使っているということです。

また、この利便性につきましては、水面に浮いているためにどんな高い津波が来ても安全に避難ができるということ、つまり想定外ということがないわけなんです。10メートル、20メートル、30メートルが来てもその上に艇があるということで、想定外ということがない。また、この艇につきましてはわずかな土地であれば設置ができると。この艇につきましては5.3メートル、幅が2.3メートル程度の艇でありますので、どこにでも設置できると。また軽いために、低層の2階とか3階の鉄筋コンクリートビルでしたらその屋上に置けますし、すぐに避難対応ができますし、震災後はその艇を体育館の横に置いて個人の避難場所に充てることもできるし、プライバシーの確保もできるというようなことの利点がありますけれども、このような津波対応型避難艇につきまして、市長さん、いかがお考えでしょうか。

○議長（飯田正志君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（菊地 豊君） 何かノアの方舟伝説を現実に目の前にかいま見るような感じがして、きっとあぁいったこともこういったことがあったんでしょうね、中東で。これについては、全く新しいコンセプトで、私も実は何ら現時点で知識を持っておりません。したがって、しっかり勉強させていただいて、印象としては非常に効果的で、費用対効果としては非常に高いのかなという気もしております。導入にどのような問題があるのかなのか、なるべく早く情報を得て、しっかり自分の中で判断をさせていただきたい。その中で市として対応するのであれば、あまり時間をかけるのも意味がないと思いますので、しっかり判断をさせていただきたいと思います。

○議長（飯田正志君） 再質問ありますか。

永岡議員。

○1番（永岡康司君） 市長、答弁ありがとうございました。

この艇の価格につきましては、1艇大体500万円程度であるということで、避難タワーにつきましては約6,000万円から7,000万円かかっていると聞いておりますけれども、これが10艇導入されれば5,000万円。それから小土肥へ2艇、3艇、土肥へ4艇、八木沢へ3艇とかこう設置すれば、その住民250人の人たちが早急に避難できる。対応型としては十分考えられる艇だと思いますけれども、今後、検討を進めていただきたいと、こういうふうに考えます。この艇に対する自治体のアンケートなんですけれども、アンケートに答えた多くの自治体の中には、この国土交通省、国のお墨つきのついた救命艇であれば、市としても発注をしやすい、導入に当たって補助金があれば検討をしたいという自治体が多くあります。ぜひ伊豆市でも検討して、避難タワーができるまでの応急処置としてでもいいから、1艇または2艇導入して検討していただければと思っていますけれども、市長、いかがでしょうか。

○議長（飯田正志君） ただいまの議員の質問に対して答弁を求めます。

市長。

○市長（菊地 豊君） 今ちょっと副市長情報ですと、浜松の保育園で既に導入しているところがあるそうで、そういったところも参考にさせていただき、ぜひ検討させていただきたいと思います。

○議長（飯田正志君） 再質問ありますか。

永岡議員。

○1番（永岡康司君） 続きまして、大規模災害における救援体制についてお聞きします。

大規模災害が発生した場合、この土肥地区では先ほど言いましたけれども陸路が遮断され、陸の孤島となる可能性があり、救急患者や傷病者、また透析を必要とされる人の搬送等、一刻を争う状況の中で、どうしてもヘリコプターによる患者の搬送が必要となると思います。

また、災害時には大量の支援物資や救援物資、医薬品などが海上搬送されることが最も有効な手段だと考えますが、現在駿河湾カーフェリー着岸施設以外、大型船の着岸施設は持っておりません。これらのことから救援船が来た場合に、輸送手段としてはどうしてもヘリコプターが必要不可欠となります。このような状況下では、先ほども市長さんが言われましたCH-60クラスの自衛隊ヘリの場外離発着場が必要と考えますけれども、先ほど答弁の中に、松原公園、それから丸山公園、土肥高校グラウンドとなっておりますけれども、この災害が起きたときには、丸山公園も、それから松原公園も使用ができなくなる可能性は大だと思えます。

また、土肥小、土肥中、土肥高校のグラウンドについても避難民であふれて、ヘリコプターが着陸できるというようなことは困難になると思いますけれども、市長、そこら辺はどう考えておられますか。

○議長（飯田正志君） ただいまの議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（菊地 豊君） そのときの状況によってどうなるかなんですが、丸山スポーツ公園の野球場のところが津波で水没するなり使えない状態であれば、当然おりられない。ただ、どういう状況によるかによるんです。ただ、現在の状況を見れば、先ほど申し上げたようなところが使える地積はあるということなんです。

ただ、津波の影響を明らかに受けない防災ヘリポート、土肥の山の上にあります。あそこはどう考えても、それだけの被害に遭ったときに道路が使えないだろうというのは容易に想像できますので、あそこに過度には期待できないです。そうすると、安定的に使える可能性があるというのは、本当に土肥高校のグラウンドぐらいでしょうか。そうしますと、逆に八木沢の中島の斜面のところというよりも、何て言うんでしょうね。丸山の山の長藤って言うんですかね、あそこのところとか、あるいはもう少し小下田のしかるべきある程度の地積があるところ、なかなか小下田ないんですけども、ヘリポートをつくっていくほうが、ひょっとしたら現実的なのかもしれません。

ただ、ヘリの場合には着地しなくても、物資の投下等はホバリングの状態からできますので、本当にもう組織が動けなくてあらゆる物流が停滞してしまったときには、やっぱりヘリは有効なんです。ですから、そういった大型ヘリが着地できるところから、あるいはホバリングで1人ずつ救援するところまでの中で、すべての対応を検討していくということが、一番現実的な準備であり、すべき訓練であろうと、こう思っています。

○議長（飯田正志君） 再質問ありますか。

永岡議員。

○1番（永岡康司君） ちょっと今まで考えてなかったんですけども、この防災計画の中に自衛隊の支援という項目がありまして、市長は県知事を通して派遣要請をするということになっておりますけれども、今の自衛隊におきましては、場外離発着場の登録をすることによって、逆に自衛隊のほうから先に避難の救助の情報をくれるということを知っておりますけれども、そこら辺把握しておられますか。

〔「もうちょっと」と言う人あり〕

○1番（永岡康司君） 自衛隊の派遣要請につきましては、市長から県知事、県知事から自衛隊に避難要請を出されると思いますけれども、今、自衛隊のヘリを救助の登録をされると、防災訓練等で常時使用できれば、そういう災害に遭ったときには、自衛隊のほうから市長さんのほうへ派遣してよろしいですかというような逆な通路になると思うんですけども、そこら辺の情報はつかんでおられますか。

○議長（飯田正志君） ただいまの質問に対して、答弁を求めます。

市長。

○市長（菊地 豊君） 災害派遣は、県知事とか港湾事務所長とか国交事務所長か何かかな、いくことになっているんです。ただ、通常は被害が起こった市町村長から県庁を通じてということになっているんです。しかし、実態は直電話をして県に言いますからと言って先に動

いていただいているというような、多くの場合そういうことなんです。ただ、自衛隊の場合には、震度5以上の地震が起こると、自動的にヘリ偵察が出るんです。そこで市長が認識していないときに、相当大規模な災害が起こっていますよ、自衛隊出ましょうかということは、今はそういった情報交換もしているんです。ですから、担当地域がありますから、自衛隊というのは担当地域を必ず持っているので、ふだんから各首長と、その担当部隊長とうちのそれぞれの市町の災害対策が顔を知っているということ、常に電話連絡できる関係にあるということが大切なんです。その中で、今ほとんど法的な昔のような制約というのはありませんので、ですから、地方自治体と自衛隊担当部隊の隊長との間で常時人間関係をしっかりとくっておく。これで時間的なおくれというのはまず考えられないほど解消されたと、このように思っています。それから、県が間に入ることは時々昔は障害になったんですが、今は県知事から1回出していただければ、後は派遣部隊と地元で十分に協議ができますので、そういった、かつてのような弊害は今はほとんどないものと、このように認識をしています。

○議長（飯田正志君） 再質問ありますか。

永岡議員。

○1番（永岡康司君） ありがとうございます。

最後になりますけれども、この大型災害津波に対して1人とも命を落とさないような施策を考えて、私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（飯田正志君） これで永岡康司議員の質問を終了します。

これで一般質問を終了します。

◎散会宣告

○議長（飯田正志君） 以上で本日の日程はすべて終了しました。

次の本会議は、12月4日午前9時30分から開催します。

本日はこれにて散会します。

御苦労さまでした。

散会 午前11時44分

平成24年第4回（12月）伊豆市議会定例会

議事日程（第4号）

平成24年12月4日（火曜日）午前9時30分開議

- | | | |
|-------|---------|--|
| 日程第 1 | 議案第 93号 | 平成24年度伊豆市一般会計補正予算（第5回） |
| 日程第 2 | 議案第 94号 | 平成24年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算（第2回） |
| 日程第 3 | 議案第 95号 | 平成24年度伊豆市簡易水道事業特別会計補正予算（第2回） |
| 日程第 4 | 議案第 96号 | 平成24年度伊豆市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2回） |
| 日程第 5 | 議案第 97号 | 平成24年度伊豆市上水道事業会計補正予算（第2回） |
| 日程第 6 | 議案第 98号 | 伊豆市職員の給与に関する条例等の一部改正について |
| 日程第 7 | 議案第 99号 | 伊豆市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について |
| 日程第 8 | 議案第100号 | 伊豆市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について |
| 日程第 9 | 議案第101号 | 伊豆市債権管理条例の制定について |
| 日程第10 | 議案第102号 | 伊豆市が管理する市道の構造の技術的基準等を定める条例の制定について |
| 日程第11 | 議案第103号 | 伊豆市準用河川における管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について |
| 日程第12 | 議案第104号 | 伊豆市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について |
| 日程第13 | 議案第105号 | 伊豆市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について |
| 日程第14 | 議案第106号 | 伊豆市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の制定について |
| 日程第15 | 議案第107号 | 伊豆市学校給食調理場条例の一部改正について |
| 日程第16 | 議案第108号 | 公の施設の指定管理者の指定について（天城ふるさと広場） |
| 日程第17 | 議案第109号 | 公の施設の指定管理者の指定について（修善寺体育館・修善寺グラウンド） |

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第17まで議事日程に同じ

追加日程第1 議案第111号 業務委託契約の締結について（汚泥再生処理センター建設
工事業務委託）

出席議員（16名）

1番	永岡康司君	2番	三田忠男君
3番	小長谷朗夫君	4番	山下尚之君
5番	山田元康君	6番	青木靖君
7番	大川明芳君	8番	梅原正次君
9番	小長谷順二君	10番	西島信也君
11番	森島吉文君	12番	杉山誠君
13番	室野英子君	14番	森良雄君
15番	飯田正志君	16番	木村建一君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	菊地豊君	副市長	大石勝彦君
教育長	勝呂信正君	総務部長	鈴木伸二君
市民環境部長	河野英世君	健康福祉部長	大城栄一君
観光経済部長	杉山健太郎君	建設部長	佐藤喜好君
教育委員会 事務局 長	大川覚君	会計管理者	鈴木守正君

職務のため出席した者の職氏名

事務局 長	森修司	次 長	飯田勝久
主 幹	稲村栄一		

開議 午前 9時30分

◎開議宣告

○議長（飯田正志君） ただいまから平成24年第4回伊豆市議会定例会を再開いたします。

本日の出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程説明

○議長（飯田正志君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎景観行政団体指定の報告

○議長（飯田正志君） 会議に先立ちまして、市長より報告を求められましたので、これを許します。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 皆さん、おはようございます。

議長に許可をいただきまして、1点、新たに御報告申し上げます。

伊豆市が景観行政団体に移行することについて、県のほうに上申してまいりましたが、11月30日付で異議なしということで回答いただきまして、来年1月1日付をもって、伊豆市は景観行政団体に移行することとなりました。

この団体になりますと、市独自の景観計画や景観条例を策定できるようになり、伊豆市にある豊富な自然景観や歴史的景観などの景観資源を保全するための規制誘導が可能となります。この利点としては、例えば建築物や工作物のデザインや色彩を制限できる、このような規制誘導が可能になります。景観地区や公共施設、道路、建造物、樹木等を指定することにより、社会資本整備事業やまちづくり支援事業等の補助を受けることもできます。

今後、この中で、伊豆市らしい落ち着いた景観整備を進めるように尽力をしてみたいと思っております。

以上、報告申し上げます。

◎議案第93号の質疑、委員会付託

○議長（飯田正志君） 日程第1、議案第93号 平成24年度伊豆市一般会計補正予算（第5回）についてを議題といたします。

これより、議案第93号の質疑に入ります。

本議会は改選後初の定例会ですので、質疑に先立ち、御注意申し上げます。

このたびは3名の議員から質疑の通告がありました。伊豆市議会におきましては、議会改革の中で、さまざまな議会運営上の規定について見直しの協議が重ねられ、伊豆市議会における議案審議は委員会付託が原則となっておりますことから、本会議における質疑の規程について、伊豆市議会運営規程の見直しがされ「委員会付託案件に対する質疑は、議案の趣旨又は必要性の確認、提出された経過等の大綱とする」となりました。

この大綱という文言は、提案理由、補足説明に対し、その趣旨、政策理念、大筋をただす意味であります。発言を大綱にとどめることを前提に、所属委員会に付託予定議案についても質疑を許すこととなったものであります。

つきましては、通告には細かな内容の質疑が含まれているように見受けられますので、質疑に当たりましては、伊豆市議会のルールにのっとり発言されるように御留意願います。

それでは、質疑の通告がありますので、これを許します。

初めに、14番、森良雄議員。

〔14番 森 良雄君登壇〕

○14番（森 良雄君） 14番、森良雄です。

私は常々、市当局に説明資料をもっと充実しろということを申しております。少なくとも、これだけの議案書があったら、これに倍となる説明資料を整えていただきたい。あの説明、今回出されている説明資料では、何をしようとしているのかさっぱりわからない。これからもひとつよろしくお願ひしたい。

議案第93号 平成24年度伊豆市一般会計補正予算（第5回）について質疑させていただきます。

第2表繰越明許費、3款2項放課後児童クラブ運営事業288万円、狩野小学校の放課後児童クラブですね。まず確認したい。

繰越明許となる理由はどうなんでしょうか。狩野小学校は来年4月には天城湯ヶ島地区の小学校と統合される。間に合うんですか。その辺も十分説明をいただきたい。

18款1項2目湯ヶ島財産区特別会計繰入金1,000万円、これは47ページの観光施設整備事業1,000万円と恐らく対応しているものだと思います。まず、湯ヶ島財産区の財政状況はどうなっておるんでしょうか。何ら説明がない。さっぱりわからない。湯ヶ島財産区では土地を購入しないんですか。何に使うんですか。購入場所の面積はわかりません。1,000万円の算出根拠もわかりません。どんな観光施設を整備するんですか。市長のお話ですと、文学の里構想というのがあるらしいですけれども、どうもその整備のためにここを購入するらしいとしか我々議員がはわからないんです。まず、構想の説明をしてください。規模を説明してください。これから、どういうふうに事業を展開していくのか説明していただきたい。

20款4項7目新たな避難対策事業費補助事業助成金3,120万円、どこの助成金か、雑入の理由、どんな事業か、人数について御説明いただきたい。

21款1項6目緊急防災・減災事業債940万円、これはこども園津波避難タワー建設事業債

ということのようですが、これはもう既に建設済みですね。事業は済んでいるはずですが、この辺との関係を御説明いただきたい。

2款1項8目定住促進事業補助金1,500万円、利用状況は、市内居住者はどのくらいの内容か、効果は。これからどういう効果があるのか。今議長からいろいろ説明あったけれども、これらのことはさっぱりわからないんです。委員会で説明するといっても、委員会には市長は出てこない。議長、ぜひ出てくるように要請していただきたい。

続いて、3款1項3目障害者自立支援事業8,480万円、事業内容の説明をお願いしたい。

続いて、4款1項1目中伊豆保健福祉センター事業130万円、燃料費、電気代、修繕料の増額理由を。今、電気代の節約だ、クールビズだ、これからは何か暖房費も節約しろという時期に、130万円の増額になっている。ぜひ詳しく御説明いただきたい。

7款1項3目伊豆トレイルランニングレース実行委員会助成金50万円、金額は少ないですけども、私はこれは非常に危険なレースであるということを指摘しておきたい。なぜこんな危険なレースをやるんですか。わかっていますか、市長。事業の内容、参加人数、コース、安全性について実行委員会には参加しているんですか。どこの部門ですか。安全性の検討はされていますか。これ言っておきますけれども、いいですか、レース当日だけの安全性じゃだめですよ。恐らく、何人ここへ入ってくるんだか知らないけれども、やる気のある人はレース前からもうここで練習している。10人、20人という人間が走って歩くんですよ、ここ。ですから、一般ハイカーの安全性が確保されているのかどうかです。そういうことも含めて、ぜひ御説明いただきたい。

以下、8款2項2目と11款に市道整備事業と災害復旧費が書いてありますけれども、どこでどんな事業、一応、地図にはプロットはされていますけれども、事業の規模なんていうのはわかりません。私は再三言っているんです。どこでどんな事業をやるのか、まず見積もり規模がわからない。御説明いただきたい。

以上です。

○議長（飯田正志君） ただいまの質疑に答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 湯ヶ島財産区の繰り入れのみ私から少し答弁申し上げまして、ほかの件については、それぞれ担当する部長から説明をさせます。

御承知のとおり、しろばんばの里づくり、天城湯ヶ島では過去やってまいりました。その中で、これから文学の里の中のまちの中の散策路づくりをやっていくわけです。

そこで、あの営林署跡地、これは国の資産です。人様の資産ですから、国としては不要となった資産なので早く売却をしたい。しかし、そこでどなたかが手を挙げて、あそこにそのしろばんばの里、あるいは文学の里、あるいは湯ヶ島らしい風情とは全く異なった建物をつくられてしまっただけでは、もう文学の里づくりは全くならないわけです。そこで、まずは市が土

地をまず確保して、その上で地元の皆さんと話をしたい。

地元の湯ヶ島財産区の議員さんからは、ぜひ事業を進める上で、購入した後どのようなものをつくるのか、どういう景観のものをつくるのか、どのようなステータスにするのか、これは地元としっかり話をしながら進めてくれという御要望ですので、そのように進めてまいりたいと考えております。

○議長（飯田正志君） 続いて、繰越明許は。

教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 大川 覚君登壇〕

○教育委員会事務局長（大川 覚君） それでは、森議員の議案第93号 平成24年度伊豆市一般会計補正予算（第5回）における第2表繰越明許費に関する御質問にお答えいたします。

議案書22ページの第2表繰越明許費の放課後児童クラブ運営事業288万円の繰越明許につきましては、天城放課後児童クラブの移設に伴う補正でございますが、改修工事を春休みを中心に実施したいと考えておりますので、繰越明許をお願いするものでございます。

41ページの15節工事請負費の補正額との関係でございますが、施設改修工事費として245万1,000円を計上させていただいておりますが、現在、15節の工事請負費に42万9,000円の執行残額がございますので、補正額と執行残額とを合わせ288万円の繰越明許といたしました。以上です。

○議長（飯田正志君） 難視対策は。

総務部長。

〔総務部長 鈴木伸二君登壇〕

○総務部長（鈴木伸二君） おはようございます。

それでは、私のほうから、まず財産区のことを御説明したいと思います。

湯ヶ島財産区でなぜ購入しないかということなんですが、財産区は保有する財産の維持管理についてのみの権限を有するものでございまして、新たに取得することはできませんので、市が買い上げをするということになっております。

それから、財政状況につきましては、昨年の決算の状況を御説明しますと、歳入が3,184万7,000円、歳出のほうは814万6,000円ということで、実質収支のほうは2,370万1,000円の黒字となっております。また、基金のほうは、財政調整基金が2,325万9,000円、それから温泉事業のほうは1億954万9,000円というような基金の残高になっております。

それから、先ほど議員、避難対策と言いましたけれども、難視です。難視聴、デジタル放送、地デジの難視です。このための事業の助成金でございまして、この補助金の出てくる先が社団法人のデジタル放送推進協会というところになっております。当初、デジサポというところで、NHKとか民放が協力してやるというような組織があったんですが、それが現在は社団法人のデジタル放送推進協会というところになっております。国でも県でもないものから、雑入という取り扱いをしております。

それから、次の緊急防災・減災事業費の940万円の増でございますが、これは既に御説明したと思うんですが、事業は既に完了しておりますが、借入申請というものを県に対して行ってまいります。その借入申請を行うに当たって、充当率が75%で当初予定をしておりましたが、100%充当ということが可能でございますので、100%に引き上げをさせていただいて借入申請を行うという御説明をさせていただいたところでございます。

それから、定住促進でございますけれども、市内での効果ということになりますか、人数にしますと97人です。97の方が市内に新しく来ております。人口が増加しているというのは効果の一つではないかと考えております。

私のほうからは以上でございます。

○議長（飯田正志君） 健康福祉部長。

〔健康福祉部長 大城栄一君登壇〕

○健康福祉部長（大城栄一君） それでは、私のほうから、まず3款1項3目細目の3障害者自立支援事業、事業の内容の説明についてお答えをします。

議案書につきましては39ページになります。

障害者自立支援事業は、障害者及び障害児がその有する能力等に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるようにすることを目的とした事業で、障害福祉サービス、補装具給付、自立支援医療費、療養介護医療費がでございます。今回補正をお願いします障害福祉サービス費の7,014万5,000円の増額につきましては、就労継続支援サービスの利用者が60名から80名にふえたこと、また医療と常時介護を必要とする重度障害者の療養介護サービスの対象者が3名から11名にふえたこと、それから送迎加算がつくこととなったための増額などが主なものとなっております。

次に、自立支援医療費の670万円でございますが、人工透析が必要となった生活保護の方が1名増、それから人工透析を受けている障害の方が腎臓移植手術を受けるため、自立支援医療対象の方が1名増となったことが主なものでございます。

次に、療養介護医療費の795万5,000円でございますが、今まで18歳以上の障害児施設入者については児童福祉法に基づく県の措置対象となっておりますが、平成24年4月から障害者自立支援法の療養介護サービス対象に7名が変更されたことによりまして、3名から11名に対象者が増加したためによる医療費の増額でございます。

まだ、これらの事業費につきましては、国庫補助が2分の1、県費補助が4分の1ございまして、歳入に計上してございます。

次に、4款1項1目細目4中伊豆保健福祉センター管理事業の増額理由についてお答えをいたします。

議案書は43ページとなります。

機械等の燃料費の増額につきましては、中伊豆小学校バス停新設に伴う温泉敷設がえ工事により、温泉供給が4月下旬から9月上旬の間停止されました。そのため、ボイラー使用に

切りかえたための燃料費が不足したというものでございます。

次に、電気料金の増額につきましては、夏季の熱中症予防によるエアコン使用の増加、それから電気料金の値上げによる電気料金が不足したものです。

修繕料につきましては、施設の定期検査の結果、非常用発電機のオイル漏れの指摘がございました。それを緊急に修繕する必要となったためのものでございます。

以上です。

○議長（飯田正志君） 次に、観光経済部長。

〔観光経済部長 杉山健太郎君登壇〕

○観光経済部長（杉山健太郎君） それでは、御質疑のありました7款1項3目観光施設整備事業について御説明いたします。

湯ヶ島財産区から購入する土地の場所、面積等でございますけれども、購入場所は旧の天城営林署の跡地でございます。番地が伊豆市湯ヶ島151番の5、並びに151番の10、面積は4,020.25平米ということになっております。

そして、どんな観光施設を整備するのか、構想とは規模、予算という部分でございますが、これについては地域の文化の誇りとなる場所、訪れた観光客も湯ヶ島ゆかりの文人をしのぶことができることを念頭に、文学の里づくりの周遊拠点として整備することを基本的な考えといたしております。

具体的な進め方としましては、企画の段階から地区住民が中心となりまして、文学関係者、観光協会、行政の協働により維持管理を含めた事業計画を策定し、今後の利活用を検討していくという段階でございまして、整備内容、規模、予算もこれからの提案となります。

続きまして、伊豆トレイルランニングレース実行委員会助成金について御説明をいたします。

まず、事業の内容でございますが、この事業は松崎町との広域連携事業でございまして、伊豆の持つ豊かな自然や景観をツールとした「新しい伊豆の旅の創造」ということをテーマにして、主に舗装されていない山道や林道を軽装備で走る山岳間競争というスポーツイベントでございます。ヨーロッパやアメリカでは多くの大会が開催されておまして、近年、日本でも人気が高まり、20キロメートルから100キロメートルクラスの大会が各地で開催されております。

参加人数についてですが、当初目標にしておりました1,500名、これに対しまして募集の開始をしまして、2日間足らずで定員に達し、首都圏を中心に全国から1,533名という方が申し込みをされておまして、2日間で結局締め切るということになっております。これについては、伊豆半島で初の大会といった点や、また西伊豆スカイライン沿いの山稜線歩道からの富士山、駿河湾といった伊豆市が誇る景観などがトレイルラン愛好者に注目されているあかしであろうかと考えております。

次に、コースでございますが、先ほど言いました松崎から、松崎新港を早朝6時にスター

トいたします。西伊豆町の仁科峠、それから伊豆市のだるま山を經由して、最終は午後8時ということで、修善寺温泉独鈷公園がゴールという設定で、コースの全長は70キロメートルということになっております。コースは未舗装の伊豆山稜線や林道、公道となっております、大会内容でも触れましたが、松崎から天城山中の未舗装道路を走るということで、安全面においても最善の注意を払うところでございます。林道等を管理してございます伊豆森林管理署、松崎、大仁の両警察署、田方消防、西伊豆消防、こちらとの調整も進んでおりまして、そのほか実行委員会のほうでも何度となく下見を重ねて、コースチェックを初め、安全対策について協議を進めておるところでございます。その結果のコース設定ということになったと御理解ください。

私ども伊豆市といたしましては、伊豆半島の宝である自然、歴史、文化を理解、尊重し、これらと共生したトレイルランニングレースと地域の発展に貢献するという大会の理念に賛同し、「新しい伊豆の旅の創造」という観光交流促進事業としてとらえまして、担当は観光経済部観光交流課、そちらのほうを担当して実行委員会に参画しております。

まずは、伊豆の豊かな自然を多くの参加者に満喫していただけますよう関係機関と連携して、第1回の大会を万全の態勢で無事終了することに全力を注ぐという考えでおります。

以上、私のほうの説明を終わります。

○議長（飯田正志君） 次に、建設部長。

〔建設部長 佐藤喜好君登壇〕

○建設部長（佐藤喜好君） それでは、私のほうからは8款市道整備事業と11款災害復旧事業について回答させていただきます。

まず先にですけれども、補正予算資料、これの3ページですけれども、ここに災害復旧費ということで道路災害のところ24年災（9月豪雨）と書いてありますけれども、これ7月の豪雨ということで間違いですので、訂正をお願いしたいと思います。9月はこの災害の査定を受けたという月になりまして、被害自体はこれ7月の豪雨ということでお願いします。

それでは、8款市道整備事業について説明させていただきます。

まず、質問のほうは事業箇所、規模、道路整備の見積もり規模ということですが、まず事業箇所が伊豆市大平地内、路線名が市道萩原原線でございます。規模のほうですけれども、延長が160メートル、幅員が7メートルを計画しています。道路整備の見積もり規模という質問ですが、この業務委託を行うことにより概算工事費を出していくわけですが、今までの経験値があります。大体我々はここが多分メートル20万円ぐらいかかるのではないかなというふうに考えています。ですから、160メートルですので、全体では3,200万円ぐらいの工事になるかなというふうに考えています。

続きまして、11款農地災害復旧ですけれども、150万円、どこでどのような災害があったのかということですが、これは中伊豆地区菅引の農地が7月3日の豪雨で被害を受けたということになります。

道路橋梁災害のほうですけれども、これは市内6カ所ということで、規模がわからないというような先ほどの質問があったわけでありましてけれども、この補正資料の後ろの一番最後のページのところに、まず箇所がわかって、しかも復旧延長、延長がわかり、主要構造物ということで工種まで入れさせていただきましたので、これで御確認をお願いしたいと思えます。

常々、森議員からは図面がということで、私も図面を何年もつくり続けまして、色別にしてみたりとか、大きい図面にしてみたり、いろいろやってみましたが、どうもこのあたりが皆さんにとっては一番いい資料ではないかなというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（飯田正志君） 再質疑ありますか。

森議員。

○14番（森 良雄君） 今、説明大変ありがとうございます。

さっきちょっと言い忘れたんですけれども、議案書と説明資料ありますね。ぜひ、この説明資料からだ、議案書の何ページかわからないんだよね。ぜひこの辺もわかるようにひとつ、今までも言っていると思いますので、お願いしたい。

放課後児童クラブについて確認します。

そうしますと、この事業は4月の、あそこは何小学校だ、天城小学校になるんですか、が開校と同時に放課後児童クラブは運営できるというふうに理解してよろしいですね。

それから、湯ヶ島財産区、財産区の規模については、こちらは独自の議会なもので我々はさっぱりわからないんですけれども、確認します。財産区は意見は出せるけれども財産の取得はできないんですね。これ確認します。

次、中伊豆保健福祉センターについて、今の御説明ですと、燃料費は今後これはもうわからないというふうに理解してよろしいですか。

それから、伊豆トレイルランニングレースについて、仁科峠からだるま山は西伊豆スカイラインを走るんですか。それとも、少なくともだるま山の登頂についてはハイキングコースを走るのかどうか確認します。

先ほども言いましたけれども、だるま山に登るんでしたら、一般のハイカーも相当出ますよね、お天気次第ですけれども。その辺の安全性は確保されているんですね。

それから、先ほども言いましたけれども、当日だけじゃないですからね。全国から集まるという人は、当然近隣の人なんていうのは1週間も2週間も前からここ走り出すんです。走っていくんでしょ、これ。少なくともマラソンぐらいなスピードは上げているわけで、マラソンまではいかないかもしれないけれども、私が日常走っているスピードよりは速いスピードで走るんです。一般のハイカーの安全性は確保されますか。全国でやっているとおっしゃっていますけれども、これは不評なんです、これ。全国で1回やったら、2回目は開催されませんよ、これ。要は、安全性の確保がどうなっているかなんです。

ですから、伊豆市も協議会に参加しているんですね、これ確認します。協議会に参加してやっているというんだったら、当然、事前の安全、それから当日の安全についても責任持つんでしょうね。まず、安全性の認識があるのかどうかも含めて、市長さん、どう思っていますか。ぜひ答えてください。

それから、市道整備事業等についてはいろいろ御説明いただいてありがとうございます。せっかく地図があるんですから、表にしてくれるともっといいなど。今までいろいろ工夫されているので、いいときもあったんですけどもひとつよろしくお願ひしたい。これはお願ひで、再質疑は以上です。

○議長（飯田正志君） 答弁願います。

最初に、教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（大川 覚君） この施設を開校までにできるかという御質問ですが、できることを前提に工事を進める予定でございます。

○議長（飯田正志君） 次に、総務部長。

○総務部長（鈴木伸二君） 原則として、新たな取得はできません。

以上です。

○議長（飯田正志君） 次に、健康福祉部長。

○健康福祉部長（大城栄一君） 燃料費につきましては、現在温泉供給が再開しておりますので、来年度の予算につきましては今年度の当初予算並みになるかと思います。

以上です。

○議長（飯田正志君） 次に、観光経済部長。

○観光経済部長（杉山健太郎君） コースについてのお話でしたけれども、コースは先ほど申しましたとおり、松崎新港をスタートし、長九郎林道、それから二本杉林道、これは森林管理署の部分ですけれども、それから二本杉峠に入りまして、そこから天城山稜線歩道をコースとしております。ですから、質問にありましただるま山の部分についても、山稜線歩道を通過するということになっております。

安全性という部分ですが、これは先ほど私が説明したとおり、実行委員会の中でそのあたりを、安全性という部分については配慮して、もう既に下見も何回もしているということで御理解をいただきたいと思います。

○議長（飯田正志君） 再質疑ありますか。

森議員。

○14番（森 良雄君） ちょっとコースがよくわからないんですけれども、二本杉峠を通るんですね。二本杉峠から仁科峠へ出るんですか。仁科峠から二本杉峠へ行くのか。二本杉峠と、先ほどだるま山と言いましたよね、だるま山の関係がよくわからないんですけれども。ただ、二本杉峠の下りなんていったら、もうこれは僕はもう絶対やめろと言いたいです。だるま山だってそうですよね。安全性の確保について、一体だれが責任とるんですか。

ちょっと前後しちゃいますけれども、湯ヶ島財産区、原則として財産区というのは財産の取得ができないということは、できる方法もあるのかどうなのか、ちょっと確認したい。

以上です。

○議長（飯田正志君） どっちからにするか。

では、観光経済部長。

○観光経済部長（杉山健太郎君） 今の質疑ですが、二本杉峠から仁科峠へ向かいますので、二本杉峠からは逆に上りになります、一部分。一部分というか、相対的には上りになります。

それと、安全性という部分ですが、先ほど来申し上げているとおりでございます。

○議長（飯田正志君） 次、総務部長。

○総務部長（鈴木伸二君） 原則にと申し上げましたのは、財産を維持するために必要な範囲で買いかえる場合でございます。それ以外は認められておりません。

○議長（飯田正志君） 以上で、森良雄議員の質疑を終わります。

続いて、10番、西島信也議員。

〔10番 西島信也君登壇〕

○10番（西島信也君） 10番、西島信也です。

私は何点かにわたって質疑をさせていただきたいと思います。

最初に、議案書の35ページですけれども、真ん中辺にあります03-43総合事務組合退職手当特別負担金5,134万円というのがございます。これは要するに、従来、昨年まで、勸奨退職あるいは早期優遇退職ということで退職、定年前、60歳前に退職される方について、そのの定年まで勤めたということでそういうことにして、その分を総合事務組合に負担金として払うというものでありますが、勸奨退職制度につきまして、私は前から、これはやめたほうがいいんじゃないかということをお願いしてきたんですけれども、今回、勸奨退職制度を廃止するというようなことを聞いておりますが、これは事実かどうか、市長にお伺いします。

それから、このやめられる方ですけれども、ことしは優遇退職でやめられる方が14名ということ、優遇退職といいますか、この5,100万円に係る人が14名ということなんですけれども、大体何歳くらいでやめる方が多いのか、その内訳といいますか、そういうのを1つお伺いしたいと思います。

それから、その35ページの一番下、交流事業19-40市交流協会補助金35万円。これは、姉妹友好都市のカナダのネルソン市から一行が来るからホームステイで受け入れと。その補助金だよという説明があったわけですけれども、これはいつごろ来るのか。それから、人数は何人くらいか、どういう人が来るのか。何か来たら伊豆市で歓迎行事等をやるのか。そこら辺をお伺いしたいと思います。

それから、37ページ、電子計算事務事業の13-57地域公共ネットワーク改修委託料ということで、これは説明書には公共的団体の利用を拡大したため735万円を支出するということなんですけれども、説明では、公共的団体というのは商工会とか社会福祉協議会という説明があ

ったわけですがけれども、そもそもこれどういうことなのか、私ちょっとよくわからないんですけれども。例えば、商工会なんかは、あるいは社会福祉協議会もそうですけれども、今パソコンを開くとこう出てきますね。照会とかそういうのができますけれども、そういうものの関係はどうなるのかということをお伺いします。

次に、43ページ、その他事務事業の上のほうですけれども、19-48市内公的病院等補助金ということで8,600万円。これは毎年支出しているようなんですけれども、今回は日赤と温泉病院に支出を、補助金を出すということで、これは国から来たお金をそのまま回すということなんですけれども、説明では救急医療体制強化ということをおっしゃっていましたが、具体的にどういうことなのか。例えば、救急関係で医師をふやすであるとか、あるいは何か設備をつくるか、どういうことになっているのかお伺いいたします。

それから、47ページ、一番上の土地購入費ですけれども、これ先ほど来いろいろ質疑、それから答弁があったんですけれども、天城文学の里づくり構想というのはあるようなんですけれども、どうも今聞いておまして、全然何だかよくわからない。どういうものをつくるのか、全然、構想というからには何かあるんじゃないかなと思うんですけれども、何か施設、建物をつくるか何だとか、そういうの全くないで、いわゆる見切り発車みたいにして土地を購入するのということなんですけれども、この土地購入につきましては、湯ヶ島財産区が1,000万円繰り入れるということなんですけれども、これも何だかよくわからないということで。1つお伺いしますけれども、天城文学の里づくり構想というのは本当に何もないのか。ただ、さっきの説明では文学の里の拠点づくりにするというそういうようなことだけだったんですけれども、具体的なあれが全然見えてこないということなんですけれども、それ本当に今何も無い白紙の状態かということが1つ。

それから、湯ヶ島財産区から1,000万円繰り入れるということなんですけれども、財産区自体はその地域の、湯ヶ島地区の湯ヶ島6区ですか、湯ヶ島地区の住民の皆さんの福祉という、要するに湯ヶ島地区の皆さんのための財産区ですから、ほかの市民のための財産区ではないですから、その方たちが1,000万円というそういう大金を繰り入れるということは、どうも私には余り理解できないと思うんですけれども。これから4,020平米を市が取得して、それに対して何かといいますか、湯ヶ島財産区がどういう権利を持つのか、あるいは持たないのか、そこら辺はどういうふうにお考えなのかお伺いします。

それともう一点、この天城文学の里づくりというのは、大体計画ないからちょっとあれなんでしょうけれども、いつごろまでに大体つくるかそういう構想も何もないのか。果たして、湯ヶ島財産区の人々の要望にこたえられるようなそういう施設とか、あるいはそういうものができるかどうか、私大変微妙といいますか、問題があるんじゃないかと思っているんですけれども。例えば、そういうものがずっと何年も、5年も10年もできなかったら、湯ヶ島財産区の人たちは、できないんだったら1,000万円返してくれよとそういうようなことは起きないのかどうか、それを1つお伺いします。

以上でございます。

○議長（飯田正志君） ただいまの質疑に答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 細部にわたるところは各部長から説明させますが、財産区のところ、財産区運営の基本原則というのがありまして、財産区住民の福祉の増進を図ること、財産区の財産または公の施設の管理及び処分によって得た対価は、市町村と同じように公共的なもの、すなわち財産区住民の福祉を増進するような目的に使用されなければならない。そして、財産区の性質上、みずから執行できないものは市町村に執行してもらうこととし、その財源を負担することとするとなる。このような記述になっているわけです。

幾つか本質的な議論のところがありまして、天城湯ヶ島地区、特に湯ヶ島地区の文学の里づくりというのはきのうきょう始まった話ではなくて、過去のいろいろな勉強会の資料を見ますと、何度も何度もいろいろな勉強会をやっているんです。私も市長になってからですけども、幾つかの非常にいい勉強会、平成7年とか平成15年だったでしょうか、その中でそれを着実に進めていけば、いわゆる天城の文学の里というのはもっと私は発展したであろうと思うんです。いろいろな状況があって、いろいろな理由があって、幾つか頓挫してしまっただ。その中で、花いちもんめ計画というのは私はよくわからないし、コンセプトもよくわからないのですが、やっぱり文学の里づくりというのは、これ湯ヶ島地区にとって極めて適切であるし、可能性がやはり一番大きな事業なんだろうと思います。

その中で、きれいな構想、きれいな計画がなければ進めないということではないと思うんです。例えば、比較してみれば、性質は違いますけれども、独鈷の湯を19メートルほど災害対策ということで移動させました。これは県の事業でやっていただいたんですが、そのときに、修善寺のまちづくり計画というものは綿密じゃなければ、じゃそういったものはできないのか。それは修善寺の温泉場の方々は、修善寺温泉のあるべき姿というのは皆さんの中で共有されていると思うんです。今回の駐車場整備もそうですけれども、修善寺温泉場交通スムーズ計画なるものが明文化して、具体的な計画があるわけじゃありません。しかし、温泉場の方々は駐車場の問題とか、交通の問題というのは既に共有されているわけであって、その中で進めるべきものを一つ一つ事業化していくというやり方は、決して私は間違っていないと思うんです。

湯ヶ島の文学の里づくりというのは、地域の皆さんもことしの8月7日だったでしょうか、タウンミーティングをやって、湯ヶ島は自然、温泉、文学、この3本柱でよろしいですねということで同意をいただき、そして財産区の会議でも自然、温泉、文学、これを柱でまちづくりを進めることでよろしいですねということでこれも同意をいただき、その中で単に文学だけではなく、天城の文学というのは天城の森と非常に関係が深いわけです。これはもう御理解いただいていると思いますけれども。その中で、営林署というものはかつてどのような

活動があったのか。あるいは、これから森林整備、林業振興の中で、どのような新たな位置づけをしていくのか。そして、仮に営林署跡地を市が、地元で財源負担いただいた上で市が購入したと、何かを施設をつくるとすれば、そのときには、かつての林業の顕彰だとか、あるいはこれからの森林との接し方とか、そんなことを財産区の木を使いながら整備していく。それを具体的にどういうものをつくるかについては、財産区からの御要望どおり、地元の皆さんと話し合いをしながら進めていくことだろうと思います。

それは、いつも西島議員はこれはこういうことをすべきだ、こういうことをすべきだときちっとおっしゃるんですが、新たな公共というのはそうではないんです。今までは民間は民で民だけ、行政は行政だけ、それでは立ち行かなくなる。したがって、新たな公共というコンセプトが出てきたわけです。新たな公共というのは、行政もNPOも市民も民間企業も、みんなで協力をしながら、かつては行政がほとんどやっていたことであっても、新たな公共というものをみんなで力を合わせてやろう、やっぺいこうということですので、私はその中で位置づけることがふさわしいのではないかというようなことを考えております。

具体的なことについては、各部長から説明をさせます。

○議長（飯田正志君） 次、総務部長。

〔総務部長 鈴木伸二君登壇〕

○総務部長（鈴木伸二君） それでは、私のほうから、まず勸奨退職の制度について説明をさせていただきます。

これまで、59歳になる年に、市長のほうから実質的に勸奨退職ということで声かけをしておりました。これにつきましては、年金の一元化に伴う年齢の引き上げ等もございまして、本年から廃止をしております。これは勸奨制度そのものを、実質的な勸奨を廃止したということになります。

それとは別に、早期優遇退職制度というものを設けておりまして、実質的に勸奨を受けて退職をしたとみなすというような規定、この適用をさせていただいているということになります。

実際に、今年度特別負担金の対象になった年齢ということなんですが、60歳が4人、定年ですね、定年退職で出た職員が4人、59歳が6人、それから58歳が2人、48歳が1人、それから41歳が1人ということで、必ずしも優遇退職ではなくても出るということになっております。

それから、電子計算事務のほうの商工会の関係をちょっと御説明させていただきますが、商工会同士、今現在ADSL回線を使って支所間のやりとりをしておりました。社会福祉協議会も同様でございますが、これを市の持っております光ケーブル、これを使って支所間をつなぐと。あくまでもこれは支所間のやりとりのネットワークでございますので、外部への接続、インターネットをを使っての外部接続につきましては、商工会が今まで同様のプロバイダーとの契約をしてやっていたということになります。

以上でございます。

○議長（飯田正志君） 次に、観光経済部長。

〔観光経済部長 杉山健太郎君登壇〕

○観光経済部長（杉山健太郎君） それでは、御質疑のありました交流事業のネルソンの受け入れについて御説明いたします。

経緯については既に御理解をいただいていると思いますので、省かせていただきますが、受け入れに当たりましては、伊豆市らしいおもてなしでお迎えをしたいと考えております。具体的には、来訪されるネルソン市の中高生や引率者の方々に、主に伊豆市内で体験していただく紙すきや生け花等の日本文化に触れていただく体験料、それと講師料、あとは市内の施設見学等に引率をしてまいりますので、その見学料等を提案させていただいております。

交流協会とも調整をいたしまして、歓迎セレモニーとかお別れパーティー、これをおこなうんですが、これについては交流協会のほうで食材の持ち寄り等の御支援をさせていただくということで、そんな形で伊豆市らしいおもてなしをしたいと考えているということで、御説明にかえさせていただきます。

それと、観光施設整備の天城文学の里づくり構想の内容でございますが、先ほど市長が申したとおりでございますので、省かせていただきます。

以上です。

○議長（飯田正志君） 次に、健康福祉部長。

〔健康福祉部長 大城栄一君登壇〕

○健康福祉部長（大城栄一君） それでは、4款1項1目細目50その他事務事業の中の市内公的病院等補助事業について御説明いたします。

議案書は43ページとなります。

市内の医療体制の確保及び災害時における医療救護体制の充実を図ることを目的に、公的病院等のうち救護病院に指定された病院を対象に、伊豆市公的病院等に対する補助金交付要綱を定め、平成21年度から特別交付税を財源として補助金交付事業を進めているところでございます。

今年度につきましては、昨年度と同様に、伊豆赤十字病院には5,285万円、J Aリハビリテーション中伊豆温泉病院には3,315万円の補助をするため補正をお願いするものでございます。補助内容につきましては、救急医療体制の充実として夜間、救急の非常勤医師の手当、また抗がん剤調整用安全キャビネットなどの医療機器の整備に対するものでございます。

以上です。

○議長（飯田正志君） 再質疑はありますか。

西島議員。

○10番（西島信也君） では、再質疑をさせていただきます。

1点ですけれども、天城文学の里づくりでございます。これにつきましては、湯ヶ島地区

住民とよく話し合いをして進めていくというようなことですが、先ほども言いましたが、1つ懸念されるのは、ちゃんと本当にといいいますか、湯ヶ島財産区が1,000万円もの大金をぼんこう繰り入れたということですから、それにはそれなりの思惑といいいますか、そういうのがあるんじゃないかと思います。その財産区の中の人も全員が賛成というわけじゃなくて、反対の人もいたというふうに私も聞いておるわけですが、とにかく今構想自体がほとんど何もないということで、先行取得みたいな形でやっているわけですが、こういう構想をぜひ先延ばしにしないで、実行に移せるものはどんどんと実行していったほうがいいと思うんですけれども。例えば、1つお伺いするんですけれども、何年ぐらいの間でこういうのをやるのか。そういうのも決まっていなかったりするのか、決まっているのか決まっていなかったりするのか。何年ぐらいかけてこういうある程度のものをやるのかということをお伺いいたします。

それで、もう一つ、湯ヶ島地区の皆さんが1,000万円出したんだから、そこにその旧営林署の跡地に何らかの権利というものを持つものかどうなのか。湯ヶ島の方は、もう全然それに対しては何も言いませんから、市のほうでやってくださいというのか、それが1つ。

その2点につきましてお伺いいたします。

○議長（飯田正志君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 今また再びその構想がないということですが、今、修善寺の温泉場で駐車場整備やっていますよね、工事が始まりました。しかし、交通のスムーズ化、今地元の方々と話をしているところなんです。では、議員は温泉場の交通スムーズ化が決まるまで駐車場整備もするなということですか。同時並行的にやっているじゃないですか。

湯ヶ島もそうなんです。まちづくりをやりながら、できる事業、冒頭申し上げましたように、これはどなたかに公売されて全然雰囲気合わないもの建てられたら、もう文学の里づくりが全く壊れてしまうわけです。だから、一たん市が確保して、地元の皆さんと話し合いをしながら、こういう手法を私いつも言っているんです。地元の皆さんと話し合いをしながらできること、決まったところから、一つ一つやっていきましょうというやり方が私は適切だったと思いますし、温泉場でもそのようにやっていますし、ほかのところも、きのうは私的に中伊豆でミニ集会やってきたんですが、それと同じように構想段階から皆さんと話をしていく。私はそれが不適切だとは思いません。

また、まちづくりは何年で終わるといってもないと思うんです。施設整備だったら、予算をつけてこれ来年できますとか、再来年できますとかありますけれども、やはりこれはジオパークと同じように、こういったまちづくりは活動そのものですから、ゴールというものはないと思うんです。

ただ、目安はあります。それは、1つはこの3月で残念ながら湯ヶ島小学校があいてしまいます。そこを、場所は違いますが井上靖先生の母校ですから、そこに昭和の森の文

学の資料を集約する。天城の図書館の文学のところを湯ヶ島小学校に集約して、湯ヶ島小学校を湯ヶ島文学館として再生していく。その中で、交通拠点は天城会館ですから、天城会館に車をとめられる、あるいはバスで来られる。その方々が湯ヶ島小学校まで、湯ヶ島文学館まで移動される間にしろばんぱの里というのがあるわけです。ですから、そこに具体的にどのような施設をつくるのか、それは森林管理署に、昔の形に近いようなものなのか、あるいは新たな今の湯ヶ島にふさわしいものなのかについては、地元の皆さんと話をしながらやっていきたいと思いますということであって、おおむねそのような施設の再編成というのはやはり三、四年のうちに進めるべきなんだろうなということは考えておりますけれども、地元の皆さんと話しながらということです。

それで、権利につきましては、当然所有権は分割所有ではありませんので、所有権は伊豆市になりますが、財産区の議会と覚書を交わしておりますので、財産区の管理者は伊豆市長ですから名前は市長と同じになっているんですが、伊豆市長と財産区で覚書を交わしておりますので、その中で財産区の要望というものは担保をされております。

○議長（飯田正志君） 再質疑ありますか。

西島議員。

○10番（西島信也君） 今市長さんから答弁あったわけですが、とにかく湯ヶ島財産区は1,000万円という金を繰り出ししているわけですから、これが将来紛争の種にならないようにぜひお願いしたい。早期に物事を進めていただきたいと思います。

私は何が何でも反対というわけじゃありませんから、市長さん、どうもそこら辺をよく見てください。

では、私の質疑は以上とさせていただきます。

○議長（飯田正志君） 以上で、西島信也議員の質疑を終わります。

ここで、木村さんすみませんけれども、1時間たちましたので、10分間休憩したいと思います。再開は45分、よろしいですか。一息入れてください。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時43分

○議長（飯田正志君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、16番、木村建一議員。

〔16番 木村建一君登壇〕

○16番（木村建一君） 議案第93号 平成24年度伊豆市一般会計補正予算（第5回）について1つだけお尋ねします。

今質疑していました湯ヶ島財産区の特別会計繰入金1,000万円についてお尋ねします。2つです。いろいろ書きましたが、質疑のほうで。

湯ヶ島財産区の財産を財源とするというのは、もうちょっと詳しくお話ししますと、通常は市の財源でやるんですが、というふうに一般的にはなっているんですけども、今回、湯ヶ島財産区の財産を財源とするという理由についてであります。

それから、2つ目は、財産区から市に寄附するに当たっての要望、いろいろと今覚書等とありますということですから、基本的なことはわかりましたので、もうちょっと具体的な話がもし出ているんだったらお話しいただければと思います。

以上です。

○議長（飯田正志君） ただいまの質疑に答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） お答え申し上げます。

まず、先ほど申し上げましたように、湯ヶ島のまちづくりをこれからどうやって進めていくかというところで、湯ヶ島財産区に基金があったからそれを使えるという乱暴な議論ではなくて、その際に、やはり営林署跡地ということですので、また、それがしろばんばの里の中の一つの大きなファクターにもなっていますので、過去の営林活動を顕彰しつつ、これからの湯ヶ島財産区の森林整備のあり方等を考えるためには、財産区に御協力いただくことが1つの方法であろうとこう判断したわけです。

それから、先ほど申し上げました覚書の中で、ここ、この地域、営林署跡地を含む湯ヶ島財産区のまちづくりについて、しっかり地元と話し合いをしながら進めてくださいという要望が覚書の中に入っております、幾つかそのほかにもあるんですが、それが一番大きな柱であろうとこう考えております。

○議長（飯田正志君） 再質疑ありますか。

木村議員。

○16番（木村建一君） 大枠はわかりました。いわゆる財産区の財産は基本的にはその財産を管理するための財源にするということで、詳細は総務部長がお答えになりました。そこまではわかりました。そうするとそれ以上、市長の御説明ですと、運営の基本原則の中に、財産区が管理できないものについては市のほうに要望する。そこまではわかりました。

それで、そうしますと、いわゆる主たるものが一緒になってということはわかったんですが、財産区としての目的というか、いわゆる財産を管理するためにできないと。湯ヶ島財産区はいろいろな財産の管理をやっているんですけども、大枠は温泉の管理というのがありますよね。結構お金が、聞くところによるとかかっているし、前から聞いていると。そうしますと、今回これを市に寄附するに当たって目的、こういうことで覚書を交わしたというのはわかりましたが、そうすると、ちょっと整理したいのは、財産区の目的と、それから今度文学の里づくりというのを兼ね合いをしっかりと見定めておかないと、ちょっとおかしくなるといったら変ですけども、その辺は確認をされているのかどうかお願いしたい。

それから、もう一点は、いろいろと協力してということはわかったんですが、そうしますと、ちょっと先、すみません。財産区の役員というか、財産区と市がどのようにやっていこうかというのは当然いろいろな話をなされていると思うんですけども、それに対する協力的な協働の組織づくりというのは、これは前提にしたことですか。そうしませんと、市が一生懸命やります。たまにお話しされるのはいいんですが、本来は基本的に同時並行的に一緒になってやれるような組織なのかなと思ったのですが、その辺がもしもうそこまでいっているんだったら、話し合いがいているんだったらお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（飯田正志君） ただいまの質疑に答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 先ほど申し上げましたように、文学の里づくりの事業というのがあるわけです。そこで、営林署の跡地は、そこが図書館であれば、もともと図書館であったところを復元するのであれば、当然財産区の森林の基金とは別になるわけです。文学の里の中の営林署跡地、帝室営林署の跡地というものですから、そこで過去の非常に林業が盛んだったころの時代の実はいろいろないい資料とか写真があるんだそうです。そんなもので顕彰しつつ、これからの森林整備のあり方で、例えばこれは地元の皆さんとの相談ですけども、これからの林業のあり方とか、木工体験とか、あるいは竹細工体験のようなことを子供にさせるようなコーナーがあってもいいし、そこで当然営林署跡地において、これからの森林整備とか、森林文化等を次世代に継承していくということを考えれば、そこは財産区の一つの活動として位置づけることは適切ではないかというように判断をしたわけです。

ですから、じゃ文学に何で財産区の森林の基金を使うんだということなんですが、もともとはそこが森林整備にかかわる施設であったからということであるし、これからもそれを大切にしていこうという事業の中で位置づけているからということになります。

それから、組織づくりのほうですけども、これはまだしっかりとしたものは固まっておりません。3月3日の県の事業の伊豆文学フェスティバルの県と市と、それから地元との関係等を、今まだこれも非常に緩やかな、暫定的な組織づくりなんです。そのほかにも観光協会の天城支部とか、幾つかの活動主体がある中で、宿とか西平にも今いろいろな組織ができていっているんだそうで、その中とこうまずは連携をとりながらやっていって、余りきちっとした組織を、まだそこまで固めなくてもよいのではないかとこのように判断をしております。

○議長（飯田正志君） 再質疑ありますか、いいですか。

これで木村建一議員の質疑を終わります。

以上で、通告による質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第93号については、お手元に配付いたしております議案付託表のとおり、それぞれの所管の委員会に付託します。

◎議案第94号～議案第97号の質疑、委員会付託

○議長（飯田正志君） 日程第2、議案第94号 平成24年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算（第2回）から日程第5、議案第97号 平成24年度伊豆市上水道事業会計補正予算（第2回）までの4議案を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、これを許します。

初めに、議案第94号について、14番、森良雄議員。

〔14番 森 良雄君登壇〕

○14番（森 良雄君） 14番、森良雄です。

議案第94号 平成24年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算（第2回）について質疑させていただきます。

基金繰入金8,000万円の減額、繰越金1億3,118万円の増額、この操作についての説明をお伺いしたいんですが、繰越金が足らなかったから繰入金を使いたいんだというようなことなんでしょうかどうにお伺いしたいと思います。

○議長（飯田正志君） 答弁願います。

市民環境部長。

〔市民環境部長 河野英世君登壇〕

○市民環境部長（河野英世君） それでは、ただいまの森議員の質疑にお答えさせていただきます。

議案書の56ページをごらんいただきたいと思います。

今質疑の出されました基金の減額、それから繰越金の増額ということで、第1表歳入予算補正に表示されております。

基金繰入金を8,000万円減額して、前年度繰越金を1億3,118万1,000円増額することにつきましては、国民健康保険制度は毎年度見込まれる医療費等を国保税と国県からの収入で賄うことが原則となっております。医療費というのは年々変動しておりますが、国保税を値上げといいますか、改定をお願いしてもなお財源が不足するため、一般会計からその他一般会計繰入金として補てんしているのが現状でございます。

しかしながら、一般会計からの繰り入れにも限界があり、この一般会計からの繰り入れというものは国民健康保険の被保険者以外の方の税収からの充当ということにもなりますので、当初予算調整時におきましては、当該基金からの繰り入れを行って歳入歳出総額の調整をした次第でございます。

また、医療費は、県の国民健康保険連合会を通じて各医療機関に支払いをしておりますが、現在の時点で、本年度に入りまして7カ月分の支払い、これは3月分から9月分まででございますが、これを支出済みでございます。この時点での前年度の同時期との比較が99.9%と、ほぼ23年度と同程度で推移しております。このため、提案理由の説明時にも補足させていた

いただきましたように、今後の支出を勘案し、現在の予算額で賄えるであろうという判断のもとに、基金繰り入れを減額したものでございます。繰越金の増額はこれを賄うためと、その他の歳出補正を賄うために増額したものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（飯田正志君） 再質疑ありますか。

森議員。

○14番（森 良雄君） 1つだけお伺いします。

現在、基金の残高というのはどのぐらいあるんでしょうか。

○議長（飯田正志君） 答弁願います。

市民環境部長。

○市民環境部長（河野英世君） 本年度の繰り入れを中止いたしますと、約1億5,000万円となります。

以上です。

〔「了解」と言う人あり〕

○議長（飯田正志君） これで、議案第94号についての質疑を終わります。

次に、議案第97号について、14番、森良雄議員。

〔14番 森 良雄君登壇〕

○14番（森 良雄君） 14番、森良雄です。

議案第97号 平成24年度伊豆市上水道事業会計補正予算（第2回）について質問させていただきます。

固定資産財源調査業務というのはどういう内容なのか。また、この業務はどこかへ委託するのかどうなのか、お伺いしたいと思います。

○議長（飯田正志君） 答弁願います。

建設部長。

〔建設部長 佐藤喜好君登壇〕

○建設部長（佐藤喜好君） それでは、議案第97号についてお答えします。

まず、この調査業務の内容という質問ですけれども、この調査業務ですけれども、提案理由にも代表的にわかりやすい事例で話をさせていただきましたけれども、上水道事業が所有する固定資産が2,473件あります。これを国庫補助金、それと工事負担金、寄附金等があれば寄附金に財源を水道事業の創設当時、旧町の水道事業の創設当時からのものですべてを調べて、今の2,473件の財源内訳を調べます。この財源内訳を調べて、さらにそれが経過年数がたっていますので、経過年数ごと一件一件を調べ、その台帳をつくります。次に、その台帳を今度はデータベース化し、そしてこれを26年度の予算をつくるときに、今コンピューターで予算書とかつくっていますので、それにアクセスできるようにデータベース化するというのが業務の内容になっているわけです。

そして、通告書では、自分たちでできないかということで、今、業務委託をするんですかという質疑ですけれども、業務委託を考えています。やはりデータベース化したりするのと、件数が多いということと、今まで水道料金について統一をお願いしながら、水道の内容についても十分節約とかをやっていきますというお話をさせていただきました。実際にも人間も切っています。そういった中で、やはり業務委託が一番適切であるというふうに考えまして、委託で対応するというふうに考えています。

以上です。

○議長（飯田正志君） 再質疑ありますか。

森議員。

○14番（森 良雄君） 今確認できたのは、これは上下水道事業の財産を調査する、データベース化するというところもあるわけですが、例えばの話ですけれども、民間でこういう自分のところの会社の財産を調べるときに、外部委託しなきゃいけないのかどうかということを考えたら、ちょっとそういうことはないんじゃないかなと。例えば、会計そのものだったら会計士に見てもらおうとかなんかしますけれども、これ上下水道部の基本資料じゃないかと思えますけれども、それどうですか、そうじゃないんですか。

○議長（飯田正志君） 建設部長。

○建設部長（佐藤喜好君） 森議員の言うとおりで。

それで、当然我々も今までも財産台帳を持っておりました。ただし、これが提案理由でも言いましたように、もとの法律というんですか、公営企業法の会計の制度が変わりましたのでやらざるを得なくなったということです。

以上です。

〔「わかりました」と言う人あり〕

○議長（飯田正志君） よろしいですか。

これで、森良雄議員の質疑を終わります。

以上で、通告による質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第94号から議案第97号までの4議案については、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付いたしております議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

◎議案第98号～議案第107号の質疑、委員会付託

○議長（飯田正志君） 日程第6、議案第98号 伊豆市職員の給与に関する条例等の一部改正についてから日程第15号、議案第107号 伊豆市学校給食調理場条例の一部改正についての10議案を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、これを許します。

初めに、議案第100号について、14番、森良雄議員。

〔14番 森 良雄君登壇〕

○14番（森 良雄君） 14番、森良雄です。

議案第100号 伊豆市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について、この条例の10条に該当する職員とはどのような職員かお伺いしたい。

○議長（飯田正志君） 答弁願います。

総務部長。

〔総務部長 鈴木伸二君登壇〕

○総務部長（鈴木伸二君） それでは、ただいまの森議員の御質疑に答えさせていただきます。

今回改正いたします部分につきましては、任期付職員のうち技能労務職員の中の短時間勤務、正規の勤務時間よりも短い、5時間とか6時間で勤務する職員を対象とした見直しでございます。想定とする職員としては、民営化を目指しております食肉加工センターの搬入が多い時間帯、例えば朝の9時ごろから夕方4時ごろまでというような時間を区切って採用するような場合、こういった場合に適用できるということになっております。現在、この制度で採用している職員につきましては、当然のこととしておりません。今後の対応を考えてのことということになります。

以上でございます。

○議長（飯田正志君） 再質疑ありますか。

〔「終わります」と言う人あり〕

○議長（飯田正志君） これで、議案第100号に対する質疑を終わります。

次に、議案第101号について、初めに、14番、森良雄議員。

〔14番 森 良雄君登壇〕

○14番（森 良雄君） 14番、森良雄です。

議案第101号 伊豆市債権管理条例の制定について、この条例を制定するのは何か理由がありますか。第6条の2に債権放棄についての規定がありますが、議会への報告は債権の多少にかかわらず報告だけですか、お伺いします。

○議長（飯田正志君） 答弁願います。

総務部長。

〔総務部長 鈴木伸二君登壇〕

○総務部長（鈴木伸二君） それでは、ただいまの森議員の御質疑に答えさせていただきます。

この後、西島議員からも同じ条例案で質疑がございますので、若干ちょっと触れるところもあるかもしれません。お断りしておきます。

理由ということでございますけれども、統一的な基準、これに基づいて、公正かつ市民の負担の公平というものを目的としているということでございます。

と申しますのは、市の債権におきましても、取り扱いが分かれております。税等の強制徴収可能な債権、それから自治法で定められております公債権、これにつきましては、時効が年数で自動的に成立いたします。当然これを阻止するための手続、差し押さえ等もできるわけでございますけれども、時効が成立いたしますと、この時効については自動的に徴収ができなくなります。

一方で、この市の債権のうち、民法の規定に基づいて時効が定められているものがある。具体的に申し上げますと、水道料とか、住宅使用料、こういったものがそうなんです、これについては、時効の成立には相手方から、年数がたって私はこういう事情で納められませんかというような、年数の経過と同時に申し立てをする必要があると。その場合についてのみ時効が成立する。ただし、時効が成立してもその債権について放棄することができない規定になっております。

このように取り扱いが分かれておりますので、これをまず同じ取り扱いにして管理をしていこうというのが今回の趣旨でございます。

それから、議会への報告は、実際債権の多い少ないではないものですから、これは報告になります、決算書に不納欠損額ということで出てまいります。これについては決算の審査の中で御審議いただけるものと考えております。

以上でございます。

○議長（飯田正志君） 再質疑ありますか。

森議員。

○14番（森 良雄君） そうしますと、余り大きな債権ではないのかなというふうに感じるんですけども、考えられる一番大きなものはどのぐらいの金額になるのか教えていただきたい。

○議長（飯田正志君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（鈴木伸二君） 金額、水道料とか温泉になりますと、額が数百万円まで上がります。また、現在では介護保険法の中では、返還金についても不納欠損等の処理が介護保険法でできるようになっておりますが、それ以前のものについては適用になっておりませんので、その場合ですと例のシャイニーとかの問題がございましたけれども、これらについても条件が整っていれば不納欠損ができるというような規定になりますので、たしか金額については3,000万円以内だとは思いますが、2,000万円を超えていると思います。こういったものも対象となるものでございます。

以上です。

○議長（飯田正志君） 再質疑ありますか。

森議員。

○14番（森 良雄君） 確認したいんですけども、例えば、土肥で閉鎖された施設があり

ますね。ああいうものもここに該当するということでしょうか。

○議長（飯田正志君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（鈴木伸二君） ただいま申し上げましたシャイニー等の案件がそうでございますので、当然対象になるということでございます。

○議長（飯田正志君） これで、森良雄議員の質疑を終わります。

同じく議案第101号について、10番、西島信也議員。

〔10番 西島信也君登壇〕

○10番（西島信也君） 10番、西島信也です。

私は議案第101号につきまして、引き続きまして質疑をさせていただきます。

まず、伊豆市債権管理条例が、これ1条からずっと7条まであるわけですがけれども、この2条のうちに、ここの伊豆市のこの条例では4つに、債権といいますか、分けてあるわけです。1番目が市の債権、2番目が市税、3番目が公債権、4番目がその他の債権と4つに伊豆市では分けているわけでございます。

これの3番目に公債権、それから4番目にその他の債権とありますけれども、これはそれぞれどのようなものかお示しいただきたいと思います。どのような債権なのか、お願いいたします。

それから、2番目、第4条に台帳の整備ということで、ちょっと読みますと「市長は市の債権を適正に管理するため、規則で定める事項を記載した台帳を整備しなければならない」ということになっておりますが、これは滞納台帳とかそれぞれ各課で管理している台帳があると思いますけれども、それとは別に、特別に新たに台帳をつくるのかどうなのかお伺いいたします。

以上、2点伺います。

○議長（飯田正志君） 答弁願います。

総務部長。

〔総務部長 鈴木伸二君登壇〕

○総務部長（鈴木伸二君） それでは、西島議員の御質疑に答えさせていただきます。

まず、今議員4つの区分とおっしゃいましたけれども、これは3つでございます。一番上の市の債権はそれらすべてを含んだものでございますので、3つということで御理解いただきたいと思います。市税と公債権とその他の債権と、この3つでございます。

具体的に、じゃ何が該当するかと申し上げますと、3号の公債権、これにつきましては、市税等ではございませんので、介護保険料であるとか、後期高齢者の医療保険の保険料、それから道路の占用料、河川占用料、保育料、下水道の使用料、こういったものでございます。自治法とか個々の法律に基づいて徴収するものでございます。

それから、その他の債権でございますが、これにつきましては、本来ですと2つに分かれ

てくるものがございます。1つは、同じように自治法の規定なんです、法令等の中で同じように強制徴収ができないものがございます。ごみ処理手数料であるとか、施設の使用料でございます。現在、こちらについては前納といいますが、前もってお支払いをいただく制度になっておりますので、対象になることはないと考えております。

その他の債権と申しますのは、先ほど森議員からも御質疑ございましたように、過払金とか返還金、こういったものがまず1つございます。そのほかには、市営住宅の使用料、学校の給食費、それから奨学金とか貸付料、こういったものでございます。それと、公営企業で現在行っております水道、それから温泉の使用料、こういったものになるわけでございます。

これらについて、既に台帳等の整備もしてございまして、必要な事項については記載をされております。規則で新たに別のものをつくるということではなくて、今ある台帳の中を統一的なものを書いていきたいと思いますという文言でございまして、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（飯田正志君） 再質疑ありますか。

西島議員。

○10番（西島信也君） 再質疑をさせていただきます。

まず1つ、116ページの第6条債権の放棄というところですけども、第6条は最初に、市長はその他の債権について放棄することができるというように書いてあるんですけども、ここちょっと確認したいんですけども、その他の債権についてということですので、この第2条の4だけの、例えば市営住宅、上水道とか、給食費とか、そういうものだけを債権の放棄がここでできるという、そういうふうになっているのかどうなのか、これを1点お伺いいたします。

それから、最初に、統一的な処理基準を定めるというふうに第1条に書いてありますけれども、この債権管理条例というのは、統一して債権の管理及び回収等を定めるというような意味合いだと思うんですけども、今、それぞれ税金、市税、それから国保とか、あるいは市営住宅、いろいろなところが、教育委員会では給食費ですか、そういうのもやっているということなんですけれども、これは伊豆市役所の中でそういう新たな統一的なそういう債権の徴収について、そういう組織をつくるのか、あるいはそういう統一的な話し合いをもってやるのかとか、そういうことはあるのかどうなのか。もし統一してやるのだったら、そういうのは総務部でやるものなのかどうなのか、どうもそこら辺ちょっとわからないものですからお伺いいたします。

それから、3点目でございます。

第6条の一番下2、議会に報告しなければならないということがあるわけですけども、これは従来は議決事項に当たると思っています。議会の承認事項に当たると思っていますけれども、これを報告に変えたということですけども、先ほど、不納欠損については決算書で審査してもらうということですけども、これはまた年に1回報告すると、そういうことでよろし

ゆうございますか、お伺いします。

○議長（飯田正志君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（鈴木伸二君） まず、第6条の1項の規定の適用ということで、その他の債権のみかということですが、先ほど申し上げましたように、他の法令で消滅時効等既に確定しているものは、これについては自動的に不納欠損も可能ということになっておりますので、ここではあえてその他の債権のみということで規定をしてございます。

それから、組織ということでしたが、徴収部門を新たに部とか課でつくるという意味合いでは考えておりません。現在のところ、そのいろいろな情報を共有したいということがございますので、その連絡体制を、委員会をつくってその中で連携をとるということを想定してございます。また、同時に不納欠損が正しく行われているかというようなこともあわせて見ていこうというふうに考えております。

それから、報告、これは年1回かということですが、決算期での報告ということで考えておりますので、年1回となる想定でございます。

以上です。

○議長（飯田正志君） 再質疑ありますか。

これで、西島信也議員の質疑を終わります。

次に、議案第102号について、14番、森良雄議員。

〔14番 森 良雄君登壇〕

○14番（森 良雄君） 14番、森良雄です。

議案第102号 伊豆市が管理する市道の構造の技術的基準等を定める条例の制定について、この条例案の第2条にいう法第29号とは道路法のことかどうかお伺いしたい。

第2条の1から10について、道路法に従うのかどうか、伊豆市で独自に規則をつくるのかどうか伺いたい。この1から10までの間には、再質疑したくないから答えてもらいたいんですけども、勾配という項目があります。市道の勾配について、これは法のほうに従って同じような制定をするつもりなのかどうか、伊豆市独自の勾配を規定するのか。

新しい議員の皆さん御存じないでしょうけれども、修善寺駅今建てかえていますね。あそこへ北口から行く道路の勾配は6%ほどを想定しているんです。自動車道路で6%、天城のところはもう10%を超えるような勾配の道路もあるから、自動車が走るところはそれでもいいですけども、歩道を6%の勾配にされたら、車いすでなんか走れません。走れると考えているような議員さんもいらっしゃるようだけれども。6%というところの勾配かというところ、本庁舎の前にあるスロープ、あれ4%なんです。要するに、これの1.5倍の勾配だ。4%だってあそこ皆さん走れますか、車いすで。健常者でも恐らく厳しいと思います。一般には3%と言われているんです。それ修善寺駅のところは6%だと言っているわけですけども、今だったらもうちょっと緩やかにすることだってできるとは思いますけれども、例えば、

この条例が制定されたから6%でもいいんだというような考えでこの勾配というのを決めるのかどうなのか、歩道については別途考えるというようなふうに考えているのか、その辺も含めて、ぜひ御答弁いただきたい。

以上です。

○議長（飯田正志君） 答弁願います。

建設部長。

〔建設部長 佐藤喜好君登壇〕

○建設部長（佐藤喜好君） それでは、議案第102号についてお答えします。

まず最初に、2条にいう法29号は道路法のことかということですが、これは道路法の29条を指しています。この29条というのは、道路の構造の原則というものをうたっているものです。その道路が存在する地域の地形、地質、気象、その他交通状況を考慮し、通常の衝撃に対して安全なものであることというような道路の構造の原則についてうたっています。

次に、2条の1から(10)までについて、道路法に従うのか、伊豆市独自で規則をつくるのかという御質問ですが、これについては、優等生の答えを言いますと、道路法の第30条の第1項及び3項の規定に基づき、道路構造令を参酌して規則を制定しますということになるかと思えますけれども、わかりやすく言いますと、道路法の基準を使います。ただし、伊豆市には120キロの高速道路はありませんので、道路構造令では120のところまでがあるんですけれども、そういう高速道路がありませんので、伊豆市に該当する部分の道路構造令を用いて規則をつくるということにしてあります。

御質問の勾配についてということでの御質疑ですが、道路構造令では9%という勾配を上限としています。ただし、地形によりやむを得ない場合には12%という規定になっています。ということで、当然このあたりが生きてくるということになっています。ただし、やはり6%というのがどういう勾配かという中で、先ほど議員のほうからは4%の事例を出していましたので、私のほうからは6%の事例ということで、市役所の駐車場の一番車が上がってくる勾配のきついあたり、そこがちょうど駐車場の6%になっています。一番道路側のほうの駐車場の一番庁舎寄りのところのスロープ、そこが6%ということで、確かに6%で車いすが通ると危険というか、を感じるような勾配ということになっています。そのために、修善寺道路のところではなるべく下げるように努力をさせていただいているところです。

以上です。

○議長（飯田正志君） 再質疑ありますか。

森議員。

○14番（森 良雄君） これを出したということは、これを盾に6%の道路をつくっちゃうのかどうなのか、非常に私危惧しているんです。ですから、やはり今建設部長がおっしゃったように、やはりできるだけ下げる。文言はどうしても、歩道については何か考えるというよ

うなことをぜひ、恐らく規則かなんかつくるんだ思うんですけれども、それ1点確認します。この条例の下の規則になるのか、何かつくるんだと思うんですけれども、それはどうなんですか。

○議長（飯田正志君） 答弁願います。

建設部長。

○建設部長（佐藤喜好君） 規則をつくり、その規則で細かい数字的なものを規定していきます。この道路法は相当でかい法律ですので、規則も通常の規則が1つあるのではなくて、3つに規則ができます。1つは道路の構造、もう一つが標識関係、そして3つ目にバリアフリー新法に合った規則をつくるという予定でいます。

以上です。

○議長（飯田正志君） 再質疑ありますか。

森議員。

○14番（森 良雄君） 質疑というよりはお願いですけれども、市長さんもぜひ聞いておいてもらいたいんですけれども。

○議長（飯田正志君） ちょっとすみません、質問だけしてください、質疑ですから。お願いはだめです。

○14番（森 良雄君） 質問だよ、質問……

○議長（飯田正志君） 質疑をしてください。

○14番（森 良雄君） 人が質問しているときに……

○議長（飯田正志君） 質疑をしてください。

○14番（森 良雄君） あなた、議長だか何だか知らんけれども、いいかげんなこと言っちゃだめだよ。

○議長（飯田正志君） 質疑ですから。

○14番（森 良雄君） さっきから後ろのほうでぐじゅぐじゅ言っていたけれども……

○議長（飯田正志君） 質疑を……

○14番（森 良雄君） 最後まで聞かなきゃわからないでしょう、君、そうでしょう。

○議長（飯田正志君） 今、お願いと言いましたから、お願いはだめですから、質疑をしてください、どうぞ。

○14番（森 良雄君） 人の意見を最後まで聞きなさいよ、あなた、いいですか。人が質問……

○議長（飯田正志君） 質疑をしてください。

○14番（森 良雄君） いいですか、それでは、市長さん、答えてください。駅の歩道は6%でつくるつもりですか、どうですか。車いすが通れるような道路をつくるかどうか考えていただきたい。

○議長（飯田正志君） すみません、森議員、今の質疑は議案と関係ありませんので却下しま

す。

○14番（森 良雄君） 何言っているんだよ。新しく条例をつくらと言っているんだ。

○議長（飯田正志君） 条例を決めることですから。

これで、森良雄議員の質疑を終わります。

以上で、通告による質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第98号から議案第107号までの10議案については、会議規則第37条第1項の規定により、議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

◎議案第108号及び議案第109号の質疑、委員会付託

○議長（飯田正志君） 日程第16、議案第108号 公の施設の指定管理者の指定について（天城ふるさと広場）及び日程第17、議案第109号 公の施設の指定管理者の指定について（修善寺体育館・修善寺グラウンド）の2議案についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、これを許します。

初めに、議案第108号について、14番、森良雄議員。

〔14番 森 良雄君登壇〕

○14番（森 良雄君） 14番、森良雄です。

議案第108号、議長さんがどうとるか知らんけれども、109号と非常に同じようなあれなので、できれば両方一緒に答えていただきたい。

公の施設の指定管理者の指定について質疑します。

天城ふるさと広場は新規に指定管理者を伊豆市体育協会とするのかどうか。この質疑の趣旨は、たしかあそこの宿舎部門は別の団体が指定管理者だったと思うんですけども、この議案はあそこも含めて体協に委託するのかどうか。天城ふるさと広場の範囲、指定管理料、伊豆市体育協会の概要について、これは議案第108号と議案第109号についてちょっと違うように感じておりますので、受託事業のすべて、受託金額、それぞれの受託事業の利用者の利用状況、135ページと139ページの指定管理の目的に違いが、文言がちょっとあるような気がしますので、どう違うのかどうか御説明いただきたい。

○議長（飯田正志君） ちょっと森議員、今、議案第109号は修善寺体育館になっていますけれども、これ見ますと、天城ふるさと広場の範囲とかと書いてある、議案第109号のところ。これ議案第108号なんで、どうしますか。

○14番（森 良雄君） だから、いいよ、好きなように答えてくれれば。

○議長（飯田正志君） 好きなようにって、だから議案第108号のほうでいいですね。

では、答弁を求めます。

観光経済部長。

〔観光経済部長 杉山健太郎君登壇〕

○観光経済部長（杉山健太郎君） それでは、御質疑のありました議案第108号についてお答えさせていただきます。

天城ふるさと広場についてですが、こちらについては提案理由でも私申し上げたと思いますが、平成23年12月に、審査会による業務の実績評価において、現指定管理者について「現状では施設維持管理や利用者サービスにおいて十分とは言えず改善を望む。今後は、魅力（三力）プロジェクトとの連携も考慮した上で公募による指定管理を望む」というような答申を受けております。本年度に入りまして、伊豆市体育協会より提案を受けまして、魅力（三力）プロジェクトのかかわり、地域への波及効果等検討いたしました結果、公募によらない選定が市にとって一番有利であるという判断から、私ども審査会への諮問を行いまして、次期5年間について、新規に体育協会の候補者選定が適切であるという答申を受けて、今回提案をする次第でございます。

そして、次のふるさと広場の範囲、指定管理料でございますが、全敷地約18ヘクタール及び条例に定める全施設ということになります。具体的には、先ほど議員のお話にもありました山荘、キャンプ場、天城ドーム、体育館、野球場、テニスコート等という全施設ということになります。なお、指定管理料につきましては、従来と同様利用料金制で行う予定でございますので、指定管理料は発生はいたしません。

体育協会の概要については、後ほど担当部署より解説をしていただきます。

指定管理の目的に違いということですが、ふるさと広場の指定管理の目的に、伊豆魅力（三力）プロジェクトの推進が加わるという理由についてです。ふるさと広場の設置目的でございます観光の振興を図るという部分、これ条例に記載されておりますが、その部分において、より具体化された施策として、体育協会が推進する魅力（三力）プロジェクトが目指しておる姿、市民が豊かなスポーツ施設を活用し、健康づくりとスポーツを通じた交流を進め、スポーツのまちづくりを定着させること。また、利用者視点に立った施設利用と宿泊滞在を結びつけたスポーツ・ツーリズムを観光誘客の柱とし、観光事業の活性化を図るということに相通ずるものとして、また審査会の答申である魅力（三力）プロジェクトとの連携として加えて、目的としてあります。

以上でございます。

○議長（飯田正志君） 体育協会の概要はどうするか。

〔「教育委員会にお願いして」と言う人あり〕

○議長（飯田正志君） 教育委員会、体育協会の概要について。

教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 大川 覚君登壇〕

○教育委員会事務局長（大川 覚君） それでは、ただいまの森議員の御質疑についてお答えさせていただきます。

体育協会の概要につきましては、伊豆市民の健康増進、また体力の向上に関する事業を行い、生涯スポーツの振興を図るということで団体活動を行っています。議案の139ページ、議案第109号の参考資料を見ていただくとわかるように、平成19年9月21日にNPOの認証を受けて、現在、体育スポーツの振興に活動していただいております。

御質問の内容ですが、まず受託事業のすべてと、受託金額についてということでございますが、今年度、伊豆市体育協会が教育委員会から受託しております事業は3つございます。1つ目が修善寺体育館・修善寺グラウンドの指定管理の業務委託、受託金額は年間1,204万5,600円、2つ目が狩野ドーム・狩野グラウンドの管理業務委託でございます。受託金額は487万6,200円。3つ目が丸山スポーツ公園施設受付等管理業務委託、受託金額が390万960円です。合計で2,082万2,760円となります。

次に、それぞれの受託事業の利用者の利用状況についてでございますが、各施設とも23年度実績でお答えさせていただきます。修善寺体育館は2万2,130人、修善寺グラウンドが1万8,125人、狩野ドームですが、2万581人、狩野グラウンドは1万1,156人、狩野プールにつきましては742人でございます。丸山公園野球場につきましては6,895人、テニスコートは1,194人、グラウンドゴルフ場は2,313人でありまして、合計8万3,136人の方々に御利用いただいております。

指定管理の目的に違いがあるかという御質問でございますが、当修善寺体育館、修善寺グラウンドにつきましては、市民にスポーツの提供をし、市民の健康増進を図ることを目的とした施設であり、スポーツ活動を通じた青少年の健全育成、健康をテーマとするまちづくりに寄与することを目指していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（飯田正志君） 再質疑ありますか。

森議員。

○14番（森 良雄君） 今お聞きのとおり、皆さんおわかりになったと思いますけれども、教育委員会所管と、それから観光経済部所管、両方の事業を1つの団体が受けている。今の事務局長のお話ですと、教育的な目的も相当効果が上がっているのかなと思いますけれども、これは市民の利用数だけじゃないと思うんです。外部の方の利用も相当ある。市民の利用が高まって、教育的効果が大いに上がっているのかどうか、どういうふうに認識しているかどうかということをもまず1つお伺いしたい。

それともう一つ、この天城ふるさと広場で今までやっていた事業者というのはこれどうなるんですか、失業しちゃうんですか。

それを、2点をお伺いしたい。

○議長（飯田正志君） 答弁願います。

最初に、教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（大川 覚君） 各施設の利用者数の市内、市外の状況でございますが、

やはり市内の方のほうが多く使われてございます。特に修善寺体育館、修善寺グラウンドにつきましては、修善寺中学校の生徒たちが、またはスポーツ少年団の方によく御利用いただいているのが現状でございます。

○議長（飯田正志君） 次に、観光経済部長。

○観光経済部長（杉山健太郎君） 現管理者が失業するかというお話でしたけれども、契約が切れるわけですから、当然事業としての撤退はしていただくようになります。

以上です。

○議長（飯田正志君） これで、森良雄議員の質疑を終わります。

同じく、議案第108号について、16番、木村建一議員。

〔16番 木村建一君登壇〕

○16番（木村建一君） 同じように、天城ふるさと広場の指定管理について公募じゃない方法の経過についてお尋ねいたしますが、4つ質疑いたします。

1つ目、平成19年度から約5年間の指定管理を契約していた株式会社来富を採用しないとした理由については、今にもまた補足的な形ですね。前回提案と同じ、審査会では、現状では十分ではない、草刈り等々と言っておったんですが、それでやめになったのかなということをお尋ねしたいので、そういうことなのかどうか。

2つ目です。どの施設でも指定管理期間中の中で中間審査をして、そのときにどう評価したのかということが出てきます。したがって、今回もその中間審査をしていたと思うんですが、株式会社来富をどのように評価したのかお尋ねします。

3つ目です。今もちょっと論議しているんですけども、ふるさと広場の条例の設置には、豊かな自然環境を利用し、市民の健康増進、観光の振興を図るためとこうなっているわけです。それで、片方では観光の振興がない。そういう意味では、今回提案している、ほぼ一致しているんですが、プラスされたのかなと、観光振興をさらに具体的に提案しているのかと思うんですが、その伊豆魅力（三力）プロジェクトを推進するのは、じゃこふるさと広場だけと私は受け取ったんですけども、そのように理解していいかどうか。

4点目の件について、指定管理料については今お答え願えましたので、結構でございます。

最後です。株式会社来富には、指定管理から外れますよという経過報告は当然していると思いますので、その経過をお尋ねします。

以上でございます。

○議長（飯田正志君） 答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 基本的な考え方について、私のほうから申し上げます。

スポーツ・ツーリズム、伊豆市が持っているスポーツ施設を、これ非常にいいものが数多くございますので、それを観光交流に使って、少しでも市民の雇用とか所得の向上につなげ

たいということで、これは繰り返し申し上げてきました。その中で、きれいに区分はできませんが、基本的に狩野ドーム、狩野グラウンドと天城ふるさと広場、そして丸山スポーツ公園は観光交流を主として、市外から多くのお客様に来ていただきたい。中伊豆グラウンドとか修善寺グラウンド、あるいは狩野川記念公園は、主として市民の皆さんにお使いいただきたいと思っています。ただ、もちろんきれいにはわかりません。

そうすると、天城ドームのような一番いいところは、じゃ市民は使えないのかという議論も出てまいりますので、そこで魅力（三力）プロジェクトの事務局を担っております体育協会が管理することで、年間の市民の大会とか、あるいは市民の利用をまず年度以前、例えば今ごろの時期に来年度の計画をつくって、そこは市民利用で押さえてしまうわけです。そして、あいたところで、当然たくさんあいているところが出てくるわけですから、そこで市民の皆さんも大きな大会とか、大きなイベントで使うことをまず押さえた上で、市外の方に今まで以上に営業セールスをしていくというようなことで、市民の皆さんが一番いい施設を使えないということがないように、そのためには、体育協会に一元管理していただくのがいいだろう。

ただ、問題は1つ、予約の仕方がこれ残るんですけども、予約の仕方についても、そこで不具合が起こらないように、市民の利便性が落ちないように、そんな配慮もさせていただきたいと思っています。

来富の動向について、これまでの経緯につきましては、部長から説明をさせます。

○議長（飯田正志君） 答弁願います。

観光経済部長。

〔観光経済部長 杉山健太郎君登壇〕

○観光経済部長（杉山健太郎君） それでは御質疑にお答えいたします。

まず、株式会社来富を採用しない理由、来富に対する実績評価等の部分でございます。

23年12月に実績評価が行われておりまして、その中で、現指定管理者の来富につきましては「施設の維持管理や利用者の安全面、サービスの向上等の改善と今後は魅力（三力）プロジェクトとの連携を考慮した上での公募による選定を望む」と、これ先ほど述べたとおりの答申でございました。

この答申に基づいて、私どもも公募による選定も検討いたしました。ただし、公募によれば、当然当初のこの指定管理のときの経緯も聞きましたけれども、他の大手の民間業者の参入も当然予想されます。大手の民間の手法によりまして、収支の改善やサービスの向上など、収益性に特化された提案がまとめられることは想定され、その結果、私ども別の事業としてやってごきますスポーツ誘致を目的とする魅力（三力）プロジェクトとの連携に難が出るということは、当然のことながら懸念がされます。

そのような中で、体育協会から提案を受け、体育協会の提案が、市の魅力（三力）プロジェクトを推進する中で、市のスポーツ施設の一元管理を検討する。その中に、ふるさと広場

ほか2施設、具体的には丸山と狩野ドームということですが、これらも見据えた中で位置づけをして、天城ふるさと広場を中核施設として提案をしていただいたということでございます。そんな中で、提案内容を検討して、魅力（三力）プロジェクトとの連携、特に地域への波及効果の重要性等の理由から、公募によらない選定が適切であると判断して、本日の提案をさせていただきました。

体育協会が地元の団体でございまして、指定管理の申請書の中にも、地域団体や地元業者への施設管理部門の委託を考えておるといってございまして、地権者である上船原振興会などとの協力体制を築き、適正な管理のもと、快適に利用できる施設管理ができるものと考えております。

設置目的にその魅力（三力）プロジェクトの推進が加わる理由ですが、これは先ほど市長の説明にもあったとおりでございます。

4番の指定管理料についてはという、これは先ほど述べたとおりでございます。

5番目の経過報告ですけれども、株式会社来富については、この答申を受けまして、来年度から指定管理は外れるということ、契約も満了になるよということと、体育協会を候補者として進めるといって話をしておるといのが現状でございます。

先ほど森議員の質疑にもありました株式会社来富については、契約上は当然のことながら切れます。これは体育協会に提案をしてございますので、契約上は切れますけれども、その提案書の中に、先ほど言いました地域団体や地元業者との協力という部分での窓口は開いておるといふふうに私は認識しております。

以上です。

○議長（飯田正志君） 再質疑ありますか。

木村議員。

○16番（木村建一君） 1つ目、中間報告、23年12月に実績評価をして、利用の改善等と、いろいろな施設等のをやって答申を受けたということなんですが、これについては、当然来富はきちっとその点を受け取って、いわゆる改善要求ですから、そのあたりの話し合いは当然平成23年12月以降にやられたということによろしいですか。

2つ目です。実は、11月28日に、私は来富の社長と連絡をとりまして、こういう経過があるんですけども御存じですかと言ったら、いわゆる大枠は聞いているんですけども、正式にはちゃんとこういう話は一切ありませんというお話受けたんです。したがって、来年から外れますよ、話しているという状況ですということなのかどうか。私は片方しか聞いていないもので、きょう初めて部長のほうでは話してあると。しかしながら、相手方のは、11月28日だからちょっと前、大枠は聞いている、ちゃんとは聞いていない、話し合いをさらにしていましようということが終わっているもので、今回提案されますけれども、その点は、当然4月1日からどうなるかわからないんですけども、どうですかと言ったら、そのあたりは聞いていませんというこうちょっと事実が違うもので、2つ目の点の確認はきちっとやって

おきたいなと思っていますので、お願いします。

○議長（飯田正志君） 答弁を求めます。

観光経済部長。

○観光経済部長（杉山健太郎君） まず第1点目の指摘に対する改善、その点については、随時私どものほうから担当のほうで改善指示書を出してございます。ただ、現状を見てもわかるとおり、利用料金制でございますので、なかなかそれが満足いく状態でなかったということは否めないかと思っております。

それで、重要なのは2つ目ですけれども、これは株式会社来富の社長のほうからも、私はその話は聞いております。ただ、彼との話の中で、議会へ提案前だから、そういう電話があったけれども、そういうお話があったけれども、今木村議員が言われたような形でおれは返事をしておいたよということを私はいただいております。

以上です。

○議長（飯田正志君） 再質疑ありますか。

木村議員。

○16番（木村建一君） いや、聞いておったじゃなくて、すごく大事な、余りずれたくないもので、この質疑から、ずれたくないものでこう限定するけれども、切りかわるときには当然正式には議会にかけないと、当たり前のことだと思うんです、それは。最終議会でこれどうなのか。それは議会側が、我々が決定する権限とは持たされている。極めて重要な責任もあるんですけれども、大事なところは、そういう経過も数年たって、常にいろいろな形では、市当局というのは、これじゃ決定するまで一切何もしないかというのと、繰り返さないけれども、ほかのいろいろな将来にわたる今回補正出ているイベントだって、もう次から次へ計画しているわけじゃないですか。では、決定するまで一切動かないかというのとそうじゃないですよ。現実には動いているわけで、いろいろな物事を決めようとするときに、議会が決定されましたといたら、ほぼそれにのっとって方針出していくということですよ。

今回お聞きしたいのは、もう一度確認です。そういうやりとりを聞いているじゃなくて、正式にこういう形で、正式じゃない、来富との兼ね合いできちんとそういう話し合いを、改善要求したんだけど、例えば、あなた方なかなか大変だね、うまくいかないねと、指定管理料だけじゃと。したがって、こういう方向で行くよということは話した経過というより、丁寧に話したのかどうかというお尋ねをしているんです、私は。

○議長（飯田正志君） 観光経済部長。

○観光経済部長（杉山健太郎君） 丁寧かどうかという部分については非常にお答えしにくいんですが、私は、すべて今回のこの体協への移行についても来富の社長とはお話をして、それで本日に至っておるということでございます。

○議長（飯田正志君） これで、木村建一議員の質疑を終わります。

次に、議案109号について、14番、森良雄議員。

〔「もういいです」と言う人あり〕

○議長（飯田正志君） よろしいですか。

以上で、通告による質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第108号及び議案第109号の2議案について、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付しております議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

◎日程の追加

○議長（飯田正志君） お諮りします。

お配りしております。追加日程表のとおり、議案第111号について、これを日程に追加し、追加日程として議題といたしたいと思っております。

御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田正志君） 異議なしと認め、議案第111号を日程に追加することに決定しました。

◎議案第111号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（飯田正志君） 追加日程第1、議案第111号 業務委託契約の締結について（汚泥再生処理センター建設工事業務委託）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第111号について、提案理由を申し上げます。

伊豆市汚泥再生処理センター建設工事業務委託についての契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の相手方につきましては、総合評価方式一般競争入札によりクボタ環境サービス株式会社に決定し、契約金額は消費税等を含め9億3,975万円、業務委託の期間につきましては、議決の日から平成27年3月13日までとなっております。

詳細について、市民環境部長に説明をさせます。

○議長（飯田正志君） これをもって提案理由の説明を終わります。

提案理由の説明に関して補足説明の申し出がありますので、これを許します。

市民環境部長。

〔市民環境部長 河野英世君登壇〕

○市民環境部長（河野英世君） それでは、議案第111号につきまして、補足して説明をさせていただきます。

本業務につきましては、田代地内に汚泥再生処理センターを建設する事業でございますが、

当市のし尿処理施設の現況及び本事業の経緯の概略につきましては、先ほど訂正を願いました配付済みである汚泥再生処理センター建設工事業務をごらんいただきたいと思っております。

相手方の選定につきましては、ただいま市長から説明がありましたとおり、総合評価方式一般競争入札により行いました。この概要につきましては、お手元にお配りしました議案書に添付されております伊豆市汚泥再生処理センター建設総合評価審査結果報告書のとおりでございます。

主には3ページをごらんいただきたいと思っております。落札者決定までの経過を記載してございます。

この方式を採用するために、本年3月には、伊豆市汚泥再生処理センター建設総合評価審査委員会が設置され、初回の委員会におきまして、静岡県立大学名誉教授であり工学博士である横田勇先生が委員長に就任されました。その後、5月18日の臨時議会で予算措置をお願いしまして、6月には応募者の公募を公告し、7社から照会がありましたが、実際に応募してきたのは4社でございました。11月21日には応募者に対するいわゆる評価、ヒアリング、それから評価が行われました。その結果、落札者がクボタ環境サービス株式会社に決定された旨が同委員会より報告されたものが、お手元の報告書の写しでございます。

なお、処理方式につきましては、この落札者の提案する浄化槽汚泥対応型膜分離高負荷脱窒素処理方式というものが採用されることとなります。

今回の総合評価方式では、まず応募者としての適格性を具備しているか等の審査を行い、その後一般要求事項及び特定要求事項を提示し、これに対する提案を求めた上、内容を審査してきた次第です。一般要求事項と申しますのは、水質とか大気質等法規制もあり、当然に達成すべき内容であるため、これらにつきましては採点対象ではなく、特定要求事項の項目に合計して50点、それから見込まれる用役費用に5点、供用開始後15年間に見込まれる点検補修費用等に5点及び入札価格に40点を配分し、これを定量化して評価をした次第でございます。

施設の概要につきまして御説明させていただきます。

建設場所は、何度も申し上げていましたように、伊豆市田代地内、具体的には、字石田233番及び234番。

施設の規模と申しましょうか、こういったものについては、今後の詳細設計にもよりますが、敷地面積は4,250平方メートル、処理棟となります家屋の建築面積につきましては870平方メートル程度の規模と考えております。

処理能力につきましては、基本計画のとおり、1日当たり28キロリットルでございまして、処理方式は、先ほど申し上げましたように、落札者の提案した方式が採用されます。

この方式につきましては、そもそもこのし尿汚泥再生処理につきましては、環境省の定めるところのいわゆる性能指針という基本的なよりどころがございまして、これには3つの方式が示されております。具体的に、伊豆市で採用することとなったこの方式につきましては、

し尿等を希釈することなく処理するため高負荷方式と言われているとのことでございます。この方式をさらに浄化槽汚泥の割合が高い施設に合わせて改良した方式であるという説明を受けております。

浄化槽汚泥対応型を採用すると、単独浄化槽、あるいは合併浄化槽による処理対象物の性状の違いと申しますか、こういったものが考えられるため、これを安定的に処理ができるというような説明を受けております。膜分離とは、生物処理で捕捉できなかった成分をさらに分離処理するために、化学繊維でできた膜を設置するというところでございます。

それから、用地につきましては、進入路の拡幅等も行いますが、これらに必要な用地とあわせて地権者の方々の御理解を賜り、現時点で全員の方々と売買契約を取り交わさせていただいております。

次に、最初にお配りしましたスケジュールのほうをちょっとごらんいただければありがたいと思うんですが、本事業につきましては、3年間にわたる事業でございます。そちらのスケジュールを見ていただければ、おおよその年度の進行状況がおわかりいただけるものと思いますが、年明けから約5カ月間かけて詳細設計を行い、その後には、機器類等の工場製作、現地での造成工事及び処理施設の躯体の建設を行い、26年度に内外部の仕上げ、機器据えつけ及び配管工事、これらを施工して、27年3月、引き渡しを受ける前には当然いわゆる負荷運転をして、性能が確保されているか等の確認を行うこととなっております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（飯田正志君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

暫時休憩をいたします。この休憩中に、質疑のある方は通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午後 0時03分

再開 午後 0時07分

○議長（飯田正志君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから、議案第111号について質疑を行います。

まず、14番、森良雄議員。

〔14番 森 良雄君登壇〕

○14番（森 良雄君） 14番、森良雄です。

議案第111号 業務委託契約の締結について質疑させていただきます。

まず、この契約が一般競争入札だとおっしゃっているんですが、総合評価方式一般競争入札、正直言って初めて聞いた。これのどこが一般競争入札なのか。少なくとも、この概要を

見た限り随意契約です。まず、その辺をわかりやすく説明いただきたい。

この契約の予定価格はお幾らだったのでしょうか。

この施設の処理方式、1次処理はどんな処理なのか、2次処理はどんな処理なのか、御説明いただきたい。

それから、競争入札ということなんですけれども、ならば各業者に仕様書を提示したのかどうなのか。それから、仕様書を提示したのだったら、我々議員にどんな仕様書なのか説明いただきたい。

これ業者に提示する前に、市当局は自分たちでどういう施設をつくるかというようなことは何も検討しなかったのかどうか。検討しているんだったら、どういう施設をつくろうとしているのか。例えば、1次処理方式は活性汚泥法だとか、2次処理方式はフィルター式だとか、何も説明していないのかどうか。

委員会で審査したということだけれども、はっきり言って、審査基準は何もわかりません、私には、これ読んだだけでは。

それで、委員長、副委員長、委員の名前が載っていますけれども、例えば、委員長、副委員長は大学教授だということなんですけれども、専門は何なんですか。工学博士といたって、きのう、おとといかな、事故のあったトンネルのボルトの問題、ボルト研究している人だって工学博士になれるわけだね。ここに関連するのはやはり汚泥処理法の専門家かどうかです。それから、委員の皆さん4名載っておりますけれども、これ皆さん、はっきり言わせてもらいます、素人さんじゃないですか。どこに専門性があるんですか。この方たちが委員会で審査できるのかどうかです、その辺のこと。

それから、ここの資料に載っている業者名は記号でしかわかりませんが、ちゃんとどこの業者かももう決まっているんだから教えてください。

以上です。

○議長（飯田正志君） 答弁願います。

市民環境部長。

〔市民環境部長 河野英世君登壇〕

○市民環境部長（河野英世君） それでは、ただいまの御質疑にお答えさせていただきます。

何点かあったと思いますので、少し順序が不同となりますが、御了承いただきたいと思えます。

まず、予定価格につきましては13億4,500万円でございます。

それから、仕様書の提示はあったのかということでございますが、これは当然仕様書を提示しております。

それから、基本的な検討がどこでなされたのかという御質疑につきましては、本施設を計画したときに、基本設計業務が行われております。

それから、記号で表示しているからわからないではないかということにつきましては、委

員会から出された報告書の裏のほうに具体的な業者名も表示されております。これは記号によりましたのは、当日のヒアリングをやるときに、どこの業者が参加しているということが事前にわからないように記号化してやったというようなことでございます。

それから、入札の方式について、これがどこが一般競争入札なんだという御質疑でございますが、これは地方自治法施行令の167条の10におきまして、一般競争入札において最低価格の入札者以外の者を落札者とできる場合というような説明といたしますか、根拠がございます。従来、公共事業というものは価格によって来たわけでございますが、主にはこういった環境施設、ごみ処理なんかもそうですけれども、こういったものは非常に専門性が高くて、なかなか処理方式を具体的に決めてからかかるというようなことは余り行われていなくて、この性能発注、それから総合評価方式と呼ばれるものが一般的に採用されているというように理解しております。

それから、処理方式につきまして、私も先ほどちょっと今までの自分の勉強の範囲、それから業者からの説明での御説明をさせていただきましたが、具体的な処理方法、どのように流れていくのかにつきましては、申しわけありませんが、後ほどの説明とさせていただきますと思います。よろしいでしょうか。

以上で、御質疑を受けたことの説明とさせていただきます。

○議長（飯田正志君） 再質疑ありますか。

森議員。

○14番（森 良雄君） 基本設計はしていたということなようですから、これはどこがやったのかどうか。それをお伺いしたい。

○議長（飯田正志君） 市民環境部長。

○市民環境部長（河野英世君） 申しわけありません。平成22年とかの話だったものですから、ちょっと実際に受託した業者名は承知しておりません。後ほどお調べいたします。

○議長（飯田正志君） 再質疑ありますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○議長（飯田正志君） これで、森議員の質疑を終わります。

次に、10番、西島信也議員。

〔10番 西島信也君登壇〕

○10番（西島信也君） 10番、西島信也です。

私は何点かにわたって質疑をしたいと思っております。

まず、この議案の審査について、何か委員会付託をしないというようなことのように、少し細かくなりますけれども質疑をさせていただきます。

まず最初に、施設の名称です。伊豆市汚泥再生処理センター建設工事ということになっているんですけれども、これはずっとこの施設が汚泥再生処理センターというのかどうなのかということなんですけれども、以前、二、三年、2年くらい前に、市長はたしか生活排水清

流化施設というようなことをおっしゃっていたと思うんですけども、それはやめたのか、これにしたのかと、ずっとこれなのかということですけども、まずそれが1点。

それから、今、処理方式が示されたわけですけども、膜分離高負荷脱窒素処理ということですね。これは処理方式、今最新のやつでは3種類あると言われておりまして、標準脱窒素、高負荷脱窒素、それから膜分離と3つあるわけですけども、これの膜分離にしたというそういうことですけども、膜分離のほうはどのような利点があるのかどうなのかお伺いします。

次に、放流水質です。処理水を放流すると思います。恐らく1日、ちょっと私もわかりませぬけれども、100トンくらいにはなるんじゃないかと思うんですけども、放流水をそれだけ放流すると、処理水を。それについて、先ほど水質ですけども、県のそういう基準があるという話ですけども、一応BOD、COD、それからSS、これにつきまして、このメーカーは幾らを出すかということをお伺いいたします。

それから、その次ですけども、これは、私、建設総合評価審査結果報告書というのを今読んでいるわけですけども、この中に悪臭対策というようなことが載っているわけですけども、この施設からは、特に膜分離高負荷につきましては悪臭が多々出るというような情報もあります。この悪臭対策についてこのメーカーはどのような対策をとっているのか、お伺いいたします。

それから、この中に、今言った審査報告書の7ページの下から3行目、維持管理の中にプロセス用水取水量計画とあるわけですけども、このプロセス用水というのはどういうものなのか。私は余りよく知らないんですけども、このプロセス用水、私は希釈水のことかなとも思ったんですけども、このプロセス用水の取水先、これはどこからどういうふうにするのかということをお伺いいたします。

それから、次に処理水、先ほど1日100トンくらい出るんじゃないかと申したんですけども、この処理水の放流先、これ建設するところは田代地区ですけども、加殿地区の上流に当たるわけです。ですから、加殿地区の人も大変心配しているというようなことですけども、この処理水をどこへどういうふうにして放流するのかということなんです。

それから次、施設の名称が汚泥再生処理センターとこういふふうになっておりますが、普通のし尿処理施設とかそういうことを言わないで、汚泥再生処理とこう言っているわけですから、何か特別に汚泥の再生処理をするのかということなんです。普通、例えば、函南でやっている下水道のあれなんかでは、汚泥を脱水してケーキにしてそれを埋立場へ埋め立てるといふような方式でやっておりますが、こちらの汚泥処理についてはどういうふうにするのかお伺いします。

それから、先ほど予定価格というお話ございましたが、13億4,500万円ということですけども、これは15年間の維持管理費を含めてのあれじゃないかと思うんですけども、たしか2年くらい前に、今手元に持っておりませんが、各方式がどれくらいお金がかかるかとい

うことで、15年間の総コストということでこの膜分離の高負荷も入っておったんですけれども、これがたしか13億何千万円とかと記憶しているんですけれども、それで建設費用につきまして、維持費を抜いた建設費用につきましては平均で9億円というようなことを書いてあったような気がするんですけれども。だから13億4,500万円に、今9億幾らだからばかに安いじゃないかと思った方もいらっしゃるかもしれませんが、これは、13億幾らというのは15年間の維持管理費も含めてのことだと思っただけなんですけれども、そこら辺はどうなっておりますか。

それと、維持管理費は年間幾らを見込んでいるのか。前の資料ですと、年間2,500万円くらいということになったと思うんですけれども、この維持管理費の費用、これには、膜分離ですと何年かに一遍、限外ろ過膜を交換しなきゃならないということがありますから、これも費用がかかるんじゃないか。あるいは活性炭を使うかどうか、それちょっとわかりませんが、そこら辺について、維持管理費及びそこら辺についてお伺いします。

それから、この管理の業者ですけれども、普通あそこの柏久保でやっております維持管理、だれがやっているかという職員がやっているわけなんです。衛生センターの職員がやっている。しかし、こういう非常に高度な技術があるそういう施設ですと、職員じゃ到底できないと思いますから、どこかの業者に頼むんじゃないかということなんですけれども、この業者につきましてはもはや既に決まっているのか。普通考えられるのは、メーカーから派遣されて、業者が派遣されるという例が多いんですけれども、そこら辺はどうなっておりますか。

それから、この地図があるわけですけれども、処理センター建設工事業務ということでこれ地図があるわけですけれども、A3の地図があるわけですけれども、これの最初の候補地は今この枠で囲ったところの左側、白山神社というところの上だと私は思っていたんですけれども、ここに活断層があるよということで変えたと、右側のほうに移転というか、候補地を変えたということですが、活断層につきましては大丈夫なのか。地震が起きた場合、壊れちゃうとかそういうようなおそれはあるのかないのか、お伺いいたします。

次に、最後になりますけれども、こちらの建てる場所は田代区の地籍ですね、それで、これの左側ずっと地図で見てもわかりますけれども、集落がありますけれども、こちらは加殿区ということで、何か田代のほうはもう既に同意を得たというようなことですが、加殿のほうはどういうことになっておるのでしょうか。一部の人は反対しているということも聞いておりますが、それと普通こういう迷惑施設といいますか、普通といいますか多いのは迷惑施設をつくるときには地元補償何かをやるというようなことがありました。例えば、柏久保の衛生センターの焼却場をつくるときには、集会所を柏久保につくってやったとか、そういうのが過去にはありましたけれども、これの地元補償、田代区、それから加殿区のほうから何かそういう要望が来ているかどうかお伺いいたします。

ちょっと長くなりましたが、たくさんになりましたが、ひとつよろしくお伺いいたします。以上です。

○議長（飯田正志君） 答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） まず、名称についてですが、当初は、総合計画にあるとおり新し尿処理施設ということでやってまいりました。ただ、実態は生し尿は4%程度で、ほとんどが合併浄化槽汚泥処理ということで、なかなか実態と合わない。また、し尿という名前がなかなか非常に耳ざわりでよくないということで、その事業そのものの性質ではなくて事業の目的に照らして、一時期、私は清流化センターという名前を使っていたんですが、意図的に。なかなか定着しませんで、専門家の方から、これは最終的にやっぱり汚泥の処理であるのでこういう名前がいいということだったようです。ただ、そのままそれを看板に立てることは必要ありませんので、それはそれとして、ニックネームをいかにも伊豆らしい施設のニックネームを決めるなり、募集なりして、そのような事業名をそのまま施設名にする必要は私はないと思っておりますので、そのような心地よいニックネームをつけたいと思っております。

それから、一番最後のところ、これは加殿の問題は、この4社を1社に選んだ結果、御承認いただくこととは別問題でございますので、それはまた別途御質問いただくなり、御意見いただければいいと思っております。

技術的な問題については、市民環境部長から説明をさせます。

○議長（飯田正志君） 答弁願います。

市民環境部長。

〔市民環境部長 河野英世君登壇〕

○市民環境部長（河野英世君） それでは、ただいま西島議員のほうから非常に多く御質疑を受けましたけれども、ちょっと私も記録が完全にできたかどうかちょっと不安があります。さらに、順不同になりますことを御容赦願いたいと思います。

まず、名称につきましては、ただいま市長のほうからも説明がありましたとおり、汚泥再生処理というのは国の交付金のほうのメニューの名前をそのまま使っております。このため、どういう名前、例えば、沼津市さんの施設はアクアプラザという愛称で呼んでおりますが、こういった意味での名称は今後の課題でございます。

それから、維持管理費が先ほどの予定価格に含まれているかというようなことだったんですが、これは当然含まれておりません。予定価格というのは本体の事業費のみでございます。ただ、いわゆる業者の提案として、私のほうで、おたくの会社で提案する方法、主にはその方法によりまして、用役費、電気量、水道料といったものがどのぐらいかかるのかというような見積もりは出していただいております。このためには、伊豆市における電気料金が1キロワット幾らである、あるいは上水道料金は1立方メートル幾らですよというような条件を示して、いろいろな方式がありますので、希釈の倍数が多ければ、当然そういった意味での水の使用料はふえてくるのかなというように思っております。

それから、方式につきましては、先ほどもちょっと素人ながら業者の受け答的な説明で申しわけないんですけども、一応説明をさせていただきました。それに関連しまして、膜分離方式を採用いたします。膜分離を採用するのは、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、高度に固体、液体、つまり固液分離がされる。この結果、その後の高度処理が活性炭のみの吸着で足りるんじゃないでしょうか、足りますよというような御提案でございました。

それから、水質につきましては、BOD、いわゆる生物学的酸素要求量、これにつきましては1リットル当たり10ミリグラム以下。これは、いわゆるこの汚泥再生処理センターの交付金をいただくための性能指針というものに提示されている数値でございまして、具体的に幾つにしますとかというようなことはありませんが、当然これをクリアして放流することになります。COD、化学的酸素要求量につきましても、同じく1リットル当たり20ミリグラム以下、水中浮遊物質、SSにつきましては、同じく10ミリグラム以下というようなことで、私のほうは一般事項として示しているところでございます。

それから、悪臭対策につきましては非常に重要な事項だと思っております。まず、私たちが発注仕様書で示したのは、現在伊豆市におきましては、悪臭防止法に基づく規制値は臭気指数制度をとっております。田代地内は市街化調整区域でございまして、臭気指数18という規制値があるわけですが、これを12にしますよと。したがって、これをクリアする方法を提案してくださいということでやったところ、落札者の対応といたしましては、方法ですが、水アルカリ次亜木炭触媒洗浄に活性炭吸着を加えた方式が提案されてきてまして、脱臭効果も高く、維持管理費の軽減も図ることができるというようなヒアリングの結果でございます。

それから、プロセス用水とは何かと、それからその取水先ということですけども、プロセス用水というのは施設を洗ったり、薬品を溶かしたりするときのお水、それに使用する水でございまして、これにつきましては井戸を掘削して取水する予定でおります。上水道の引き込みというのは、処理棟の中での生活用水に使用するために引き込むものでございます。

それから、その水をじゃどこへ流すのかということですが、これにつきましては、敷地に隣接しております谷ノ沢川を經由して大見川へ放流することとなります。

それから、最終的な汚泥処理の方法ですが、これにつきましては、堆肥化であるとか幾つか方法があるようです。これも指針に示されておりますが、ただ伊豆市としては既に助燃剤として使う、これが設備的にも一番安いというようなことで、助燃剤としての活用であるということで始まっております。

維持管理費についての御質疑もありましたけれども、維持管理費につきましても、各社提案の方式によりまして異なっております。ただそれは、今回の本体のいわゆる入札額のように、これを保証しろというものではございませんで、落札者が提案した方式でやればこのぐらいの金額に、私どもの提案ではこのぐらいになると見込まれますというような数値をいただいた範囲でございます。ですから、これを4社比較して点数化したというようなことでご

ざいます。

それから、断層の件ですけれども、これにつきましても、当初の予定地は断層があるということで現在の図面にお示したところに場所がえをしております、業者のほうの建物配置図等からもこの断層は避けて考えられております。

完成後の維持管理につきましては、現在は柏久保につきましては直営でやっております。それから、土肥の衛生センターにつきましては委託に切りかえました。新しい施設につきましては、直営というのはなかなか私は考えにくいのではないかなと思っておりますが、委託であっても、現在その委託先を選定するような作業は一切しておりません。

それから、地元の補償といいますか、補償という言葉が適切かどうかわかりませんが、加殿区さんからは……

〔「関係ない」と言う人あり〕

○市民環境部長（河野英世君） よろしいですか。

ちょっとすみません、それは割愛させていただきます。

以上で御質問は大体終わったかなと思います。

以上でございます。

○議長（飯田正志君） 再質疑ありますか。

西島議員。

○10番（西島信也君） 今、御説明をいただいたわけですがけれども、まずプロセス用水ということを行ったわけですがけれども、プロセス用水というのはわかりました。

では、1つは希釈水、希釈水恐らく1日七、八十トンを使うと思います。それから、汚泥本体が28キロリットルですから、28トンと、もっと多いと思いますけれども、それから水分が出るということで、100トンくらいは全部で出るんですけれども、希釈水も七、八十トン1日に必要になるんじゃないかなと思いますけれども、それはどこから取るのか。井戸から取るということで理解していいですか。水道から取ると、100トンじゃ大体1万円くらいになりますから、かなり年間にすれば多い量になると思いますが、その希釈水はどこから取るのかということです。

それから、処理水の放流先、谷ノ沢川というのがありましたけれども、谷ノ沢川といっても、これは川といっても加殿用水の一部ということになっております。加殿用水の支川みたいな感じで、川といったって自然の川じゃないわけです、加殿区が管理している。だから、こちら辺とは十分は話し合いをしないと、勝手にあそこへ放流したなんてことにならないようにひとつお願いしたいと思っておりますけれども、その点はどういうふうになっているか。

それから、汚泥処理ですがけれども、今、助燃剤というお話がございましたが、助燃剤といっても本当の助燃剤じゃなくて、燃してしまおうということなんですけれども、これはそうしますと大体、本来的でしたら伊豆の国市でやっている新焼却施設でやるんでしょうけれども、まだできていないから、そちらのほうは全然やっていないですから、助燃剤については

柏久保の焼却場で燃すかということですのでけれども、こういうことを予定しているかどうかということですか。

それから、維持管理費についてですけれども、先ほど13億4,500万円が予定価格と言ったけれども、これはだれが13億4,500万円に決めたかわかりませんが、非常に高い金額です。前にもらった資料だと大体9億円くらいが平均だよということを言っていたわけです。15年間の総コストが13億円とか14億円とかそういうことだと思ったんですけれども、予定価格はだれが決めたかわかりませんが、とにかくばか安くできたということじゃないと思います。平均くらいにできたんじゃないかと思うんですけれども、それ落札率にして、部長は、うんと安くできたのか、それとも平均くらいかなと、どういうふうに思いますか、お伺いします。

それから、地元補償ですけれども、これについてはこの議案と関係がないということはおかしいと思いますよ、関係ないという。これだって、1つはどうなっているかということをお知らせしないとあれじゃないですか。日向の焼き場にしても、みんなそれは明らかにしてきたわけですよ、日向の焼き場にしても。どこへ幾ら、日向の地区へ幾ら、佐野地区へ幾らということをお知らせしてきたから、この辺が決まっているんだったら明らかにしていただきたいと思います。それで、決まっていなかったら、これから交渉するよとかそういうことだったら、それならそれで結構ですけれども、そこは特に市長はあれですから、市長さんにお伺いをいたします。

以上です。

○議長（飯田正志君） 答弁を求めます。

市民環境部長。

○市民環境部長（河野英世君） ただいまの西島議員の御質疑にお答えいたします。

希釈水が1日に80トンとか使うんじゃないかという御質疑でございますが、先ほど補足説明の中でちょっと触れさせていただいたんですが、し尿等を希釈することなく処理するためというようなことで説明を受けております。ですから、希釈水は原則使わないというような解釈になろうかと思っております。

それから、谷ノ沢川への経路については、地元説明、田代、加殿におきましても、この方法でやらせていただきますということは御説明をさせていただきます。ただし、多少護岸とございますか、そういった部分が傷んでいるところがあるから、そういったところはちゃんとやっていただきたいというような御要望を受けております。

それから、助燃剤としての利用につきましては、幾つかある方法の中で施設の多分安価であろうということかどうかわかりませんが、これが選択されております。それから、新しい焼却施設の計画におきましても、伊豆市としては、いわゆる通常の一般廃棄物、これも一般廃棄物なんですが、加えてこの汚泥を焼却していくということで計画しております。

それから、請負比率ということになりますと、予定価格を落札者の価格で割りますと

66.5%になろうかと思えます。これが安いか高いかというような御質疑だったかと思うんですが、当初の5月18日の臨時議会で補正予算案を提出させていただきました時点で、28キロリットル掛ける5,000万円で14億円と見込みました。その前の基本計画書では、下水道放流方式ですと幾ら、それから一般的な場内処理方式でやると13億5,000万円というような数字が示されておったと記憶しております。それが、結果28キロリットル掛ける5,000万円で14億円と改めて計上させていただきましたというような御説明をさせていただいていると思えます。この5,000万円につきましては、こういった施設、施工例が非常に少なく、過去10年ぐらいの地方自治体の施工の例から1キロリットル当たりの単価を出しまして、それを入札の請負比率ですか、落札率というんですか、そういうもので逆算をしてこのぐらいだろうと。ただ、伊豆市の場合は規模的にはちょっと小さ目でございます。最近の施工例を見てもやはり40キロリットル、大きいところは100、150。そういったことで、ちょっとスケールメリット的には効果がないかなというようなことで、その金額で予算を要求させていただきました。結果としては落札者の努力もあったものと。したがって、適正と考えております。

以上でよろしいかと思えます。

○議長（飯田正志君） 再質疑ありますか。

西島議員。

○10番（西島信也君） まず、そのプロセス用水のところ希釈水という話あったんですけども、私が80トンぐらいと、希釈水いるんじゃないかと言ったのは、前に伊豆市からもらった資料で、大体この膜分離の高負荷脱窒素処理では、要するに汚泥の1.5倍から3倍の希釈水が必要だということが書いてあったんです。それはまたごらんになっていただければいいと思うんですけども、とにかく、いいです、希釈水どこから取ろうと、水道から取ろうと、井戸から取ろうといいんですけども、それはそれでいいとして、それから汚泥処理につきましては助燃剤とするということで、お答えなかったんですけども、柏久保の衛生センターで焼却場で燃すということになると思えます。

それから、私がさっき聞いた落札率というのは、落札率は伊豆市のことじゃなくて、要するにほかの例ではどれくらいかということをお聞きしたんですけども、大体、この手のものだと大体9億円です。それぐらいで落札しています。ですから、その1キロリットル5,000万円で28だから十何億円だというのは、それはちょっと乱暴な計算の仕方だと思うんですけども、とにかくこの契約金額自体は、私が思うには、大体平均か平均よりちょっと高いくらいじゃないかなと私は思っていますけれども。

それから、地元補償についてさっき私聞いたんですけども、市長さんからお答えなかったから、市長さんにこれどういうことになっている。だから、これは情報ですから、やっぱりそれくらいはお示ししたっていいと思うんですけども。急に公民館建てかえるから幾らなんていう議案が来るんじゃない、そういう補正予算が来るんじゃない我々としてもあれですから、これが高いとか安いとか、田代区に対して高いとか安いとかそういうことを言っているわけ

じゃなくて、どういうことを補償として今交渉してきたかということなんです。議案に対してどうだこうだというんじゃないで、それも議案の一つの構成要素ですから、そこら辺、だから隠さなくてもいいことだと思うんですよ、それは。どうですか、市長さん。

○議長（飯田正志君） 議案第111号は業務委託契約の締結についてですので、そのほかの質疑については認めませんので、ほかにありますか。

〔「関係あると思うんだよ」と言う人あり〕

○議長（飯田正志君） 関係ありません。ここの業者でいいか悪いかの認定ですから。ありますか、ほかに。

○10番（西島信也君） ありません。

○議長（飯田正志君） ないようでしたら、次に移ります。
16番、木村建一議員。

〔16番 木村建一君登壇〕

○16番（木村建一君） 議案第111号、今質疑していることについて2点だけお尋ねします。議会に今投げかけられているのは、契約金額、それから契約の相手方、こういう締結をしていいかどうかというところを投げかけられている。それに基づいて、本当にそれでいいのかどうかということを、基本的に正しいのかどうかという論議を、質疑を私はしていきたいと思っています。2つ、そういう意味で質疑します。

いろいろと文書2冊にわたって読ませていただいて、このクボタ環境サービス株式会社が総合的にいいよということで評価されて提案されておりますが、もうちょっと深めるということで、自分自身の理解を深めたいと思うので2つお尋ねします。

1つは、汚泥再生処理センターの建設工事業務についての2ページ目に、真ん中あたりかな、発注する自治体が、いわゆる一般論でこれ述べているのかなと思うんですけれども、この自治体でも「作成した発注仕様書に示した能力を保証する条件で契約する方法が多く採用されている」というんですから、当然伊豆市がこういう発注仕様書を出して、これに基づいてどうなんですかということが当然審査会で話し合われてきたのかなと思っています。今発注仕様書の中に、今やりとり聞いていますと、悪臭対策について1つ述べられておりましたが、主だったもので結構でございます。伊豆市にとって、こういうところをやっぱり条件にして契約したいと、それについてそれぞれの業者に提案してくださいということだったと思うんで、お願いしたい。

もう一点、いわゆる総合評価結果報告書の6ページに各審査があります。その中で、「施設の安全性、災害防止対策に対して、具体的で高度な提案がなされた」ということと、もう一つは、「環境対策において、地球環境保全に寄与する積極的な提案が示された」ということで、どんな安全対策、環境対策を項目で点数づけやったのかということが右側にいろいろと書かれてありますが、今回、提案されている業者は環境対策においても10点満点で8.75ということで、そういう評価を審査会のほうでやられているんです。したがって、その中身が

これだけではちょっとわからなかったものですから、今後のやっぱり伊豆市にとっても極めて重要な環境云々についても重要だなというふうに判断しましたので、もう少しその点をプラスして説明していただければなと思っています。

よろしくをお願いします。

○議長（飯田正志君） 答弁を求めます。

市民環境部長。

〔市民環境部長 河野英世君登壇〕

○市民環境部長（河野英世君） ただいまの木村議員の御質疑にお答えいたしたいと思います。

大きく2点だったと思うんですけども、まずこの結果報告書の6ページ、先にすみません、6ページに記載された審査の内容についてでございますが、落札業者の提案といたしましては、太陽光パネル、これ45.6キロですか、かなり大きなものをつけて震災等の停電時にも対応できますということ。それから、いわゆる配管なんかにつきましては、支持、支える部分を規格の2倍以上にして破損を防止します。それから、応急用止水板、建設地は大見川がはんらんするという可能性は捨て切れませんが、大雨のときに用水があふれて敷地内に入るのではないですかということで、コンクリートで水の浸入を防ぐというような提案がなされたというようなところが主にこの安全対策ということでございます。

それから、地球環境につきましては、先ほど申し上げました太陽光のこととイコールになるのかなというように思っております。

それから、もう一点、発注仕様書だったと思うんですけども、発注仕様書は委員会が発足して、まずその発注仕様書の内容ももちろん検討いたしております。これを応募者に提示をして、それに基づいて応募していただいているわけでございます。

こんな形でよろしいでしょうか。以上で終わります。

○議長（飯田正志君） 再質疑ありますか。

木村議員。

○16番（木村建一君） 逆の質疑のほうから行きます。逆のお答え願ったので、地球環境対策等のことについてちょっともう少し、太陽光パネルつける云々というまでわかったんですが、この業者がどこかこの敷地内につけたいということなんですか。何かちょっとその辺がよくわからなかったものでお願いしたい。

それから、書類等が今あったら結構ですが、大事なところなんです。伊豆市がこういう発注仕様書、いわゆる悪臭対策とかいろいろなことに能力を保証する条件で契約する方法を今度やったと。その方法がとられていますよということで、今回の応募方式というのは性能発注方式でやられたということなんです。したがって、伊豆市にとって、今回提案するに当たって、どんな条件を業者にこう投げかけて、こういう条件、こういう条件でぜひ提案してくださいということを言ったのかなということが、そここのところがよくわからなかった。悪臭対策だけはわかったんですが、ほかに何か具体的に伊豆市としてこの問題を、一般論じゃ

なくて結構です。伊豆市にとって大事な要素の条件、こういう条件を提示したということがあるでしょうから、その御説明を願いたいということです。

○議長（飯田正志君） 答弁願います。

市民環境部長。

○市民環境部長（河野英世君） それでは、ただいまの御質疑にお答えさせていただきます。

太陽光パネルの設置位置は、設置場所ですね。

〔「つけるの」と言う人あり〕

○市民環境部長（河野英世君） つけます。これは業者の提案ですと屋根でございます。

それから、悪臭の対策につきましては、先ほどもちょっと触れさせていただきました、それ以外の条件ということで、こういったものをつくる際には環境アセスメントまでは求められておりませんが、生活環境調査というものを当然行います。これの中で大気質、それから先ほど申しあげました水質、それから振動、騒音、騒音は施設の騒音、それから搬入車両であるバキュームカーの走行騒音と申しましょうか、こういったものについて当然ながらそれぞれ法律がございますので、それは当然クリアするようというようなことを仕様書でうたっております。

以上でございます。

○議長（飯田正志君） これで、木村議員の質疑を終わります。

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。

本案については、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と言う人あり〕

○議長（飯田正志君） 異議がありますので、起立によって採決します。

本案について、委員会付託を省略することに賛成の議員の起立を求めます。

〔「3人以上の賛成者がいなければだめなんじゃないの」と言う人あり〕

○議長（飯田正志君） いいです、だけど。

〔「いいの」と言う人あり〕

○議長（飯田正志君） いや、だって、異議ありですから。

〔「いや、異議があつて、異議があつたときに3人以上賛成者がいなければ、その動議は取り上げないということがあるじゃないですか。やってください、それを」と言う人あり〕

○議長（飯田正志君） 異議がありに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（飯田正志君） 1人ですね、2人。2人、いいんだよな、16だから。

〔「ちょっと暫時休憩して」と言う人あり〕

○議長（飯田正志君） そうだよ、2人でいいんだよ。動議はだつて2人いればいいんだから。
〔「動議はそうですけれども、その場合は動議……。違うでしょう。動議じゃないので、人数に関係なしに」と言う人あり〕

○議長（飯田正志君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時00分

再開 午後 1時01分

○議長（飯田正志君） 休憩を閉じ会議を開きます。

委員会付託に異議がありましたので、起立で採決します。

本案について、委員会付託を省略することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（飯田正志君） 起立者多数。

よって、本案については委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

ここで暫時休憩します。討論のある方は発言通告書を出してください。

休憩 午後 1時02分

再開 午後 1時05分

○議長（飯田正志君） それでは休憩を閉じ会議を開きます。

これより討論に入ります。

まず最初に反対討論、10番、西島信也議員。

〔10番 西島信也君登壇〕

○10番（西島信也君） 10番、西島信也です。

ただいま質疑が行われまして、私も質疑をしたわけですが、市民環境部長には本当に細かいところまで説明をいただきまして、大変よくわかったわけでありまして。私もこの議案はなかなかいいんじゃないかなとも思ったわけですが、最後に市長が地元補償について一言も言わないと、これは議案に関係ないということで。これは全くもって非常識なお答えだと思うんです。やっぱりこういう施設をつくるには、地元との協議が一番大事なんです。地元の賛成を得られなかったらこういう施設はできないんです。それには、やっぱり地元補償といいますか、そういうのが大変重要なことになっているんです。ですから、田代区と加殿区の住民の方に対して何にも市長は発信していない、言わないということは、何にも市長

は発信していない。そんなことじゃ、後で問題が起きるに決まっているんです。

私は、この地元対策に非常に不備があると私は認めまして、つくる内容等については異存はないんですけども、やっぱり地元対策をしっかりしないうちに、見切り発車でこういうものをつくって発注するということはまことに大きな問題であると思ひまして、反対討論といたします。

○議長（飯田正志君） 次に賛成討論、杉山誠議員。

〔12番 杉山 誠君登壇〕

○12番（杉山 誠君） 12番、杉山誠です。

議案第111号 業務委託契約の締結について、賛成の立場で討論をいたします。

伊豆市には、柏久保し尿処理施設と土肥衛生センターの2つのし尿処理施設がありますが、いずれも供用から45年以上が経過し、老朽化が著しく、震災、地震災害等への耐久性も懸念されたことなどの理由から新施設への更新が急がれていた中で、ようやくこのたびの業者決定となるものであります。

さて、処理方式について高負荷脱窒素処理方式、膜分離高負荷脱窒素処理方式、浄化槽汚泥対応型処理方式のいずれかを基本とし、技術提案を公募し、6人で構成される伊豆市汚泥再生処理センター建設総合評価審査委員会にて、市の定めた仕様に基づき、4社から提案された特定要求事項提案設計図書について、個々の提案者の名前を伏せアルファベットのI、R、H、Nとした中で、審査委員の合議制により行われた定量化審査による採点と入札価格の採点との総合評価により最高点となった1業者を落札者としたもので、最終的にI業者であるクボタ環境サービス株式会社の仮契約に至ったとの説明がありました。

このような特殊施設の建設にあつて、この選定方式は設計委託の段階で処理方式を特定すると業者が限定されることを避ける上で大変有効かつ透明性の高い方式であり、さらに副市長以外はすべて外部の委員により審査が行われたものであります。

よつて、従来、価格のみでの競争によつていた方式にかえて、価格のほか、施設の品質や施工方法等といった価格以外の条件、要素を評価の対象に加えて総合的に評価された結果、クボタ環境サービス株式会社と契約締結することは適当であると判断をいたします。

よつて、当議案が可決されますよう議員皆様方の御理解と御賛同をお願いし、議案第111号についての賛成討論を終わります。

以上です。

○議長（飯田正志君） 次に反対討論、14番、森良雄議員。

〔14番 森 良雄君登壇〕

○14番（森 良雄君） 14番、森良雄です。

議案第111号 業務委託契約の締結について（汚泥再生処理センター建設工事業務委託）について、反対討論をさせていただきます。

今まで質疑した中でおわかりになると思ひますけれども、議員の皆さん、この施設の内容

は御理解できましたか。1次処理は何ですか、2次処理は。高度処理施設が論議されているようですけれども、じゃ、3次処理はどういうふうになされているのか。何もわからない。設計はどこがしたのかもわからない。それで13億円という数字が出ているんです。委員長、副委員長は専門家なんですか、これもわからない。恐らく、委員の皆さんは皆さん素人だ。そのとおりですね。審査内容を見ればわかるでしょう。太陽光発電を取りつけた。この施設の機能とは関係ないんだ。支持金具を増設した。設計も出ていないのに、支持金具を幾つにするかなんてわかるわけないんです。設計が出てからでしょう、支持金具10個つけますと。だけど、これを20個にしますと。設計ないんでしょう、提示されていない。議論の前提は、私のところへ来ているのはこれだけだよ。配置図だけだ。建屋がどうなっているのかなどわからない。当然汚泥の投入は建屋内でやるんだろうと思いますけれども、建屋の外でやれば、臭気やら紛々、とんでもないことになる。それだけじゃないですね、残ったものは助燃剤で利用する。助燃剤を燃やすとすると、柏久保しかないですね、市長さん。柏久保の了解は取りつけているんですか。柏久保の施設では過去に重金属が検出された例もあるんですよ、議員の皆さん。何もわからないで、はいそうです、いいですねと。結果的に、1次、2次、3次処理はどういうふうにするかはわからないんです。処理方式は僕はわからないです。加殿との打ち合わせも十分になされているかどうかは、西島議員の質疑でおわかりのように、わからない。予定価格なんですけれども、66.何パーセント、66%にしましょう。私は過去に、現在もそうですけれども、伊豆市の落札率は100%だと言っているわけです。23年度は99.何%というのが大分ある、これが伊豆市の実態なんです。それが今回は66%だ。私に言わせれば70%以下はおかしい、こういう数字が出てくることは。そこに笑っている議員がいるけれども、おかしいんですよ、66%なんていうのは。いわゆる低価格の受注が問題になっているわけです。これはもう60%台以下の問題です。この業者が適正に見積もっているんだったならば、当然そこまで追及していいはずですよ。こんな低価格受注がなぜ悪いかわかりますか。品質に問題が起きるといふことなんですよ。何でそこまで突っ込んで皆さん議論しないんですか。私は、これは慎重に議論すべきですよ。当然、これ助燃剤を柏久保で燃やすなんていうことになったら、これまた新たな問題提起をされたということです。柏久保の皆さんがどう言うか。今、原子力の問題で、廃棄物をどこへ埋め立てるかなんていう問題だって起きているわけです。このような問題をうやむやのままに、なぜ急いでやるんですか。急いでやること自体が問題だ。

以上、私の反対討論を終わります。

○議長（飯田正志君） 次に賛成討論、木村建一議員。

〔16番 木村建一君登壇〕

○16番（木村建一君） 議案第111号の業務委託契約について、賛成討論を行います。

今回提案されているのは、今、きょうどこまで来ているのかとはっきり見据えた上で、私は討論に参加したいと思います。

予算が流れてきました。そして、最終的にはきょう、こういう業者の総合評価方式で選定しましたが、これでいいですかということなんです。

今回の総合評価方式について、今までの経過及びどういう経過のもとで審査会で論議されたのか、流れが書かれておりますが、きょう提案され、また我々が今議会で臨む以前にその資料が提出されて、私は読みました、全体を。そして、いろいろな処理方式が今までと違って出てきている。さらなる専門的知識は残念ながら私持ち合わせておりませんが、膜分離方式でやるという選択肢が重大な問題であるならば、我々も論議しなくてはなりません、今回提案されているその業務委託契約についての契約の目的、方法、契約金額について、重大な瑕疵があるならば、当然それについて異論を述べなくてはならないわけですが、そういう意味では、大きな瑕疵が出てきた、いわゆる市民の利益に反した契約が提案されているとは私は何ら思っておりません。

以前、議案に出されたときに、地元の理解ということで、加殿地区と十分なる話し合いを持たずにスタートしたということで私は反対いたしました、地元の方々との話を聞きますと、それ以降、いわゆる4月以降ですか、市長と直接的に話したと。当然、担当部長、担当課長がそこに出向いて行って、いろいろな話をしたというふうに伺っております。

したがって、加殿地区は不十分さがあったんですが、基本的にはきょう提案されているのは、地元の協力のもとで、私は今回の提案も当然なされてきていると思います。今後、じゃ具体的に当然地元へのどういう貢献を市としてやっていくのかということ、また別途市のほうから提案されると私は思っています、わかりませんが。それはまた別問題なのかなというふうに私は思っています。

繰り返しますが、主たる問題は今回の契約相手先がこういうふうに決まったんですが、市として提案することについて我々議会はどう判断するのかということなんです、私は何らそういう意味では大きな問題はないというふうに思っています。

賛成討論終わります。

○議長（飯田正志君） これで討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第111号について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（飯田正志君） 起立者多数。

よって、議案第111号は原案のとおり可決されました。

◎散会宣告

○議長（飯田正志君） 以上で、本日の日程はすべて終了しました。

次の本会議は12月14日午前9時30分から開催します。

本日はこれにて散会します。

御苦労さまでした。

散会 午後 1時20分

平成24年第4回（12月）伊豆市議会定例会

議事日程（第5号）

平成24年12月14日（金曜日）午前9時30分開議

- | | | |
|-------|---------|--|
| 日程第 1 | 議案第 93号 | 平成24年度伊豆市一般会計補正予算（第5回） |
| 日程第 2 | 議案第 94号 | 平成24年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算（第2回） |
| 日程第 3 | 議案第 95号 | 平成24年度伊豆市簡易水道事業特別会計補正予算（第2回） |
| 日程第 4 | 議案第 96号 | 平成24年度伊豆市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2回） |
| 日程第 5 | 議案第 97号 | 平成24年度伊豆市上水道事業会計補正予算（第2回） |
| 日程第 6 | 議案第 98号 | 伊豆市職員の給与に関する条例等の一部改正について |
| 日程第 7 | 議案第 99号 | 伊豆市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について |
| 日程第 8 | 議案第100号 | 伊豆市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について |
| 日程第 9 | 議案第101号 | 伊豆市債権管理条例の制定について |
| 日程第10 | 議案第102号 | 伊豆市が管理する市道の構造の技術的基準等を定める条例の制定について |
| 日程第11 | 議案第103号 | 伊豆市準用河川における管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について |
| 日程第12 | 議案第104号 | 伊豆市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について |
| 日程第13 | 議案第105号 | 伊豆市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について |
| 日程第14 | 議案第106号 | 伊豆市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の制定について |
| 日程第15 | 議案第107号 | 伊豆市学校給食調理場条例の一部改正について |
| 日程第16 | 議案第108号 | 公の施設の指定管理者の指定について（天城ふるさと広場） |
| 日程第17 | 議案第109号 | 公の施設の指定管理者の指定について（修善寺体育館・修善寺グラウンド） |

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第17まで議事日程と同じ

追加日程第1 発議第13号 伊豆中央道・修善寺道路の早期無料化と江間交差点のフルインターチェンジ化を求める意見書について

出席議員（16名）

1番	永岡康司君	2番	三田忠男君
3番	小長谷朗夫君	4番	山下尚之君
5番	山田元康君	6番	青木靖君
7番	大川明芳君	8番	梅原正次君
9番	小長谷順二君	10番	西島信也君
11番	森島吉文君	12番	杉山誠君
13番	室野英子君	14番	森良雄君
15番	飯田正志君	16番	木村建一君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	菊地豊君	副市長	大石勝彦君
教育長	勝呂信正君	総務部長	鈴木伸二君
市民環境部長	河野英世君	健康福祉部長	大城栄一君
観光経済部長	杉山健太郎君	建設部長	佐藤喜好君
教育委員会 事務局 長	大川覚君	会計管理者	鈴木守正君

職務のため出席した者の職氏名

事務局 長	森修司	次 長	飯田勝久
主 幹	稲村栄一		

開議 午前 9時30分

◎開議宣告

○議長（飯田正志君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから、平成24年第4回伊豆市議会定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程説明

○議長（飯田正志君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議案第93号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（飯田正志君） 日程第1、議案第93号 平成24年度伊豆市一般会計補正予算（第5回）を議題といたします。

本案については、今定例会初日の11月27日に上程され、各常任委員会に審査を付託してありますので、審査の経過と結果について各委員長の報告を求めます。

最初に、第1委員会委員長、杉山誠議員。

〔第1委員会委員長 杉山 誠君登壇〕

○第1委員会委員長（杉山 誠君） おはようございます。12番、杉山誠です。

ただいま議長から報告を求められました議案第93号 平成24年度伊豆市一般会計補正予算（第5回）に係る第1委員会所管科目について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、建設部所管科目につきましては、補足説明はなく、質疑を行いました。

当議案の審査の過程における質疑の主なものとして、51ページ下の土地購入費と物件移転補償費ですが、これは市道八木沢大西線なのか。また、土地の面積と物件移転補償はどのくらいあるものなのかとの質疑に対し、場所は土肥の八木沢大西線になります。土地の購入面積は約80平方メートルで、物件移転補償はN T Tの電柱を移転するものです。公共事業では用地を先行取得し、用地取得後に工事をするのがルールですが、災害復旧では、復旧工事が終了するまでに用地取得を完了することがルールとなっていますとの答弁がありました。

次に、観光経済部所管科目については補足説明はなく、質疑を行いました。

審査の過程における質疑の主なものとして、初めに、45ページ中段の林業振興費の関係で、森林整備事業、高性能林業機械導入の補助金ですが、この補助金は総額で523万3,000円になるのかどうか、前回の400万円の予算措置が変更されると理解してよろしいかとの質疑に対し、この森林整備事業は、造林作業の効率化の目的で事業体である田方森林組合が補助事業を活用し、高性能林業機械スイングヤーダーという集材機を導入するため、9月議会で国庫補助事業にメニューがある森林整備加速化・林業再生事業の予算措置により400万円の事業

費を承認いただきましたが、静岡県東部農林事務所から、この事業と同額事業費で補助金が123万3,000円有利となる県単独補助事業、しずおか林業再生プロジェクト推進事業を勧められ、森林組合とも協議の結果、今回の補正に計上させていただきました。当初の国庫補助では、補助率が1,000立米に対して200万円の定額補助で、森林組合の事業規模が2,000立米ですので400万円を計上させていただきましたが、県の補助事業は、事業費に対して3分の1の定率補助となり、事業費1,570万円に対し、523万3,000円の補助を受けられ有利なものとなります。そこで400万円との差額分の123万3,000円を今回上程させていただいているところですのでとの答弁がありました。

続いて、有害鳥獣捕獲事業の有害鳥獣捕獲報償金に関連して、捕獲数の増加に伴う補正予算であると理解していますが、いわゆる狩猟による分なのか、わなによるものか説明をお願いいたしますとの質疑に対し、シカ、シシを1頭捕獲すると7,000円の報償を支払っています。本年度の当初目標は、シカ600頭、シシ200頭の計800頭を見込みました。

この10月末現在、既にシカ604頭、シシ186頭の計790頭の実績となっています。この11月から狩猟期に入り、昨年度もこの時期に140頭の実績があります。そこで今年度は、当初の800頭にプラス100頭分の補正をお願いしているところです。

また、銃とわなに関しては、狩猟ではシカ439頭、シシ86頭、わなではシカ165頭、シシ100頭となっていますとの答弁がありました。

次に、45ページ下段の観光振興事業のトレイルランニングレースは、ことし限りの開催ですか、また開催日当日の安全性は主催者で対応できますか、参加者は1カ月くらい前から練習を始められることから、一般のハイカーへの安全性は考えているのかお伺いしたいとの質疑に対し、今回は初めての試みですが、伊豆市、松崎町ともに来年以降も続けて開催することを考えております。また、当日の安全性については、8回の実行委員会を重ね、県警の山岳救助隊の協力や関係の方々にも現地確認をお願いしています。なお、一般のハイカーが伊豆の自然を楽しみに歩いていることも十分承知しています。今回のトレイルランの開催に当たり、特に既存のハイカーの方々との共存を、ぜひこの機会に位置づけさせていただきたいと願っていますとの答弁がありました。

また、関連して、トレイルランニングレースを観光に結びつける意味で、今回1,500人以上の応募があったと聞きました。このレースのスタートが松崎なので、帰りに伊豆市で疲れをいやすとか、宿泊を勧めるなどのPRはしていますかとの質疑に対し、今回、伊豆市がかかわる一番の理由は、自然を売り込みながらリピーターをふやすことを目的としています。実は、松崎町に泊まる方が多いと思っておりましたが、修善寺温泉に前泊をしたいという引き合いもかなりありまして、地元にも経済効果のある取り組みとなると考えているところですのでとの答弁がありました。

次に、総務部所管科目については、補足説明はなく、質疑を行いました。

審査の過程における質疑の主なものとして、初めに、31ページの湯ヶ島財産区の土地購入

について、もう入札が決まっているのかどうか、また、敷地全体の実態を知りたい。なお、財産区からの寄附は土地だけなのかお伺いしたいとの質疑に対し、今回の土地については、旧天城営林署です。予算額の1,000万円については土地を購入するもので、当然建物も付随してきますので、これを壊すときは別途予算をつけさせていただくこととなります。価格について、こちらの試算ではあのあたりの評価が平米1万円、土地が4,000平米ほどありますので、2,000万円程度になります。今回、伊豆森林管理署との話し合いで1,000万円になったもので、入札等ではなく森林管理署との協議の結果ですとの答弁がありました。

以上、審査した結果、反対討論1名があり、採決の結果、付託されました議案第93号につきましては、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で、平成24年度伊豆市一般会計補正予算（第5回）にかかわる委員長報告を終わります。

○議長（飯田正志君） 次に、第2委員会委員長、木村建一議員。

〔第2委員会委員長 木村建一君登壇〕

○第2委員会委員長（木村建一君） それでは、第2委員会の審査内容について報告いたします。

議案第93号 平成24年度伊豆市一般会計補正予算（第5回）の所管科目についてであります。ただいま議長から報告を求められました議案第93号について、審査の経過と結果を報告申し上げます。

議案第93号 平成24年度伊豆市一般会計補正予算（第5回）第2委員会所管分についてですが、教育委員会のみ補足説明があり、質疑を行いました。

市民環境部所管科目の主な質疑として、議案39ページの国民年金事務費のシステム改修委託料により改修する内容について詳しく説明を求めたのに対して、国民年金の異動データは、新規加入、再取得、脱退、喪失、住所変更などがあります。これらの異動データは、現在、書類の紙で日本年金機構静岡センターに送付していますが、平成25年4月から異動データについては、電子媒体のCDにより送付することになりました。そのためのコンピューターシステムの改修となりますが、この経費については、議案31ページの国庫委託金として全額補助されますとの答弁でした。

次に、健康福祉部所管科目の主な質疑として、議案43ページの市内公的病院等補助金8,600万円に係る対象病院とその補助金の交付に伴う特別交付税の措置について、詳しく説明を求めたのに対して、対象の病院は伊豆赤十字病院と中伊豆温泉病院の二つで、救護病院に限って補助をしています。特別交付税の交付対象として、市が補助したのに対して交付されるため、市が独自の要綱を定めて補助しています。そこで、交付税措置されるのだから、多く補助したほうが伊豆市にとってよいのではという考え方もありますが、今、国全体が財政難の中で特別交付税の額は総額で減らされています。病院の補助のように基準が決まっている特別交付税と、その他の特殊事情を含めた特別交付税で調整されてしまいますので、補

助したから必ず交付税の総額がふやされるものではありませんとの答弁がありました。

次に、教育委員会の主な質疑として、議案49ページ、小学校費の学校再編事業の土地購入費について、購入後の土地の使用目的について詳しく説明を求めたのに対し、今回の学校再編による狩野小学校の校舎の増築により、駐車場のスペースが減り、一般の来客用、保護者用の駐車スペースが6台分から3台分に減ってしまいます。そのための駐車スペースに利用します。また、警察等との協議により、学校入り口の横断歩道を修善寺側に少し移動し、児童数の増加に対応し、安全に信号待ちができる待機スペースとして使用したいと考えていますとの答弁がありました。

以上、審査した結果、討論はなく、採決の結果、議案第93号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、第2委員会の委員長報告を終わります。

○議長（飯田正志君） 以上で、各委員長の報告は終わりました。

これより暫時休憩いたします。この休憩中に、ただいまの各委員長の報告に対し、質疑、討論のある議員は通告書を議長に速やかに御提出願います。

休憩 午前 9時44分

再開 午前 9時48分

○議長（飯田正志君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから議案第93号 平成24年度伊豆市一般会計補正予算（第5回）について、質疑、討論、採決を行います。

質疑の通告がありますので、これを許します。

14番、森良雄議員。

〔14番 森 良雄君登壇〕

○14番（森 良雄君） 14番、森良雄です。

議案第93号 平成24年度伊豆市一般会計補正予算（第5回）について質疑させていただきます。

23ページに債務負担行為補正がございます。この中で、中伊豆給食センター給食調理業務委託と配送業務委託がございます。1億4,100万円と3,000万円です。この内容なのですが、議案第107号に学校給食調理場条例の一部改正というのがございます。この業務委託は、この107号の条例改正は織り込み済みなのかどうなのか質問させていただきます。

以上です。

○議長（飯田正志君） 森議員、確認しますがけれども、今の質問のことが委員会であったかどうかということ、あったらその内容をということでもいいですね。

〔「あってもなくても答えるのは簡単なんだから」と言う人あり〕

○議長（飯田正志君） いや、経過と結果ですので。あったかないかということで、委員長の報告願います。

では、答弁願います。

第2委員会委員長、木村建一議員。

〔第2委員会委員長 木村建一君登壇〕

○第2委員会委員長（木村建一君） 森議員の質疑に対して、お答えいたします。

森議員も委員会のほうに傍聴されてたと思うんですけども、委員外議員で。十分承知のことと思いますが。この件については、委員会のほうでは審査しておりません。

以上でございます。

○議長（飯田正志君） 再質疑ありますか。

森議員。

○14番（森 良雄君） いいですか、審査していませんということですけども、1億円も超えるような債務負担行為が審査されていないと。答えは一言、議長が払ってくれりゃ済むことでしょう。ぜひ当局に答弁を求めていただきたいと思います。

○議長（飯田正志君） 委員長報告に対する経過と結果に対する審議ですので、ほかに質疑はありますか。

森議員。

○14番（森 良雄君） 審査していませんから答えがありませんでいいのですか。伊豆市議会はそれでいいのですか。ぜひ答えさせてください。

○議長（飯田正志君） 以上で、森議員の質疑は……。

じゃあ、委員長報告ですので委員長、木村建一議員。

○第2委員会委員長（木村建一君） 委員会に付託されましたね、当然。委員メンバー全員で、私が司会進行しながら審査したわけですが、一つの重要な委員外議員の権利として、担当の常任委員会で審査されなかったという状況のときには、委員外議員として、この問題は大事だなと。まだ、委員会として審査されなかったなと思えば、その権利がそこに与えられていってるわけですから、ぜひその場所で聞いていただきたいかったなというふうに私は思っております。委員長ですから、私自身の考え、いろいろありますが、あくまでも委員長はこの場所においては、みんなが審査されたことについて報告するという責務があります。一議員として木村一議員としての報告はこの場所では議会運営のルール上、適切でないということに判断しましたので、委員会としては審査しませんという報告にならざるを得ないという結果であります。

以上です。

○議長（飯田正志君） これで森議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。先に反対討論。

10番、西島信也議員。

〔「議長、僕も反対討論したいけどな」と言う人あり〕

○議長（飯田正志君） 終わります。まだだめです。通告は終わりました。

〔10番 西島信也君登壇〕

○10番（西島信也君） 10番、西島信也です。

私は議案第93号 平成24年度伊豆市一般会計補正予算（第5回）について、反対討論を行います。

議案書の47ページ、観光施設整備事業、17節土地購入費1,000万円、これは湯ヶ島の旧営林署跡地を天城文学の里づくり構想のもと、湯ヶ島財産区から1,000万円の繰り出しを受け、購入しようとするものであります。私は本会議で市長に何点か質疑をいたしました。一つとしてまともな答弁は返ってこなかったように思います。

疑問点の一つは、天城文学の里づくり構想であります。これは説明で何回も天城文学の里づくり構想というのは出てきました。構想というからには、ある程度、具体的な計画があるのかと思っていたところ、これが全く白紙の状態、何もない。まさにあきれて物が言えません。

2点目です。湯ヶ島財産区が1,000万円を出すことについて、何らかの権利を持つのか、あるいは文学の里がつかれなかった場合、お金は返還するのか、こういった問題について、これから住民と話し合いをしていくなどと言って具体策は何も持ち合わせておりません。こんな調子では、将来、伊豆市と湯ヶ島財産区との紛争の種になることは目に見えているわけであり、これから市の予算がどんどん縮小されていくのは現実の問題であります。この天城文学の里づくりや、市長が選挙で訴えた修善寺の美術館建設、こういう箱物を建設することは非常に難しくなっていることは間違いがありません。そんなときに何の計画もなしに、他人のお金を当てにして、不要な土地を購入するとは愚の骨頂であります。5年先、10年先、世の中が変わり、役所の間もかわったときにどういうことになるのか、そら恐ろしい気がするわけであり、これは私だけではないと思います。このような計画は直ちに撤回することは伊豆市民、そして湯ヶ島財産区の利益につながると確信し、反対討論いたします。

以上です。

○議長（飯田正志君） 次に、賛成討論を行います。

6番、青木靖議員。

〔6番 青木 靖君登壇〕

○6番（青木 靖君） 6番、青木靖です。

議案第93号 平成24年度伊豆市一般会計補正予算（第5回）に対して、賛成の立場から討論をさせていただきます。

今回の補正は、3億1,200万円を増額するもので、その内容は、早期勸奨退職者の退職手当に関するもの、定住促進事業児童の申し込み増加への対応、障害者自立支援事業の利用者増加に対する対応、天城地区の放課後児童クラブ施設改修費用、伊豆市内の公的病院への補助金、これは救急医療体制拡充のためのものであります。市内小学校の安全管理上、必要となる工事費、バス通学に対応したバス停周辺の安全対策に係る費用など、その他、新たな難視聴対策助成金、有害鳥獣捕獲増加に対応する報償金の増額、さらには、歳入、災害復旧工事の費用、いずれも継続的に実施していくべき重要な予算であると考えます。また、観光振興に関しまして、新たな取り組みとして盛り込まれております伊豆トレイルランニングレースへの助成金についても、伊豆市または伊豆全体のよさを日本国内及び広くは海外にもアピールできる絶好の機会となるイベントであると考えます。一方で、行政がかかわるあらゆる事業がそうであるように、その実行にはその危険性の認識と安全性の確保、これが前提となることは言うまでもないと思いますし、それらが実施されているからこそ、我々の社会秩序が保たれているというふうに認識しております。

折しも、伊豆半島ジオパークは、世界認定を目指し、富士山の世界遺産登録も目指されています。今、私たちこの伊豆市が、この伊豆という名を冠している伊豆市が、伊豆の本来持っているすばらしさ、これを広くアピールしていく必要がある、伊豆市だからこそそういった責務があるというふうにも考えられないでしょうか。

例えば、自然を守るということは、自然を放置して何もしないということではないと思います。私たちが正しく自然にかかわって継続して管理していくことで、初めて自然が持つ本来のよさ、美しさを保っていくことができると思います。こういった観光イベントを通じて、私たち伊豆市民がそういったことに気づき、正しくかかわるきっかけとなる、そんな事業であるとも考えられます。こういった伊豆市にとっての重要な内容を含む今回の補正予算、多くの議員の賛同をいただき、本案どおり可決されることを望みます。

以上で賛成の討論といたします。

○議長（飯田正志君） 次に、賛成討論を行います。

16番、木村建一議員。

〔16番 木村建一君登壇〕

○16番（木村建一君） 議案第93号 一般会計補正予算（第5回）について、賛成討論を行います。

今までずっと私は、学校再編成に伴う子供たちの安全の問題、極めて重要であるということで、一般質問等々で2年以上にわたって教育委員会と論議をしてきましたが、今回の中身見てみますと、学校再編、統合に伴う、いわゆる天城地区、新天城小学校に伴う二つの事業、放課後児童クラブを新たにつくる必要性があつて、その施設の改修工事や、また、子供たちへのバスの乗降時の安全対策などのための用地の確保、土肥小学校においては、児童への津波対策に対して、より安全を期すために1階にある特別支援学級を2階に移すなどのさまざま

まな市民にとって必要な対策が盛り込まれているなというふうに思っております。

天城営林署の跡地の財産区の寄附を得ながら、地域住民の方々とどのように利活用していくのかという件については、質疑の中で自分の疑問点というのは、大枠では、ある程度、方向性が見えてきたなというふうに判断しております。

新たな事業として、トレイルランニングレースというのがありまして、委員会を傍聴して、いろんな疑問点も私、お聞きしましたが、これは伊豆市としては初めての事業提案であります。トレイルって何なのかなということいろいろ調べましたが、山の小道だという。トレイルランニング、ただ一言で言って済むことじゃなくて、いろんなクロスカントリーとか、本格的な山登りマラソンとかということも全部ひっくるめてトレイルランニングというんだなということが改めてわかりました。初めて聞くことですから、全国的にどのようなことがやられているのかなということいろいろ調査しましたが、ことし11月から来年4月までのトレイルランニング大会というのは新潟、茨城、神奈川、群馬、香川、愛知、三重、鹿児島など34会場の予定があるということでもありますから、ある意味では非常に新しいスポーツとして、それぞれの自治体に取り組んでいるのかなと思いました。

ただ、論議の中で何が課題なのかということは当然把握した上での取り組みが、私は必要だと思っております。一時的にせよ、競技者が狭い登山道を大人数で走るわけですから、登山者、愛好者から拒絶反応を受けることも私は珍しくないことだなと、何もしないとですね。確かに調べますと、いろいろ状況ありますから、名称を述べることはちょっと差し控えたいと思うんですけども、第1回で一回のみで中止せざるを得なかったという自治体もあります。内容はいろいろと読ませていただきましたが、またほかの自治体では、いわゆるルール違反をして、心ない方々がトレイルランナー自体に印象悪くするという事態も起きたということなんです。それについてはいろいろ私も調査しましたが、競技に入るに当たっての条件として、自然環境をきちっと守りましょうよということが、野山を荒らすなということが、競技に参加することへの重要な条件として募集をかけているということもわかりました。危険箇所への安全対策、一般登山者への安全対策などは、当然今後さらに詰めていく上で考慮すべきことであり、その安全対策について、さらに詰めた検討が私は必要だと思えます。そのようなこともきちっと踏まえた上でやっていただきたいと思えます。

トレイルランニング、最後に注文して討論終わりますが、私は、全国的なトレイルランニングを見てみますと、大目標というのは、ただ単に観光ということじゃなくて、自然とスポーツの共生という角度からやっぱり取り組んでいるということなんですね。その結果として観光につながっていくという、もっと広い意味で私はやっていく事業なのかなと思います。

今回の冒頭の提案の中で、さまざまな事業の中の一つとしてこの問題が提案されましたが、私は新たな事業ですから、ただ単に額の問題じゃないと思えます。並列に提案するんじゃないで目的等々も含めながら、丁寧に提案時に説明することを望みまして、賛成討論を終わります。

以上です。

○議長（飯田正志君） 以上で討論を終結いたします。

これより議案第93号 平成24年度伊豆市一般会計補正予算（第5回）について採決いたします。

本案に対する各委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（飯田正志君） 起立者多数。

よって、議案第93号は原案どおり可決されました。

◎議案第94号～議案第97号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（飯田正志君） 次に、日程第2、議案第94号 平成24年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算（第2回）についてから、日程第5、議案第97号 平成24年度伊豆市上水道事業会計補正予算（第2回）までの4議案を一括して議題といたします。

本案については、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託してありましたので、審査の経過と結果について各委員長の報告を求めます。

最初に、議案第94号について、第2委員会委員長、木村建一議員。

〔第2委員会委員長 木村建一君登壇〕

○第2委員会委員長（木村建一君） ただいま議長から報告を求められました議案第94号について、審査の経過と結果を報告申し上げます。

議案第94号 平成24年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算（第2回）についてですが、補足説明はなく、質疑を行いました。

主な質疑として、議案61ページの診療報酬支払準備基金繰入金について、今回は減額し、繰越金の増額補正としているが、この支払準備基金の残額や基金の運営について詳しく説明を求めたのに対して、保険給付等支払準備基金の平成23年度末の残額は1億5,043万3,809円です。この基金の積立保有額は、条例により、当該年度及びその直前の2カ年度において行った保険給付費等に要した費用の1年度当たりの平均額の100分の5以上に相当する額を積み立てるものとするがありますが、現実的には国保の会計運営は厳しく、予想される医療費に対して、国・県の負担金と被保険者の税で賄うところですが、財源が不足しています。

毎年、一般会計から2億円以上のその他繰り入れ、いわゆる赤字補てん的な繰り入れにより対応していますが、これにも限界があるため、本年度も基金から8,000万円の繰り入れで調整をしていました。その後、医療費の支払いが予想より伸びなかったことから、今回の補正で基金の繰り入れを取りやめることとしました。25年度、26年度は、また基金を半額ずつ繰り入れることを前提にしなければ、予算編成ができない状況ですとの答弁でした。

以上、審査した結果、討論はなく、採決の結果、議案第94号は全会一致で原案のとおり可

決すべきものと決定いたしました。

以上で、第2委員会、委員長報告を終わります。

○議長（飯田正志君） 次に、議案第95号、96号及び97号の3議案について、第1委員会委員長、杉山誠議員。

〔第1委員会委員長 杉山 誠君登壇〕

○第1委員会委員長（杉山 誠君） 12番、杉山誠です。

ただいま議長から報告を求められました議案第95号から議案第97号までの3議案について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、議案第95号 平成24年度伊豆市簡易水道事業特別会計補正予算（第2回）について、補足説明はなく質疑を行いました。

審査の過程における主な質疑として、75ページの土肥簡易水道改良工事は八木沢の布設がえということですが、以前から計画されていたものでしょうか。計画されていた場合、当該工事はいつごろの予定でしたか。また、地方債補正が出されていますが、借り入れをしてまで工事を前寄せしますかとの質疑に対し、当該工事の計画は以前からありました。八木沢の布設がえは平成25年度の予定でした。また、地方債の補正は、国庫補助が前寄せられたため、事業を1年早めて行うものですとの答弁がありました。

以上、審査した結果、討論はなく、採決の結果、議案第95号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第96号 平成24年度農業集落排水事業特別会計補正予算（第2回）について、補足説明はなく、質疑を行いました。

審査の過程における主な質疑として、79ページの補正予算に該当する施設は、佐野・雲金の処理場のものかとの質疑に対し、市内には、佐野・雲金、門野原、吉奈、日向・加殿・田代、冷川の5カ所の処理区があり、そのすべての施設の電気料に該当しますとの答弁がありました。

以上、審査した結果、討論はなく、採決の結果、議案第96号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第97号 平成24年度伊豆市上水道事業会計補正予算（第2回）について、補足説明はなく、質疑を行いました。

審査の過程における主な質疑として、91ページの固定資産財源調査業務について、大まかなところは既存の台帳でわかっていると思うので、委託する必要があるか、またどのような業者に委託するのかとの質疑に対し、現在2,473件の資産があり、資産台帳もあるが、財産内訳が整備されておらず、創設当時の旧4町の決算書から数字を合わせながら拾い上げる膨大な作業になります。整理には多くの時間が必要となることから業務を委託するものです。また、委託先については、現システムを扱っているところを予定していますとの答弁がありました。

以上、審査した結果、討論はなく、採決の結果、議案第97号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、議案第95号から議案第97号までの3議案について、委員長報告を終わります。

○議長（飯田正志君） 以上で、委員長の報告は終わりました。

これより暫時休憩いたします。この休憩中に、ただいまの各委員長の報告に対し、質疑、討論のある議員は通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午前10時16分

再開 午前10時17分

○議長（飯田正志君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから議案第94号から議案第97号までの4議案について、質疑、討論、採決を行います。

初めに、質疑を行います。質疑の通告がありませんので、質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

これより本4議案に対する討論に入ります。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより順次採決を行います。

初めに、議案第94号 平成24年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算（第2回）についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（飯田正志君） 起立者全員。

よって、議案第94号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第95号 平成24年度伊豆市簡易水道事業特別会計補正予算（第2回）について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（飯田正志君） 起立者全員。

よって、議案第95号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第96号 平成24年度伊豆市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2回）についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（飯田正志君） 起立者全員。

よって、議案第96号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第97号 平成24年度伊豆市上水道事業会計補正予算（第2回）についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（飯田正志君） 起立者全員。

よって、議案第97号は原案のとおり可決されました。

ここで、10分休憩いたします。10時30分まで休憩といたします。

休憩 午前10時19分

再開 午前10時29分

○議長（飯田正志君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第98号～議案第107号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（飯田正志君） 日程第6、議案第98号 伊豆市職員の給与に関する条例等の一部改正についてから、日程第15、議案第107号 伊豆市学校給食調理場条例の一部改正についてまでの10議案を一括して議題といたします。

本案についても、各常任委員会に審査を付託してありましたので、審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

最初に、議案第98号から議案第103号までの6議案について、第1委員会委員長、杉山誠議員。

〔第1委員会委員長 杉山 誠君登壇〕

○第1委員会委員長（杉山 誠君） 12番、杉山誠です。

ただいま議長から報告を求められました議案第98号から議案第103号までの6議案について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、議案第98号 伊豆市職員の給与に関する条例等の一部改正について、補足説明はなく、質疑を行いました。

審査の過程における主な質疑として、第1条の臨時または非常勤職員を臨時職員に改める理由、また臨時職員と非常勤職員の違いは何かとの質疑に対し、一つには、この後で出てくる非常勤職員のほうに今まで臨時職員として規定していたものをうたい込む手続を行って

ます。特別職という枠ではなく、非常勤職員という条例を開設するというのがあります。こちらのほうで非常勤という言葉を使うので、こちらのほうからは臨時職員という規定にさせていただきます。臨時職員と非常勤職員の違いは、まず臨時職員については、地方公務員法の22条で任用形態として、臨時的任用というものを定めています。これは、通常の職員のように採用試験とかの選考手続によらずに短期間、緊急的に雇用する場合です。また、非常勤職員というのは、常時勤務する職員と比べて、勤務時間が短いという概念になりますとの答弁がありました。

以上、審査した結果、討論はなく、採決の結果、議案第98号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第99号 伊豆市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、補足説明はなく、質疑を行いました。

審査の過程における主な質疑として、内容的に変わったところを教えてくださいとの質疑に対し、議案のほうの新旧対照表105ページで変更点を示してあります。109ページでは、旧のほうで、その他の非常勤の特別委員長が月額6,000円、それから委員は5,500円というところの非常勤特別職の職員をさらに細かく表示してあります。110ページでは、特に高度の専門的な知識、経験等を必要とする職員として市長が認めたものにあつては、2万3,000円を基準として、任命権者の定める額、必要に応じて月額または年額とすることができるというものをご改正後のほうに直してありますとの答弁がありました。

以上、審査した結果、討論はなく、採決の結果、議案第99号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第100号 伊豆市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について、補足説明はなく、質疑を行いました。

審査の過程における主な質疑として、特に専門職の方を採用したいから改正するわけではないのかとの質疑に対し、例えば食肉加工センターの作業員は、今、臨時職員です。できれば民営化の予定をしていますが、それまでの間、一定の人に引き続いてやってもらいたい状況があります。最長1年という規定を超えて採用することは公務員法上、認められていないのでこういったものを3年間採用したいということになると、一定の期間、業務が終了するというような規定を適用して採用することができるということになっています。また、1日に入ってくる個体がずっと数が多いという状況ではなくて、時間によって多い少ないがあるだろうということで、その時間についても任期付きの採用ということで6時間とか5時間の時間で採用するということも想定されることから、今回提案させていただいていますとの答弁がありました。

以上、審査した結果、討論はなく、採決の結果、議案第100号は全会一致で可決すべきものと決定しました。

次に、議案第101号 伊豆市債権管理条例の制定について、補足説明はなく、質疑を行い

ました。

審査の過程における主な質疑として、これは議会に諮らないで債権の処理ができるということだと思うが、場合によっては数千万円ということもあり得ると思うが、それでも議会に諮りませんかとの質疑に対して、この適用で条件に合っていれば、議会の議決ということにはならないというように判断していますとの答弁がありました。

以上、審査した結果、討論はなく、採決の結果、議案第101号は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第102号 伊豆市が管理する市道の構造の技術的基準等を定める条例の制定について、補足説明はなく、質疑を行いました。

審査の過程における主な質疑として、6%では車いすが通れないと思います。一般的にバリアフリーで考えると、3%だと思いますが、そういうのも条例にのせる考えはありませんかとの質疑に対し、考えはあります、ただし数字ではありませんとの答弁がありました。

以上、審査した結果、討論はなく、採決の結果、議案第102号は全会一致で可決すべきものと決定しました。

次に、議案第103号 伊豆市準用河川における管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について、補足説明はなく、質疑を行いました。

審査の過程における質疑として、国のほうから伊豆市で管理しなさいということで条例をつくるようになったのですかとの質疑に対し、準用河川についても、地域主権一括法により国から伊豆市のほうに来たものですとの答弁がありました。

以上、審査した結果、討論はなく、採決の結果、議案第103号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、議案第98号から議案第103号までの6議案について、委員長報告を終わります。

○議長（飯田正志君） 次に、議案第104号から議案第107号までの4議案について、第2委員会委員長、木村建一議員。

〔第2委員会委員長 木村建一君登壇〕

○第2委員会委員長（木村建一君） ただいま議長から報告を求められました議案第104号から議案第107号までの条例案について、審査の経過と結果を報告申し上げます。

議案第104号 伊豆市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてですが、補足説明はなく、質疑を行いました。

主な質疑として、この条例の基準は厚生労働省の省令にあるものですが、事業の人員配置、居室面積、利用定員など多くの基準は、当然、規則で定められる。膨大な量の規則が予測されるが、他の市町と同じ対応をされているのかとの質疑に対して、この条例による事業の人員、設備及び運営に関する基準は、大筋を定めて、後は規則で定める形をとっています。地域主権一括法によりそれぞれの自治体が定めるものですが、静岡県 の指導による条例ひな型に従って制定するものです。規則も全部制定すると約300になりますが、県の指導に基づく

規則の制定を予定していますとの答弁がありました。

以上、討論はなく、採決の結果、議案第104号については全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をしました。

続きまして、議案第105号 伊豆市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について、補足説明はなく、質疑を行いました。

地域密着型介護予防サービスの対象者について確認があり、質疑を終了しました。

その後討論はなく、採決の結果、議案第105号については全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第106号 伊豆市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の制定について、補足説明、質疑、討論はなく、採決の結果、議案第106号については全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第107号 伊豆市学校給食調理場条例の一部改正について、補足説明はなく質疑を行いました。

主な質疑として、今回の改正では、修善寺南小学校の自校方式の給食を給食センター方式に変えるが、先般、米ペーストを使った給食パンのモデル校と新聞に出ていたが、来年はどうなるのかとの質疑に対し、米の市場拡大を目的に静岡県事業として、自校方式の修善寺南小学校で米ペーストパンの試食を行いました。この事業については今回限りのものであるとの答弁がありました。

自校方式の特徴をなくしてでもセンター方式のほうがよいと判断される理由について説明を求めたのに対し、特に修善寺地区の学校給食については、児童の減少に伴い段階的に自校方式をセンター方式に変えてきた経過があります。人件費等の経費の面と給食センターを有効活用していきたいというのが主な理由ですとの答弁がありました。

以上、討論はなく、採決の結果、議案第107号については全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、第2委員会委員長報告を終わります。

○議長（飯田正志君） 以上で、各委員長の報告は終わりました。

これより暫時休憩いたします。この休憩中に、ただいまの各委員長の報告に対し、質疑、討論のある議員は通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午前10時42分

再開 午前10時44分

○議長（飯田正志君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから議案第98号 伊豆市職員の給与に関する条例等の一部改正についてから議案

第107号 伊豆市学校給食調理場条例の一部改正についてまでの10議案について、質疑、討論、採決を行います。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。質疑の通告がありませんので、質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

議案第107号 学校給食調理場条例の一部改正についての反対討論を行います。

16番、木村建一議員。

〔16番 木村建一君登壇〕

○16番（木村建一君） 議案第107号 学校給食調理場条例の一部改正について反対討論を行います。

委員長という立場を十分にわきまえた上で、討論させていただきます。

委員長というのは、皆さんの意見をまとめていくという立場であります。この議案が提案されたときに委員会でも若干の質疑は、自分の疑問点というか、やりましたが、委員長という立場でそこでまた持論を述べてやるというのは、ちょっといささか余り好ましくないということで、その場所ではただ単に聞いて終わりましたが、そういう立場から、委員長という立場をきちっと踏まえた上で、討論に参加していきたいと思えます。

いろいろと議案提案のときに理由は述べられていました。そして私が今、委員長報告で述べたように、委員会でも同じような教育委員会から報告があったんですが、私は大もとというのは、この学校給食の問題について財政論からいいのだろうかとか提案理由はそのようなことでしたから、ほかにはもう一つ、施設の関係等々の理由は述べておりましたが、私は自校方式とか、それからセンター方式に関係なくて、子供たちにとって一番いい給食はどんな給食なんだろうかと、そのためにはどんな学校給食がいいのだろうかとか、学校給食は教育の一部という立場でやはり私はこの点は考えていく必要があるのじゃなかろうかと思っています。

いろいろと調べてみましたが、学校給食法というのが、今、名称がなくなりまして、平成20年度ですか、実質的には21年度、施行されたんですが、学校保健安全法というのに替わりました。これについて、全部述べる必要性は何らないんですが、ちょっと気がかりなところは、これに基づいて、当然、学校給食がやられております。法律の目的に、従来の学校給食の普及充実に加えて、今回の方法を変えることによって、学校における食育の推進というのが、新たに制定されたということは、教育長、十分に御存じだと思うんです。その中に、さらにそれを踏まえた上で学校給食の目標というのが第2条にあります。7項目に整理されておりますが、幾つか気になるところだけ、全部そうなんですが、今回のセンター方式は、この点はどのように教育委員会で考えられてやられたのかなと気がかりなところがあるんです。

7項目の中の二つだけ、ちょっと文章読みながら自分なりの考え方を述べさせていただきます。

ますが、4項目めに、食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深めて、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと、それから7項目めに、食料の生産、流通及び使用について正しい理解に導くことと、いろいろと書かれてあるんですが、それを見たときに、いわゆるなかなか栄養が偏るといふか栄養不良じゃないですね、今、子供たちは。そうしますと、地域の食材を利用した地産地消ということが一つのやっぱり、ただ単にこれを教育委員会だけじゃなくて農業起こしという意味で、市長部局の中においても遊休農地をどう活用していくのかと。いわゆる伊豆市づくりをどうしようかということが、観点が、私あると思うんです。そういったときに、大きくなればなるほど、一つのセンターでたくさん給食をつくれればつくるほど、それに見合ったような材料がきちっと伊豆市にとって提供できるかと。大規模になればなるほど、なかなか生産者と結びつく度合というのが、私は少なくなるのかなというように思っています。やっぱり地元でとれたもの、全部とはなかなかいきませんが、地元でとれたものが、伊豆市民の農業をやっている方から学校給食に運ばれてくるということが、私は自然環境の問題とか流通問題を考えていく上で、子供たちの教育にとって、極めて重要な要素であるのかなと思っています。

そういう立場から、やはりきちっともう一度、私はこのセンター方式にすべきかどうかということも含めながら、当然、検討したのかなとも、それが全く見えない、今回の提案の中では。私はそのように考えて、冒頭お話ししましたように、お金の面だけを中心にして考えるべき課題ではないというふうに思いますので、今回の提案については反対をさせていただきます。

以上です。

○議長（飯田正志君） 以上で討論を終結いたします。

これより分割採決を行います。

初めに、議案第98号 伊豆市職員の給与に関する条例等の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（飯田正志君） 起立者全員。

よって、議案第98号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第99号 伊豆市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（飯田正志君） 起立者全員。

よって、議案第99号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第100号 伊豆市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（飯田正志君） 起立者全員。

よって、議案第100号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第101号 伊豆市債権管理条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（飯田正志君） 起立者多数。

よって、議案第101号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第102号 伊豆市が管理する市道の構造の技術的基準等を定める条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（飯田正志君） 起立者全員。

よって、議案第102号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第103号 伊豆市準用河川における管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（飯田正志君） 起立者全員。

よって、議案第103号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第104号 伊豆市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（飯田正志君） 起立者全員。

よって、議案第104号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第105号 伊豆市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（飯田正志君） 起立者全員。

よって、議案第105号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第106号 伊豆市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（飯田正志君） 起立者全員。

よって、議案第106号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第107号 伊豆市学校給食調理場条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（飯田正志君） 起立者多数。

よって、議案第107号は原案のとおり可決されました。

◎議案第108号及び議案第109号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（飯田正志君） 日程第16、議案第108号 公の施設の指定管理者の指定について（天城ふるさと広場）及び日程第17、議案第109号 公の施設の指定管理者の指定について（修善寺体育館・修善寺グラウンド）の2議案を一括して議題といたします。

本案についても、各常任委員会に審査を付託してありましたので、審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

最初に、議案第108号について、第1委員会委員長、杉山誠議員。

〔第1委員会委員長 杉山 誠君登壇〕

○第1委員会委員長（杉山 誠君） 12番、杉山誠です。

ただいま議長から報告を求められました議案第108号 公の施設の指定管理者の指定について（天城ふるさと広場）について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

当議案につきまして、補足説明はなく、質疑を行いました。

審査の過程における質疑の主なものとして、体育協会が指定管理者になると地元の人はど

うなるかとの質疑に対して、昨年の審査会における答申が施設の維持管理や利用者の安全面、サービスの向上等の改善と、今後は魅力（三力）プロジェクトとの連携を考慮した上での公募による選定ということで一般公募という方法も考えましたが、魅力（三力）プロジェクトとのかかわりや本来の目的である市民の健康増進あるいは観光振興で考えたときに、市内への波及効果を考えた場合には、やはり体育協会ということになりました。地元雇用ですとか地元業者利用とかいう部分で体育協会の提案もありましたので、公募によらない方法で提案させていただいていますとの答弁がありました。

また、体育協会で市民の体育活動が活発になっているという実態は把握していますかとの質疑に対し、体育協会について産業振興課では詳しい情報は得ていませんが、魅力（三力）プロジェクトとしての実績という部分で全国に先駆けたスポーツツーリズムに取り組み、平成23年度では7,000人余りの宿泊、金銭換算で4,100万円、8,600食の弁当の受注、これが500万円、あと輸送業務等、会員数として56の宿泊施設、8軒の弁当事業者が加入して、この魅力（三力）プロジェクト、市民発想型のプロジェクトとして推進している実績は把握していますとの答弁がありました。

以上、審査した結果、討論はなく、採決の結果、議案第108号は、賛成多数で可決すべきものと決定をいたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（飯田正志君） 次に、議案第109号について、第2委員会委員長、木村建一議員。

〔第2委員会委員長 木村建一君登壇〕

○第2委員会委員長（木村建一君） ただいま議長から報告を求められました議案第109号について、審査の経過と結果を報告申し上げます。

議案第109号 公の施設の指定管理者の指定について（修善寺体育館・修善寺グラウンド）ですが、補足説明はなく、質疑を行いました。

主な質疑として、指定する伊豆市体育協会の概要資料に記載された沿革では、平成23年に旅行業登録を行っているが、具体的にどういふことを行おうとしているのかとの質疑に対し、現在、魅力（三力）プロジェクトを立ち上げ、その事務局を伊豆市体育協会が行っています。魅力（三力）プロジェクトは、伊豆市内の社会体育施設を有効活用し、大学の合宿やスポーツ大会等の誘客をするものです。それらの誘客には旅行業の資格が必要になるため、第3種の資格を取られて登録していますとの答弁がありました。

以上、討論はなく、採決の結果、議案第109号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、第2委員会委員長報告を終わります。

○議長（飯田正志君） 以上で、各委員長の報告は終わりました。

これより暫時休憩いたします。この休憩中に、ただいまの各委員長の報告に対し、質疑、討論のある議員は通告書を議長に速やかに御提出願います。

休憩 午前 11 時 01 分

再開 午前 11 時 04 分

○議長（飯田正志君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから議案第108号 公の施設の指定管理者の指定について（天城ふるさと広場）及び議案第109号 公の施設の指定管理者の指定について（修善寺体育館・修善寺グラウンド）の2議案について、質疑、討論、採決を行います。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、これを許します。

最初に、議案第108号、10番、西島信也議員。

〔10番 西島信也君登壇〕

○10番（西島信也君） 10番、西島信也です。

私は、議案第108号 公の施設の指定管理者の指定について（天城ふるさと広場）質疑を行います。

質疑は1点だけあります。この天城ふるさと広場は、今現在、指定管理者としてやっているところがあるわけですね。株式会社来富という会社が指定管理者として、今、天城ふるさと広場の運営をしているわけでありまして。先日、ここで体育協会が指定ということの議案が出てきたわけですが、しからば、株式会社来富はどういうわけで指定から外されたのか。また、公募の上にもそういう名前がのってこなかったと、公募しないということですが、それはなぜなのか。

以上、来富を指定管理者から外した理由、これについてどういう議論があったのかお伺いいたします。

以上です。

○議長（飯田正志君） 答弁願います。

第1委員長、杉山誠議員。

〔第1委員会委員長 杉山 誠君登壇〕

○第1委員会委員長（杉山 誠君） 12番、杉山誠です。

この来富が指定管理者に指定されなかった理由ということに対しての質疑でありますけれども、質疑の中で一つとして、まずこの今まで指定管理を受けていた団体のことを示していると思われまして、この方たちは余り成績がよくなかったのかどうかということが質疑されました。そして、それに対しての答弁としては、評価した結果、23年度の答申によって、施設の維持管理や利用者の安全面、サービスの向上等の改善と今後は魅力（三力）プロジェクトとの連携を考慮した上で、公募による選定を望むというような審査会の答申を受けたという答弁がありました。

また、現在、指定管理している株式会社来富につきましては、今回、体育協会のほうが指定管理に対する申請あるいは提案をしている中で施設管理の考え方として、地元の雇用、あるいは地元業者、地元団体との連携を含めて、地域の力による維持管理が提案されているということで答弁がありましたということでございます。

○議長（飯田正志君） 再質疑ありますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○議長（飯田正志君） 次に、議案第109号について、通告がありますのでこれを許します。

14番、森良雄議員。

〔14番 森 良雄君登壇〕

○14番（森 良雄君） 14番、森良雄です。

議案第109号 公の施設の指定管理者の指定について（修善寺体育館・修善寺グラウンド）について、質疑させていただきます。

指定管理の目的として、伊豆市民の健康増進、体力の向上に関する事業を行い、生涯スポーツの振興を図るとともに、スポーツ活動を通じた青少年の健全育成、健康をテーマとするまちづくりに寄与することを目的とするところが議案第109号の参考資料としてございます。

さて、それではこの目的に沿った活動を伊豆市体育協会はどのようにして行っているのか、またその成果は上がっているのかどうなのか、お伺いしたいと思います。

○議長（飯田正志君） 答弁願います。

第2委員長、木村建一議員。

〔第2委員会委員長 木村建一君登壇〕

○第2委員会委員長（木村建一君） 森議員の委員長報告に対する質疑に対してお答えをいたします。

いわゆる今回、修善寺体育館・修善寺グラウンドを引き続き体育協会に指定したいがいかがかということの提案について論議をしましたが、今、挙げた一つの項目についてどうなのというところについては論議をしておりません。あくまでも指定管理を今まで受けていた修善寺体育館・修善寺グラウンドについて本当に引き続き、この体育協会にやっていいのかどうかということについて論議をいたしました。補足的にその立場、その観点から、委員会で社会教育課長が次のように述べたことをお答えしていきたいなと思っております。

公募によらない指定管理者の選定についてというのがあるのだが、その中に施設の事業内容の予定、事業の継続性という観点や、現受託団体の実績から、現受託団体を引き続き、すなわち、今回質疑のあった体育協会が修善寺体育館・グラウンドについてどうなのということについては、質疑の中で、引き続き体育協会を指定管理者として指定することが適当であると認めたから提案してきたんだという報告が課長からありました。

以上であります。

○議長（飯田正志君） 再質疑ありますか。

森議員。

○14番（森 良雄君） 何か全然議論にならないですね。私が聞いているのは、今、私が先ほど述べたのは、体育協会そのものの目的だと思うんですね。伊豆市民の健康増進、体力の向上に関する事業を行い、この事業を行っていることは認めますよ。では結果を出しているのかどうなのかということをお前は聞いているんだ。それを議論しないで、はい、承認しましたで済むんですか。いかがですか。

○議長（飯田正志君） ちょっと森議員に聞きますけれども、そういう議論があったかどうかで結構ですね。

これ、議案としてはできませんので、委員長の報告の経過と結果についての質疑ですので、そういう議論であったかどうかということをお第2委員長に聞くということですが、よろしいですか。

〔「あなたは付託してるんだからね」と言う人あり〕

○議長（飯田正志君） あなたって、議会が付託したんですよ。議会が付託したんですよ。あなたも付託に賛成したんだから。

〔「質問に答えてないんじゃないですか。議長」と言う人あり〕

○議長（飯田正志君） 議案に対して、質疑はできませんので。ここでは。

とりあえず、第2委員長、答弁願います。

○第2委員会委員長（木村建一君） 委員外議員として否決されたから、こんな質疑しているのかなと思ひながら、お話をさせていただきます。

今、議案となっているのは、繰り返しますが、森議員も十分に御存じだと思うんですが、体育協会は、ただ単に、今、質疑している修善寺グラウンドと修善寺体育館だけをやっているわけじゃないですよ。広くいろんなところでそういうことをやっている。そしてその中の今回は、繰り返しますが、体育協会が、修善寺グラウンド・修善寺体育館をやりたいんだがどうかというふうなお話になったんですが、あなたは前に同じような質疑してるんですよ。今、目的は述べましたから、詳しくは言いませんが、スポーツ振興、狩野川記念公園のグラウンドを見てみると、市民スポーツが衰退しているんじゃないかというふうなお話なされました。この件について、私のほうから、今回の指定管理が、体育協会のスポーツ振興という立場から見たときに、狩野川記念公園どうですかという質疑ですねということになって、何かお話しなされたから担当常任委員会にこれで採決しますか、採り上げますか、採り上げませんかというようなことを、私、委員長として投げかけましたが、これは今回の提案していることと違うからということで否決されたということは十分に御存じだと思うんですね。当然、あくまでも今までのこういう活動やってきたことについて、引き続きやっていきたいという審査会の報告もあったということですから、それに基づいて審査をしたということでもありますから、より具体的にその検証をするということはやっており

ません。

以上です。

○議長（飯田正志君） 再質疑ありますか。

森議員。

○14番（森 良雄君） 私は一例として狩野川記念公園のグラウンドを上げたんです。いいですか。それと同じことを修善寺体育館・修善寺グラウンドで当てはめることだってできるわけですよ。あそこでやっているバレーボールとか、野球なんかもやっていると思います。そういうものが本当に振興されているのかどうなのか。そういうことを聞きたいんですよ。それを審査しないで、ただ、ああいいですよと。そう言っているんじゃないんですか。それではちょっと、議会の委員会として、僕は不適當と思いますけれども、いかがですか。

○議長（飯田正志君） 第2委員会委員長、木村建一議員。

○第2委員会委員長（木村建一君） 言葉というのは、正確にやっていただきたいと思います。また、きょうの質疑の中で、広く体協そのものの活動どうだったのというお話なされてるんですが、あくまでも修善寺体育館とグラウンドについて、引き続き指定していかどうかという論議ですから、その立場に立って我々はとらえてやっていったということでありますから、体育協会全般にわたって、その目的に沿ってどうなのという論議は、それは広くは該当するでしょうけれども、市長から提案されたことは、繰り返しますが、修善寺グラウンド・体育館について、引き続きやっていかどうかという提案でありますから、これ以上の論議はやっておりません。

以上であります。

○議長（飯田正志君） 以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

議案第108号について、10番、西島信也議員。

〔10番 西島信也君登壇〕

○10番（西島信也君） 10番、西島信也です。

私は議案第108号 公の施設の指定管理者の指定について、反対の立場から討論を行います。

この天城ふるさと広場の施設の内容は、天城ドーム、多目的広場、野球グラウンド、ゴルフのショートコース、そして宿泊施設天城山荘ですけれども、多岐にわたっております。そして平成19年10月1日から現在に至るまで、株式会社来富が指定管理者としてその管理に当たっております。そこで、今回、天城ふるさと広場の指定管理者を公募によらない選定、いわば1社随意契約という形で伊豆市体育協会にするという議案がここで出てきたわけであり、指定管理者の指定は、原則公募により選定しなければなりません。しかし、指定管理者として、当該施設の管理を現に行っている団体や、市長が特に認めるものは公募によらず、

候補者として選定できるものと定められております。伊豆市体育協会は、市長が特別な理由で選定したものであります。特別な理由とは何か。それは本会議でも委員会でも説明していましたが、魅力（三力）プロジェクトを活用するため体協にお願いしたいということであります。

天城ふるさと広場は、紛れもなく公の施設であります。伊豆市の公の施設であります。地方自治法第244条で規定されている公の施設とは、直接住民の福祉を増進する目的を持って住民の利用に供するための施設であり、利用そのものが福祉の増進となるものでなければなりません。したがって、よそからのお客さんが利用する魅力（三力）プロジェクトの事業が、公の施設を利用するということにつきましては、私は正しいこととは思っておりません。しかし、観光業界からの要請もあろうかと思いますので、ある程度はやむを得ないと私自身は理解しております。

しかし、これは程度問題であって、市長は天城ふるさと広場の魅力（三力）プロジェクトを推進させるため、何の落ち度もない来富を切り捨て、自分たちに都合のいい体協を指定管理者に指名するという事は、本末転倒も甚だしいものであります。天城ふるさと広場は、魅力（三力）プロジェクトのためにあるのではなく、あくまでも市民の利用に寄与するために存在するのだということをお前提としてもらいたいと思います。市長には、地方自治法第244条、公の施設の条項をしっかりと勉強することをお勧めするものであります。

次に、現指定管理者である株式会社来富が、なぜやめさせられなくてはならないのか、私にはさっぱり理解ができません。ただいま委員長報告で、来富の評価が低いというようなことでありましたが、何に比べて評価が低いのか、全然具体性もなく説得力もありません。評価が低いということは大変に疑わしいと思わざるを得ません。来富の代表者は、天城湯ヶ島町の職員であったときから、天城ふるさと広場の運営に携わり、平成19年に同施設が指定管理者制度に移行するについて、役所を退職し、そして会社を立ち上げ、全身全霊をもって天城ふるさと広場にささげてきたわけであります。天城山荘などについては、昼夜を分かたずその管理運営に邁進し、指定管理料をゼロに抑えてきたということにつきましては、特筆大書すべきものがあるかと思えます。その間、この不況下においてお客様の確保に努め、誠実に仕事をしてきたということは万人の認めるところであります。そして先月の皇太子殿下行啓の育樹祭においては、つつがなくその務めを果たしたことは記憶に新しいところであります。また、地元地権者の上船原の皆さんとも良好な信頼関係を築いていると伺っており、私は現時点では株式会社来富が最適の指定管理者であると確信をしております。その来富を公募の土俵にも上げさせずに切り捨てる。これはまさに血も涙もない仕打ちじゃないかと皆さんお思いになりませんか。自分の思いだけで市民を犠牲に追い込み、しかも平然としてられる。我々の常識、市民感覚からは到底考えることはできません。ぜひ市長には、再考を促すものであります。

以上、私は、本議案の反対討論とさせていただきます。

○議長（飯田正志君） 次に、議案第109号について、14番、森議員。

〔14番 森 良雄君登壇〕

○14番（森 良雄君） 14番、森良雄です。

議案第109号 公の施設の指定管理者の指定について、反対討論をさせていただきます。

この指定、ここに載っている特定非営利活動法人伊豆市体育協会ですが、この団体は先ほども申したように、伊豆市民の健康増進、体力の向上に関する事業を行い、生涯スポーツの振興を図るとともに、スポーツ活動を通じた青少年の健全育成、健康をテーマとするまちづくりに寄与することを目的とすると、指定管理の目的がこうなっております。

体育協会が指定管理者になれば、修善寺体育館・グラウンド管理業務委託は平成25年度から27年度に至って3,630万円の私たちは債務負担を負うものであります。体育協会、議案第108号でもおわかりのように、本来なら体育協会という名前からいえば、先ほど述べたような、市民の健康増進や体力の向上に全力を尽くしてこそ指定管理者となるべきものだと思います。ところが、残念なことに、私は一例として狩野川記念公園のグラウンドを挙げましたけれども、それでは修善寺体育館や修善寺グラウンドの利用者はふえているんですか。そういう議論はちっとも行われていない。その一方で、魅力（三力）プロジェクトでお客さんをしっかり誘致しているとおっしゃっておりますが、市長さん、伊豆市の宿泊客はふえているんですか、減っているんですか。減っているんでしょう。それで一方の団体だけが、いや、誘客している誘客していると。何かつじつまが合わないのではないですか。体育協会は、市民の健康増進、体力の向上、スポーツ活動の発展、それに全力を尽くすべきなんです。残念ながら見ている限りでは、金もうけに走り、今言ったような本来の目的から逸脱しておる。私はこの議案は、その最たるものだと思います。

指定管理者に指定して、体育振興を図ってもら。しかし、今までの実績はどうなんですか。何も議論されてないじゃないですか。しっかりと伊豆市の市民の体力向上、スポーツ振興に全力を挙げてもらいたい。そういう観点から、私は反対させていただきます。

終わります。

○議長（飯田正志君） 以上で討論を終結いたします。

これより分割採決を行います。

初めに、議案第108号 公の施設の指定管理者の指定について（天城ふるさと広場）について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（飯田正志君） 起立者多数。

よって、議案第108号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第109号 公の施設の指定管理者の指定について（修善寺体育館・修善寺グラ

ウンド) についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（飯田正志君） 起立者多数。

よって、議案第109号は原案のとおり可決されました。

◎日程の追加

○議長（飯田正志君） お諮りします。

お配りしてあります追加日程表のとおり、発議第13号 伊豆中央道・修善寺道路の早期無料化と江間交差点のフルインターチェンジ化を求める意見書について、これを日程に追加し、追加日程として議題としたいと思えます。御異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（飯田正志君） 異議なしと認め、発議第13号を日程に追加することに決定いたしました。

◎発議第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（飯田正志君） 追加日程第1、発議第13号 伊豆中央道・修善寺道路の早期無料化と江間交差点のフルインターチェンジ化を求める意見書についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

第1委員会委員長、杉山誠議員。

[第1委員会委員長 杉山 誠君登壇]

○第1委員会委員長（杉山 誠君） 12番、杉山誠です。

ただいま議長から求められました伊豆中央道・修善寺道路の早期無料化と江間交差点のフルインターチェンジ化を求める意見書の提出についての提案理由の説明をさせていただきます。

本文の朗読をもって説明とさせていただきます。

伊豆中央道・修善寺道路の早期無料化と江間交差点のフルインターチェンジ化を求める意見書

低迷を続けております伊豆地域の観光は、富士山の世界遺産登録への動きや、伊豆半島ジオパーク構想・新東名開通による内陸フロンティア構想への取り組み、東駿河湾環状線の開通と伊豆縦貫自動車道の事業化などにより新たな光が射し大きな期待が寄せられております。

しかし、これらの計画の根幹をなす伊豆中央道・修善寺道路は、平成24年7月19日付けの静岡新聞に掲載されたように伊豆中央道と修善寺道路について道路経営を一本化し合併採算制を導入し、両路線の建設借入金償還計画を見直し、伊豆中央道の償還期限の平成27年3月

が延期されようと計画されています。

また、江間地区の伊豆中央道は市道と平面交差しており、交通渋滞はもとより交通事故が危惧されている危険な交差点となっております。

つきましては、地域の実情をご賢察のうえ、以下の点について、実現するよう強く要望します。

記。

1、早期に伊豆中央道及び修善寺道路の無料化を図ること。

2、江間交差点の立体化とフルインターチェンジの設置を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成24年12月14日、静岡県伊豆市議会。

静岡県知事 川勝平太様、静岡県議会議長 小楠和男様であります。

議員の皆様には、この意見書を採択していただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（飯田正志君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（飯田正志君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（飯田正志君） 討論はありませんので、討論を終結いたします。

これより発議第13号について採決を行います。

原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（飯田正志君） 起立者全員。

よって、発議第13号は原案のとおり可決されました。

ちなみに、この意見書は函南町議会議長と伊豆の国市議長と私と3人で、12月21日県庁のほうに行って提出してきます。

◎閉会宣告

○議長（飯田正志君） 以上で、本会議の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、平成24年第4回伊豆市議会定例会を閉会いたします。

皆様には長期間にわたり、慎重審議いただきましてありがとうございました。

閉会 午前11時36分